



清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究

萩原, 守

(Citation)

科研報告書, 13610420

(Issue Date)

2005-03

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/K0001630>



清朝によるモンゴルその他
諸地域への民族立法の研究

13610420

平成 13 年度～平成 16 年度科学研究費補助金
基盤研究 (C) (2) 研究成果報告書

平成 17 年 3 月

研究代表者 萩原 守
(神戸大学国際文化学部助教授)

清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究

(平成13～16年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (2) 研究成果報告書)

萩原 守 (神戸大学)

課題番号 13610420

研究組織 研究代表者：萩原 守 (神戸大学国際文化学部助教授)

交付決定額 (配分額)

(金額単位：千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成13年度	800	0	800
平成14年度	500	0	500
平成15年度	500	0	500
平成16年度	500	0	500
総計	2300	0	2300

研究発表

(1) 学会誌等

萩原 守、「清代モンゴルのイフシャビに対する法律の適用-----大活仏の領民と刑事裁判-----」(『史林』84-4、pp.100-127、2001年)

萩原 守、“Xinhai Revolution 辛亥革命 and Mongolia” (久保田文次編『国際ワークショップ 20世紀中国の構造的変動と辛亥革命 報告集』、「20世紀中国社会の構造的変動と日本」科学研究費研究会、pp.121-127.2002年)

HAGIHARA Mamoru, “The Application of Law to the “Yeke shabi” in Mongolia under the Manchurian Ch’ing Dynasty’s Rule” (*Summaries of Congress Papers, The 8th International Congress of Mongolists*, pp.144-145, Ulaanbaatar, 2002)

萩原 守、「清朝治下諸地域の法制史に関する研究状況」(鳥根県立大学 北東アジア地域研究センター『北東アジア研究』7、pp.57-68. 2004年)

萩原 守、「K.Sagaster氏紹介モンゴル文裁判文書A77の再検討」(『満族史研究』3、pp.147-155. 2004年)

萩原 守、「モンゴル民族の法制の歴史」(松原正毅他編著『ユーラシア草原からのメッセージ』平凡社、pp.316-338. 2005年)

(2) 口頭発表

萩原 守、「Xinhai Revolution 辛亥革命 and Mongolia」(国際ワークショップ 20世紀中国の構造的変動と辛亥革命、於日本女子大学、2002年)

萩原 守、“The Application of Law to the “Yeke shabi” in Mongolia under the Manchurian Ch’ing Dynasty’s Rule” (第八回国際モンゴル学者大会、於モンゴル国、ウランバートル、2002年)

萩原 守、「清代モンゴル法制史研究の位置づけをめぐって」(モンゴル学シンポジウム「近現代のモンゴルを囲んだ諸外国」、於鳥根県立大学、2003年)

まえがき

本書は、平成13～16年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）の研究成果報告書である。表題は『清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究』となっているが、その研究中心はあくまでもやはりモンゴルであり、新疆やチベット等の諸地域はモンゴルとの関わりや比較の文脈で触れたにすぎない。

本報告書の構成は、第一部の研究篇と第二部の訳註篇からなり、研究篇は全一章、訳註篇は全五章からなっている。研究篇では、まず第一節で総論を述べた後、第二節でモンゴル民族史の時代区分を試み、各時代における法制史の研究状況を詳しく述べた。すなわちこれによって、清代モンゴルの法制史がモンゴル民族史上でいかなる位置にあるのかということを経軸の上で把握しようと試みたわけである。次いで第三節では、まず清王朝の国家構造をめぐる最近の研究動向をまとめて論評し、筆者自身の見解を述べた後、清王朝によって制定された民族別の法典、すなわち本研究の中心テーマである民族立法に関する問題を述べた。それから各地域・各民族に対する司法支配がいかに研究されているかという問題を論述した。第四節では、特にモンゴル地域に限定して清朝による統治システムとモンゴル人専用法の問題、そして現在わかっている限りでのモンゴルに対する清朝の司法支配の問題をやや詳しく述べた。第五節では、清代モンゴルの法制史に関する内外での研究史を地域別にまとめた。

第二部訳註篇は、清代モンゴルにおける法制史研究の具体的な史料として、かつて拙稿萩原1988等でも利用してきた大量の裁判文書原本を全て転写・訳出し、まとめて提示した。既に一部は萩原2000等にて提示したことがあるが、これだけの文書をまとめて提示できる機会は少ないので、一部の重複にかまわず萩原1988等で利用した文書は全て提示させていただいた。この部分に関しては、萩原1988、同2001等をも参照されたい。

裁判文書の転写・訳註に当たっては、その方針と凡例を示した後、事件ごとに、第一章から第五章まで章を分かって、文書原本の転写・訳註を提示した。裁判文書は長い物も多いが、その分記載内容も大変に詳しい。筆者は、裁判制度研究の根本史料としてこれら裁判文書原本を全面的に使用してきており、裁判文書の書式や独特のモンゴル語・満洲語表現をも研究目標としているため、必ず第三者による客観的な判断を仰ぐのに十分な分量の原典史料を提示する必要がある。また、これらの文書原本の訳註を初めて公開することは、社会史や人類学等、法制史以外の方面でも十分な価値を発揮できる可能性があるだろう。

以上、準備不足にもかかわらず大急ぎで仕上げたために、種々の遺漏もあることと思う。各方面からの指摘を請う所である。四年間の科研期間に比して、訳註を除けば簡略な仕事となってしまったが、筆者の研究の上では、一歩前進することができたと思う。

文献引用と暦・年齢に関する凡例

- ・本研究で利用する文献は、末尾の主要参考文献にまとめた。言及の際は、著者編者名とその西暦出版年のみを記す。
- ・本研究で言及する暦は全て清朝で用いられていた旧暦とし、登場人物や家畜の年齢も全て数え年の年齢をそのまま使用する。

目次

所定事項	1
まえがき・凡例	2
目次	3
第一部 研究篇	
第一章 清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究	
第一節 序	4
第二節 モンゴル民族史上における法制の変遷	
第一項 モンゴル民族史の時代区分と清朝支配時代	4
第二項 各時代における法制の概要	6
第三節 清王朝の構造と少数民族への司法支配	
第一項 清朝国家論のあり方	14
第二項 清朝治下における民族別の諸法典	16
第三項 清朝治下における各民族への司法支配	18
第四節 清朝支配下のモンゴル	
第一項 モンゴルに対する統治システム	23
第二項 清朝の蒙古例	26
第三項 モンゴルへの司法支配	28
第五節 清代モンゴルの法制史に関する研究史	
第一項 ヨーロッパでの研究	29
第二項 モンゴルでの研究	31
第三項 中国での研究	32
第四項 日本での研究	32
第六節 結	34
第二部 訳註篇	
転写・訳註に当たっての方針と凡例	36
第一章 オンボフの事件に関する裁判文書	38
第二章 ダシジドの事件に関する裁判文書	184
第三章 ラマ・ロプサンの事件に関する裁判文書	303
第四章 オドセルとナワーンの事件に関する裁判文書	329
第五章 ザガスター氏紹介の裁判文書	354
主要参考文献	366

第一部 研究篇

第一章 清朝によるモンゴルその他 諸地域への民族立法の研究

第一節 序

モンゴル民族は、13世紀にチンギスハーンによって統合・形成されて以来、今日に至るまで多彩な歴史を経験してきた。その間彼らは、他の様々な諸民族、諸地域との関わりを持ち続け、ユーラシアの大部分を支配していた13・14世紀のモンゴル帝国時代は勿論のこと、その後のモンゴル高原に収束した時代においても、隣接する中国やロシアなどの諸地域に大きな影響を及ぼし、またその逆に周辺諸地域からの強い影響を受け続けてきた。本研究のテーマは、そのうちの17世紀から20世紀初頭に当たる清代モンゴルにおける法制史である。

この第一部第一章の第二節と第三節では、清代モンゴルとその法制史の位置づけを、モンゴル民族史としての通史的側面と大清帝国内における藩部の一つとしての側面、すなわち時間軸と空間軸の両方の側面から検討する。次いで第四節で、清朝支配下にあったモンゴルでの行政統治システムと、清朝によって制定されたモンゴル人専用法である蒙古例、そして具体的な司法支配の実態を解説する。清朝においては、後述するように行政機構と裁判機構は基本的に共通であり、行政機構の解説は裁判制度に直結している。また、法典の予備知識なしに裁判制度を理解することもできない。第五節では、清代モンゴルの法制史に関する研究史を簡略にまとめる。最後に第六節にて、結論を述べる。

第二節 モンゴル民族史上における法制の変遷

第一項 モンゴル民族史の時代区分と清朝支配時代

本節では、モンゴル民族史としての通史的時間軸の観点から、清代モンゴルとその法制史の位置づけを考えてみたい。そこでモンゴル民族が形成されて以来の歴史を具体的に検討するに当たって、まず最初に、筆者なりにモンゴル民族史をいくつかの時代に区切っておく。その際基準とするのはあくまで政治史的な時代区分であって、かつ、その区分の年代そのものを含めて、おおまかな目安としての区分である。また、時代区分の対象とするのはあくまでモンゴル本土とその周辺、特に本研究で中心的に扱う外モンゴルであって、カザフスタンやロシア、イランなどかつての征服地は最初から除外して考えることとする。これらの条件を課した上で考えてみると、現在の所、筆者の考えでは、モンゴル民族史は以下のように六つ程度の時代に区分することが可能ではないかと思う。

まず、チンギスハーンがモンゴル高原を統一して民族を形成し始めた1206年から、中国におけるモンゴル人王朝「元朝」が崩壊してモンゴル人勢力がモンゴル高原に退却する1368年まで。この第一番目の時代を、今仮に大きく「世界帝国期」と名付けておく。

次いで、この1368年から、モンゴル民族が独立を失って順次清朝とロシアの支配下に

入っていく17・18世紀までを、一つの時代とすることができるであろう。独立を失う年次は、内モンゴル（1634～1635年頃、後金国つまり後の清朝へ帰属）、ブリヤート（17世紀中頃から、ロシア帝国へ帰属）、外モンゴル（1691年、清朝へ帰属）、ジュンガル（1757年、清朝へ帰属）と地域ごとにはほぼ四段階に分かれるが、ここでは一応外モンゴルが清朝支配下に入った1691年という年を区切りとして採用する。そしてこの1368年から1691年の間は、仮に「モンゴル高原での独立時代」と名付けておきたい。またこの時代は「東西モンゴルの対立抗争の時代」と呼ぶことも可能であろう。

続いてこの清朝による支配は、地域ごとに相前後して始まった後、永年続いたが、内外モンゴル・新疆北部（旧ジュンガル）ともに1911年の辛亥革命によって一斉に終わりを告げる¹。この年の12月1日には庫倫²の大活仏ジェブツンダンバホトクト8世³によって内外モンゴルの独立宣言がなされた。従って、1691年から1911年までが外モンゴルの「清朝支配下の時代」となり、内モンゴルや新疆北部でも、清朝支配の開始時期はまちまちであるが、その終了はほぼ同時である。

さて独立宣言を発した庫倫のモンゴル国政府は、中華民国とロシア帝国の干渉によって1913年の末頃からやむなく政治的軍事的に内モンゴルを放棄せざるを得なくなり、さらにその後の露中蒙キャフタ三国協定（1915年）による独立取り消し、つまり中国内の自治領化と、中華民国政府による強制的な自治撤廃（1919年）とによって再び完全な中国領に戻されてしまう。しかしロシア赤軍の支援を受けたモンゴル人民党が、1921年のモンゴル革命によって、外モンゴルのみの再独立を達成する。この間の1911年から1921年までを、通説に従って「ボグドハーン制モンゴル国時代」としておきたい。

1921年に始まった外モンゴルのみの独立国は、1924年にモンゴル人民共和国と改名し、ソビエト連邦寄りの社会主義国となる。そしてこのモンゴル人民共和国は、ソ連とソ連共産党が崩壊したことに起因して、1992年に「モンゴル国」へと改名し、現在の資本主義国家「モンゴル国」となるのである。そこで実におおざっぱな区分ではあるが、この1921年から1992年までを「社会主義時代」⁴、その後の「モンゴル国」時代を「資本主義時代」とでも命名しておきたい。

さてそこで、以上の長い歴史は、おおよそ17世紀を境にして、それ以前の「他民族・他地域を支配したり影響を及ぼしたりする側面の方が強かった時期」と、それ以後の「他民族に支配されたりその影響を自身に受けたりする側面の方が強かった時期」とに大きく二分することができる。

そして、内外モンゴルを問わず今日のモンゴル民族が持つ伝統的な文化を問題にする時、遊牧という最も基本的な生活形態それ自体を除けば、他の付随的な大部分の文化が主

¹実際に清朝政権が倒れるのは、翌1912年1月である。

²Yeke küriy-e 現在のウランバートル市。

³チベット仏教の生き仏、Jebjundamba qutuytu。この第8世は、同年12月29日に皇帝となってボグドハーンとも呼ばれた。

⁴実際には、社会主義化し始めたのは早く見ても1924年以降であり、かつ実体を伴った社会主義化の開始時期をいつとみなすかここで決定するのは困難であるが、一応この名称にしておく。

として17世紀以降の時代に新たに形成されたものであることがわかる。例えばチベット仏教の一般庶民への強い浸透、一般庶民による日常的な喫茶の習慣やキセルタバコ・かぎタバコの常用などは、17世紀頃以降、つまり清朝支配期以降の現象であると考えられる。また、詳しい研究がないために断言はできないが、中華料理の影響を強く受けた現在の民族料理の成立や、絹・銀・珊瑚等で飾られていて部族別に異なる現在の民族衣装の登場なども、実質的な確立はこの時代になされた可能性が高いであろう。勿論、チベット仏教は13世紀からモンゴルの貴族層に導入されているし、衣食に関する中国からの影響も13世紀からあったのだが、いずれも「モンゴル高原での独立時代」に一旦途切れた可能性が高い。そしてそれらが再び導入されて庶民レベルにまで完全に浸透するのは、17世紀頃以降なのである。すなわち、一般に現在のモンゴル人が「モンゴル民族の伝統的な姿」として容易に想起できる事象は、その大半が清朝支配期に形成された伝統であるといえる。換言すれば、清朝支配時代は現在に直結するモンゴル民族の伝統が形成される「民族文化アイデンティティ形成の時代」なのである。勿論、「世界帝国期」にもモンゴル民族としてのアイデンティティはあったが、西モンゴル族（オイラト族）のように、その後モンゴルの範疇から完全に離れた後、清朝支配期から再びモンゴル民族となった集団も存在するし、何よりも、チンギスハーンのほかにチベット仏教をもう一つの核とする近現代の「モンゴル民族アイデンティティ」は、やはり17世紀以降に初めて形成されたということができるのである。

モンゴル近現代史を研究する上でも、最初の出発点となるのはやはり清朝支配時代である。そもそも、ロシアと中国の二大国に挟まれて存在するという現在まで続く極めて基本的なモンゴルの政治状況そのものが、この17世紀から始まったのである。また同時に、19・20世紀になって、民族の近代的な発展を夢見て苦闘し始めたモンゴルの知識人が、将来への展望を模索するそのスタート地点となったのも、やはりこの清朝支配時代のモンゴルなのである。

以上のように、清朝に支配されていた時代は、現在のモンゴル民族が持つ文化や政治状況の上で基礎的な部分が形成される極めて重要な時代であったということができよう。従ってこの時代の歴史を研究する価値は、十分に認められるはずである。

第二項 各時代における法制の概要

さて、以上のようなモンゴル民族史上において、法制の歴史はどのように変遷してきたのであろうか。時代を追って短く概説する。

まず「世界帝国期」、つまりモンゴル帝国時代におけるモンゴル人に対する司法支配の実態は、残念ながらあまり解明されていない。仮に世界帝国期を、元朝建国を境にして前半（1206～1271年）と後半（1271年～1368年）とに分けて、後半の元朝期のみをみても、盛んに研究されているのはあくまで元朝支配下の漢族に対する司法支配の方であって、モンゴル人一般に対する司法支配の実態は、史料不足のゆえにほとんど明らかになっていない。元朝支配下の漢族については後で述べよう。

そもそも「世界帝国期」全体を通じて、モンゴル人に対して効力を持っていた法典は、モンゴル語で制定された大ヤサ（*yeke jasay*）と呼ばれるものであった。この大ヤサに関

してはAyalon1971-1973、Ratchnevsky1974を初めとして現在に至るまで実に多くの研究が存在する。中でも特にRiasanovsky1937、島田1981等の法典研究の専論においては、モンゴル民族の法を通史的に検討する過程において、ヤサの持つ特徴やその歴史的な位置づけ等々が法学的側面から細かく検討されている。その意味ではモンゴル法の歴史の中におけるヤサの位置づけ自体は、既に十分な研究が為されている。しかしながらその一方で、今日残されているヤサの条文自体は、ペルシア語やアラビア語の諸史料の中で断片的に引用されたものが散在するのみであって、信頼できる明確な原典史料の姿そのものはいまだ明らかになっていない。そしてこれがヤサに対する文献学的研究の限界になっていると同時に、ヤサの内容に関する上記のような詳細な検討結果の持つある種の危うさをも暗示しているといわざるを得ない。ただしその存在自体に関しては、最新の研究である宇野2002が、成文法としての大ヤサの実在を改めて確定しており、確かなものといえてよい。

一方、この時代のモンゴル人の犯罪を裁く裁判官の方はジャルグチ (jaryučī) と呼ばれる大官で、モンゴル語のその意味は「訴訟担当者」あるいは「裁判担当者」である。しかし、宇野2002でも裁判制度研究の不足が指摘されているように、札奇斯欽「説元史中的「札魯忽赤」並兼論元初尚書省」(札奇斯欽1980に収録)、田村實造「元朝札魯忽赤考」(田村1971に収録)などの専論やRatchnevsky1993、四日市2001などの最新の研究を見ても、ジャルグチによる具体的な裁判の実態や法の適用原則などはなかなか明らかになっていないことがわかる。すなわち当時の刑事裁判制度の実態は、ほとんど不明というに近い。これは、主としてまとまった判例史料が残されていないためであるが、その一方で逆に、ジャルグチは「断事官」とも訳されるように、単に裁判のみを担当する司法官だったわけではなく、政治や財政上の問題を含む全ての問題を決済する総合的な官職であったこともわかってきている。四日市2002では、書記であったビチエーチ (bičigeči) の職掌との類似性まで強調されているほどで、単に裁判官と訳したのみでは大いに不足するようである。

このように、世界帝国期のモンゴル人一般に対する法典や裁判制度の実態は、本研究で明らかにする予定の清朝期におけるそれに比して、史料上の制約から格段に未解明であって、この両時代の法制を直接に比較検討することは現段階では不可能に近い。かろうじて可能といえるのは、断片的に残るヤサの条文と後代の法典史料との、条文レベルのみでの比較、すなわち制度の実態を抜きにした純粹法律文言上の比較検討のみであるから、Riasanovsky1937、島田1981等が裁判制度の実態をほとんど無視して条文の比較研究のみに集中してきたのも、ある意味では当然の結果である。

一方、元朝治下の漢族に対する司法支配については、『元典章』(『大元聖政国朝典章』)という具体的な判例史料が残されているために、有高1940、宮崎1954、Ratchnevsky1993、陳1994等々数多くの詳しい研究が見られる。中でも特に代表的な研究は宮崎1954であろう。

元代に、根本法たる律が制定されないで『元典章』のような判例が実質上の法の機能を果たしていたことや、現場たたき上げの役人である胥吏が儒者と同様に官僚として重用されたことなどは、しばしば強調される元代の司法・行政上の大きな特徴である。しかしこの宮崎1954によると、それらは、モンゴル人支配によって中国の司法・行政上の伝統が

破壊・中断されたというよりは、むしろ宋代末期の中国に出現し始めていた現象が金や元の支配下でもそのまま受け継がれた結果にすぎず、種々の揺れ戻しはあるものの、そのかなりの部分がさらに明王朝にも引き続いて受け継がれたと考えてよいようである。例えば明では律の復活や科挙官僚の復権など、一見宋以前の伝統中国へ回帰したかのごとき現象が見られるが、それでも『明律』はかならずしも復古的な律ではなく、体裁、内容ともに『唐律』よりはむしろ『元典章』の方に近いという。

また宮崎1954が述べるように、元朝治下中国での行省一路一府一州一県という司法・行政機構自体や犯人の捕縛・尋問・判決等の方法も、路にモンゴル人の監察官が置かれたこと等を除けば、宋や明・清の機構に比してそう決定的に異なるというほどの差異はない。

結局、元朝のモンゴル族による中国支配は、中国の伝統文化を弾圧破壊して元という中国史上の例外的な時代を作り上げたというわけではなく、宋（金・南宋）から元、明へとつながる中国史上の流れは厳然として存在し、元朝はむしろ中華の伝統文化を積極的に保護したことになる。以上のような見解は、中砂1997、檀上1997、森田2001、宮2001等々最新の諸研究において、儒教文化の保護や漢族知識人への厚遇など法制史以外の諸方面からも肯定的に検証されているところである。

総じていえば、現在までの研究によれば、元朝支配下の中国本土における漢族に対する司法支配は、中国法制史として考えるべき側面の方が圧倒的に強く、本節が対象とするような通史としてのモンゴル法制史の範囲内で取り扱われるべきものではないといえよう。

ただし、本研究が中心対象とする清代モンゴルの法制史は、後述のように清朝本土の中国的な法制からの影響を大いにこうむっているため、当然のことながら明清時代の中国の法制に似ているのと同様に、結果として元代の中国本土での法制にも極めてよく似ている。例えば、本研究の第一部第二章で述べるように、重い刑罰を伴う裁判が次々に上級の裁判機構へと自動的に上申されていく必要的覆審制度や、第一部第五章で述べるように、裁判に伴って作成される裁判文書が結果的に各級にまたがる多くの役所の発言を何重にも直接引用している複雑な文章構成になっていることなどである。

従って、モンゴル族が漢族を支配していた元代中国での法制と、逆にモンゴル族が満洲族・漢族に支配されていた清代モンゴルでの法制とが互いに良く似ているということになると、上記のような中国法制史の研究結果とは全く逆に、その類似性が中国法制史の伝統にではなく、そもそもモンゴル民族の一貫して保有してきた法的伝統に根ざすものなのではあるまいか、という見解も当然想定し得るであろう。本研究の第一部第五章で述べるように、この種の見解は、裁判文書書式の伝統に関してモンゴル国の学界で実際に存在する。この見解を否定することは容易なようで、実は難しい面もある。それは、世界帝国期におけるモンゴル人に対する司法支配の実態とともに、それに続く時代のモンゴルでの実態もあまりわかっていないからであるが、この見解が裁判文書の細かい書式などからみて見当違いであることは、本研究の第一部第五章にて詳しく述べる予定である。

さて、世界帝国期に続く「モンゴル高原での独立時代」においては、明王朝の人々がモンゴルの風俗習慣その他を漢文で記述した史料や、モンゴル人自身がチンギスハーンの血統を明らかにすべく記述した年代記類が一般によく知られている。そして、いくつかの法典史料も知られている。例えば、西モンゴルでのいわゆる『旧ツァージンビチク』（制定

年代不明)、チベット文で書かれたいわゆる『アルタンハンの法典』、ハルハモンゴルでの『白樺法典』、1640年制定の『モンゴル・オイラト法典』、1676年～1728年の清朝帰属前後の時代に主要部分が制定された『ハルハジロム』などである。ここではこの内、本研究の第一部第三、四章にて詳しく解説する『ハルハジロム』を除く他の法典について、概説しておきたい。

まず、西モンゴルのいわゆる『旧ツァージンビチク』は、制定年代が不明な上に法典全文が伝わっておらず、一部の断片のみがロシア人学者によって研究されてきた。その概要と研究史はRiasanovsky1937に詳しい。

次に、いわゆる『アルタンハンの法典』は、イギリスのリバプール博物館所蔵のチベット文による法典で、もともとMeisezahl1973によってファクシミリで初めて紹介された後、Бира1975が制定者をトゥメトのアルタンハーンであると認定した上でモンゴル語への抄訳を行なった。その後、Бира1975のモンゴル語訳をRasidondok1977が英語に重訳し、さらにその英訳を底本として利用した島田1986等、いくつかの研究がなされた。最近では、チベット文テキストの原文を直接検討したチンゲル2002によって、この法典の制定者は実はアルタンハーンではなくて、青海ホショートの祖グーシハーンであったとの注目すべき見解が提出されている。ただしチベット文テキストはかなり難解とのことで、チンゲル2002、手塚2002など最新の研究でもいまだ全訳が提示される見通しはない。

『白樺法典』は、Пэрлээ1974によってテキストが刊行された後、二木1977、同1981b、同1983aによって和訳がなされ、同1981aによって解説もなされている。また最近、Насилов2002によって活字への翻刻と転写・ロシア語訳もなされている。二木氏の研究によると、この法典中の大部分の条文は、16世紀末から17世紀初めにかけてハルハモンゴルの王侯たちによって次々に制定されていったもので、年代的には『ハルハジロム』よりもかなり古く、次に述べる『モンゴル・オイラト法典』の直前期に当たる。それでも、内容的には『ハルハジロム』と重なる面がかなりあるとのことである。

『モンゴル・オイラト法典』は、1640年に西モンゴルのオイラト族と外モンゴルのハルハ族との間で共同で制定された法典であり、Дылыков1981によってモンゴル語テキストと転写、ロシア語訳が出版されている。また、田山1967によって『ハルハジロム』とともに和訳もなされている。『白樺法典』から『ハルハジロム』への連続性から見ても、こちらは主としてオイラト族の方で用いられたようである。

『ハルハジロム』を含む以上の諸法典に関しては、モンゴル法の通史的な研究であるRiasanovsky1937 (pp.45-62, 91-126, 160-169, 208-260、和訳本ではpp.49-70, 112-156, 205-216, 272-332) と島田1981 (全体) が、また『アルタンハンの法典』に関しては、島田1986 (pp.3-297) ⁵が、その制定内容を法学的観点から十分に詳しく分析している。

例えば、Riasanovsky1937 (特にpp.208-260、和訳本ではpp.272-332) は、モンゴル法の刑罰体系が『大ヤサ』、『モンゴル・オイラト法典』、『ハルハジロム』と、時代が下るにつれてより軽くなっていくことや、刑罰の中で家畜による賠償刑が頻繁に見られること、刑罰体系と並行して報償体系が存在すること等々、モンゴル法の持つ特徴を多数指摘

⁵二木1987b (書評) も参照。

している。また鳥田1981も、婚姻・家族・狩猟・牧畜等の営為に伴うモンゴル法の特徴を細かく抽出し、刑罰体系に関しては特に家畜賠償と家畜罰とが同時並行的にその中枢を占めていたこと等を指摘している。

以上のように、この「モンゴル高原での独立時代」の法典そのものに関しては詳しい研究がなされていて、モンゴル法の持つ特色もかなり明らかになっているといえる。今後法典研究はさらに進むであろう。ところが一方、この時代の裁判制度の研究ということになると、とたんに研究は減少し、わずかにRiasanovsky1937 (pp.227-228、和訳本ではpp.294-296)、田山1967 (pp.79-102)などが、法典研究に関連してごく簡略に推定叙述のみである。例えば、裁判を担当していたのはモンゴル遊牧民の貴族であったらうとか、犯人を捕らえたり証人を連れて来たりする使者が手数料をとっていたらうとか、いずれも法典の条文から推定する程度のレベルでしかない。これはひとえにこの時代の判例史料がほとんど存在せず、裁判の実態も法律適用の原則も全くつかみようがないためである。従って、裁判制度の実態は実証するべくもない。

総じていうと、「モンゴル高原での独立時代」の法制史は、法典の条文がわかっているのみで、裁判制度や司法支配の実態は、法典の条文から推定する以外、ほとんどわからない。

さて、次の清朝支配時代の法制史に関しては、第四節で述べることとして、続いて、ボグドハーン制モンゴル国時代(1911-1921年)の法制について概説しておこう⁶。

この時代に関しては、田中克彦1969、鳥田1980 (pp.371-402)、Содовсүрэн1989、Болдбаатар・Лүндээжанцан1997等の研究があり、ある程度の実態が解明されている。それらによると、1911年に独立宣言を発したモンゴル政府は、なかなか独立国としての法典を制定・発布することができず、1915年に独立が取り消されて自治領となった後、1918年頃にかけてようやく法典の編纂と印刷準備が始まった。実際に木版本で出版されたのは、1919年に自治を撤廃させられた後の1920年になってかららしく、それも全てが印刷されたのではなくて、一部は手書きのままで残されたとのことである。

このボグドハーン制モンゴル国の法典は、その後Батсайхан・Лонжид・Хажидсүрэн1995として研究用に出版された⁷。その法典名称「Зарлигаар тогтоосон Монгол улсын хууль зүйлийн бичиг」は、『欽定モンゴル国則例』と訳することができる。しかし、Содовсүрэн1989、Болдбаатар・Лүндээжанцан1997等の研究書も、法典の内容に関する法制史的検討はまだまだ充分であるとはいえない。またその外国語訳は出版されていないが、田中克彦1969も取り上げた『大島清庫倫出張報告書』の付録として三井物産の大島清による仮訳が、東京外国語大学付属図書館に所蔵されている。

鳥田1980 (pp.371-402)は、その大島訳に基づいて法典の内容を検討した研究である。それによると、この法典は、基本的に清代モンゴルでの『理藩院則例』と『大清律

⁶本項の近現代史部分執筆に当たって、中村真咲氏より種々のご教示を受けた。謝意を表したい。

⁷この法典の原本は、ウランバートル、サンクトペテルブルグ等に現存しているが、最近サンクトペテルブルグから取り寄せられたマイクロフィルムが、現在、東洋文庫(国立国会図書館分館)に所蔵されている。

例』をそのまま受け継いだような内容を持っており、さらに『大清会典事例』や『吏部处分則例』に依拠したと見られる部分すらあるという。しかしこのような側面は、Содовсүрэн1989では全く語られておらず、ソドブスレン氏はむしろ、ボグドハーン政府が清朝治下の法制を極力排除しようとしていたことを最終結論として特に強調している（Содовсүрэн1989, p.96）。従って両氏の出した結論は全く逆の論調となっているが、同じモンゴル人による研究でもБолдбаатар・Лүндээжанцан1997, p.191-194の記述は、『理藩院則例』と直接比較してその変更点を挙げるなど、むしろ島田氏の見解に近いといえるであろう。

まだこの問題を研究していない筆者ではあるが、それでもやはり島田1980の方がいかにも妥当性のありそうな結論のように思える。それは、ボグドハーン制モンゴル国での地方行政機構等が、ほとんど清朝時代そのままであったことや、この政府自体が何ら革新的なイデオロギーを有していた訳ではなく、むしろ清代におけるモンゴル貴族の既得権益を守る保守的民族主義的な政府であったからである。また何よりも、『欽定モンゴル国則例』と訳せる上記のモンゴル語名称は、『欽定理藩院則例』の「理藩院」を「モンゴル国」に入れ替えただけであるし、Болдбаатар・Лүндээжанцан1997, p.191-194にあるように、巻数や章立ても明らかに何らかの関連を持っている。また「蒙古例」は、島田1982（pp.144, 922）によると、中華民国政府によって有効と宣言されたことがあり、いわゆる偽滿州国でも有効と認められ、『理藩院則例』の一部が「蒙古刑事法令」として採用されたという。「蒙古例」は、かようにモンゴルでよく浸透していたのである。

次にこの時代の裁判制度に関しては、あまり研究はないが、Болдбаатар・Лүндээжанцан1997, p.185-186によると、1911年に新設された法務省が最高裁判所のような役割を果たして、全国の旗や盟⁸から上申される人命案件⁹を初めとする重案（重要な事件）を裁いており、犯人に死刑を科す場合にはボグドハーン自身による勅が必要であった。外国人を巻き込んだ事件では、外務省も裁判に加わっていたという。また、流刑を科す程度の刑事事件は盟長が判決を下して法務省が監察し、枷を科す程度以下の軽微な刑事事件は旗長が自ら判決を下していた。いずれも、後述の清代の制度によく似ている。

以上、ボグドハーン制モンゴル国時代の法制は、法典、裁判制度ともにまだ未解明の部分も多いが、今後は研究が益々発展していくであろう。

次の社会主義時代に関しては、Butler1982、Sanders1987、養輪1999a、同2002等々の詳しい研究があり、モンゴル国自身でもБолдбаатар・Лүндээжанцан1997を初めとするいくつもの研究が出版されている。ここでは主に、数少ないモンゴル近現代法の専門家である養輪靖博氏の上記両研究に基づいて、憲法と裁判制度を中心に、現在に至るまでの法制の変遷を短くまとめてみよう。

外モンゴルは1921年にロシア赤軍の軍事援助を得て独立したのであるが、前述のように1924年までは活仏ジェブツンダンバ8世を国家元首とする政教一致の国であった。そのため、1924年までは基本的にボグドハーン制モンゴル国時代と同じ制度下にあったもの

⁸この時代の行政機構は基本的に清代の物に近いので、本章第四節を参照されたい。

⁹殺人、自殺など、人命に関係する全ての事件。

と思われる。1924年の5月にジェブツンダンバ8世が死去したことから、社会主義的色彩が強まり始め、6月にモンゴル人民共和国と改名、11月26日にモンゴル人民共和国憲法が制定された。これが「最初の憲法」であり、一般に「レーニン憲法」とも呼ばれるように、ソ連の強い影響を反映した社会主義的憲法であった。従って、法規定という意味においては、モンゴルの法制上の伝統は、ここで根底から覆ったわけである。しかし、外モンゴルの社会構造自体は、まだ社会主義化していなかった。1920年代末頃から1930年代にかけて、一部の政治家やラマ僧、ブリヤート人を初めとする反社会主義的と見なされた人々に対する弾圧が始まったが、遊牧はまだ集団化されていない。

裁判制度についていうと、この「最初の憲法」には司法権・司法機構に関する独立した条項がなく、1926年になってようやく全裁判所構成法や裁判所法などが制定された。それらによると、裁判機構としては、下からホショー裁判所¹⁰、アイマク・市裁判所¹¹、国家最高裁判所の三審制となっており、モンゴル史上初めて、司法と行政の分離が行われた。ホショー裁判所とアイマク裁判所は、民事事件に関しては訴訟の金額の多寡に応じ、また刑事事件に関しては犯罪の軽重に応じて第一審を分担し、市裁判所は都市での全ての民・刑事事件の第一審となった。国家最高裁判所は、文字通り全ての裁判の最終審であった。民事と刑事の訴訟手続き上の区別がなかったことを初め、おそらく実態としてはモンゴル独特の制度運用もあったことと思うが、基本的には裁判制度に関しても、モンゴルの法制上の伝統はほぼ覆ったといつて良いであろう。

次いで、スターリンにならって独裁権力を掌握したチョイバルサンは、1940年6月30日に新しい憲法を制定した。これが「第二回目の憲法」であり、「チョイバルサン憲法」とも呼ばれる。1936年に制定されたソ連の憲法（いわゆる「スターリン憲法」）にならったものである。この憲法では社会主義的な国家構造への規定がより強化され、典型的なソ連型社会主義国としての憲法であった。これにともなって、社会構造自体も本当に社会主義化され始め、モンゴル政府の公式見解では1959年には、ついに遊牧の集団化が完成した。

この憲法では、第7章に裁判所と検察局の規定が定められている。裁判機構に関していうと、下から地方人民裁判所、アイマク裁判所、ウランバートル市裁判所、国家最高裁判所が設置され、国家最高裁判所内の軍事裁判部廃止等の細かい変更があったほか、1949・1952年には刑事訴訟法と民事訴訟法が各々制定されて、刑事と民事の明確な分離が初めてなされた。

1952年にチョイバルサンが死んで、その後継者となったツェデンバルは、前述のような遊牧の集団化完成を受けて、1960年7月6日に新しい憲法を制定した。これが「第三回目の憲法」で、「ツェデンバル憲法」と呼ばれることもある。基本路線である社会主義という意味では、それ以前の二度の憲法を着実に継承したものであった。

¹⁰ホショーは当時の最小行政単位で、後述する清代の最小行政単位である「旗」（ホショー）を受け継いだものである。

¹¹アイマクは当時のホショーの上の行政単位である。これも、後述の清代での行政単位によく似ている。市は大都市のみを指し、アイマクと対等であった。

この憲法では、第6章が「裁判所及び検察庁」となっており、細かい変更を除けばほぼ「チョイバルサン憲法」時代の制度と同じである。1978年にはモンゴル人民共和国裁判所組織法が制定されて、より細かい裁判制度が規定された。

その後モンゴルは、ソ連の影響を受けた1989年から1990年にかけての一連の大改革によって社会主義を捨て去り、資本主義時代へと入っていく。複数政党制を持つ資本主義国家としての最初の憲法は、1992年に制定され、それと同時に国名もモンゴル人民共和国からモンゴル国へと変更された。裁判に関連する法律も1993年から次々と制定されていったが、いずれも、慣れない資本主義国家流の法律を早急に制定導入したため、かなりの混乱が見られた。この辺の事情については、蓑輪2001、同2000b、同2000c、同1999b、同1999c、同1999dに詳しく、ここでは省略する。

最後に、蓑輪氏の研究に基づいて現在のモンゴル国での裁判機構について述べておきたい。1992年の憲法では、第4章に司法制度が規定されており、裁判機構は、下から村裁判所、村際裁判所、地区裁判所、首都裁判所、アイマク裁判所、最高裁判所となっている。形式的にはそれ以前と大きな違いはないが、社会主義時代との決定的な相違は、司法権が政治権力から完全に独立したことである。上記の裁判所の内、地区裁判所は首都ウランバートル市内に8つ設けられた最下級の裁判所で、首都裁判所がその上級審である。村際裁判所は、全国各アイマク（日本の都道府県や中国の省に相当）に1つないし2つ設置された最下級の裁判所で、アイマクごとに1つあるアイマク裁判所がその上級審である。村裁判所は村際裁判所と基本的に同じ機能を果たすが、全国で数カ所のみ設置されている。そして、首都裁判所と各アイマク裁判所の上級審が、最高裁判所である。社会主義時代と同じく、民事事件では訴訟金額の多寡により、刑事事件では犯罪の軽重によって、地区裁判所・村裁判所・村際裁判所の下級裁判所と、首都裁判所・各アイマク裁判所の中級裁判所とが、第一審を分担する。いずれの事件でも、当然、最高裁判所が最終審となる。

これら現代モンゴルの裁判制度は、後述する清代モンゴルの制度と比べて、司法と行政の分離、刑事と民事の分離、必要的覆審制度の有無、被告人の身分と適用法との関係等々多くの面で、大きく異なった特徴を持っていることがわかる。

さて以上のように検討してきた結果、モンゴル民族の法制史を通史的に見るならば、制定された法典の内容が本当に明らかになるのは「モンゴル高原での独立時代」以降のことであり、裁判制度の実態が明らかになるのは「清朝支配時代」以降ということになる。

従って、「清朝支配時代」は、具体的な裁判制度の実態を明らかにすることができるモンゴル民族史上初めての時代であり、清代モンゴルの法制史研究は、現在知りうる限りではモンゴル法制史の最古の実態を解明することになる。ここに、主要な意義の一つが存在する。また、「清朝支配時代」以前に関しては、筆者の研究に登場するような一般遊牧民に対する詳細な司法支配や、それに伴ってかいま見える一般遊牧民の具体的な生活などは、ほとんど知り得ないといってよい。この点でも、清代モンゴルでの法制史研究の意義を強調しておきたい。

第三節 清王朝の構造と少数民族への司法支配

第一項 清朝国家論のあり方

近年、中国の清王朝に関して、その基本的な国家構造をマクロの視点から研究した著作が多数発表されている。それらはいずれも本研究と深い関係にあるが、清朝の国家構造そのものを細かく追究すること自体は本研究の目的ではないので、研究動向を要領よくまとめた杉山清彦2001等を参照していただくこととし、ここでは、最近の清朝国家論の基本的な論調とその問題点についてのみ簡単に言及して、この問題に関するモンゴル法制史研究の意義を確認しておきたい。

まず、最近中国史から見た朝貢システムや華夷秩序に関する研究がいくつか発表されている。その内、最も代表的かつ典型的と思われる浜下1990, pp29-38、同1997, pp3-24による清朝の国家構造に関する理解を検討してみると、岡1998bや杉山清彦2001も既に指摘しているように、清朝を中華王朝として単純な同心円状の構造で理解しており（円の中心は中国本土）、支配者民族である満洲族やその出身地（東三省）の位置づけが当初から考慮されていない。いわば明王朝に、そのまま藩部が付属しただけの構造として理解されており、藩部の存在のみが明との違いであると考えられている。また、本研究に直接関わる藩部地域のとらえ方にしても、浜下1997, pp15-18の記述に見られるように、全ての地域が「藩部」として一括して均等に考えられている。これが中国史の立場から見た典型的な清朝への理解であろう。

それに対して、例えば片岡1998, pp.25-26,47-49は、清朝の基本的な国家構造について、浜下氏と同様に首都北京の皇帝の回りを中央・地方組織や土司、藩部、朝貢国などが囲む中華王朝の同心円体制を強調しつつも、もう一つ、避暑山荘である承德に居る時の皇帝をモンゴルの外藩王公（ザサク旗）¹²を初めとする非漢民族が囲むまた別の体制の存在をも示唆している。いわば二種類の体制を設定したわけである。また石橋1998は、瀋陽を中心におく「旗」（「八旗」の体制）、北京を中心におく「漢」（「中華王朝体制」）、承德を中心におく「藩」（「ハーン体制」）の三元構造としてとらえている。両氏は、いわば中国王朝としての円と、満洲族や藩部を中心とした円との二元、あるいは三元の構造として清朝をとらえている。またこの両氏の見解については平野2004, pp.57-63が、避暑山荘である承徳の捉え方を中心にして強く批判している。

ここで清朝内におけるモンゴルの基本的な位置づけを、筆者なりに先走って述べておくと、モンゴルは、後述するように、満洲族等の「八旗」組織の外側にそのまま連続して連

¹²次節第一項で詳しく述べるように、ザサクjasay（ジャサクとも）とは清代モンゴルでの最小行政単位である「旗」の長官、つまり旗長のことであり、現地モンゴル貴族による世襲を基本としていた。このように、八旗とは異なってモンゴル等の在地の貴族を旗長とする行政区画としての「旗」をザサク旗と呼ぶ。この呼び名は、帰化城トゥメト旗、チャハル八旗、シンバルガ八旗などのように、草原で遊牧していても理藩院直轄であるために旗長が存在せず、後述の盟旗制度に直接は含まれない諸旗（いわゆる内属蒙古）と区別する意味もある。内モンゴルにおけるザサク旗の設置は、八旗の兵力を補う組織として清朝入関前から始まっており、ザサク旗内の官制も八旗の官制をそのまま真似た疑似八旗のような名称となっている。さらにモンゴル貴族は満洲族皇室に準じた爵位を与えられていたため、後述のようにモンゴルのザサク旗が、八旗から派生してその外側に連続する組織として設置されたものであると考えることも可能である。

なるザサク旗としての面を当初から強く持つ一方で、中華の外側に広がる「藩部」としての面をも同時に併せ持っている。その点、片岡氏の見解では、モンゴルが伝統的な中華王朝の藩部でもあり、皇帝と八旗を直接囲む清朝特有の外藩王公でもあるという視点が充分には説明されていないように思うし、石橋氏の見解でも、モンゴルが、ザサク旗として「旗」の円にも入り得て、藩部として「中華王朝体制」の円にも入り得るという発想が欠けているように思う。そして以上三氏の内、特に浜下氏、石橋氏は共に、藩部地域各々に対する清朝支配の強弱・濃淡や統治実態の差異、さらにいえば、清朝内で果たしていた機能のようなものを深く考慮せず、藩部を常に一括したまま論を進めているように筆者は思うのである。

藩部を全て一律に扱ってしまう以上のような構造論に対して、例えば岡1994b、同1998bは、モンゴルの「外藩」王公に対する対置概念が決して中国の「内地」ではなくて、「宗藩」すなわち清朝の皇族そのものであるという政治理念を示した上で、満洲族皇室とモンゴル王公との関係が単なる支配・被支配の関係ではなくて、むしろ、同盟関係に近いようなものであって、清朝全体から見ればモンゴル王公も支配者側の一端に参画していたことを強調している。言い換えれば、彼らが建前上、被支配者である「藩部」としての面よりも、支配者である「八旗」につながる「ザサク旗」としての面をより色濃く持っていたという見方である。岡氏の見解は、前記片岡氏の示唆をより論理的に組み立てることに成功しており¹³、同時に、同じ藩部であってもチベットや新疆とはかなり異なる重要性を、モンゴルが当初から持っていたという事実を改めて証明したことにもなる。

さらに、張永江2001は、チベット、新疆等を含む清朝の全藩部を、清朝への帰属過程や清朝による統治方式などの違いに基づいて大きくいくつかパターン分けして理解しようと試みている。このように各藩部を単純に一括せずパターン分けして行く考え方は、筆者にとって大変に斬新な手法に思える。従って筆者としては、これら岡氏、張永江氏らの研究方向を基本的に支持したいと思うのである。

ただ、筆者は岡氏の見解に全面的に賛成というわけではないので、ここでは先に、筆者なりの見通しを若干述べておきたい。確かにモンゴルは、帰属当初のザサク旗設置の発想と設置形態が「八旗」にそっくりであったことや、支配者としてのモンゴル貴族の意識等の面から見れば、「八旗」組織の外側にそのまま連続して連なるザサク旗としての面を強く持つ（岡1994b、同1998b、同2004、楠木2000、同2001、同2003等参照）。しかし、創設時のことはともあれ、清朝期全体を通時的に見れば、八旗とザサク旗とを同類として扱い、ザサク旗を八旗の延長線上にあるものと見なすのにも限界があるように思う。つまりその後の時代の司法行政処理の方法等を見れば、ザサク旗は、支配者としての八旗よりも、むしろ被支配者としての中国本土や他の藩部の側に近いという見方も十分に可能であろう。例えば、モンゴル本地におけるザサク旗内の官制（次節第一項を参照）と八旗内の官制とは、創設の事情から確かにモンゴル語・満洲語の名称こそそっくりであるものの、内実としてはかなり異なったものだといえる。具体的な例として都統、副都統らの給与の有無を考えてみると、ザサク旗の管旗章京（八旗の都統に相当）、副章京（八旗の副都統

¹³その後片岡氏は、岡1994を受けて、片岡1991での見解を片岡1998にて、若干補正している。

に相当)らは原則として無給であり、訴訟受理や裁判の判決に際してしばしば当事者たちから「賄賂」または「手数料」を受け取って生活の足しにしている例が見られる。これを一言でいうと、八旗の都統、副都統のような有給の偉い役人すなわち「官」という印象よりも、中国本土における胥吏に近い小役人すなわち「吏」という印象を受ける。また、モンゴル民族が清朝の支配者側と被支配者側のどちらに立っていたかという問題についていうと、筆者には、清朝支配を受けていたモンゴルの一般牧民までもが、「八旗」の構成員と同様に清朝の支配者側に参画していたとは思えない。モンゴル王公にとってはともかくも、一般のモンゴル牧民までもが「自分たちは中国や他の藩部を支配している」という意識を持っていたであろうか。確かに八旗の構成員たちは「お上(おかみ)」、あるいは「官」の側の間人だと言えるかも知れないが、モンゴル牧民はやはり民間人(被支配者)なのではないだろうか。筆者はこのように考えている。

さてそれでは、上で述べてきたように清朝の国家構造において藩部地域への支配が均一でなかったことは当然としても、各藩部を相互比較することができる程度にまで、支配の実態が十分に解明されているのであろうか。その問題を次項以下で述べよう。

第二項 清朝治下における民族別の諸法典

まず、清朝治下で制定された民族別の諸法典¹⁴について、研究状況と問題点を概観しておきたい。清王朝の根本法典はいわずと知れた『大清律例』であるが、片岡1976、同1977、劉広安1993、鄭2000,pp.284-303などでも既に指摘されているように、清朝政府は、少なくとも建前としては民族別の法律を制定しようとしていた形跡がみられる。例えば、モンゴル族に対しては後述の「蒙古例」法典¹⁵、新疆のウイグル族に対しては『回疆則例』、チベット族に対しては「西藏通制」¹⁶、満洲族等の八旗兵には『欽定八旗則例』(あるいは『欽定中枢政考』、『欽定兵部処分則例』も)、そして回族(回民)に対しては『大清律例』の中の「回民専条」¹⁷という風に、少なくとも形式上は、民族別の個別専用法を用意しており、こうやって並べてみると見かけ上は、『大清律例』も漢族専用の法典として、これら諸法典の中に存在しているようにも見える。

これら民族別の諸法典には、解明すべき疑問点が多数存在する。まず、これらが民族などの集団別を意図する法典であったのか、それとも地域別を意図する法典であったのか、という問題がある。例えば「蒙古例」はモンゴル人専用法であったのか、それともモンゴ

14ここでいう民族とは勿論近代的な意味での民族ではなく、あくまで清朝政府が何らかの意味で特定の共通性を持つと認識していた集団のことを指すこととする。

15本研究の次節第二項にて述べる。また、島田1982、萩原1993をも参照。

16「西藏通制」は独立した法典ではなく、蒙古例(モンゴル人専用法)を集成した法典である『理藩院則例』の末尾付近にあたかも付録の如くに収録されている。実用性の小ささを如実に示しているかのようである。また、劉広安1993、徐醒生1999、張羽新2002でも解説・収録されているように、チベットに対しては「西藏通制」以外にも、個別具体的な章程類が多数定められたが、法典のような形でまとめられたものは他に存在しない。

17回族をここで一つの民族と認定することは不可能であるが、清朝が何らかの意味で一般漢族との間に法的な区別を設けていたことは事実である。片岡1976、同1977参照。

リア専用法であったのか、いかえると属人法主義の法であったのか、属地法主義の法であったのかという問題である。またそれに関連して、満洲族とともに八旗を構成する漢人やモンゴル人にはどの法が適用されていたのか、つまり民族優先なのか、所属組織優先なのかという問題も出てくるし、さらには、清朝政府が民族に類するような集団分類基準を本当に保持していたのかという疑問も必ずや提起されるであろう。

以上のような問題に関する研究はほとんどなされていないのであるが、ここでは筆者なりの見通しを述べておきたい。まず、諸法典が民族別か地域別かという問題を、「蒙古例」に関してのみ述べると、筆者は今のところ属人法主義のモンゴル人専用法であったと考えている。また旗人や回族の場合でも、その居住・分布状況から見て、決して地域別とはいえないことが容易に理解できよう。ただしこの問題は、筆者自身、将来モンゴリアでのモンゴル人と漢人との相関案件等をモデルケースにして、本研究とは別にさらに追究していくつもりである。

次に満洲族とともに八旗を構成する漢人やモンゴル人にどの法が適用されていたのかという問題は、これもまだ単なる推定であるが、おそらく後述のように旗人として満洲族と同じ扱いを受けていたであろう。そしてもしそうだとすると、「蒙古例」は厳密な意味では必ずしもモンゴル人専用法ではないことになり、限定的な意味での民族別の法であったことになろう。すなわち例外もあるという意味である。さらに、清朝政府が民族に類するような厳密な分類基準を持っていたかどうかという問題に関しては、少なくともモンゴル人と漢人との間ではかなり厳密に意識して区別していたと筆者は考えている。裁判文書ではモンゴル人（漢語で蒙古、モンゴル語でmongyul）と漢人（漢語で民人¹⁸、モンゴル語でirgen）の区別が必ず明瞭になされているからである。

続いて、上記の諸法典に関しては、その実効性の問題を問わねばならない。例えば、『回疆則例』や『西藏通制』の場合、『大清律例』や、蒙古例を集成した法典である『理藩院則例』本体に比して全体の分量が短いのみならず、その内容は駐在官僚の員数等わずかな行政規定や経済関係の規定が中心で、一般的な刑事犯罪規定や民法に類する基本的な規定はほとんど含まれない。従って、それらが刑法としての機能を実際に果たしていたとはとても考えられないのである。

『回疆則例』に関していうと、その内容は、官制、北京への年班等の行政規定と、通貨や交易等に関する経済規定のみである。次いで清末の『理藩部則例』¹⁹末尾付近に収録されている『西藏通制』から、比較的短いので煩をいとわずにその全条文の項目名を挙げてみると、以下の通りである²⁰。

「西藏設駐劄大臣」、「西藏諸処事務均隸駐藏大臣核辦」、「稽查商上公用」、「稽查

¹⁸漢族の一般庶民を指す言葉。ただし回族をも含む。ちなみに「民人」はモンゴル語に翻訳されてirgenという清朝の公的訳語になったため、モンゴルでの刑事事件でも漢族を指す言葉としてirgenがよく出てくる。このirgenは、本来「民」を指す単語であるが、この伝統によって現在のモンゴル国でも漢族を指す語として使われており、内モンゴルでは逆に漢族を指す差別語として使用が嫌われる傾向にある。

¹⁹多杰才旦1987を利用した。『理藩部則例』に関しては後述する。

²⁰いちいち項目名の説明は付けないこととする。

商上収支」、「稽查外番差人來藏」、「打箭爐稅銀撥賞達賴喇嘛」、「噶布倫戴王²¹頒給勅書」、「噶布倫以下各官給與頂戴」、「後藏扎什倫布增設業爾倉巴等官」、「噶布倫等官房莊田隨任交代」、「揀放坐牀堪布喇嘛」、「西藏喇嘛錢糧不許豫領」、「番民爭訟分別罰贖不得私議抄沒」、「禁止私給照票免差」、「達賴喇嘛班禪額爾德尼族屬不得攙越管事」。以上が「西藏通制上」の項目。「唐古忒屬額設噶布倫以下各官」、「補放噶布倫以下各缺」、「増設戴王²¹以下各缺均按等第遞陞」、「邊缺營官三年更換」、「東科爾及歲方准當差」、「設立番兵定額」、「番兵軍器定制」、「唐古忒兵丁號衣」、「校閱番兵技藝」、「番目番兵應支銀米於春秋二季散給」、「駐防員弁及戴王²¹等不得滋擾兵丁」。以上が「西藏通制下」の項目である。

一見して明らかなように、行政や軍事に関する規定ばかりである。かろうじて刑法に関わるかと思える「番民爭訟分別罰贖不得私議抄沒」という名の規定も、条文自体を見れば具体的な刑罰の規定は一切なく、番民（チベット人）の争訟（争いごと）は駐藏大臣に報告し、決して勝手に財産没収などを行ってはいけないと一般論を定めただけである。これでは何の基準にもならない。

もしこれら『回疆則例』や「西藏通制」が本当に刑事裁判とは直接関係のない単なる行政規定に過ぎなかったとすれば（その可能性が高いが）、当然、実際の刑事裁判ではいかなる法が用いられていたのかという問題が生じる。しかしながら、これら清朝による民族別の諸法典は、島田正郎氏や筆者が明らかにしてきたモンゴルの場合を除いてほとんど研究されていない。さらに、これらの諸法典、清朝支配下に入る以前から各地に存在していたはずの在地の伝統的な法、『大清律例』、そして各地域の裁判で実際に用いられていたはずの何らかの法、というこれら想定しうる合計四種類の法の相互関係も、中国本土とモンゴルの場合を除いてなお不明確といわざるを得ない。

第三項 清朝治下における各民族への司法支配

さてそれでは、続いて、司法支配の実態を民族別に検討してみよう。モンゴル民族に関しては次節で述べるので、他の民族すなわち中国本土と、モンゴル以外の藩部諸民族とに対する司法支配の実態やその研究状況をここで簡略にまとめることにする。

まず、中国本土に関する法制史研究は、中村茂夫1973、滋賀1984の代表的な研究を初め、比較的最近の寺田1990、同1994、同1995、高遠2001、同2004等々にいたるまで実に多彩かつ詳細な研究史がある。この問題は本研究の各章にも直接関わるのでそのつど言及することになるが、ここでは特に滋賀1984、寺田1990、谷井俊仁1993によりつつ、清代中国の裁判制度の概略をごく短くまとめておきたい。

清代の中国では、前節第二項で述べた『明律』に倣って、1647年に最初の『清律』（順治律）が制定された。この法典は、伝統的な中国法典である『唐律』の精神を受け継ぎ、かつ『元典章』にも近い面を併せ持つ法典であったとあってよい。そして、律よりもはるかに個別具体的な規定である「例」をこれに加えて、『大清律例』という根本法典が成立した。その体裁は『明律』に同じく中央官庁である六部の名称と業務区分に従って六

²¹王へんに奉という漢字がパソコンで表記できないため、こう表示する。以下、同じ。

つの部分から成り、今日の法的分類でいうと、刑法はもとより行政法や民法など多種多様な法規を含んでいる。この内、「刑律・刑例」の部分は、中国本土における刑法としては、ほとんど唯一絶対の存在といってよいほどの強い権威を持つものであった。

そして裁判機構としては、上から皇帝―刑部―省―府―州・県という順にピラミッド状の司法行政ヒエラルキーが形成されていて、重要な案件は必ず上へ上へと自動的に上申されていく。これが滋賀秀三氏のいう必要的覆審制度²²である。

具体的に言うと、刑罰として「笞」・「杖」²³のみを伴うような軽微な案件は「州県自理の案」として知州・知県の下で結審される。中国では裁判に刑事民事の区別はなされず、民事案件でも刑罰が課されることがあったため、結果的に見て、「州県自理の案」の中には民事的な案件も多数含まれていた。「笞」・「杖」より重い刑罰を伴う案件の場合は、州・県で第一審がなされた後、「擬案」²⁴と犯人・証人の身柄とを上級の官庁である府に送り、知府が同様の手続きを繰り返した後、続いて省の役所へ送る。刑罰として

「徒」²⁵を伴う案件は、省にてその長官である総督・巡撫の権限で判決が下されてここで刑が執行されるが、より重い「流」²⁶以上を伴う案件や、同じ「徒」を伴う案件でも人の命に関わる「人命案件」の場合などは、省からさらに北京の刑部に上申される。「流」やそれより重い「発遣」²⁷等を伴う案件は刑部の権限によって判決が下されるが、「人命案件」は刑部から皇帝に上申されるし、最高刑である「死」刑²⁸を伴う案件は、刑部・都察院・大理寺という三つの役所「三法司」の同意を経た上で皇帝に上申され、最終的には皇帝自身が最高裁判所としての機能を果たして判決を下す。また、「死」刑の多くは、皇帝による判決が下った後も執行されないままに留め置かれ、毎年冬至前に「朝審」・「秋審」と呼ばれる慎重な最終チェックを改めて受けた後、初めて執行された²⁹。

そして各級の役所での裁判においては、犯人・証人からの「口供」³⁰に基づいた上で基本的に【大清律例】の条文を直接引用しつつ判決原案を作成し、上級の役所に送る。上級審は、下級審から送られてきた文書そのものを直接引用しながら自らの判決原案を作成して、さらに上級の役所に送る。この文書システムは裁判のみならず、「題本」などの行政文書一般において用いられるシステムである。このような方法で裁判文書が作成されるため、いずれの文書も、内部に直接引用の文章を何重にも含む実に複雑な構造の文章とな

22 滋賀1984、pp.23-24, 31-32, 66, 70。

23 いずれも、竹を割って張り合わせた板で、背中や尻をたたき罰。滋賀1984, p.40, n.53参照。

24 判決原案のこと。

25 一省内における有期の追放刑。滋賀1984, p.40, n.53参照。

26 他省への終身追放。滋賀1984, p.40, n.53参照。

27 黒竜江方面や新疆など外地への終身追放。略して「遣」ともいう。滋賀1984, p.40, n.53参照。

28 詳細は、滋賀1984, pp.24-26.参照。

29 「朝審」・「秋審」及びその後の死刑執行手続きである「勾決」に関しては、滋賀1984、pp.25, 103、高遠2001、同2004等々を参照。

30 口頭による供述のこと。

る。しかしその一方で、一通読むだけで最初からの経緯を全て理解できるという利点もある。

次いで、藩部である新疆を概観してみよう。新疆南部に住んでいたウイグル人に対する司法支配について、日本では、佐口1963、羽田1982、堀1998等の研究が存在する。この内、最も詳しいのは佐口透氏の研究である。氏は佐口1963,pp.553-559において、『清実録』その他の漢文史料からいくつかの判例を収集され、1760-1800年頃のウイグル人社会の法制史の概要を検討された。

それによると、1760年頃でも、カシュガリアでの刑事裁判には、清朝帰属以前から続くウイグル人の慣習法やイスラム法が適用されており、清朝もそれを認めていた。例えば、1760、1761、1762年に起こった三件の窃盗案件において、「回法」とか「回例」とか呼ばれる現地の慣習法³¹が公的に適用されたことが確認できる。また1761年に起こったウイグル人同士の殺人事件では、刑罰に代わってイスラムの經典に基づく金銭による賠償が犯人に課されている。しかしその後、重罪については徐々に『大清律例』が適用され始め、1776、1792、1797年などの事例では尊属殺人や強姦の犯人に対して『大清律例』が適用されたことが確認できる。結局佐口氏は、18世紀においては、上記の尊属殺人のような重罪を除いて、基本的に「伝統的な土着イスラム刑法が行われていた」と結論づけている。また、最近堀直（甲南大学）、華立（大阪経済法科大学）の両氏と筆者の三人が実施している研究会で読んだ中国第一歴史檔案館所蔵の満文史料³²でも、1779年にカシュガル近郊のハンエリクという村でウイグル人が漢族を殺した殺人事件に関して、『大清律例』の適用がはっきりと確認できる。従って、少なくとも18世紀末頃のウイグル人社会においては、基本的に重罪は『大清律例』によって裁かれ、軽微な犯罪はウイグルの慣習法かイスラム法によって裁かれていたとおおざっぱな見当をつけることができる。

一方、中国ではこれに続いて、王東平氏が佐口氏の研究を引き継ぐような成果を上げている。王2003, pp.179-184, 186-191は、まず上記佐口1963の扱った『清実録』等での裁判記録を利用して、18世紀後半頃のウイグル人社会では基本的に『大清律例』とイスラム法が混用されていたという佐口氏とほぼ同様の見解を述べた上で、さらに19世紀についても、北京の中国第一歴史檔案館所蔵の軍機処檔案を利用して、『大清律例』が適用された1810年から1856年に到る8例の重案を提示している。さらに王2003, p.191では、イスラム法適用を初めてはっきりと禁止した同治帝の勅（1862年）を掲げて、1862年以降は、軽微な犯罪にまで『大清律例』が適用されるようになったことを推定している。

堀2001bが述べるように、チャガタイトルコ語の文書史料や新疆にある檔案史料を閲覧することは今も困難なようであるが、この王2003のように北京にある漢語満洲語の檔案史料を利用すれば、新疆の法制史をある程度詳しく復元することは十分可能であろう。

次いで、チベットに関してはどうか。最近、石濱2001、平野2004が刊行されて、清朝支配時代のチベット史によりやく明るい光が当てられるようになったが、残念ながら、行政や司法に関しては具体的な研究がほとんど見られない。特にチベットにおける

³¹その詳細は不明。

³²軍機処満文録副117-925～936。つまり乾隆44年9月25日付け「回子踢死縁營兵宋章林」。

具体的な地方行政機構の実態がほとんどわからない。従って司法支配の実態も現段階では不明といわざるを得ないであろう。また清朝からチベットに対して発布された法律は、上述の「西藏通制」や史料集である徐醒生1999、張羽新2002などを見ても明らかなように、大部分が行政法規であって、刑事裁判の参考になりそうなものが見当たらない。研究としても、わずかに鄭2000, pp298-300等が、漢族との相関案件等を除けば、清朝の駐藏大臣や北京政府はチベットでの刑事裁判にほとんど介入できなかったのではないかと推定して述べている程度である。最新の研究である平野2004, pp177-182でも、「独立に近い高度の自治」の一語で片づけられていて、司法・行政上の機構や統治実態は一切顧慮されていない。

これも、主たる原因はチベットに所蔵されている檔案史料を直接閲覧することが困難なためであろうが、新疆と同様に北京にある檔案史料から将来ある程度のことは明らかに出来るかも知れない。

続いて、満洲族に関して述べよう。満洲族の大部分は八旗の組織に属していたが、周知のように八旗の構成員は満・漢・蒙の三民族であり、八旗満洲の中にもモンゴル人や漢族が居た。従って満洲族のみをそこから取り出して法制史を論じることは困難であって、どうしても八旗の旗人という条件の下で研究することとなる。

そしてこの八旗の制度に関しては、まさに枚挙にいとまがないほど多数の研究がなされている。これに関しても、前述の杉山清彦2001が要領よくまとめているので、そちらを参照されたい。さてところが、このように多数に上る八旗制の研究の中にも、筆者の調査範囲が狭いせいか、法制史の専論がなかなか見当たらない。そこでここでは、八旗制度全般を述べた研究の中で比較的新しい張佳生1999と鄭2000とに基づいて、とりあえずその概要を述べておきたい。

張佳生1999, pp170-174と鄭2000, pp304-313、特に後者によれば、まず皇室アイシンギョロ氏の刑事案件の裁判は北京の宗人府が担当し、特別扱いの「応議者」として『宗人府則例』や『大清律例』によって一般的な規定よりも刑罰を軽減する方向で裁かれていた。ただしこの場合も重罪であれば、刑部や皇帝にまで上申されたようである。また北京での在京八旗³³の刑事事件は五城統領と歩軍統領が担当し、「州県自理の案」と同様に「笞」・「杖」のみを伴うような軽微な案件はここで結審される。そして「徒」以上の案件は刑部に上申された。外省での駐防八旗³⁴の刑事事件は、各地に設けられた理事庁³⁵の同知や通判³⁶が基本的に担当していた。そして民人（民間の漢族）との相関案件の場合に限って知州、知県などの一般地方官も合同で裁判に加わったようである。ただし一般地方官には八旗の刑事案件を単独で裁く権限は与えられていなかった。そして在京、駐防とも

33北京において首都防衛及び皇帝警護の機能を果たしていた八旗の組織。

34主として地方の大都市など政治拠点に駐在して、大きな意味での治安維持に備える駐屯部隊としての八旗の組織。

35地方行政機構としての省に直属し、府や州・県とは系統の異なる行政組織。

36同知、通判ともに、本来は知府の下にいる府の二等官であるが、省に直属する役所である庁の長官を務めることがある。ここでは後者のこと。

にやはり、一般よりも刑を軽減する規定があったのである。

ただし、八旗の刑事案件に対して実際に適用されていた法律に関しては、『欽定八旗則例』、『欽定中枢政考』、『欽定兵部処分則例』など八旗関係の様々な法典と『大清律例』との関わりを含めて、この両研究でもほとんど言及されていない。これらの法典の専論である石橋1987でも、法的効力の問題は全く言及されていない。

最後に回民（回族）について簡略に述べよう。回民に関しては、片岡1976、同1977の研究があり、それによると、回民による刑事案件も基本的には『大清律例』を適用して一般漢族と同じ地方行政機構によって裁かれていたが、ただ、乾隆年間以降、『大清律例』の中に「回民専条」と呼ばれるもっぱら回民のみを対象として制定された条例が出現し、一般漢族に対する刑罰よりも罪を一等重くして裁かれるようになった。片岡氏の研究はその事情を詳しく検討しており、筆者が本研究を執筆するに当たっても大きな参考となった。

以上簡略に述べ来たように、清朝の法制史に関する研究は中国本土に関する研究のみがひたすら突出して進んでいる。そして八旗の旗人や回民に対する研究もある程度行われているが、藩部地域に関する司法支配の実態は、次節で述べるモンゴルと佐口1963、王2003による簡略な新疆の研究を除けば、ほとんど未解明であるといつてよい。そして清朝全体の国家構造を論じるに当たっても、広大な藩部地域に対する支配の実態（もちろん法制史を含む）はこれまであまり顧慮されてこなかったといつてよいであろう。あたかも中国本土のみが清朝法制史の対象であるか、あるいは少なくとも中国本土をもって清朝法制史の代表と見なすがごとき傾向にあったことは否定できない。しかしながらその一方で、清朝の構造を論じる際に広大な藩部の位置づけを省略して論ずることが絶対に不可能であることもまた、多くの研究において既に指摘されている。上述のような最近の清朝国家論の論調でも、やはり藩部の持つ重要性こそが清朝国家の一大特徴であるとみなす傾向があるのである。

従って藩部の一つであるモンゴルでの清朝政府による司法支配の実態を詳しく解明していくことは、中国本土と藩部の対比という清朝政権自体の持つ基本的構造を明らかにする上でも、また藩部相互間における司法支配の制度的な違いを今後明らかにしていく上でも、必要不可欠の意義があるといつてよいであろう。

第四節 清朝支配下のモンゴル

第一項 モンゴルに対する統治システム

清王朝は、広大な領域を支配下に置く多民族国家であった。清朝は本来満洲族の王朝であったが、1636年の成立当初から満漢蒙（満洲族・漢族・モンゴル族）の三民族を領域内に含有しており、この三民族は、清朝政権の根幹部分である八旗を構成していることから明らかなように、1644年の入関を経て清末の1911年に到るまで、終始一貫してこの王朝の主要構成民族であった。その意味で、チベットや新疆など後になってから併合された地域の諸民族に比して、この三民族が王朝内で占める重要性は当初からより大きかったはずである。

これら三民族の内、筆者が主な研究対象とするモンゴル民族は、内モンゴルが250年以上（1635～1911年）、外モンゴル（ハルハ・モンゴル）が200年以上（1691～1911年）もの長期間にわたって清朝による濃厚な支配を受け続けた。清朝は、国号を後金から大清へと改めた崇徳元（1636）年頃には早くもモンゴル人を統治するための役所「蒙古衙門」を設置した³⁷。「蒙古衙門」は、崇徳3（1638）年に「理藩院」と改名され、康熙30（1691）年にハルハ（外モンゴル）が清朝治下に入ると、以後清末に到るまで内外両モンゴルを管理し続けた³⁸。後に青海や新疆、チベット等もその管轄となるが、最も重要な仕事はモンゴルの制御であった。軍事力に富むこの民族は、清朝にとって諸刃の剣であったからである。

清朝支配下における内外モンゴルは、理藩院の管轄下で計十個の盟³⁹と呼ばれる行政区画に分割されており、各盟の下には数十個の旗⁴⁰と呼ばれる最小行政区画単位があった。この旗は中国本土にたとえていうならば、州県に相当する司法・行政単位であり、盟は、比定困難なところをあえて比定するならば府または省のレベルであるといえるかもしれない

37「蒙古衙門」の満洲語名はmonggo jurganである。その設置年次を、島田1986、pp.404-406及び趙1988、p.1、同1989、pp.47-50等は崇徳元（1636）年としている。

38理藩院は満洲語でtulergi golo be dasara jurgan、モンゴル語ではyadayadu mongyul-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamunと呼ばれた。

39モンゴル語でçiyulyan。内モンゴルに六盟、外モンゴルに四盟が置かれた。また盟に配分されずに理藩院に直属する地域もあった。盟の名称はモンゴル語と満洲語の二通りあり、外モンゴル各盟には汗部（qan ayimay）や部（ayimay）を付した別称もあるが、本研究では基本的に、モンゴル名の盟に統一して呼ぶこととする。盟には、盟長、副盟長、副将軍、幫辦盟務（内モンゴルのみ）、參贊（外モンゴルのみ）などの官職が置かれて、これらの貴族官僚は盟内の旗長や間散王公（実職についていない貴族）の中から任命され、しばしば旗長と兼任する形で仕事をこなしていた。詳しい研究は少ないが、Сономдагва 1961や岡1988等を参照。

40モンゴル語でqosiyun。旗には旗長が置かれ、モンゴル語ではjasay、漢語では旗長または音訳して札薩克と呼ばれていた。旗長の下には協理台吉、管旗章京、副章京、參領、佐領、驍騎校、領催などの役人が居た。これも詳しい研究は少ないが、Сономдагва1961、pp.79-84、田山1954、pp.126-129、岡1999a、後述の『理藩院則例』巻6等を参照。前述のように、この旗長が治める一般の旗は、チャハル八旗等の旗長がいない旗（北京から赴任してくる副都統などの官僚が治める内属蒙古）と区別する意味で、ザサク旗とも呼ばれる。

い。これが一般に盟旗制と呼ばれている行政組織である。

各盟と北京の理藩院との間には、庫倫⁴¹辦事大臣を初めとする駐防官⁴²が存在し、皇帝—（軍機処・三法司等）—理藩院—（駐防官）—盟—旗 という図式のヒエラルキーの下で文書行政が行われていた。このヒエラルキーは下部組織である盟旗制を含めて、清朝政府によって全く新たに創設された機構からなっている。旗と旗内の行政組織は前述のように清朝の八旗制から多くの用語（職名等）を借用していて、疑似八旗のような名称になっているが⁴³、その内実は八旗そのものとはかなり異なり、チンギスハーンやその弟の血統を引く名門の在来モンゴル遊牧貴族が、清朝から爵位・称号⁴⁴をもらって本領安堵される形で旗長（世襲されることが多い）に任命され、司法・行政権を認められたものである。従って旗長は、当初の段階では官僚としてよりは、どちらかというところと貴族や領主としての性格の方が強かったといえよう。旗長の上司たる盟長も、旗長や閑散（旗長職にない者）の貴族の中から清朝によって「有能」「忠実」等の理由によって選抜任命されて着任するもので、官僚と貴族の両側面を持っていたが、筆者の印象としては、旗長よりはさらに官僚的な側面が強かったように思う。また、帰化城トゥメト旗やチャハル八旗、新バルガ八旗等のように、現地貴族の旗長が設置されずに、理藩院から直接派遣された純然たる官僚たる都統、副都統などが治める「内属蒙古」と呼ばれる地域もあった。

盟や旗は、人材登用の点で、科挙官僚が統治する中国本土の行政機構とは大きく異なっている。しかしそれら人事上の側面に反して、上記ヒエラルキーを通じて実施された文書行政のシステム自体は、中国本土のシステムにかなり近い厳密なものであった。この点で、モンゴルに対する統治システムは新疆やチベットに対するそれとは自ずから異なっていたはずであると、筆者は考えている。

次いで、清代モンゴルにおけるモンゴル人の身分の問題を概説しておこう。清代のモンゴルには、チンギスハーンの血筋を引きタイジ（tayiji, 台吉）と総称される上記のようなモ

41庫倫という町の名は、モンゴル語名küriy-eの漢語音訳であり、フレー、クーロン、ウルガ等々様々な呼び名がある。現在のウランバートル市。

42例えば外モンゴルでは、ウリヤスタイの定辺左副将軍、ホブド参贊大臣、庫倫辦事大臣。また内モンゴルでは、綏遠城将軍、チャハル都統など。駐防官は、大部分が八旗出身の満洲族やモンゴル族の官僚で、任期を限って在地の盟長・旗長と北京の理藩院をつなぐ様々な仕事をしてきた。

43前述のように、楠木2003、岡2004など最近の研究で、ホルチン等、内モンゴルの一部に旗が設置されていく初期の状況が徐々に明らかになっており、清朝政府が八旗制度の延長として、モンゴルのザサク旗の官制を定めていく様子がよくわかる。

44清朝政府がモンゴル貴族に与えた爵位は、①和碩（ホシヨイ）親王、②多羅（ドロイ）郡王、③多羅貝勒（ドロイベイレ）、④固山貝子（グサイベイセ）、⑤鎮国公、⑥輔国公（以上6ランクは無条件に俸禄が給せられる）、⑦台吉（タイジ）と塔布囊（タブナン）の計7等級があった。さらに、台吉と塔布囊は、各々一等～四等の4ランクに細分されており、旗長職にある者以外、俸禄は給せられなかった。また外モンゴルでは、汗の称号を認められた者も3名居た。後述の『理藩院則例』巻2、13等参照。

ンゴル貴族や、少数の奴隷身分の人々⁴⁵もいたことがよく知られているが、それ以外の一般遊牧民の身分上の分類に関しては、ハルハモンゴルに関するナツァクドルジ氏らの研究に従って、清朝政府が行政上把握していた以下の三つのカテゴリーに分けるのが最も一般的である⁴⁶。

すなわちまず最初に、清朝皇帝に直属する最も一般的な遊牧民であるソムニアルト（sumun-u arad または quyay、箭丁）の身分がある。この人々は、旗内に数個設定されている戸籍上の単位である「ソム（sumu）⁴⁷」のどれか一つに所属する自由民で、旗・盟・理藩院を介して清朝皇帝に対する直接的な賦役の義務を負う。従って彼らは旗長とその配下の役人たちに全面的に管理されている。

二番目にハムジラガ（qamjily-a、随丁）の身分がある。この人々は、モンゴル貴族であるタイジに隷属する私的隷属民で、本来、自分の主人たる貴族個人への賦役の義務のみを負う。この場合の貴族とは、旗長や盟長であったり、職を持たない間散の王公や貧しい下級貴族であったりもした。ハムジラガも、司法面では所属する旗長・盟長の管轄下にあった。

三番目はシャビ（šabi、<Ch.沙彌）と総称される身分で、チベット仏教の生き仏である活仏（qutuytu）に隷属する宗教的隷属民である。この身分の中には俗人の遊牧民もラマ（lama、すなわち僧侶）の一部も含まれている。シャビは、主人である活仏個人への賦役の義務を負う。そしてその活仏が清朝政府から司法・行政権を認められていない低ランクの活仏（司法・行政用の印鑑を有しない）であれば、そのシャビたちは所属する旗長の司法管轄下にあり、もしも活仏が旗長と同格の権利と領域を清朝政府から認められた中ランクの活仏（旗長としての印鑑を有す）であれば、そのシャビたちは領主たる活仏（またはその代理人たる高僧）の司法管轄下にある。後者がいわゆるラマ旗と呼ばれる活仏の旗であるが、盟長の管轄下にあるという意味では一般の旗と同じである⁴⁸。

さらに、数多い活仏の中でもジェブツンダンバホトクト jebjundamba qutuytu と呼ばれる庫倫の大活仏は特に有力で、彼に隷属するシャビは特別にイフシャビ（yeke šabi、「大シャビ」の意）と呼ばれていた。この大活仏は歴代にわたって清朝から一般の盟長と同格の権限を与えられており、どの旗や盟にも属さず庫倫辦事大臣を介して理藩院の直接管轄下にあった。ところがジェブツンダンバホトクトは盟に相当するような広い領地を所有しておらず、大部分のイフシャビは外モンゴル各地の一般の旗に散在したまま大活仏に対す

⁴⁵彼らは、平民の所有する民である。これら奴隷身分が発生する理由は、萩原1988で述べた「オンボフの事件」や「ダシジドの事件」からもわかるように、モンゴルでの古くからの法的慣習によって、刑罰として犯人の妻子や犯人自身の身柄が奴隷身分に落とされ、被害者へ賠償物の代わりに渡されることがあったからのようである。二木1987a、中村篤志2002b等を参照。

⁴⁶Нацагдорж1972、Сономдагва1961、二木1987、岡1994、同1998、同1999b等参照。内モンゴル地域に関しては、詳しい研究がまだ存在しない。

⁴⁷八旗でいうニル（niru）に相当する。基本的に壮丁150人を一つのソムとするが、その半分ほどの人数しかいない「半分のソム（qonduyu sumu）」も存在した。主として兵役、税等の賦役を担うための単位であった。

⁴⁸Сономдагва1961, pp.112-120、Vreeland1957, pp.9-121、若松1987等参照。

る賦役の義務を負っていた⁴⁹。イフシャビは自分が居住する旗の旗長や盟長による管理を一切受けず、エルデネシャンゾドバerdeni šanjudbaと呼ばれる高僧（ジェブツンダンバハトクトの代理人）の管理下にあった。彼の衙門も同じく庫倫にあり、各地のイフシャビはオトクotuyと呼ばれる戸籍上の単位にまとめられて、彼の部下であるザイサンjayisanと呼ばれる役人たちが各オトクを担当していた⁵⁰。このような事情から、イフシャビはある意味で盟旗制度の枠外にあったといっても過言ではない。

さて、以上のようなソムニアルト、ハムジラガ、シャビという三つのカテゴリーは、清朝政府が公式的に認定した身分上の分類である。清朝支配下に入る以前は、シャビや奴隷を除く大部分の平民がいずれかの貴族の隷属民⁵¹であったと推定されるが、ハルハモンゴルが清朝支配下に入った後、清朝の意向によってそれをソムニアルト、ハムジラガという二つのカテゴリーに建前上分けさせた。つまり、清朝皇帝に直属する平民身分（自由民）を新たに作り出させた訳であって、その戸籍上の単位であるソムもまた新たに創出された公的組織であった。この、清朝が作ったいわば建前上の組織であるソムに対して、最近岡1998a、1999a、1999b等によって、清朝支配下に入る以前から存在していたと思われるオトクやバグbayと呼ばれる人的単位が旗内になお並存していて、ソムなどの清朝によって規定された組織よりもオトクやバグ等古くからある組織の方がむしろ様々な方面で機能していたのではないかということが指摘されている。

第二項 清朝の蒙古例

モンゴル民族は、生活習慣や法的伝統が中国本土や満洲地方等と異なっていたので⁵²、その統治に際しては、懐柔政策の一環としても中国本土を対象とした『大清律例』とはまた別に、その習慣や伝統に配慮した特別法が必要であった。清朝政府によって制定されたそのモンゴル人専用の特別法は、総称して漢語で「蒙古例」、モンゴル語ではmongyul ča yaĵa-yin(=čayaĵin-u) bičigと呼ばれる⁵³。島田1982等の研究によると、蒙古例の各条文は必要に応じてその時々制定されたものであるが、機会あるごとに一冊の法典として集成・編集され、そのたびに条文の追加・訂正・削除が繰り返された。蒙古例を集成した法典は、原則として満洲文・漢文・モンゴル文の三体で各々出版されたようである。

蒙古例がいつ頃から存在していたのかはなお不明であり、その集成法典がいつ頃から出版され始めたのかも正確には不明である。ただ、島田1982, p.124-129、同1986, p.409-410が、清朝実録の康熙6（1667）年9月癸卯の条に、崇徳8（1643）年に頒布した「蒙

⁴⁹現在のフブスグルアイマクのダルハト族の土地（フブスグル湖西方の盆地）だけは、例外的にイフシャビのみが集住するジェブツンダンバの領地であった。

⁵⁰Цэдэв1964、Сономдагва1961, pp.88-111等参照。

⁵¹アルバトalbatu（賦役を持つ者の意）と総称されていたようである。

⁵²モンゴリアの法的伝統に関しては、Riasanovsky1937、島田1981等に詳しい。

⁵³Навааннамжил1956, p.140、Сономдагва1961, p.23~24を参照。なお「蒙古例」という語の初出は雍正3（1725）年の『清律』であるといわれるが、本研究では便宜上それ以前のものも「蒙古例」と呼ぶことにする。

古律書」を改訂して頒布しなおしたという記事があることを指摘し、この崇徳8（1643）年の「蒙古律書」を最初の蒙古例集成法典であろうと推定して、改訂版の康熙6（1667）年の物を「新蒙古律書」と仮称しただけであった。しかし次節でも述べるように、その後筆者を含む日本・中国・モンゴル・ロシア・ドイツの研究者たちによって、着々と研究が進められつつある。特に、その同じ康熙6年の記年を持つモンゴル文木版印刷の集成法典が発見された。この法典は現在、北京の中国第一歴史檔案館に所蔵されており、1992年7月に同館のモンゴル人職員、李保文氏が発見したものである。最近発見者によって、中国語訳も発表された（李2002）⁵⁴。この法典こそ、鳥田氏がその存在を想定した改訂版の「新蒙古律書」にあたる法典であろう。これが、現在発見されている最古の蒙古例集成法典である。

次に古いものは、1920年代頃にブリヤート人研究者ジャムツァラーノ氏が発見して、現在モンゴル国立図書館に所蔵されている⁵⁵康熙35（1696）年頃出版のモンゴル文木版印刷による集成法典で⁵⁶、既にДЫЛЫКОВ1998によってロシア語訳が、Heuschert1998によってドイツ語訳が、その後、達力扎布2004⁵⁷によって中国語訳がなされている。しかしいずれも、内容に関わる本格的な研究はこれからである。

蒙古例集成法典のなかでも一般によく知られているのは、『蒙古律例』⁵⁸と『理藩院則例』⁵⁹である。前者は、その後の乾隆年間に漢文、蒙文、満文で何度も出版されたことが知られており、版本も多種類確認できるが、いずれも序文や奥付がないために、何回ぐらい出版されたのかははっきりと確定することができない。鳥田1982、Баярсайхан2001、同2004等々、文献学的にはかなり詳しい研究がなされている。後者の『理藩院則例』は、嘉慶年間以降に何度も出版された大部な蒙古例集成法典の名である。最終版である光緒34（1908）年の『理藩部則例』を含めて少なくとも5回以上は出版されたようである。以上、既に詳しい研究がなされているので、両者についてここでは詳述しない。鳥田1982、萩原1993、1995等々を参照されたい。

⁵⁴筆者も、李保文氏の協力を得て、2002年に実見することができた。

⁵⁵同図書館で1982年にこの法典を再発見されたのは、二木博史氏である。二木1983b、同1987b参照。筆者も、1992年に実見することができた。

⁵⁶この法典を、鳥田1982, pp.124-129、同1986, pp.409-410は「新々蒙古律書」と仮称している。ただ、同1995, p.24では、二木氏が1982年にモンゴル国立図書館にて再発見されたこの「新々蒙古律書」のことを康熙6年の「新蒙古律書」と勘違いされたようである。

⁵⁷この研究の存在は、小沼孝博氏にご教示いただいた。謝意を表したい。

⁵⁸モンゴル語名は、総称である蒙古例と全く同じmongyul čayaǰa-yin(=čayaǰin-u) bičigである。

⁵⁹モンゴル語名はγadayadu mongyul-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-u qauli jüil-ün bičigである。

第三項 モンゴルへの司法支配

モンゴルへの司法支配に関しては主として拙稿萩原1988～2001bによってある程度明らかになっているので、それらに基づいてやや詳しく述べたい。

清代のモンゴルで犯罪が発生すると、旗の下級役人が捜査、犯人捕縛、護送等に当たる。旗を越えた広域犯罪に関して、旗の役所同士が連絡を取り合って解決を図り、周辺諸旗に指名手配が及ぶこともあった。また殺人事件では、中国本土での件作（検屍担当者）に相当する役人が『洗冤録』（中国の検屍ハンドブック）を用いて、遺体を調べ死因を決定していた。

裁判は、事件の発生した旗の役所で旗長を裁判官とする第一審が行われ、罰として枷號や鞭を伴う軽微な案件（おそらく少数の罰畜のみの案件も）は旗内で結審されて、文書が保管される。これは、清朝本土の「州県自理の案」に当たる。モンゴルには中国本土のような「廻避の制」（官僚をその出身地に赴任させないこと等を定めた制度）がなかったこともあって、裁判官である旗長自身が地元の貴族として民事・刑事の各判決に直接的な利害関係を持つこともあったが、旗長自身が事件の関係者であったり、不在であったりした場合は、協理台吉ら代理の役人が裁いた。

人命案件や少なくとも遣以上の罪を伴う重案は、旗（第1審）→盟（第2審）→〈駐防官〉→理藩院（第3、または第4審）と必ず上申され、そのつど擬案が作成される。すなわち滋賀1984の述べる必要的覆審制度が、モンゴルにも存在していた。重案にかかわった犯人・証人は、盟や駐防官の所在地まで連行され、動けなければ役人の方が出張して来る。人命案件は、さらに理藩院から皇帝に上奏される。

裁判そのものは訊問中心で、口供を作ることが目的であった。口供を取るための拷問も認められており、口供の最後には犯人の右手親指の指紋が押捺されることが多かった。裁判での法律適用に関しては、くまず最初に蒙古例を適用し、合う条文がなければ『大清律例』の「刑律・刑例」を適用する」という大原則があり、少なくとも18世紀末～20世紀初めのハルハにおいては、重案は勿論のこと旗内で結審される軽微な犯罪の処罰に際しても、「蒙古例」、次いで『大清律例』の「刑律・刑例」が適用されていた。

以上、犯人の捕縛と護送、『洗冤録』を用いた検屍、犯人証人の口供の取り方、裁判文書の作成方法、判決文における法典条文の直接引用、「州県自理の案」に当たる「旗内で結審される軽微な案件」の存在、必要的覆審制度、等々ほとんど全ての面において、清代モンゴルにおける裁判制度は、前節で述べた清朝本土における制度に大変よく似ており、中国の伝統的な裁判制度が、清朝支配下のモンゴルにも導入された可能性が高い。

また、盟旗制度下で用いられるモンゴル文公文書（裁判文書を含む）の書式は中国本土での漢文文書の書式に酷似しており、清代に入って中国本土からおそらくは満洲文文書を介して導入されたものと考えられる。またこの中国本土からの書式導入は、上記のような裁判制度が中国本土からモンゴルに直接導入されたと思われることと、よく一致している。従って、文書書式自体も裁判制度と一緒に導入されたものである可能性が高い。

法制の変遷に関して言うと、ハルハは、1691年に清朝へ帰属した後もなお清朝の法制支配下には入っておらず、1728年までは、トシェート汗部を中心にしてハルハ独自の法（後の『ハルハジロム』）が盛んに制定し続けられた。この1728年には、「蒙古例」に

準拠したハルハの法律条文が初めて出現し、ハルハ独自の法から「蒙古例」へのゆるやかな推移が始まる。そして1789年頃から「蒙古例」と『大清律例』が強い効力を持ち始める。そして「蒙古例」と『大清律例』は、清末に到るまで実効性を持ち続けた。

また清代のモンゴルには、盟旗制度下で暮らす一般的な遊牧民の他に、イフシャビと呼ばれるジェブツンダンバホトクトの所有する遊牧民が多数おり、彼らはジェブツンダンバの代理人たる高僧エルデネシャンゾドバによって管理されていた。このエルデネシャンゾドバによるイフシャビへの裁判においても、少なくとも清末頃には「蒙古例」と『大清律例』とが既に導入されていて、重大な案件や他盟の一般牧民との関連案件はもちろんのことイフシャビ間の軽微な案件であっても、この両法典が確実な効力を有していた。しかしまたその一方で、『オラーンハツァルト』と呼ばれるハルハ独自の判例集も、清末まで効力を持ち続けていた。従ってイフシャビに対する法律は、他の一般牧民の場合と同じようにハルハ独自の法から清朝の法へと推移が起こったけれども、完全に交代しきるまでには到らず、清末でもなお民族自治のような側面が少しは残されていた。

第五節 清代モンゴルの法制史に関する研究史

第一項 ヨーロッパでの研究

清代モンゴルの法制史に関する最初の研究は、ロシア人によってなされた。1828年にサンクト・ペテルブルグで出版されたイアキンフ・ビチューリン著『モンゴルに関する手記』（Бичурин1828）とリポフツォフ著『理藩院則例』（Липовцов1828）がそれである。前者は二巻本で、その第2巻第4章（pp.203～339）において乾隆54（1789）年の『蒙古律例』が漢文版からロシア語に全訳されている。後者Липовцов1828も二巻本で、嘉慶22（1817）年の満洲語版『理藩院則例』のロシア語訳である。『理藩院則例』の「原奏」（編纂の事情）が訳出されているのが大きな利点で、後述のリヤザノフスキー氏も専らこの部分に依拠して論を進めている（Riasanovsky1937,p.64,65,n.74、和訳本、pp.72,73）。

この先駆的な両研究は、外交的政治的な意味あいの強い同時代史研究であったが、蒙古例集成法典の翻訳は今日に到るまで他に存在せず、両翻訳ともその価値を全く失わず今日も利用されている。つまりその後のヨーロッパでの研究も原典に直接当たったものは少ない。

ロシア人によるモンゴル・中国研究は引き続いて多数出現するが（Riasanovsky1937の巻末文献目録等参照）、その後最も大きな意味を持つことになったのは、リヤザノフスキー氏の著作、特に『蒙古慣習法の研究』（Рязановский1931、ロシア語）と『蒙古法の基本原理』（Riasanovsky1937、英語）である。

氏はこの両著作でモンゴルの法律に関して、ヤサ、モンゴル・オイラト法典、ハルハ・ジロム、清朝の蒙古例、自治時代（つまりボグドハーン制モンゴル国時代）の法、と時代順に的確な解説を行ない、各法典の法源や内容を詳しく分析している。ただ蒙古例に関しては、ジャムツァラーノ氏から直接教示を受けた康熙35（1696）年の法典とБичурин1828翻訳による乾隆54（1789）年の『蒙古律例』、そしてЛиповцов1828翻訳による嘉慶22（1817）年の『理藩院則例』の、計三法典を論述するのみで、まだ蒙古例の全

体像は把握しきれしていない。また原典に全く当たっておらず、上記三人の研究をそのまままとめたにすぎない。しかしながら、モンゴルの法律を通時的にまとめて分析した研究はこれが初めてであったため、両著作ともにその後のモンゴル法・蒙古例研究の画期的な出発点となった。特に日本においては両者とも和訳が出版され、その後の研究に深い影響を与えた。

ソ連・ロシアでの他の研究としては、ディリコフ氏の著作を三点挙げておきたい。ДЫЛЫКОВ1965, 1981, 1998である。一点目の研究は『ハルハジロム』のロシア語への全訳であり、二点目は『モンゴルオイラト法典』のロシア語への全訳、三点目はブリヤート人研究者ジャムツァラーノ氏が発見して現在モンゴル国立図書館に所蔵されている康熙35(1696)年頃出版の蒙古例集成法典をロシア語に全訳したものである。

ドイツではまず、Sagaster1967があげられる。これは、ベルリンの国立図書館 (Staatsbibliothek Preuss. Kulturbesitz) 所蔵のモンゴル文裁判文書4通 (1967年当時はチュービンゲン国立図書館に所蔵されていた) を影印・転写・独訳の上、分析・紹介したものである。この4通は、光緒16(1890)年頃にハルハのヘルレンバルホト盟中前旗内で結審された三件の軽微な窃盗案件に関する供述書と判決文である⁶⁰。ただ、ザガスター氏は旗内での裁判手続きを検討しているものの、「蒙古例」の裁判手続き規定を参照しておらず、適用された法律も三件中の一件しか確認できておらず、法律自体にはさほど関心を払っていない。

次いで蒙古例に関しては、Heuschert1998が前述のДЫЛЫКОВ1998と同じ前述の法典をドイツ語に全訳しており、清代以来の行政組織や土地利用に関してBarkmann2000がある。

イギリスでも、裁判文書の研究としてBawden1969a, 同1969b, 同1969cが存在する。この三点は、ウランバートルからキリル文字転写で出版されたモンゴル文裁判文書 (ウランバートルの国立古文書館所蔵) 集の檔案史料を、事件別に要約・紹介したものである (1969cのみは全訳)。Bawden1969aの事件は乾隆53(1788)～56年(1791)年の間にハルハのハンオール盟左翼右末旗で発生、展開した殺人未遂事件 (本研究の第一部第二章で扱うオンボフの事件) で、Bawden1969bのものは、乾隆54年(1789)年に同じ旗で発生、展開した全く別の殺人 (心中) 事件 (本研究の第一部第二章で扱うダシジドの事件)。そしてBawden1969cのものは、道光13(1833)～14年(1834)年の間にハルハのヘルレンバルホト盟中左旗で発生、展開した殺人事件 (本研究の第一部第二章で扱うラマ・ロプサンの事件) である。ボーデン氏は、各事件の裁判手続きをまとめてはいるが、ザガスター氏同様「蒙古例」の裁判手続き規定を一切参照しておらず、事件で適用された「蒙古例」・『大清律例』にも言及していない⁶¹。

以上のザガスター氏とボーデン氏の研究はいずれも、法制史風の論文名にも関わらず法制史研究としての問題意識は欠如していたが、文献学的には文書を正確に理解している。また、彼らの紹介した史料自体は非常に有用なものであり、筆者が本研究で上述の諸事件を扱うきっかけともなった。

60これらの文書は、第二部第五章にて転写・全訳を提示する。

61以上3事件の文書に関しても、第二部第一・二・三章にて転写全訳を提示する。

最後にフランスでは、『中国-満洲族のハルハ・モンゴル支配における行政-----理藩院則例のモンゴル語版-----』（Legrand1976）が存在する。これは、パリの国立図書館所蔵の道光6（1826）年蒙文刊本『理藩院則例』に含まれる行政規定を分析し、当時のハルハ・モンゴルにおける行政機構の構造を解明しようとしたものである。ルグラン氏は、従来の主だった蒙古例研究をほぼ網羅し、かつ原典史料に当たった上で発言している。ただ、島田正郎氏の専論（島田1982。ただし蒙古例の諸本に関する部分は全て1976年以前に発表されている）を全く参照していないために、蒙古例の全貌はいまだ把握できていない。さらに、行政機構の解明にしてもあくまで法典に定められた建前上の姿にすぎず、後述するСономдагва1961等を越えていない。行政規定の条文のみから社会制度の実態を推定する研究方法は、かつて各地で盛んに行なわれたが、日本では今や法制史・行政制度史とともに規定（建前）と実態（本音）の双方を解明し比較する方法が常識となっている。

第二項 モンゴルでの研究

モンゴル本国ではモンゴル法や行政制度を叙述、研究したものの中に、法制史への詳しい論述が見られる。

まず、清末に書記を務めていたモンゴル人の回想録であるНавааннамжил1956が、清末のハルハにおいて「蒙古例」と『大清律例』（特にその「刑律・刑例」）の二法典が有効であったことを記し、裁判制度にも言及している（Навааннамжил1956,p.140.）。また清代ハルハの行政機構を詳述したСономдагва1961も、盟・旗の裁判における蒙古例の実効性や、清朝本土と同様の必要的覆審制度の存在を指摘している。

次いで『ハルハ・ジロム』の専論であるЖалан-аажав1958やそのテキストを収録したNasunbaljur1963は、『ハルハ・ジロム』が、庫倫の活仏の領民を除く一般牧民にたいして実効性を失い、蒙古例に取ってかわられたその法律交代期を、乾隆54（1789）年の『蒙古律例』発布時であると述べている（Жалан-аажав1958,p.102, Nasunbaljur1963,p.7.）。この見解が誤っていることについては、萩原1990を参照。

また、ボグドハーン制モンゴル国時代（1911-1921年）の法制史を研究したСо довсүрэн1989は、その第一章「満洲族支配時代のモンゴルにおける法律」（同書、pp.7～23）で『ハルハ・ジロム』や『理藩院則例』等の解説をしているが、新しい発見はなく、両者の交代時期や使い分けについてもはっきりした言及がない。蒙古例集成も乾隆54年、嘉慶22年、道光23年の計3版を把握するにすぎない。一方最近になって、Баярсайхан2001、同2004がモンゴル語版『蒙古律例』の詳しい内容に踏み込んだ法学的な研究を発表し、モンゴル国でもようやく蒙古例法典の文献学的研究が始まったといえる。

以上の内、Навааннамжил1956とСономдагва1961はモンゴル人ならではの詳しく具体的な研究で、特に価値が高い。その他、Болдбаатар・Лүндээжанцан1997は、モンゴル民族の政治・法制史を13世紀から現在まで概説する有益な研究書である。

第三項 中国での研究

中国では、盟旗制度や理藩院に関する研究が大量に存在し（趙1988、pp.15-24に詳しい）、法制史に関しては趙雲田氏が研究を発表されている。氏は趙1988において、まず理藩院の官僚構造と沿革を述べた後、有用な史料の解題をしている。史料解題の部分では『理藩院則例』編纂の事情（後述の島田1982、pp.138-144の研究にほぼ同じ）は述べられているが、『蒙古律例』には言及がない。また趙1989は清代モンゴルの制度史全般を詳しくまとめたもので、注目すべきは「刑法制度」の章（同書、pp.134-165）である。氏はこの章の第2節で、主に『清朝実録』を利用して清朝初期の対モンゴル立法の経緯を検討している。そして第3節では『蒙古律例』と『理藩院則例』の刑法部分の規定内容や刑罰の種類を分析し、最後の第4節で、中国第一歴史檔案館所蔵の檔案から実際の事件例3件を紹介し、蒙古例の適用と裁判例とを概説している。後述島田1982や拙稿萩原1988等を参照していないため、大部分は既に解明されたことの繰り返しに近いが、示唆に富む記述が多い。

その後の研究では、劉広安1993や徐醒生1999、張羽新2002が藩部各地域に対する法律の制定をまとめて研究しており、張永江2001は藩部各地域に対する清朝支配の違いをはっきりとパターン分けして検討・論述している点が斬新である。また李保文2002が、前述の康熙6年の蒙古例集成法典を中国語に全訳し、達力扎布2004が、前述の康熙35年頃出版の法典を中国語に全訳している。

第四項 日本での研究⁶²

日本での研究は青木富太郎氏によるRiasanovsky1937和訳本の影響を受けて始まった。まず林1955が、漢文版『蒙古律例』から私法、刑法に分類できる条文を適宜、抽出・和訳し、内モンゴルの調査報告やRiasanovsky1937和訳本に引用された『モンゴル・オイラト法典』、『ハルハ・ジロム』の規定等と比較しつつ、分析を加えた。氏の収集、利用した『蒙古律例』の諸本は5種類にもものぼるが、『理藩院則例』との関係や規定内容の変遷等に関してはまだ充分把握できていない。

ついで仁井田陞氏が『中国法制史研究、刑法』の第三部「中国法と周辺諸民族の古刑法」（仁井田1959、pp.301-593）で、モンゴルの古刑法をも分析された。氏はここで、Riasanovsky1937に引用された大ヤサ、『モンゴル・オイラト法典』、『ハルハ・ジロム』等の英訳条文（ロシア語訳からの重訳）と、漢文版『蒙古律例』・『理藩院則例』の条文とを利用し、この漢文史料二点については自ら解題を付された（仁井田1959、pp.340-342）。簡略ながら要を得た解題で、後述の島田氏の研究にも影響を与えたと思われる。

一方田山1954は、漢文の各種編纂史料と蒙古例法典とを利用して、清代モンゴルにおける旗やソムを初めとする具体的な社会制度の概要を叙述された。日本では他に類例のな

⁶²日本における研究史は、Riasanovsky1937和訳本巻末の青木富太郎氏による解説や島田1982、pp.144, 155, 919-931、同1981、pp.495-508にも詳しい。また、既に前節で述べた筆者自身の研究は、ここでは除外する。

い画期的な研究であったが、当時の制限された史料状況の故に、今日から見ると不十分といわざるを得ない。

1960年代末以降精力的に漢文版蒙古例の研究を発表し続けて来られた島田正郎氏は、それらを大著『清朝蒙古例の研究』（島田1982）としてまとめられた。氏は、本稿で述べたヨーロッパやモンゴルでの研究成果を、Riasanovsky1937以外全く参照していないため、同書には行政機構や身分制度、モンゴル文の解釈等に関する基本的な誤りも見られる。しかしそれにもかかわらず、蒙古例の文献学的研究としては諸外国での従来の全ての研究をはるかに凌駕する水準にある。氏の研究水準が高いのは、漢文版に関して可能な限りほぼ全ての諸本を集め、歴代の『大清会典・（則例）事例』、『清朝実録』をも利用してその分析を徹底的に行なったからである。

島田1982は、まず前半の「総論」部分で、『大清律例』と蒙古例の関係を検討してから蒙古例集成法典の編纂史と諸本の整理をし、後半の「各論」では、大量の蒙古例各条文について、必要に応じて解釈を加えつつその発布年次や内容の年代の変遷を実証するという実に厳密な逐条研究を行なっている。この研究の価値は、単に蒙古例の全体像を明らかにしたというにとどまらない。満・蒙文版蒙古例の研究や蒙古例の実効性、裁判の実態等々、島田氏の研究が及ばなかった課題までもが、これによってよりはっきりと浮き彫りになり、それらの課題も氏の確固たる条文整理の基盤に基づいてこれ以後初めて研究可能となったのである。

また相前後するが、氏は島田1981、pp.297-352において、刑法に類する蒙古例の規定内容の年代の変遷をより詳しく検討し、「嘉慶・道光の交」を境にして蒙古例の刑罰が伝統的モンゴル法から中国法へと大きく変化したことを確証された。また、モンゴル法における刑罰が家畜賠償から家畜罰へ、そしてさらに実刑へ進展したとする前記仁井田1959、pp.301-593の説を批判し、その進展はモンゴル内部での能動的な変化ではなく、単に清朝政府の政治的意図で変えられたにすぎないと結論づけている。

さらに島田1986、pp.365-717では、蒙古例前史ともいべき清朝初期のモンゴル人に対する軍律や法的措置を、その後の同1992では蒙古例の法的効力の問題を検討している。また同1980、pp.369-402では、蒙古例のその後の姿とでもいべき活仏制モンゴル国時代の法律について研究し、同1995で、以上のご自身の研究を通史としてまとめておられる。

他に、蒙古例研究を概括した拙稿萩原1993と蒙古例の起源の問題を扱った同1995がある。

以上見てきたように、日本での研究は「蒙古例」を中心とする法典研究が格段に進展しており、世界的に見ても高水準である。しかしその一方で、裁判制度の実態に関する研究は、筆者の研究を除けば他の諸外国同様、ほとんどなされていない。

第六節 結

以上述べ来たったことを、ここで短くまとめておきたい。まず、モンゴル民族史という時間軸の面から見ると、清朝支配時代（1691-1911年）は、今日普遍的に認識されているモンゴルの伝統のかなりの部分が形成される時代であり、かつ中国とロシアという大国の狭間にあつて民族の宿命ともいわれる現今の政治的外交的な状況が形成される時代でもある。清朝支配時代は、そういう意味で、今日のモンゴル民族が持つ基礎的状況が形成される重要な時代であつたといえよう。

そして清朝支配時代は、モンゴル民族史上、法制史の詳細な実態を明らかにし得る最初の時代である。また、清代モンゴルの法制史を解明しておくことによって、清代の法制がその後の近代法制史にいかなる影響を及ぼしている、また社会主義法が伝統的な法制をいつ頃いかように断ち切つたのかという問題もが研究可能となる。さらに、清代モンゴルの精密な裁判制度が、モンゴル民族の本来持っていた法的伝統に由来するものなのか、それとも中国本土での法的伝統が清代にモンゴルへと導入された結果なのかという問題の解明にもつながるであろう。

次に、清朝の国家構造の再検討という空間軸の面から見た場合、藩部の持つ意味が強調されている割には、中国本土に比して藩部の法制史研究が圧倒的に不足している。すなわち藩部各地域に対する支配の実態が不明なまま、藩部の名で全体をひとくくりにしたり、藩部を比較検討したりする議論が進められている。従つて、モンゴルでの司法支配の研究は、単にこの地域の司法行政構造のみならず、清朝全体の国家構造を考える上でも大きな貢献をなし得るはずである。他の藩部に比して比較的史料状況の良いモンゴルでの詳細な実態をまずここで先に解明しておくことが、将来期待される新疆やチベットに関するより詳しい研究がなされる際にも何らかの指標となる可能性があるということである。

今後は、諸藩部を単にひとくくりにせず、各地域に何らかの濃淡や機能分担、意味づけの違いを求めようとする議論が必要となるであろう。また清朝の国家構造を論じる際に、各地に分散する八旗の旗人（満洲族を含む）や回民に対する法制史研究があまり生かされていないようにも思う。その意味でモンゴル人への司法支配を旗人や回民に対する司法支配と比較することによつても、清朝国家論をより豊かにすることができるであろう。また以上のことを逆の面から見れば、モンゴルにおける法制史を研究する際には、清朝全体をも俯瞰する視点が必ず必要であつて、特に、詳細な制度が明らかになっている中国本土での法制史と比較検討するという姿勢を常に持っていることが求められるであろう。

以上のように、清代モンゴルの法制史を研究することには、時間軸と空間軸との両面から見て十分な意義と価値がある。

さて、そのように重要な意義を有する清代モンゴルの法制史であるが、従来の研究は、主として清朝による法典の編纂とその規定内容の変遷とを検討する法典研究が中心であつて、法律の実効性や具体的な裁判制度を実証した研究は筆者自身の研究を除いて皆無である。これは主として、外国人研究者が裁判文書自体を直接閲覧することが永らく困難であつたこと、文書を閲覧できるモンゴル人や中国人の研究者に法制史的な視点が欠落していたこと、の二つに原因を求めることができる。またさらにもう一歩進んでいえば、一部の裁判文書を利用する機会に恵まれた欧米の研究者たちが、漢文史料や中国史への関心の

低さから、法制史的な論文名を掲げつつもきわめて狭い範疇の文献学的文書研究のみに埋没して、清朝全体や中国本土の法制史をも見渡したような広い視野を持てなかったことにもよるであろう。

続いて、法制史を利用した研究の広がりをも述べておきたい。この清朝支配期のモンゴルでは、遊牧民の歴史記録としては例外的なほど大量の公文書記録（檔案史料）が残されている。それらはまだ十分に活用されてはいないが、第二部からもわかるように裁判文書の内容は実に詳細なので、当時のモンゴル遊牧民社会の構造や生活の実態、すなわち社会史、経済史を解明することにもつながる。

さらにもう一言付け加えると、裁判制度研究は政治史の解明にも役立つ可能性がある。例えば、モンゴルの近世・近代史研究においては、「清朝の藩部地域の中で、どうして外モンゴルのみが結果的に独立を達成することができて、他の藩部にはそれが出来なかったのか」という大きな問題があり、従来は外国勢力による干渉・影響や短期的な清末の政治状況からのみ説明されることが多かった。この問題に関して筆者には、それらの理由のみでは説明しきれない、より長期的な原因もあるのではないかという感触、すなわち、藩部の各民族各地域自体の中にも、結果的にその後の独立・非独立をもたらした内在的な要因のようなものがあつたのではないかという半ば漠然たる感触が存在していた。ところが、各藩部の内部事情を詳しく比較検討しようとする、それらが実はほとんど未解明であることに気づくのである。勿論清代モンゴルの裁判制度を大づかみに解明しただけでこの大問題の解決に直結するとはとても思えないが、それでも、外国勢力の干渉や短期的政治状況に歴史的原因を求める以外にも、独立に結びついた唯一の藩部地域である外モンゴル内部の具体的な社会状況を明らかにしていくことこそが、この問題の回答につながるのではないかと思うのである。

第二部 訳註篇

ここでは、モンゴル国での史料閲覧状況の好転を利用して、萩原1988等で利用してきた裁判文書を全て原典の檔案史料の形で直接提示することとする。これは、判例史料の豊富な中国本土における法制史の研究と異なって、清代モンゴルでの裁判制度の実態を把握するためには、檔案史料を直接読解する以外に方法がないからでもある。また、モンゴル文・満洲文の裁判文書は読解や解釈の困難な部分もあり、史料操作の透明性を高めるためにも、全文を転写と訳注付きで提示したい。

訳註に当たっての方針と凡例

- ・モンゴル文の転写方法はグリェンベックの方式を、満洲文の転写方法はメーレンドルフの方式を採用する。
- ・転写モンゴル語・満洲語とそれに対応する訳語とは原則として語頭をそろえるが、やむを得ず語順その他を変えている部分もある。
- ・モンゴル文・満洲文テキストの句読点は、その点の数に応じて、,, ,,,, のように表示するが、訳文では文意を明確にするため、それらと無関係に句読点を用いる。
- ・煩雑さを避けるため、語註、脚註は必要最低限にとどめる。
- ・訳文中の（ ）は、文意を明確にするために訳者が付した補足である。
- ・おなじく訳文中の「『くく〔【】〕』』」等の記号は、わかりやすくするために訳者が付した引用記号である。
- ・モンゴル語の人名綴りは、基本的にДариймаа1986、Сэржээ1991等のモンゴル人名辞典類に従って音を転写することとする。
- ・満洲文の中に出てくるモンゴル語固有名詞（人名・地名等）の音訳は、満洲語の綴りに関わらず現代モンゴル語の発音に近いカタカナで表記した。

・モンゴル国立歴史中央文書館所蔵の檔案の文書番号

第二部第四章の「オドセルとナワーンの事件」の文書（萩原2001bで利用）を例に挙げると、その文書番号は、「Ф. No. : M-85, T.No. : 2, X.H.No. : 722, (8-дугаар бичиг)」となる。

この内「Ф. No. : M-85」とは、「ФондのNumber（蔵書番号）がM-85である」という意味。M-85のMは満洲族時代（つまり清代）を表すМанж（満洲族）の頭文字Mであり、その85はエルデネシャンゾドバ衙門の文書である。「T.No. : 2,」とは、「ТовъёгのNumber（帳簿番号）が2である」という意味。M-85はNo.3まであって、No.1は檔冊群。このNo.2とNo.3は折り本形式の文書群である。「X.H.No. : 722」とは、「Хадгаламжийн НэгжのNumber（保管単位番号）が722である」という意味。ここまでが本当の文書番号である。あとはバラバラの文書群か、あるいは檔冊かという形態に基づいて、筆者なりに記号を追加した。例えば、「オドセルとナワーンの事件」の文書のようにバラバラの文書群であれば、(8-дугаар бичиг)「第8文書」として、文書群中の何通目の文書なのかを示した。この場合、No.722は全10通の文書からなるので、その内の8通目ということであ

る。また第二部第一章「オンボフの事件」の一通目（萩原1988で利用）のように檔冊中の一部分であれば、「X.T. 58a-606」としてその葉数で位置を示した。この場合は、「Хуудасны Тоо（葉の数）が58a-606（58葉表-60葉裏）である」と言う意味である。

第一章 オンボフの事件に関する 裁判文書

ここでは、かつて萩原1988で扱った「オンボフの事件」に関する4通の文書を転写訳註の形で提示する。1通目はЧимид1958, pp.8-9に収録されている文書の原本であり、「オンボフの事件」に関してチミッド氏が収録した全3通の内の第1文書に当たる。ここで提示する2通目は、チミッド氏が収録した内のどれとも異なる新しい文書である。ここで提示する3通目は、Чимид1958, pp.10-26に収録されている「オンボフの事件」の第2文書のモンゴル文原本のさらにその元となった満洲文文書原本である。ここで提示する4通目は、Чимид1958, pp.26-29に収録されている「オンボフの事件」の第3文書が含まれている原本である。原本は最初の部分が欠けているため、ここでは仮に残存部分の1行目から行数をつけた。なおЧимид1958は、この文書原本の残存部分の内、236行目の5語目以降のみを収録して、第3文書としている。

「オンボフの事件」は、乾隆53 (1788) ~55 (1790) 年にかけてハルハのハン・オール盟左翼右末旗で発生展開した旗長オルジンジャブとその夫人に対する殺人未遂事件である。

「オンボフの事件」の1通目の文書

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Ф.Но. 9

Т.Но. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門の来文檔の文書

Х.Н.Но. 469

Х.Т. 58a-606

58a

1/ *jasay-ün terigün jerge tayiji urjinjab-un qosiyun-u tamay-a-yin kereg-yi tür*
旗長 一等台吉⁶³ オルジンジャブの旗 の印 務を臨時に

küliyen sidkegči tusalayči

承って 処置する協理

2/ *dötüger jerge tayiji dasidundub-un bičig,*

四 等 台吉⁶⁴ダシドンドブの文書。

63モンゴル貴族の爵位の一つ。第一部第一章第四節第一項参照。

64協理台吉は、旗長の補佐役の職名。四等台吉は最下級の貴族の爵位。ダシドンドブは協理台吉の地位にあって、かつ四等台吉の爵位を有していたために、この二つを合わせて協理四等台吉と述べている。

3/ (一字抬頭) kiyen čing men-dür yabuqu qan ayula-yin čiyulyan-u daruy-a
乾 清 門 行走⁶⁵ハンオール 盟 長

4/ jasay-un qosiyun-u beyise, čiyulyan-u ded daruy-a terigün jerge
旗長 固山 貝子、副 盟長 一 等

5/ tayiji tan-a ergübe, yuyun medegülkü-yin učir, man-u jasay-un
台吉⁶⁶殿 に提出しました。請い求めて報告する ためです。我々の旗長の

(tayury-a büriyesün-düに同じ)

6/ sayuqu ger-ün aru tuury-a büriyesün-dü kebtékü tus kituyan-u sorbi
住む 天幕の北側のフェルト覆い に (旗長の) 横たわる所に、小刀 の傷跡が、

7/ urjinun jil yurba, ene jil jun-u terigün dumdadu sar-a-dur qoyar
一昨 年に三 (度)、今 年夏 の 最初と中の 月 (四月と五月) に二

8/ uday-a yurbayad yaruysan kereg-i olju medegedüi bayital-a
度、 三つずつ現れた 事件を得て、 (真相を) まだ知らないでおりましたところ、

jun-u
(今年) 夏の

9/ segül sarayin qorin duluyan-u söni jasay-un jaruča keüken omboqu
末の 月 (六月) の二十七日 の夜、旗長の 召使いである娘 オンボフが

10/ učir ügei mön jasay-un ger-i ergejü yabuqu-yi söni
理由なくその旗長の 天幕を回っているのを、夜中に

11/ manayan-u kümün ayur üjegen-eče surbuljilan keüken ombuqu-yi
見張り 人 アヨールが見たことから、探求して 娘 オンボフを

65 乾清門は、北京の紫禁城内の乾清宮前にある門の名で、この門に出勤して、皇帝のそばに仕えることを「乾清門行走」という。名誉あることなので、モンゴル貴族の肩書きとして用いられる。

66 この時のハンオール盟長 (名はスンデブドルジ) は、自分の旗の旗長とハンオール盟長とを兼任しており、固山貝子という爵位を有していた。副盟長は一等台吉の爵位を有していた。そのためこの二人を列記するのに、こういう表現となった。

12/ niytalan asayubasu öçikü anu, ombuqu minu gem ügei
綿密に尋問しますと、その供述は（以下の通りでした）「私オンボフの罪 なき
bey-e-yi
身 を

13/ eçige-yin qulayai kigsen yaladu bariju öggüged qoyin-a, (途中改行か?)
父 が 盗みを犯した罰（の代償）に捕らえて与え、その後

14/ gegen-ü abural-du ülü baytayaqu öçinen boltal-a eçige eke-dü yerü
(ボグド) ゲゲーンの救済に 収めきれないほどになるまで、父 母に 決して

15/ jolyayulqu ügei edüge eyin kü jaruydaju yabuqu-iyän jobalangsıyaju
会わせ ず、今 こうして召し使われていることに苦しんで、

58b

1/ oryusuyai, esebesü üküügei kemen sanaju urida qaraçin örtegen-ü
逃げよう、或いは死のう と 思って、以前（父母が）ハラチン駅の

2/ çaytayan-du sayuqu-du eçige eke yerü-yin üge kelelčekü-degen nigen
警備 に 就いていた時、父 母が日常的な話をする 際に、ある

(egüde-yiに同じ)

3/ kümün-ü ger-i mön tegün-ü ger-ün nige kümün bülejü egüüde-yi kögedegsen
人 の天幕をまさにその 家の 一人の人が 突き刺して扉 をすすで汚した

4/ -iyer tere bülegsen kümün darui üküjükiü kemeküi-yi sonusuysan-dur,
ことによって、その突き刺した人は すぐに死んだ、というのを聞いた ので、

5/ jasay-un ger-i kituy-a-bar büleged, egüüden-yi köge-e-ber kögedebesü
旗長の 天幕を小刀 で 突き刺して扉 をすす で 汚すと

6/ minu bey-e ükükiü buyıja, kemen sanayad, ombuqu bi jasay noyan-u
私 自身が死ぬ だろう、と 思い、私オンボフは旗長 様 の

7/ ger-ün egüüde-yi dörben quruy-bar kögedegsen, jun-u terigün
天幕の扉 を四本の指 によってすすで汚しました。夏の 最初と

8/ dumdadu sar-a-du, çuqum ali edür-i medekü ügei, mön jasay
中の 月（4月と5月）、正確にどの日だったのかわかりませんが、その 旗長

9/ noyan-u ĵaruča čibayangča dulmu-yin kituy-a-yi qulayun abuyad
様 の 使用人である老婆 ドラムの小刀 を盗み 取り、

10/ söni ĵasay noyan-u ger-ün aru tuury-a kebtükü tus qoyar uday-a
夜、旗長様 の天幕の、北側のフェルト壁の横になる所に、二 度にわたって

(ködelbüriに同じ)

11/ ĵurbayad bülegsen ünen kemen ködülbüri ügei öčimüi,
三回ずつ突き刺したことは本当です」と、 揺れ動くことなく供述しております。

dulmu-yin
ドラムの

12/ kituy-a-yi tuuryan-u sorbi-luy-a örgen narin-i neyilegöl-ün üĵebesü
小刀 をフェルト壁の傷跡と 幅の大小 を合わせて 見ますと、

13/ tayaraqı metü, kinabasu ene kemegči ĵanultai-bar kituy-a ĵaryaĵu ger-i
合う ようです。調べてみますと、こういう、 悪意 で小刀を持ち出して天幕を

14/ büleĵü yabuysan anu niliyed yekeken kereg büged, dasidondub bi
突き刺していたことは かなり大きな 事件 であって、私ダシドンドブには

15/ kerkibečü sidken dayusyaĵu ülü čidaqu-yin tula, ĵuyuqu anu,
どうしても処理しきれ ません ので、請い求めますことは、

59a

1/ da beyise, ded da tan-u ĵaĵar-ača öčüken namayi enerin örüsiyeĵü,
(盟) 長 貝子、副 (盟) 長殿 の所 から小さな私を お憐れみ下さり、

2/ ene nigen kereg-i sidken ĵiyaĵu tusiyaqu aĵiyamu, tusiyaysan-i dayaĵu
この一 件 を処理し指示 命令して下さいませんか。命令 に従って

3/ yabuyluy-a kemen tayiji vangčuyĵab-i ĵaryaĵu, keüken ombuqu, egün-ü
遂行しましょう、とって台吉 ワンチュクジャブを派遣し、娘 オンボフ、彼女の

4/ angqan uday-a öčig-tür čirügdegsen čibay, egün-ü em-e bayar
初 回の 供述に 関係した チャバク、そ の妻 バヤル

5/ nar-i sumun-u ʃanggi tuluy, kündü ʃigʃid-ner-iyer kürgegül-ün ʃiçi
たちを、佐 領 トルガや驍騎校ジグジドたちによって届けさせ、さらに

6/ ombuqu-nar-un uday-a büri öčiǰü ʃaryaysan öčig-i öber
オンボフたちが毎 回 証言して述べた 供述を別の

7/ qayudasu bičiǰü qamtubar egün-ü tula ʃuyun ergübe,
紙に 書いて共に、こ のために請い求めて提出しました。

8/ tngri-yin tedkügsen-ü tabin tabuduyar on doluʃan sar-a-yin arban-a,
乾 隆 五十五 (1790) 年七 月 十 日。

(8行目と9行目の間は少しあいている)

9/ keüken ombuqu-yin öčikü anu, man-u ʃasay-un adayuči čibay,
娘 オンボフの供述 は (以下の通りでした。) 「私たちの旗長の 馬飼い チャバク
が、

(ury-aに同じ)

10/ ombuqu namayi uury-a modu qulaʃuǰu ača kemegsen-iyer söni
私 オンボフに『馬捕り棹を 盗んで こい』といたので、夜 (私は旗長の)

ger ergeǰü
天幕を回って

(gedergüüの誤り)

11/ yabuyad kümün suʃuqu-yi üǰeǰü gedürge bučabai, čibay egün-ü eme
いて、人が いるのを見て後 戻りました。チャバクとその 妻

12/ bayar, ʃasay-un ger-i büleǰü, köge-e-ber ger-ün egüüde-yi kögedebey,
バヤルは、旗長の 天幕を突き刺して、すす で 天幕の扉 を 汚しました」

13/ kemen kelemegče čibay, egün-ü eme bayar-nar-i abčirayad asayubasu,
と いますのですぐに、チャバクとそ の妻 バヤルらを連行して 尋問します
と、

14/ čibay-un öčikü anu, keüken ombuqu-bar uury-a modu
チャバクの供述 は (以下の通りでした。) 「娘 オンボフに馬捕り棹を

qulayulyaqu, čibay
盗ませたことや、私

59b

1/ bi jasay noyan-u ger-i urjinun ba, ene jil-dü bülejü yabuysan yajar
チャバクが旗長様の天幕を一昨年と今年に突き刺していたことは

(tomuy-a ügeiの誤りとみなす)

2/ ügei čibay bi ene keüken ombuqu-yi eng-ün učir-a tomuy-a üge
ありません。私チャバクはこの娘オンボフのことを日常的なことで不真面目に

3/ yabumui kemen jasay-un qatun-a medegülügsen bui, tegüber öslejü edüge
行動します、と旗長の奥様に報告したことがあります。それを恨んで今

namayi
私が

4/ bülebe kemen kelemüi, egün-ü eme bayar-un öčikü anu,
突き刺したと いているのです。」彼の妻バヤルの供述は（以下の通りでし

bayar bi
た。）「私バヤルは

5/ yerü jasay-un ger-i kituy-a-bar bülejü köge-e-ber kögedegsen ügei
決して旗長の天幕を小刀で突き刺してすすで汚したことはありません」

kememüi,
といます。

6/ keüken ombuqu-ača mön dakin asaýubasu, čibay egün-ü em-e bayar
娘オンボフからまた再び尋問しますと、「チャバクとその妻バヤルは

7/ bülegsen ügei, yajčakü bayar ger-i bülejü egüüde-yi köge-e-ber
突き刺しておりません。ただバヤルが『天幕を突き刺して扉をすすで

8/ kögedebesü, jasay qatun-tai-dur mayu iru-a gem bolumui kemen kelegsen-iyer
汚せば、旗長と奥様とに悪い前兆や害悪となる』と いたので、

9/ ombuqu bi köge-e-ber kögedejü kituy-a-bar bülegsen, gemegče,
私 オンボフは、すす で 汚して 小刀 で 突き刺しました」というのですぐ

mön
に、また

10/ em-e bayar-ača dakin čingdalan asaγubasu, bayar bi yerü keüken
妻 バヤルから再び 厳しく 尋問しますと、「私 バヤルは決して娘

(kögedeの誤り)

11/ ombuqu-du ger-i büle, köge-e-ber kögedede, teyin bolbasu, jasay
オンボフに『天幕を突き刺せ、すす で 汚せ、 そうすれば 旗長と

12/ qatun-tai-dur mayu iru-a gem bolumui kemen kelegsen ügei,
奥様 とに 悪い 前兆と害悪になる』とは 言って おりません。

13/ γayčakü eng-ün uçir-a jasay-un qatun-i ene ombuqu qariyaysan,
ただ、 日常的なことで旗長の 奥様をこのオンボフが誹謗しました。

14/ tegün-i bi mön qatun-a medegülügsen-iyer namayi januju yabuday, tegüber
それを 私がその 奥様に 申し上げたことで私を 恨んでいるのです。それで

(öslejüに同じ)

15/ öselji kelemüi, yerü bayar nadur urjinun ene jil-dür ger-i
憎んでいっているのです。決して私 バヤルには一昨年と今年に(旗長の)天幕を

(bülejüに同じ)

büleji yabuysan
突き刺していた

60a

1/ jüil oytu ügei kememüi, ombuqu-ača dakin niγtalan asaγubasu,
ことは全くありません」といっています。オンボフから再び 綿密に 尋問しますと、

2/ öčikü anu, urjinun jasay-un ger-i bülebe kemegči-yi bi
その供述は(以下の通りでした。)「一昨年旗長の 天幕を突き刺したというのは、私

bülegsen ügei,
は突き刺していません。

3/ öber-e üjejü sonusıysan ıarar oıtu ügei, edügeki-yi bi bülegsen,
他に 見て報告した ことは全くありません。今回のことは私が突き刺しました。

(učirの誤り)

4/ ene učir-a bolbasu minu gem ügei bey-e-yi ečige-yin qulayai kigsen yaladu
この理由は 私の罪 なき身 を父 が 盗みを犯した罪 (の代償) で

(barijüに同じ)

(gegen-üの誤りとみなす)

5/ bariji öggüged, qoyin-a, (闕字あり) gegen-e abural-dur ülü baytayaqu, öčinen boltal-a
捕らえて与え、後に (ボグド) ゲゲーンの救済に 収められないほどになるまで

(yabuqu-ıyanの誤り)

6/ ečige eke-dü yerü jolyayulqu ügei, edüge jaruydaju yabuqu-yin jobalangsiyaju
父 母に 決して会わせ ず、今や 召し使われていることに苦しんで、

7/ orıusuyai, esebesü üküügei kemen sanaju qaračın örtegen-ü çayday-a
逃げよう、或いは 死のう と 思い、ハラチン駅の 警備に

8/ sayuqu-du ečige eke yerü-yin üge kelelčekü-degen nigen kümün-ü
駐在している時に父 母が日常的なことを話し会う際に、ある 人 の

9/ ger-i mön tegün-ü ger-ün nige kümün büleji egüüde-yi kögegedegsen
天幕をその人 の家 の一人の人が 突き刺して扉 をすすで汚した

10/ -ıyer, tere bülegsen kümün öber-ıyen üküjüküi kemeküi-yi sonusıysan-dur,
ことによって、その突き刺した人が 自ら 死んだ というのを聞いた ので、

jasay-un
旗長の

11/ ger-i kituy-a-bar büleged, egüüde-i köge-e-ber kögegedebesü minu bey-e ükükü
天幕を小刀 で 突き刺して、扉 をすすで 汚せば、私 自身が死ぬ

12/ buyija kemen sanayad, ombuqu bi jasay noyan-u ger-ün egüüde-i dörben quruıu
だろうと 思い、私 オンボフは旗長 様の 天幕の扉 を四本の指

13/ -bar kögegedegsen, jun-u terigün dumdadu saradu çuqum ali
によってすすで汚しました。夏の 最初と中の 月 (4月と5月) に、正確にはどの

edür-i medekü ügei, mön
日だったのかわかりませんが、また

14/ jasay noyan-u jaruča čibyangča dulmu-yin kituy-a-yi ükeg-ün dotur-a
旗長様 の召使いである老婆 ドラムの 小刀 が箱 の 中 に

15/ bayiqui-yi qulayun abuyad, jasay noyan-u ger-ün aru tuury-a kebtékü tus
あるのを盗み 取って、旗長様 の天幕の、北側のフェルト壁の横たわる所を

60b

1/ nigen uday-a qoyar bülegsen, qoyin-a daray-a-bar mön čibyangča
一 度、二カ所突き刺しました。その後、後で その老婆

2/ dulmu-yin kituy-a-yi qayirčay abdarán deger-e-eče mön qulayun abču
ドラムの小刀 を箱の 上 からまた盗み 取って

3/ basa ger-ün aru tuury-a-yi nige bülegsen ni ünén čibayangča
また天幕の北側のフェルト壁を一カ所突き刺したことは本当です。老婆

4/ dulmu kituy-a-ban abču inaysi činaysi yabuqui-yi oytu
ドラムは（私が）自分の小刀を持ってあちこち行くことを全く

5/ medügedüi, ombuqu namayi čibay uury-a qulayun abči ača kemen
気づいていません。私 オンボフにチャバクが馬捕り棹を盗み 取ってこいと

6/ urida kelegsen ünén, čuqum bariydaqu-yin qorin doluyan-u
以前に話したことは本当です。（ただ）実際に（私が）捕らえられる二十七日 の

7/ söni kelegsen ügei, bi öber-iyen demeí ger ergejü yabuysan,
夜には話し ませんでした。私は自ら 意味なく（旗長の）天幕を回っていまし
た。

8/ basa čibay egün-ü eme bayar-nar-i bülebe kögedebe ombuqu
またチャバクとそ の妻 バヤルらが突き刺しました、すすで汚しました、私

namayi
オンボフに

9/ suryaba kemen čöm güdkeji kelegsен kememüi, mön ĵaruča
教唆しましたと 全部中傷して話しました」といっています。また 召使いの

10/ čibayangča dulmu-yin öčikü anu, dulmu nadur kituy-a bui,
老婆 ドラムの 供述は (以下の通りでした。) 「私 ドラムは小刀を持ってお
ります。

(ĵegüdegに同じ)

11/ bi yerü kituy-a-ban ĵegüüdeg ügei, keüken ombuqu-yi
私は決して自分の小刀を身につけません。娘 オンボフが

12/ kituy-a-ban kedüi-dü yayakin abču inaysi činaysi
私の小刀をいつ どうやって取り、あち ちち

13/ eyin kü gem edüjü yabuqui-yi bi yerü oytu medegsen ügei,
このように犯罪をもくろんでいたのか、私は決して全く知り ませんでした。

14/ minu kituy-a ükeg-ün ĵerge-yin sula
私の小刀は、箱 などの 空の

15/ saban-du bayiday kemen kelemüi,,
器 に いつも置いています」と 話しています。

「オンボフの事件」に関する2通目の文書⁶⁷

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ. Ho. 9

T. Ho. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門

X. H. Ho. 469

X. T. 135a-1446

135a

1/ *jasay urjinjab-un qosiyun-u tamay-a-yin kereg-yi tür küliyen*
旗長 オルジンジャブの旗 の印 務 を 臨時に承って

2/ *sidkegči tusalayči dötüger jerge tayiji dasidundub-un bičig,*
処置する協理 四 等 台吉 ダシドンドブの文書。

3/ (一字抬頭) *kiyen čing men-dür yabuqu qan ayula-yin čiyulyan-u daruy-a jasay-un*
乾 清 門 行走 ハンオール 盟 長 旗長

4/ *qosiyun-u beyise tan-a ergübe medegülkü-yin učir,*
固山 貝子 殿 に 提出しました。報告する ためです。

135b

1/ *da beyise tan-ača tusiyan kürčü iregsen bičigtür, naribčilan*
(盟) 長 貝子 殿から命じて 届いて来た 文書に、「綿密に

2/ *bayičayažu iregülkü-yin učir, mönüken tusalayči činü yažarača*
調べて 来させる こと。最近、 協理 (台吉) であるお前の所 から

3/ *man-u jasay-un ger-ün čabuy tuury-a-dur urjınan ene jil kedü*
『我々の旗長の 天幕のつぎあてフェルト壁に、一昨年と今年、何

4/ *kedün uday-a mesen-ü sorbi yaruysan učir bui-dur, kümün-ner-i*
度か 刀剣の 傷跡が出現したことがあるので、人 々 を

5/ *yaryaju jasay-un orčin manayulju bayiysan uday-a-dur ene jun-u*
動員して旗長の 周辺を警護させておりましたところ、この夏の

67これは、Чинмид1958に収録されていない文書である。

6/ segül sarayin qorin doluyan-u söni mön jasay-un jaruča
末の月(6月)の二十七日の夜、その旗長の召使である

7/ keüken ombuqu ger-ün yadayur sem-iyer ergejü yabuqui-yi
娘 オンボフが天幕の外側をこっそりと回っているのを

(manayačiの誤りとみなす)

8/ manayči ayur-nar-tu üjegdegsen seǰigleltei-dür keüken
警備人アヨールたちに見られた疑いがあるので、娘

(kelemeǰiの誤りとみなす)

9/ ombuqu-dur bayičayabasu jasay-un qatun kelemeǰi mayu-dur,
オンボフを調べますと、〈旗長の奥様の(私への)話し方が悪いので、

(sedey-eの誤りとみなす)

10/ nigül sedüy-e kemen jasay-un ger-i kituy-a-bar bülebe, egüde-yi
罪を企てようとして、旗長の天幕を小刀で突き刺しました、扉を

11/ quruqu-bar kögedebe kemekü tula, ene nigen kereg-i sidken jıyaqu
指によってすすで汚しました〉というので、この一件を処理し指示して

12/ aǰiyamu kemekü jerege-yin uçir-a yaryaju mön keüken ombuqu-yin
くれませんか』ということなどの事情を提出し、また娘 オンボフの

13/ üjügür-tür öčigsen öčig-tür nigen uday-a čirügdegülügsen
最初に述べた供述に一度関わった

14/ čibay, egüni eme bayar-nar-i qamtuda kürgegül-ün bičig ergüjü
チャバクと、その妻バヤルらを共に届けさせ、文書を提出して

15/ iregsen nigen kereg-i biden-ü yajarača, ombuqu-ača naribčılan
来た(この)一件を我々の所で、オンボフから綿密に

136a

1/ asayuqui-dur, keüken ombuqu öčikü anu, bi jasay
尋問すると、娘 オンボフの供述は(以下の通りであった。)『私は、旗長

urjinǰab-un
オルジンジャプの

2/ ger-ün ĵaruča, nigen qosiyun-u ĵanggi ubasi-yin sumun-u kümün,
家の召使いで、同じ旗の佐領 オブシのソムの者です。

3/ eĉige-yin nere vangdui, eke bui, ombuqu bi ene ĵil arban yisün
父の名はワンドイで、母もおります。私 オンボフは今年十九

4/ nasutai, ger yadaĵu uĉir-tu, döĉin yisüdüger on-du, minu eĉige
才です。家が貧しいために、(乾隆)四十九(1784)年に私の父

5/ vangdui, mön qosiyun-u tayiĵi engkeĵirĵal-un ĵurban adayĵu qulayĵu
ワンドイがこの旗の台吉 エンフジャルガルの三頭の馬を盗み、

6/ bariĵdaysan uĉir-tu, namayi engkeĵirĵal-du ĵal-a-du bariĵu
捕らえられたことにより、私を エンフジャルガルに(父の)罪(の代償)に捕らえて

öggügsen-dür
与えました時、

(ĵaryayĵu-durに同じ、külügen-eの誤りとみなす)

7/ engkeĵirĵal minu bey-e-yi tamay-a-yin ĵaryayĵuu-dur kedün bodan-u keülügen-e
エンフジャルガルが私の身柄を印務(所)の没収物として何ボドかの乗用馬(と交換)で

8/ ĵasay tan-a bariĵsan-iyar bi edüge doluyan on boltal-a, ĵasay-un ger-tür
旗長様に差し上げたことにより、私は今、七年にもなるまで旗長の天幕で

9/ ĵaruyulĵu yabumui, tabin nigedüger on-dur minu eĉige vangdui küriyen-ü
召し使われています。(乾隆)五十一(1786)年に私の父 ワンドイが庫倫の

10/ ĵaĵar ireĵü (途中改行)
地に 来て

11/ degereki-yin gegen-e mörgüĵü qalayun ami neyilegültkü-yi
(平出)上なる(ボグド)ゲゲーンに叩頭して、(肉親の)熱い命を共に暮らさ

abural ereĵü barkiraysan
せることに救済を求めて叫びました

12/ -dur, mön minu ečige-yin qamtu mörgül-dü očiysan tayiži bandi-du,
ところ、その私の父と共に叩頭に行った台吉バンディに対して

13/ šangjudba tan, ene vangdui keüken-tei-yi neyilegülkü-yi abural-dur
シャンゾドバ殿が、くこのワンドイと娘とを共に暮らせることが救済の中に

baytaysan,
入った。

14/ jasay-tu medegül kemegsen bile, kemen mön on ebül-ün saradu tayiži
旗長に報告せよとといったのです、と その年冬の月に台吉

15/ bandi minu ečige vangdui-yin qamtu očižu dondub kemegči kümün-ber
バンディが私の父 ワンドイと共に 行ってドンドブという人 に、

136b

1/ jasay tan-a medegülügsen-dü dondub qoyisi irežü teden-dür
旗長様へ報告させましたところ、ドンドブが戻って来て彼らに

2/ kelegsen anu, jasay noyan yayuma kelegsen ügei
いいましたことは（以下の通りでした。）く旗長様はものをいわなかった

bayital-a, qatun
が、奥様が

3/ bay-a nasutai keüken tula, ögči bolqu ügei bide jarumui kemežü
く若年の娘なので、渡してはいけません。私たちが召し使いますと

4/ öggügsen ügei kememeğče minu ečige darui bučaysan qoyin-a, tabin
渡さなかったと

(botuyu-taiの誤りとみなす)

5/ qoyaduyar on-u ebül minu ečige vangdui dakin nige temege botuy-a-tai
二 (1787) 年の冬、私の父 ワンドイが再び、一頭のラクダを一歳子ラクダと共に

6/ abču irežü, jasay-ača yuyuyusan-dur qatun basakü jaruqu
連れて来て 旗長に（ラクダと娘の交換を）請いましたところ、奥様がまたもく召し使

kümün
う者が

7/ ügei kemeged öggügsen ügei-dür, ombuqu bi edeger-i
いない> といって (私を) 渡し ませんでした。私 オンボフはこれらのことを

sonusçu egünče
聞いて それ以来

8/ ulam qatun-i qourlasuyai kemekü sanay-a egüskejü yabuyad, tabin
さらに奥様に危害をくわえようという 考えを起こして、(乾隆) 五十

9/ yurbaduyar on-u jun-u sar-a, edür-i medekü ügei, jasay, geü
三 (1788) 年の 夏 の月に、日は 知りませんが、旗長が (馬乳を搾るために) 雌馬を

bariysan-du
捕らえた時、

10/ sang talbiyad, noyan, qatun ariki ayuju soytayad, noyan orun-u
香をたいて 領主 (旗長) 様と奥様とがお酒を飲んでお酔いになり、領主様は寢床の

11/ emün-e noyirsuba, qatun orun degere umtaysan-dur ombuqu
前 で 眠られました。奥様は寢床の上で 眠られたので、私

12/ bi čilüge-yi üjejü söni sem-iyer man-u qamtu sayuysan
オンボフは隙 を見て、夜 密かに 私たちの一緒に住んでいる

13/ čibayangča-yin nige mayu kituy-a-yi qulayun abču jasay-un
老婆 の 一本の悪い 小刀 を盗み 取り、旗長の

(debisker-ünの誤り)

14/ oru debesker-ün qoyiyur banja modu qalq-a bui-dur nepte
寢床の敷物 の 後ろに 板状の木製 覆いがある 貫

(degebüri seküjüに同じ)

15/ büleji bolqu ügei tula qoyitu degebür söküjü tuuryan-u degedü
通させることができないので、後ろの覆いを めくってフェルト壁の上

137a

1/ jiq-a-bar čabuy nebte yurban uday-a bülejü kituy-a boyuni-dur
 端を つぎあてを貫いて三 度 突き刺し、小刀が短くて

2/ qatun-u bey-e-dür kürgejü čiday-san ügei, qoyin-a ene jil-ün qabur.
 奥様の体 に 届かせられ ませんでした。その後、今年の春、

3/ jasay-un qatun namayi jaruju usun abču ir-e kemegsen-dü bi bay-a
 旗長の 奥様が私を 使って〈水を汲んできなさい〉といました時、私が少し

(udayadの誤り)

4/ udyad usu abču iretel-e, namayi usu udayan ačaraba
 遅れて水を汲んできますと、私が 水を遅く 汲んできた

5/ kemen qatun tasiyur-iyar nigen uday-a jangčiba, basa jasay
 といって奥様が鞭 で 一 度 打ちました。また 旗長が

(sayalyaysanの誤り)

6/ čibay-un ger-tü ögčü sayalaysan üniy-e-yi qatun namayi
 チャバクの家 に 与えて搾乳させた雌牛 を 奥様が私を

7/ jaruju ter-e üniy-e-yi abčir-a kemen jaruysan-dur ombuqu
 使って〈あの 雌牛を 連れてきなさい〉と使って使った時、私

8/ bi čibay-un ger-tü očiju čibay-un eme bayar-ača qatun
 オンボフがチャバクの家 に 行ってチャバクの妻 バヤルから奥様が

(gejüに同じ)

9/ üniy-e abču ir-e kemen ilegebe geji keleküi-dür
 雌牛を連れてきなさいとって遣わしたと いう と、

10/ čibay-un eme bayar či qoyurumda-ača qudal kelejü yabunam
 チャバクの妻 バヤルは〈おまえは普段 から 嘘をついている。

(geküの誤りとみなす)

11/ qatun yayun-ača geikü bile kemeged öggügsen ügei-dür
 奥様がどうして (そんなことを) いったりしようか〉とって渡しませんでしたの
 で、

12/ bučaǰu ese öggügsen uçir-i qatun-du kelebesü mön čimed
戻って (バヤルが牛を) 渡さなかった事情を奥様に 話しますと、またチメド

13/ kemegči-yi dakin ǰaruǰu üniy-e abčirayulba, bi urida
という者を再び 使って雌牛を連れてこさせました。私は以前に

14/ qatun-du sayin busu tula qaralaysan qatun kemen
奥様に (対する感情が) 良く ありませんでしたので、〈色黒の 奥様〉と

qariyaǰu
悪口をいって

15/ yabuday bölüge, čibay-un eme bayar sonusuysan-iyar
おり ました。チャバクの妻 バヤルが (それを) 聞いて

16/ qatun čimai-i keüken ombuqu qarlaysan qatun kemen
〈奥様、あなたのことを娘 オンボフが色黒の 奥様だと

17/ qariyaǰu yabuday kemen eme bayar očiǰu medegülügsen-dü
悪口をいっていますよ〉と 妻 バヤルが行って知らせましたので、

137b

1/ mön qatun tasiyur-iyar nigen uday-a ǰangčiba, basa usu
また奥様は (私を) 鞭 で 一 度 打ちました。また水を

(toqusinの誤り)

2/ abču ireged toqusan sirdeg-i tökügerčü abuysan ügeidü
汲んでくるのに (ラクダの) 鞍 敷 を準備して汲ま なかったので、

(sabay-a の誤り)

3/ mön qatun savay-a modu-bar nigen uday-a ǰangčiba, basa negükü-dü
また奥様は (私を) 細長い 木の棒で一 度 打ちました。また 季節移動する際、

(ačiy-a-tai の誤り) (qaryučaldayadに同じ)

4/ ačiy-a-tai qoyar temege qaryučaldayad ergineg-ün köl quyuluysan
荷物を載せた二頭のラクダがけんかし合って 食器棚の 足を折った

(-jiはPoppe1954, p.93参照)

5/ -dü ačiy-a mayu ködülji kemen basakü qatun tasiyur-iyar nigen
ことで荷物が(具合)悪く動いたとってまたもや奥様は(私を)鞭で一

6/ uday-a jangčiba, egün-dür minu biy-e gem oluysan jüil ügei bolbaču
度打ちました。それで私自身は罪を得たことがないのに、

7/ yeke ebedbe, basa kedün jil ombuqu bi ečige eke-tei-ben
大いに苦しんだのです。また何年も私オンボフは父母に

8/ učiraysan ügei-dür ečige eke-dür jolyasuyai kemen qatun-ača
会っていないので、父母に挨拶しようと思って奥様から

9/ yurban uday-a čilüge yuyubasu yerü ilegegsen ügei
三度お暇を請いまして、決して行かせてくれませんでした。

10/ egün-dür mön kü qatun-i qourlaqu sanay-a egüskejü ene jün-u
そこでまたもや奥様に危害を加える考えを起し、今年の夏の

11/ terigün sar-a-du ali edür-i martaba jasay degüü dalai qutuytu
最初の月に、どの日か忘れましたが、旗長が弟のダライホトクト

(čibayančaの誤りとみなす)

12/ -yin-du očiy-san-u söni mön sem-iyer čibayangča dulmuyin
の所へ行った日の夜、またこっそりと老婆ドルマーの

13/ kituy-a qulayužu qatun-i orun deger-e umtaysan-du orun-u
小刀を盗んで、奥様が寢床の上に寝た時に寢床の

14/ qoyitu qan-a-yin čig-iyer qoyar uday-a bülegsen maryata
後ろの垣壁の方向に二度突き刺しました。その翌朝

(deren-üの誤り)

15/ sem-iyer üjebesü čig aldažu derin-ü barayun eteged-tü
こっそり見ますと、方向を誤って枕の右側に(刺した跡が)

16/ bui, tamayan-u qoyitu eteged-iyer qoyar bülejüküi,
あります。(刺した穴の)印の後ろ側を二つ突き刺したのです。

mön
また

17/ darui ečiǵe eke-dür očiǵu ǵolyasuyai kemen qatun-ača nigen
すぐに父 母の所に行って会おう と 奥様から一

138a

1/ uday-a dakin ǵuyubasu, basa ilegegsen ügei-dü ene ǵun-u
度 再び 請いますと、また 行かせてくれませんでしたので、今年の夏の

2/ dumdadu saradu edür-i medekü ügei, ǵasay noyan qan tan-du
中の 月（5月）に、日は 知り ませんが、旗長である領主様がハン様に

（geǵüに同じ）

3/ učiraqu geǵi očiǵsan söni mön qatun orun deger-e umtaysan-du
会う といつて出かけた日の夜、また 奥様が寢床の上に 寝た ので

4/ mön söni čibayanča dulma-yin kituy-a qulayǵu, qatun-u kebtgsen
また夜に老婆 ドルマーの小刀を盗んで、奥様が横たわった

5/ čig-tü nigen uday-a büleǵü čig aldaǵi kituy-a boyuni böged,
方に 一度 突き刺しましたが、方向を誤り小刀が短く て

6/ kürügsen ügei, orun degere kebtege qatun-u köl-ün čig-iyer
届き ませんでした。寢床の上に 横たわっている奥様の 足の 方に

（bülebeiの誤り）

7/ bülibei, urida ali edür-i medekü ügei, ǵasay-un adayučı čıbay
突き刺したのです。以前、どの日か 知り ませんが、旗長の 馬飼いやチャバクが

8/ nadur ǵakiǵsan anu, čıbay bi bariǵsan uury-a-ban mori
私に（以下のように）命令しました。〈私チャバクは握った 自分の馬捕り棹を〈馬を

barıqu
捕らえよう〉

9/ kemeged quyulba, ombuqu čı ǵasay-un yadan-a bui uuryan-ača
と 思つて折つてしまつた。オンボフおまえは旗長の（天幕の）外に ある馬捕り棹を

- 10/ qulayuǰu ača kemen ĵakiysan-dur, bi tuqai-dur čilüge olǰu
盗んで こいゝ といって命令した時、私はその時に隙を 見つけて
- 11/ uury-a qulayuǰu ĵabduysan ügei yabuyad, ene ĵun-u segül sarayin
馬捕り棹を盗む 機会がありませんでした。今年夏の末の月（6月）の
- 12/ qorin doluyan-u söni adayuči čibay-un urida nadur ĵakiysan
二十七日の夜、馬飼いやチャバクが以前 私に 命令した
- 13/ uury-a qulayuǰu abču öggüy-e kemen ĵasaǰ-un gerün ĵüg
馬捕り棹を盗み 取ってやろう と思って、旗長の 天幕の方へ
- 14/ yabuysaǰar manayačin ayur-nar-tu üjgeǰü seremĵilegül-ün
行くうちに警備人 アヨールたちに見つかり警戒されて
- 15/ bariydaba, bi ene učir-i tamay-a-yin yaǰar-a bayičayaqu-du,
捕られました。私はこの事情を印務 所 で調べる 時、
- 16/ ĵasaǰ, qatun-u dergede tula, ayuǰu ünen-iyen medegülügen
旗長や奥様のそばでしたので、怖くて真実を 申し上げ

138b

- 1/ ügei, edüge ünen učir-i niyun ülü čidaqu tula, qatun
ませんでした。今や 実 情を隠すことはできませんので、奥様が
- 2/ namayi ečige eke-dür neyilegülkü ügei, dakin dabtan ĵangčiqu, ečige
私を 父 母と 同居させ ないことや、繰り返し繰り返し打つこと、父
- 3/ eke-dür ĵulyayulqu ügei-dür öselĵü čuqum qatun-i
母に 会わせ ないこと（等）で恨み、実際に奥様に
- 4/ qourlay-a kemegsen ünen, egünče öber-e üge ügei, nadur
危害を加えようと思ったことは本当です。これ以外に いうことはありません。私には
- 5/ yerü nöbürleĵü yabuysan sanay-a uduyduysan gekü kümün oytu
決して共同で 実行したり考えを 教唆したりしたという人物は全く
- 6/ ügei kemen ködülbüri ügei öčimüi, bayičayabasu ene
ありません』と 揺れ動くことなく供述している。調べてみると、これ

kemegči
はというと

7/ qolbuydaysan anu masi kündü kereg kedüi-ber keüken ombuqu
関わったのが 大変重い 事件で、いくら 娘 オンボフが

8/ nigente öberün beyen-dür küliyen öčigsen bolbaču tegün-i
既に 自分 自身に (罪を) 認めて 供述したとはいえ、それを

9/ nigen eteged öčig-iyer siyud barimtalaji ünen bolyan
一方の 供述に そのまま基づいて 真実となして

(tusqayilanの誤り)

10/ sidkeküi-dür kürkü kereg busu, egüni man-u yaĵar-ača tusaqayilan
処置するに至る 事件ではない。これを我々の所 から 別に

11/ kümün yaryaĵu uy učir-i (少し間隔あり) naribčilan bayičayalyĵu kereg-i
人を 派出して本来の事情を 綿密に 調査させて事件を

12/ todurqayilan mayadlaĵu iregülüged, učir bükün-i nigen
明らかにして確認して 来させ、 事情全てを 一つ

13/ bolyan sidkebesü ĵoĵiqu-yin tulada, man-u yaĵar-ača ĵanggi
にして処置する べき なので、我々の所 から 章京

14/ sambil-i yaryaĵu nigen tegegür ĵasay urĵinĵab-un tamay-a-yin
サンビルを派出して、一 方では 旗長 オルジンジャブの印

15/ kereg-i sidkegči tusalayči dasidundub-tur tusiyan yabuyuluyad
務 を処置する協理 (台吉) ダシドンドブに命じて 実行させ、

16/ keüken ombuqu-yin ečige vangdui, qulayai-dur qolbuydaysan
娘 オンボフの父 ワンドイが窃盗 に 関わった

17/ anu, ali on, yambar sar-a, kereg-i tuqai-dur ken yayakin
のが、どの年のいかなる月で、事件をその時 誰がどうやって (裁いたのか、そし
て)、

139a

- 1/ kerbe jasay-un qatun-u medegülkü keüken ombuqu-yin
 もしも旗長 夫人の報告することが、娘 オンボフの
- 2/ öčigsen-dür čöm nige üge soliydaqu ügei neyilelčebesü
 供述したことに全て一 言も入れ替わることなく一致するならば、
- 3/ ene iregülkü arad-un dotur-a-ača da lama, gürüjab, čimed
 この(盟の役所へ)来させる民 の 内の ダー=ラマ、グルジャブ、チメドの
- 4/ yurban kümün-i iregülkü-yi keregsekü ügei bolyayad busud-i
 三 人 は来させることを考え ないこととし、他 は
- 5/ čöm iregültügei kemen, egün-ü tula tusiyal ilegebe, kemen
 皆 来させよ、とあって、こ のために命令を送った」とあって(盟長が旗の役所に)
- 6/ tusiyaysan-i dayažu bayičayabasu, keüken ombuqu-yin ečige
 命令したのに従って調べてみますと、娘 オンボフの父
- 7/ vangdui, qaračın qorin nignedüger örtegen-ü čaydayan-dur,
 ワンドイは、ハラチン第二十一 駅 站 の 警備 で
- 8/ tegün-ü nigen ger-tür sayuysan törügsen aq-a lama navang,
 彼 の同じ 天幕に住んでいた実の 兄であるラマ=ナワーンと
- 9/ mön vangdui-nar sanay-a neyiležü tngri-yin tedkügsen-ü döčün
 そのワンドイらが示し 合わせて、乾 隆 四十
- 10/ yisüdüger on-du qaračın qabiry-a-tan örtegen-ü ulači adiy-a-yin
 九 年に ハラチン=ハビルガタン駅 站 の 御者アディヤの
 (qosiyun-uの誤りとみなす)
- 11/ nige mori qulayužu unuyad, basa man-u qosiyun-u-i tayiži
 一頭の馬を盗んで 乗り、また我々の旗 の台吉
- 12/ engkežiryal-un yurban adayu qulayuysan učir-tu vangdui-nar-un
 エンフジャルガルの三頭の馬を 盗んだ ことでワンドイらの

13/ kereg-i neyilen sidkegültügei kemen qaračin örtege qaryaljan
事件を併せて処置させようといつて、ハラチン駅を監視して

14/ čayday-a čeriy-i jakiruysan beyile demčuyjab-ača bičig
警備の兵を管理する貝勒テムチクジャブから文書を

(iregsenを誤つて二度書いている)

15/ kürgejü iregsen iregsen-iyer, man-u qosiyun-ača sumun-u janggi
届けて来たことによつて、我々の旗から佐領

16/ vangčuy, elči süng-ner-i yaryaju tus örtegen-ü yajar-a ilegejü
ワンチュク、使者スンらを派遣してその駅所の所へ送り、

17/ neyilen sidkegüljüki ene kereg-ün učir-i edüge janggi vangčuy
併せて処置させました。この件の事情を今、佐領ワンチュク、

139b

1/ elči süng-ner-eče asayubasu kelekü anu bide tusiyaysan-i
使者スンらに尋ねますと、彼らの話は(以下の通りでした)「我々は命令に

2/ dayaju tus örtegen-ü yajar-a očiju qaračin-u kündü čevengjab
従つてその駅所の所へ行き、ハラチン(駅)の驍騎校ツェウエーンジャブや

3/ beyile demčuyjab-un yajar-ača yaryaysan jalan ayusi-tai
貝勒テムチクジャブの所から派遣した参領アヨーシと

4/ neyilejü vangdui, navang-nar-i sigüjü, ulači adiy-a engkejiayal-un
合同でワンドイ、ナワーンらを裁いて、御者アディヤとエンフジャルガルとの

5/ adayu qulayuysan ünen učir-i todurqayilayad, vangdui egün-i
馬を盗んだ真相を明らかにし、ワンドイとその

6/ aq-a navang qoyar-i qamtuda qulayai-yin yal-a torjuju,
兄ナワーンの二人に共に窃盗の罰を科して

7/ vangdui navang-nar-un bui bükün mal-i nige yisün yal-a-dur
ワンドイとナワーンらの所有する全ての家畜を一・九罰に

(olyayuluyadの誤り)

8/ tayarayul-un boduǰu örtegen-ü ulači adiy-a-dur olyyuluyad
適合させて換算して駅 の御者アディヤに与えさせ、

9/ öber üldegsen mal ügei tula, urida qalq-a-yin dörben
他の残った家畜がないので、以前ハルハの四人の

10/ tusalayči ǰangǰun-nar-un toytayaysan qauli-bar vangdui-yin nige
副 將軍 らの定めた法律によってワンドイの一人の

11/ kübegün, nige keüken ger-tei-yi ǰurban yisün-ü yal-a-dur
息子と一人の娘と天幕とを三・九 罰 に

12/ boduǰu elči süng-yi ǰaruǰu tayiji engkeǰiryal-du bariǰu
換算し、使者スンを呼んで台吉エンフジャルガルにさし

13/ öggügsen kememüi, keüken ombuqu-yi ǰasay-tur yayakin
あげました」といいます。娘 オンボフを旗長に どうして

14/ öggügsen kememüi⁶⁸ uçir-i tayiji engkeǰiryal-ača asayubasu kelekü
渡したのかという事情を台吉エンフジャルガルから尋ねますと、彼の話は（以下の通りでした）

15/ anu döčin yisüdüger on-u qabur-un terigün sar-a-dur minu
「(乾隆) 四十九 年の春 の最初の月(一月)に私の

(bileの誤りとみなす)

16/ ǰurban adayu-yi qulayai-dur abtayсан bele teyin atala
三頭の馬 が泥棒 に取られたのです。そのうちに、

17/ qaračın qorin nigedüger örtegen-ü čayday-a-dur sayuysan
ハラチン第二十一 駅 の警備 に駐在する⁶⁹

68このkememüiには書き損じを示す×印が付されているので、不要とみなす。

69ここで何故か文章が若干脱落している。ダシドンドプの引用するエンフジャルガルの発言は既に終わり、盟長の発言が始まっている。

140a

1/ sidkegsen, ombuqu-yi kerken jasay-tu öggügsen jerge-yin ünen
 処置した。オンボフをどうやって旗長に渡したかなどのことの真

(bayičayaqu-ačaの誤りとみなす)

2/ qudal-i bayičayaaqu-ača yadan-a, keüken-ü ečige vangdui, abural-
 偽を調べるほか、娘の父ワンドイが(ボグドゲゲーンの)救済に

iyar ba,
 よって、また

3/ amin-u tus keüken-i qoyar uday-a jasay-ača yuyutal-a vangdui⁷⁰,
 自分のこの娘を(返してくれるように)二度旗長から請うたのに、

4/ qatun ese öggülbe, basa dörben uday-a ečige, eke-dür
 夫人が渡させなかったこと。また四度父母に

5/ jolyai-a getel-e qatun ese ilegebe, dörben uday-a-du jayičaba,
 会いたいと言ったのに夫人が行かせなかったこと。四度仲が悪くなったこと。

6/ tere tere ös-iyer qatun-i qourlai-a kemen sanaǰu urjınan ene
 それらの恨みで夫人に危害を加えようと思ひ、一昨年と今

(degebüriの誤りとみなす)

7/ jil kedü kedün uday-a degebür čabuy doıyuyur toluyai
 年何度か上の継ぎ当て(布)の下にある頭や

8/ köl-ün tegüber tedüi bülebe, mön bülekü tuqai-dur sang
 足のそのあたりを突き刺したこと。その突き刺す時に香を

9/ talbiǰu nayıralan soıtayad, jasay orun-u emünegür umtaysan
 たいて宴会を開いて酔い、旗長は寢床の前で寝たこと。

10/ gergei orun degere umtaysan, basaču jasay-un bey-e degüü qutuıytu
 夫人は寢床の上で寝たこと。また旗長自身は弟のホトクトと

⁷⁰このvangduiには書き損じを示す×印が二つ付されているので、不要とみなす。

11/ tüsiyetü qan tan-a učiraqu-bar očiysan kemekü jerge čöm ünen
トウシェート=ハン殿に会いに 行ったこと。というようなことなどの全ての真

12/ qudal-i man-u jaruysan kümün-ü qamtu tusalayči činu bey-e, jasay-un
偽を我々が派遣した人と共に 協理(台吉)であるお前自身が旗長の

13/ gergei-eče naribčilan bayičayayad, kerbe ene učir, cöm ünen
夫人から詳細に 調べ、もしもこの事情が皆 真実で

14/ bolbasu tegün-i yambar učir-tu ečige eke-dü ese öggülügsen
あるならば、彼女をいかなる理由で父 母に 渡させなかったのか、

15/ yambar učir-tu jangčiysan, yayun-du basakü ečige eke-dür
いかなる理由で打ったのか、どうしてまた 父 母に

16/ ese jolyayuluysan бүкүн-i nige nigen-iyer tob todurqai batulaqu
会わせなかったのか、という全てのことを一つ一つ 明らかに 確証する

17/ bičig yaryaju man-u yaruysan kümün-dür ögčü medegülür-e
文書を提出して我々の派遣した人 に 渡して報告しに

140b

1/ iregülkü-eče yadan-a, kituyan-u ejen čibayanča dulma-ača
来させるほか、小刀の持ち主である老婆 ドラムから、

2/ tegün-dür kituy-a bui ügei, kerbe bui abasu, yambar saban-dur
彼女のもとに小刀が有るか無いか、もしも有るならば何らかの容器に

3/ sula bayiday, esebesü tere öber-iyen jегүji yabuday, tegün-i
放 置してあるのか、それとも彼女(ドラム)が自ら 身につけているのか、彼女
(オンポフ)が

(čibayangčaに同じとみなす)

4/ kituy-a-bar jasay-un ger-i bülejü yabuqu-yi čibayangča
小刀で 旗長の 天幕を突き刺しているのを老婆は

5/ ajiylaji medegsen ba, ügei-yi čibayangča dulma-ača mön kü
気付いて知っていたのかどうかを老婆 ドラムからまた

6/ naribčılan bayiçayalyaǵu, sibayangča-dur seǵiglekü jüil ügei
詳細に 調べさせ、 老婆 に 疑わしい点がない

7/ bolbasu öçig-yi abuyad, tegün-i bey-e-yi iregülkü-yi keregsekü
ならば、供述を取り、彼女自身を来させるのは必要

(bülegsenの誤りとみなす)

8/ ügei bolyayad, kituy-a-yi iregülüy-e, jiçi bülilegsen kituy-a-
なしとし、小刀を持って来させよう。さらに突き刺した小刀

(bürigesün-dürに同じとみなす)

9/ luy-a büriyesün-dür yaruy-san sorbi tayaraq-ülü tayaraq-yi,
と、覆い についた 傷跡が合うか 合わないかを

10/ mön man-u kümün-ü qamtu kinaǵu üjegülüged, čöm batulaqu
また我々の(派遣した)人 と共に 調べて見させ、 全て、確証する

(medelčegüljüの誤りとみなす)

11/ biçigtür, medegülčegüljü iregülsügei, kerkebečü osul omtayai
文書で 共に報告して来させよう。どうあっても、いいかげんに

12/ bayiçayaqu ba, nige üge-yi nige-dür dutaydayulun bitegülig
調べたり、一つの言葉を一度でも不足させて 隠し立てをして

13/ medegüljü irekü bolbasu kerkebe kemen ülü bolqu-yi tusiyan
報告して来たりすることは、どうしても 許されないということを命じて
yabuyluy-a
行わせよう。

14/ jiçi aysan vangdui-yin qulayai-yin kereg-yi sidkegsen tüsimel
さらに、以前のワンドイの窃盗の事件を処置した役人と

15/ elçi kereg-ün dotur-a ayçi tayiji bandi, da lama dondub,
使者、事件の渦中にいた台吉 バンデイ、ダーラマのドンドブ、

16/ gürüǵab, čimed, tayiji engkeǵiryal, keüken-ü eçige vangdui-nar-un
グルジャブ、チメド、台吉 エンフジャルガル、娘の父 ワンドイらの

17/ beyes-i man-u jaruysan elçi-yin qamtu kögen iregültügei
身柄を我々が派遣した使者と共に 追って (盟の役所へ) 来させるように。

141a

1/ kerbe jasay-un qatun-u medegülkü keüken ombuqu-yin öčigsen-dür čöm
もしも旗長の 奥様の 報告することが娘 オンボフの供述したことに全て

2/ nigen üge soliydaqu ügei neyilelčebesü, ene iregülkü arad-un dotur-a-
一 言も相違せ ずに一致したならば、この来させる民 の 中

3/ ača da lama, gürüjab, čimed, yurban kümün-i iregülkü-yi keregsekü ügei
からダーラマ、グルジャブ、チメドの三 人 を来させることは必要 なし

4/ bolayad, busud-i čöm iregültügei kemen, egün-ü tula tusiyan ilegebe,
とし、 他の者を皆 来させようといつてこ のために命じて送った」

5/ kemen tusiayasan-i dayaju bayičayabasu, keüken ombuqu-yin ečige vangdui,
と (盟長が) 命じたのに 従って調べてみますと、娘 オンボフの父 ワンドイが

(sayuqui-durに同じ)

6/ qaračin qorin nignedüger örtegen-ü čaydayan-dur suqui-dur, tegün-ü
ハラチン第二十一 駅 站 の 警備 に 駐在していた際、彼 の

7/ nigen ger-tür sayuysan törügšen aq-a lama navang, mön vangdui-nar sanay-a neyilejü,
同じ天幕に住んでいた実の 兄 ラマナワーンとそのワンドイらが示し 合わせて

8/ tngri-yin tedkügsen-ü döčin yisüdüger on-du, qaračin qabiry-a dam
乾 隆 四十九 年に ハラチンハビルガダム

9/ örtegen-ü ulači adiy-a-yin nige mori qulayuju unuyad, basa man-u
駅 站 の 御者アディヤの一頭の馬を盗んで 乗り、また我々の

10/ qosiyun-u tayiji engkejiryal-un yurban adayu qulayuysan učir-tu
旗 の台吉 エンフジャルガルの三頭の馬を盗んだ ことで

11/ vangdui-nar-un kereg-i neyilen sidkegültügei kemen, qaračin örtege qaryaljan
ワンドイらの 件 を合同で処置させるように、といつて、ハラチン駅 站を監視して

(čerig-iに同じ)

12/ čayday-a čereg-i jakiruyšan beyile demčuyjab-ača bičig kürgeju
警備の兵を管理する貝勒 デムチョクジャブから文書を届けて

13/ iregsen-iyer, man-u qosiyun-ača sumun-u janggi vangčuy, elči
来たことにより、我々の旗 から 佐領 ワンチョク、使者

14/ süng-nar-i yaryaju tus örtegen-ü yaǰar ilegeju neyilen sidkegöljüki
スンらを派遣してその駅 所の所へ送って合同で処置させたのです。

15/ ene kereg-ün učir-i edüge janggi vangčuy, elči süng-ner-eče
この件の事情を今 佐領 ワンチョク、使者スンら から

16/ asayubasu kelekü anu, bide tusiyaysan-i dayaju tus
尋ねますと、彼らの話は（以下の通りでした）「我々は命令 に従ってその

örtegen-ü
駅 所の

17/ yaǰar-a očiju qaračin-u kündü čivengjab, beyile demčuyjab-un
所 へ行き、ハラチン（駅 所）の驍騎校ツエウエンジャブや、貝勒 デムチョク
ジャブの

141b

1/ yaǰarača yaryaysan jalan ayusi-tai neyileju vangdui, navang-nar-i
所 から派遣した 参領アヨーシと合同で ワンドイ、ナワーンらを

2/ sigüju, ulači adiy-a, tayiji engkejiryal-un adayu qulayuyšan ün
裁いて、御者アディヤと台吉 エンフジャルガルの馬を 盗んだ 真

(todurqayilayadの誤り)

3/ učir-i todurqayilayad, vangdui, egün-ü aq-a navang qoyar-i qamtuda
相を明らかにし、ワンドイとその兄 ナワーンの二人に共に

4/ qulayai-yin yal-a toryuju, vangdui, navang-nar-un bui bükün mal-i
窃盗の罰を科して ワンドイ、ナワーンらの所有する全ての家畜を

(tayarayul-unの誤り)

5/ nige yisün yal-a-dur tayariyul-un boduju, örtegen-ü ulači
一・九 罰 へと適合させて換算し、 駅 站 の 御 者

6/ adiy-a-dur olyaıuluyad, öber üldegsen mal ügei tula, urida
アデイヤに与えさせ、 他に残った 家畜がないので、 以前

7/ qalq-a-yin dörben tusalayči jangjun-narun toytayaysan qauli-bar
ハルハの 四人の副 将軍 らの 定めた 法 によって

8/ vangdui-yin nige kübegün, nige keüken ger-tei-yi, yurban yisün-ü yal-a-dur boduju
ワンドイの一人の息子と 一人の娘と 天幕とを、 三・九 罰 へと換算し、

9/ elči süng-yi jaruju, tayiji engkejiryal-du bariju öggügsen kememüi,
使者スンを 使って台吉 エンフジャルガルに差し 上げました」といいます。

10/ keüken ombuqu-yi jasay-tur yayakin öggügsen uçir-i tayiji
娘 オンボフを旗長 に どうやって渡したのかという事情を台吉

(yisüdügerの誤り)

11/ engkejiryal-ača asayubasu, kelekü anu, döčin
エンフジャルガルから尋ねますと、彼の話は (以下の通りでした) 「(乾隆) 四十

isüdüger on-u
九 年の

12/ qabur-un terigün sar-a-dur, minu yurban adayu-yi qulayai-dur
春 の 最初の月 (1月) に私の 三頭の馬 を 盗人 に

13/ abtaysan bile, teyin atal-a, qaračin qorin nigedüger örtegen-ü
取られたのです。その うちに、ハラチン第二十一 駅 站 の

14/ çayday-a-dur sayuysan man-u qosiyun-u janggi ubasi-yin
警備 に 駐在していた我々の旗 の 佐領 オブシの

15/ sumun-u vangdui, tegün-ü aq-a lama navang-nar qulayun abačiysan-i
ソム のワンドイとそ の兄 ラマ ナワーンらが盗み 取ったのを

16/ mön örtege, čayday-a qulayayiči vangdui-nar-i bariyad, čayday-a
その駅の警備員が盗人 ワンドイらを捕らえて、警備

17/ čereg-yi ĵakiruysan beyile demčuy-ača qariyatu qosiyun-du bičig
兵 を 管理する 貝勒 デムチョク (ジャプ) から所属の旗 に 文書が

142a

1/ iregsen-iyer, engkeĵiryal bi tus örtegen-ü ĵajara očiysan-du
来たことから、私エンフジャルガルがその駅 所 へ行きましたところ、

2/ beyile demčuy-un ĵalan ayusi, qaračin örtegen-ü kündü čivengĵab,
貝勒 デムチョクの参領 アヨーシとハラチン駅 所 の驍騎校ツェウエーンジャプと

3/ man-u nigen qosiyun-u ĵanggi vangčuy-nar, kereg-i sidkeĵü vangdui-yin
我々の同じ 旗 の 佐領 ワンチョクらが、事件を裁いてワンドイの

4/ bui бүкүи mal-i qaračin adiy-a-dur nigen yisün yal-a boduĵu
所有する全ての家畜をハラチン (駅) のアディヤへと一・九 罰に換算して

5/ öggüged, ülegsен mal ügei oĵtu qoĵusun-dur, vangdui-yin nige
与え、(犯人には) 残った家畜がなくて全くの無一文なので、ワンドイの一人の

6/ kübegün, nige keüken, ger-i anu, ĵurban yisün mal boduĵu,
息子と 一人の娘と 天幕を 三・九 (罰) の家畜に換算して

7/ eiči süng, engkeĵiryal nadur oĵaĵu öggüged, egün-eče qariyatu
使者スンが私エンフジャルガルに与えてくれました。それから所属の

8/ ĵasay-un tamayan-du, degeĵi ĵurban boda, ĵiči ĵanggi
旗長の印 (務所) へ、高級 (家畜) 三 ボド (を渡せといわれ)、さらに佐領

vangčuy,
ワンチョクと

(yaryayuに同じ)

9/ elči süng-ner yaryuu idesi abqu kemeküi-dür engkeĵiryal minu
使者スンらが取り立て品の食物を受け取るというのに、私エンフジャルガル

10/ öberün mal mayu güiçegen čidaqu ügei tula, ketüken ombuqu-yi
自身の家畜は悪くて（それらを）そろえることができ ないので、娘 オンボフを

11/ tamay-a-yin degeji yurban boda-yin tölügen-e jasay tan-a
印務所への高級（家畜）三 ボドの 代わりに旗長 殿に

12/ bariysan ger-i janggi vangčuy, elči süng-narun yaryuu
差し上げました。天幕を佐領 ワンチョコクと使者スんらの 取り立て品の

13/ idesin-dür öggüged, kübegün anu nadur bayital-a, qoyin-a vangdui
食物（の代わりに）に与え、 息子 は 私の元に居りました。その後、ワンドイが

14/ degereki-yin gegen-e abural erigsen-dür ami neyilegül gebe
崇高なる（ボグド）ゲゲンに救済を求めたところ、『命と一緒にせよ』とおっ

geji

しゃったといい、

15/ nadur ögkü kemen nigen mayu kögsin temege abču iregsen-dür
私に 渡すといって一頭の悪い 老いたラクダを連れてきましたので、

16/ engkejiryal bi temege-yi abuyad, kübegün-i vangdui-dur öggügsen
私エンフジャルガルはラクダを 受け取って息子 をワンドイに 渡しました」

17/ kememüi, jasay-un gergei-eče asayubasu, kelekü anu,
といいます。旗長 の 夫人 から尋ねますと、その話は（以下の通りでした。）

vangdui

「ワンドイ

142b

1/ kemeğci kümün, tayiji engkejiryal-un adayu qulayuysan-dur yal-a-dur
という 者が 台吉エンフジャルガルの馬を 盗んだ ので、（その）罪 に

2/ öggügsen keüken-i, tamay-a-yin degeji-dür barimui kemen engkejiryal
渡した 娘 を 印務所の 高級品に 捧げますといってエンフジャルガルが

3/ kürgejü ireged, jasay noyan-a medegüljü öggügsen, bi ekener
届けて 来て、旗長 領主様に報告して 渡したのです。私は妻

4/ kümün tula, busu učir-i medekü ügei, keüken ombuqu-yi
ですから、他のことは知り ません。娘 オンボフを、

5/ bay-a nasutai büse ügei kümün qarın nadur tusatai kemen
幼い年齢の女性 だけど私には役に立つとって

6/ qayiralan tejiyejü beyeben dayayul-un gerün dotur-a jaruju
慈しんで育て 我が身に從わせて 家の中 で召し使って

7/ yabuysan, ombuqu-yin ečige vangdui, abural erigsen-dü ami
居ました。オンボフの父 ワンドイは、(ゲゲーンに) 救済を求めた際『命を

8/ neyilegül gebe geji, iregsen ba, temege jolij ögčü
一緒にさせよ』とおっしゃったとってやってきました。また、ラクダを代償に与えて

γuyur-a iregsen,
(娘を) 請いに来ました。

9/ qoyar uday-a jasay tan-i öggüy-e kemeküi-dür bi öggülügsen
二 度 旗長殿が『渡そう』というのに 私が渡させ

10/ ügei gegči qudal, bi ögküi-yi qoriqu bayituyai,
なかった、というのは嘘です。私は、渡すのを禁じることは勿論 (知りませんし)、

yerü vangdui
全く、ワンドイが

11/ irejü keüken-i γuyuju yabuqu-yi sonusuysan ču juyil ton
来て娘 を請うているのを聞いたことすら 一切

12/ ügei, urjınan jil-ün jun gerün toyan-u??? degedü jiq-a-bar
ありません。一昨 年の夏、天幕の の 上の 端を

(bülegsенの誤り)

13/ čabay nešte γurban uday-a büligsen tuqai-dur, geü bariyad,
チャバクが貫いて三 度 刺したことについては、雌馬を捕らえて (搾乳し)

14/ sang talbiju, jasay noyan bide čöm ariki ayuju soytuyad
香をたき、旗長である領主と私とは共に酒を飲んで酔っばらい、

15/ noyan orun-u emün-e noyirsuysan ba, minu bey-e orun deger-e
領主は寝台の前でお眠りになりました。私自身は寝台の上で

16/ omtaysan, man-u debisger-ün qoyiyur qalq-a modu bui gegči ünen,
寝ました。私たちの敷き布団の後ろに障壁の板があるというのは本当です。

17/ ene jil-ün qabur ombuqu-yi temege-ber usu abqayulur-a
今年の春、オンボフをラクダを使って水を汲ませに

143a

1/ jaruysan-du neng udaysan-dur, bi sabay-a modu-bar ombuqu-yin
遣りました時、大変遅かったので私が細い木の棒でオンボフの

2/ niruyun-dur yurban-ta jangčigsen ünen, čibay-un sayaysan
背中を三度打ったのは本当です。チャバクの搾乳した

3/ üniy-e abuba kemegči čibay-dur nidunun jil sayaysan üniy-e
雌牛を取ったといいますのは、チャバクの所で去年搾乳した雌牛が

4/ keb-iyer čibay-dur bayiyad, ene qabur tere üniy-e-yi
そのままチャバクの所に居て、今年の春その雌牛に

5/ törügsen-dür, abqayulur-a keüken ombuqu-yi ilegegsen-dür,
(子牛が)生まれたので、受け取らせに娘オンボフを遣りましたところ、

6/ čibay-un eme bayar öggügsen ügei kemen kelejü iregsen-dür
チャバクの妻バヤルが渡さなかったと行って戻ってきたので、

7/ dakin čimed-i jaruju üniy-e-yi abqayuluysan ünen,
再びチメドを遣って雌牛を受け取らせましたのが本当です。

8/ yerü čibay-un eme bayar, keüken ombuqu-yi čimayi
全くチャバクの妻バヤルが『娘オンボフがあんたのことを

9/ qaralaysan qatun kemen qariyaba gejü nadur kelegs-en-iyer keüken
色黒の奥様といつてののしつた』と私に話したことから(私が)娘

10/ ombuqu-yi jangčigsen gegči qudal, eme bayar ču ombuqu
オンボフを打つたというのは、嘘です。妻バヤルも『オンボフが

11/ čimayi qariyamui kemen kelegesen yaǰar ügei, basa temegen-dür
あんなをののしっている』と 話したことはありません。また、ラクダに

(tökügerčüの誤り)

12/ toquysan sirdey tökegerčü ese abuysan-dür ǰangčiba
かけた 敷物を準備して取らなかったから (私がオンボフを) 打った

13/ kemeǰči sirdeg-ün tölügen-e busu, ǰasay tan-i uuqu
というのは、敷物の ためではなくて、『旗長 様が 飲む

14/ čai qalayul kemen ombuqu-yi bi beyeber kedün uday-a
お茶を温めなさい』とってオンボフを私が自ら 何 度

143b

1/ dayudabaču yerü iregsen ügei-dür sabay-a modu-bar mön
呼んでも 全く来 なかったので、細い木の棒 で また

(yurban-taの後にǰangčiyсан niが抜け落ちたものとみなす)

2/ yurban-ta ünen, basa negüküi-dür ergeneg-ün köl ebderegsen-dü
三度 (打ったのが) 真相です。また 移動する際に戸棚 の 足が壊れたことから

(ködelǰei < ködelǰüküiの誤りとみなす)

3/ ačiy-a mayu ködelǰi kemen tasiyurdaba kemeǰči oytu qudal,
荷物が悪く 動いたとって鞭打った、というのは全く 嘘です。

4/ ergineg-ün köl ebderegsen anu, ombuqu-dur ton qamiy-a ügei,
戸棚 の 足が壊れたの は オンボフには全く関係ありません。
(köl-iの後の一語は紙の折れのため判読不能。anuか?)

5/ sayi ačiy-a ačiju bayiqui-dur köl-i ?? boyučiyсан temege
ちょうど荷物を積んでいる 時に、足を?? 縛った ラクダが

(tere-dürの後の一語は紙の折れのため判読不能。ombuquか?)

6/ bosqu kemeged, unaju ergineg-ün köl ebderegsen anu, tere edür ??
起きあがろうとして、落ちて戸棚 の 足が壊れたのです。その日、

7/ yerü temege čü kötülügsen ügei, basa keüken ombuqu ečige
全くラクダを引いて行きもしませんでした。また 娘 オンボフが父

8/ eke-dür jolyasuyai kemen nadača dörben uday-a γuyuy-san-du
母に 会おう といって私から 四 回 請うたのに

9/ ilegegsen ügei kemegči čöm qudal, ombuqu ečige eke-dür
行かせ なかったというのは皆 嘘です。オンボフが父 母に

10/ jolyasuyai kemen γuyuy-san jüil yerü ügei, basa jün-u
会おう といって請うた ことは全くありません。また夏の

11/ terigün sar-a-du, jasay degüü dalai qutuytu-yin-du
最初の月 (4月) に旗長が弟の ダライホトクトの所に

12/ očiysan-u söni qatun orun deger-e umtaysan-du qoyar
行った日の夜、奥様が寝台の上で 寝た 時に二

13/ uday-a bülebe kemegči anu, tere söni-yin üdesi,
回 突き刺したというのは、その夜 の 夕方

14/ jasay noyan degüü dalai qutuytu-yin-du očiysan gekü bolbaču,
旗長 殿が 弟の ダライホトクトの所へ行った といいますが、

15/ tuqai-dur dalai qutuytu-yin bey-e küriyen-dü sayuy-a, ger anu man-u-luy-a
その時 ダライホトクト 自身は庫倫 に 住んでいました。彼の天幕は我々 と

qamtu nigen usun-du
共に 同じ川 に

144a

1/ sayuy-san tula, jasay darui ireged ger-tür qonuysan, basa jasay noyan-i qan
ありますので、旗長はすぐに戻ってきて天幕で宿泊しました。また旗長 殿が ハン

tan-du
殿に

2/ učiraqu-bar očiysan söni köl-ün čig-iyer bülebe kemegči anu, qan tan-a učiraqu-bar
会い に 行った日の夜、足 の 方を 突き刺したというのは、ハン殿に会い に

jasay
旗長

3/ noyan, minu bey-e čöm očiju qan tan-a učirayad, qamtu bučaju ireged, ger-tür-iyen
殿と私自身が両方行ってハン殿に会い、共に戻って来て、自分たちの天幕で

qonuysan
宿泊しました。

4/ ger-tür sorbi yaraqū būri čöm jasay noyan-u bey-e bui, keūken ombuqu-i qoyar
天幕に傷跡が現れるたびに全て旗長殿自身がいました。娘 オンボフを二

(sabayの誤りとみなす)

5/ uday-a sabay-a modu-bar jaŋčiyisan gebeči tegün-i jaŋg eng-ün učir,
回 細い木の棒で打った といいますが、彼女の性格は日常的なことでも

(kömüjüjüの誤りとみなす)

6/ tomuy-a ügei-dür kömüjeju sayin yabutuyai kemen ečige eke
不真面目なので教育して、『きちんとしなさい』と父母が

7/ kübegün ökin-iyen jaŋčiju suryaqu adali ayuyuluqu-yin tedüyiken
息子や娘を打って教えるのと同様に、怖がらせる程度に

(kiqaquの誤りとみなす)

8/ jaŋčiyisan-ača busu, yerü jobayasuyai kemen kiquyu sanay-a-bar
打った以外、決して苦しめようとして憎むつもりで

9/ bey-e-yi gemtügül-ün jaŋčiyisan jüil ügei anu čuqum ünen yerü
体を傷つけて打った ことがないのは確かに本当に、決して

10/ öbere gem učir tun ügei, keūken ombuqu uridača minu ami-yi alaqu geji
他の罪状は全くありません。娘 オンボフは以前から私の命を殺そうと

11/ yabuysan kümün, edüge amabar namayi eldeb-iyer güdken kelekü anu yayun ekülekü
した者です。今、口で私を様々に中傷して話すのは、何を始める

yajar bui
所がありました

12/ aǰi kemen kelemüi, keüken ombuqu-yin ǰasay-un ger büligsen kituy-a-yi
や」と話しております。娘 オンボフが旗長の天幕を突き刺した小刀を

čibyangča
老婆

13/ dulma-dur üjegül-ün asayubasu kelekü anu, ene minu
ドラムに見せて尋ねますと、その話は（以下の通りでした。）「これは私が

kedüyin-eče edlegsен kituy-a
以前から使っていた小刀

14/ mön, yerü ǰegüdeg ügei, kereglekü ügei-dü ger-ün dotura, ükeg-ün ǰerge
です。決して普段身につけません。使わない時には天幕の中で箱などの

15/ sab ba, debisker-ün ǰerge qamiy-a ču bolba sula bayiday, keüken
容器や敷物などどこにでも放置してあります。（私は）娘

ombuqu-luy-a
オンボフと

144b

1/ qamtu sayumui, yerü ombuqu-yi kituy-a-ban qulayun abču, ǰasay-un ger-i
共に暮らしております。決して、オンボフが私の小刀を盗み取って旗長の天幕を

büleǰi eyin kü
突き刺してこのように

2/ yabuysan-i aǰiylaqu-yin tedüyiken ču medegsen ǰaǰar tun ügei, kerbe
行動していたのに気づくほどにも知る所が全くありませんでした。もしも
aǰıylan
気づいて

3/ medegsen bolbasu, yayun ayumsiy ügei niyun daldalaǰu čıdamui, kemen dakin
知っていたなら、どうして恐れずに隠蔽できましようや」と再び

4/ dabtan asayubaču ködülbüri ügei kelemüi, basa čabyagča dulma-yin
繰り返して尋ねても変化なく話します。また老婆ドラムの

5/ kituy-a-yi gerün büriyesün-dür bui sorbi-luy-a tayarayulun kinan üjebesü örgün narin
小刀を天幕の覆いにある傷跡と一致させて検査してみますと、幅の長短が

6/ čöm neyilelčeju tayaramui, ene jüil-ün bayičayaqu kereg бүкүн-i dasidundub minu bey-e
全て合致します。この種の調査する件全てを私ダシドンドプ自身が

7/ janggi sampil-un qamtu bayičayaγsan-i ergün medegülkü-eče γadan-a, keüken ombuqu-yin
章京サンプルと共に調査したものを提出報告いたします外、娘オンボフの

8/ ečige vangdui-narun qulayai-un kereg-i sidkegsen janggi vangčuy, elči süng edügeki
父ワンドイらの盗みの事件を裁いた章京ワンチョク、使者スンと本

9/ kereg-ün dotura ayči arad-tai čöm-i γaryaγu küriyen-ü γajar-a kürgegülbesü jokiγu bolbaču
件の渦中に居る民と全員を送り出して庫倫の役所に届けさせるべきですが、

10/ janggi vangčuy-un bey-e iγayur-ača qayučin qaniyaγu бүтекү айусги ебечитей бүгед,
章京ワンチョクの体は元々の咳をして呼吸に苦しむ肺の病気であっ

ene qabur-ača
て、今年の春以

11/ inaysi ebečin anu yekedejü ger-eče γarun čidaqu ügei boluγsan degere, edüge ebečin
降、病気がひどくなって家から出られなくなりました上に、今病気

anu neng
がさらに

12/ күндүдчү үкүкүй-дүр күрүгсен бүгед, oγtu yabuqui-yin aruy-a ügei anu üneker
重くなって、死ぬに到りつつあり、全く行く方法がないことは本当です

tula, ese elegegsen-i
ので、行かせなかったことを

13/ ergün medegülkü-eče öber-e busud ner-e бүкүй күмүн-нар ба, čibγangča dulma-yin kituy-a-tai
提出報告します外、他の名のある人々や老婆ドラムの小刀と共に

čöm janggi sampil-dur
皆、章京サンプルに

14/ tusiyaĵu küriyen-ü yaĵar ilegegsen yabudal-i medegül-ün egün-ü tula ergübe,
命じて 庫倫 の 役所へ送りましたこと を 報告し、こ の ために提出しました。

(jiryuyan-aの誤り)

15/ tngri-yin tedkügsen-ü tabin tabuduyar on naiman sarayin sineyin jiryuyana-a
乾 隆 五 十 五 (1790) 年 八 月 初 六 日。

「オンボフの事件」の3通目の文書⁷¹

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.Ho. M-1

T.Ho. 1

庫倫辦事大臣衙門の行文檔の中の一部（満洲文）

X.H.Ho. 477

X.T. 216a-240a

(X.H.Ho. 477の檔冊の表紙に記された文章)

1/ abkai wehiyehei susai ningguci aniyai
乾 隆 五 十 六 (1791) 年 の

2/ niyengniyeri forgon i geren bade yabubuha dangse
春 期 の多くの所に送った 檔子⁷²

(ここから檔案の原文)

216a

1/ 73

ilan biyai ice uyun de,

(乾隆五十六 (1791) 年) 三 月 の初 九 日。

⁷¹この文書は、Чимид1958, p.10-26に収録されているモンゴル文文書の翻訳前の原本に当たる満洲文文書である。すなわちチミッドが「オンボフの事件」に関して収録している計3通の文書の内の第2文書の元の原本である。

⁷²すなわち行文檔である。

⁷³この文書の1行目の上の欄外に「i bai」、また2行目の上の欄外に「elši ci,」という書き込みがあるが、意味は不明。

2/ doron i ba i alarangge, jurgan i bithe be dahame
印務 所⁷⁴の述べることは（以下の通りである。）（理藩）院 の文書に従って、

dasame
再び

3/ yargiyalame kimcime beidefi, yabubure jalin, jakan tulergi
明らかにして調査 審理し、（盟に）送る ためである。最近、理

4/ golo be dasara jurgan ci benjihe bithede, han alin i
藩 院 より送ってきた文書に、「ハン・オール

5/ culgan i da jasag beise sun i baci alibume benjihe
盟 長（兼）旗長 貝子スン（デブドルジ）の所から提出して送ってきた

6/ bithede, meni aiman i jasag urjinnab i booi nehu sargan
文書に『我々の部⁷⁵の 旗長オルジンジャプの家 婢である娘

7/ jui ombogo be jafafi benjihe emu baita be beidefi
オンボフを 捕らえて送ってきた一 件 を 審理しますと、

8/ sargan jui ombogo i jaburengge, bi jasag urjinjab i
娘 オンボフの供述は（以下の通りでありました。） く私は旗長オルジンジャプの

9/ gūsai janggin ubasi nirui wangdui i sargan jui, mini amji
旗 の佐領 オブシのソムのワンドイの娘です。 私の伯父の

10/ lama nawang, be gemu emu bade tembi, mini ama wangdui
ラマ、ナワーンと私たちは皆 同じ所に 住んでいます。私の父 ワンドイは、

11/ karacin giyamun de alba kame yabumbi dehi uyuci
ハルチン 駅 站 に勤めて います。（乾隆）四十九（1784）

12/ aniya niyengniyeri mini amji lama nawang, da gūsade
年 春、 私の伯父ラマ、ナワーンは、もとの（左翼右末）旗 へ

74ここでは、庫倫辦事大臣の役所のこと。

75ここでは、トゥシェート汗部、つまりハン・オール盟のこと。

13/ genembi seme ini beye emu turga geo morin be
行く といって、彼自身が一頭のやせた雌馬に

14/ yalufi genefi udu inenggi oho manggi, uthai amasi marifi
乗って行き、何日かたった後すぐもとへ戻ってきて、

15/ nawang mini ama wangdui de alaha bade si giyamun de
ナワーンが私の父 ワンドイに話した所では〈おまえが駅に

(ahūnの誤り)

16/ genehe amala akūn deo de acame geneki seme karacin i
行った後、兄弟に会って行こうと思ひ、ハルチン(駅)の

17/ urgujihu ci yalure ulaha baire de urgujihu minde
ウルグジフから乗る家畜を請うと、ウルグジフは私に

216b

1/ emu ilansei kara alha morin be jorime buhe
一頭の三才の黒い斑の馬を指示してくれた。

2/ ede bi genefi urgujihu i adun i sasa bisire karacin
そこで私は出かけて、ウルグジフの馬群といっしょに居るハルチン(駅)の

3/ bombo i emu ilansei kara alha morin be tašarame⁷⁶
ボンボの一頭の三才の黒い斑の馬を誤って

4/ jafame yalufi, da gūsade geneme isinara onggolo,
捕らえて乗り、もとの旗へ行ったが、到着する前に、

5/ ere morin šadafi jugūn i andala tuheke ofi,
その馬は疲れて道中倒れてしまったので、

6/ gaitai hūlhara gūnin deribufi, musei emu gūsai
急に(別の馬を)盗もうという考えを起こし、我々の同じ旗の

7/ taiji engkejirgal i ilan morin be hūlhame gajija
台吉エンフジャルガルの三頭の馬を盗んで連れてきた。〉

76この語のšの次のaは、書記が誤って左下に長く伸ばしてしまい、後から短い縦線でそれを抹消している。

- 8/ seme alaha manggi, mini ama wangdui uthai ere ilan
と 話しました後、 私の父 ワンドイが、すぐにこの三頭の
- 9/ morin be, edelehe hūdai irgen dalai i fe bekdun de
馬 を 不足した商売の漢人ダライの昔の借金 (のかた) に
- 10/ toodame buhe, sirame giyamun i urse hūlhaha turgun be
払って 与えました。続いて 駅 站 の人が (ナワーンの) 盗んだ 事情 を
- 11/ safi, lama nawang mini ama wangdui be suwaliyame jafafi,
知り、ラマ、ナワーンと私の父 ワンドイを共に 捕らえて、
- 12/ meni jasak i takūraha elcin sūng, janggin wangcuk,
私たちの旗長の派遣した使者スン、佐領 ワンチク
- 13/ karacin giyamun i funde bošokū ciwangjab, beile
ハルチン 駅 站 の驍騎校 ツェウエーンジャブ、貝勒
- 14/ demcukjab i gūsai jalan ayosi se acafi, lama nawang be
テムチクジャブの旗 の参領アヨーシたちがいっしょに、ラマ、ナワーンが
- 15/ karacin i bombo i morin be tašarame urgujihu i morin seme
ハルチン (駅 站) のボンボの馬 を 誤って ウルゲジフの馬だとして
- 16/ jafafi yalufi tuheke be yargiyalafi nawang be fafun i bithei
捕らえて 乗り、倒れた (死なせた) のを 確かめて、ナワーンに 法律の書に

217a

- 1/ songkoi emu uyun i ulha kerulefi bombo de bahabuha,
従って 一・九 畜を課してボンボに 与えさせました。
- 2/ ilan morin hūlhaha babe getukeleme beidefi, kalkai
三頭の馬を 盗んだ ことを明らかにして裁き、ハルハ
- 3/ duin aiman i aisilara jiyanggiyūn sei toktobuha
四 部 の副 将軍 たちの定めたのに
- 4/ songkoi lama nawang be emu aniyai selhen etubufi, mini
従って、ラマ、ナワーンをして一 年間 首枷を着けさせ、私の

- 5/ ama wangdui, lama nawang de ulha akū ofi, ombogo
父 ワンドイとラマ・ナワーンには家畜がないため、私オンボフ
- 6/ mini beye, jai mini emu deo, geli emu monggo boo be
自身、更に私の一人の弟、また一つのモンゴル天幕を、
- 7/ uheri ilan uyun i weile de fangkabume taiji
全部 三・九 の罰 として償わせて 台吉
- 8/ engkejirgal de bahabuha, engkejirgal mimbe doron i bade
エンフジャルガルに 得させたのです。エンフジャルガルは、私を、印務 所へ
- 9/ alibure ilan ulha de salibume jasak de buhe,
差し出す三頭の家畜に代えて 旗長に 与えました。
- 10/ jasak mimbe ini boode bibufi, takūršahai nadan aniya oho,
旗長は私を 彼の天幕に置き、召し使い続けて七 年になりました。
- 11/ susai ilaci aniya juwari forgon de jasak harangga cibak,
(乾隆) 五十三 (1788) 年 夏の 季節 に、旗長に所属するチャバクが、
- 12/ mini baru latuki seme gisurehede bi gūnin dahafi emgi latume
私 に 情交しようと いったので、私は (その) 考えに従って共に情交
- 13/ yabuha, tereci cibak i baru ududu mudan latume yabuha
しました。それからチャバクと 何 度も 情交 しました。
- 14/ cibak i minde alaha bade, si jasak katun i juwe
チャバクが私に 話した所では、〈おまえが旗長と夫人の二
- 15/ niyalmai dorgi, emke be jenduken i nungneci, simbe sini ama de
人 の内、一人を こっそりと傷つければ、おまえをおまえの父の所へ
(beの誤り)
- 16/ amasi bumbi, tere erinde bi mini bacihi sargan ba hokofi,
帰してやる。その時には、私は私のもとからの妻 を 離縁して、

217b

1/ simbe sargan obume gaiki seme emu homhon akū
おまえを妻 にしてめとってやろう。} といって一本の鞘の ない

2/ huwesi be minde buhe, bi tere huwesi be ashara de
ナイフを私に 与えました。私は、そのナイフを身に着けるのが

3/ mangga ofi alime gaihakū bicibe, bi cibak i
難しいので、受け 取りませんでした、 私はチャバク

(eigenの誤り)

4/ baru eiken sargan ojoro gūnin tebuhei, susai ilaci
と 夫 婦 になろうという考えを持ち続けていました。(同じその乾隆) 五十三
(1788)

5/ aniya juwari forgon de, inenggi be onggoho, jasak
年 夏の季節 に、日 は 忘れましたが、旗長と

6/ katun nure omime soktofi angaha, ede bi šolo be
夫人がお酒を飲んで酔っぱらって寝ました。そこで私は隙を

(cibahanciに同じ)

7/ tuwame dobori jenduken i meni sasa tehe cibaganci
見て、夜 ひそかに、私たちのいっしょに住んでいる尼

8/ dolma i emu ajige huwesi be hūlhame gaifi katun i
ドラムの本の小さなナイフを盗み 取り、夫人の

9/ angaha sishe i amala dalime sindaha undehen bi,
寝ている布団の後ろには、遮って置いた板が あります。(それは)

10/ fondo tokoci ojurakū ofi, boo i amargici oyo be
突き 刺すことができないので、天幕の後ろから覆いを

11/ hetefi fajiran i deleri tokoro de, jursu ojo bisire
めくってフェルト壁の上から突き刺しますが、二重の覆いがある

12/ turgun de, ilanggeri huwesi tohoci huwesi foholon ofi, damu
ため に 三回 ナイフで突き刺しても、ナイフが短く て、ただ

13/ ilan sangga araha, susai duici aniya juwari forgon de
三つの穴を 作っただけでした。(乾隆)五十四(1789)年 夏の季節 に

14/ jasak katun jebdzundamba kūtuktu de hengkileme genehe,
旗長と夫人は、ジェブツンダンバ・ホトクトの所にお祈りに 行きました。(その留

emu
守の間) ある

15/ sula monggo boode bi cibak i baru jing latume bisire de
空のモンゴル天幕で、私がチャバクとちょうど情交している 時、

16/ cibak sargan bayar ihan sun sirira tempin gaimé jifi,
チャブガの妻 バヤルが、牛乳を搾る 桶を 持ってやって来て、

218a

1/ cibak mini baru latume bisire be sabufi booi dolo
チャバクが私と 情交しているのを見て、天幕の中に

2/ bisire emu moo be jafafi mimbe tataha cibak ini sargan i
ある 一本の木 を 握って私を 打ちました。チャバクは、彼の妻 が

3/ jafaha moo be durime gaifi, bayar be tantame ishunde
握っていた木 を 奪い 取ってバヤルを 打ち、互いに

4/ becunuhei bayar tucifi genehe, ere aniya niyengniyeri katun
殴り合い続けて、バヤルは出て 行きました。今(1790)年の春、 夫人が

5/ mimbe muke⁷⁷ genebuha de jihengge sindaha seme emu
私を 水(汲み)に行かせた時、《戻って来るのを中断した⁷⁸》とって、一本の

(narhūnの誤り)

arhūn
細い

77この語の後に、+のような記号がある。おそらく行の左側に「汲む」を意味する何らかの語を書き込んで、その挿入場所を示すつもりでこの記号を書いたと思われるが、書き込むこと自体を忘れたようである。

78この語のここでの正確な意味は不明。とりあえずこう訳しておく。

6/ moo be jafafi, mini dere i bade ilanggeri tantaha, geli
木 を 握って私の 顔 の所を三回 打ちました。また

7/ katun omire cai wenje sere de bi donjihakū de mimbe
夫人が《飲む お茶を暖めなさい》というのに、私が聞いていなかったの、私が

(semeの誤り)

8/ banuhūšaha same, geli emu narhūn moo jafafi ilanggeri
怠けた といってまた一本の細い 木を 握って三回

9/ tantaha de, ombogo bi katun de kimutuleme cibak i
打ちましたので、私オンボフは夫人を 恨み、 チャバクの

10/ tacibuha gisun be gūnin de tebuhei ere aniya dui
教えた 言葉を 考えに 入れ続けておりました。今年 四

11/ biyade inenggi be onggo, emu dobori jasak katun
月 に、日 は 忘れましたが、ある夜、 旗長と夫人が

(cibahanciの誤り)

12/ amgaha amala, jenduken geli cibaganci dolma i huwesi be
寝た 後、 ひそかにまた尼 ドラムのナイフ を

13/ hūlhafi, sishe i amargici jasak katun i deduke
盗み、 布団の後ろから、 旗長と夫人が横になった

14/ ba i teisu ceni uju cejen be baime amargi fajiran i
所をめぐらして、 彼らの頭と胸 を 探して、 後ろのフェルト壁の

15/ tulergici juwe mudan tokoho, huwesi foholon ceni beyede
外から二 回 突き刺しました。(しかし) ナイフが短くて、 彼らの体 に

218b (mutehekūの誤り)

1/ isibume mutehikū, cibak ongolo jasak booi tule
届かせることができませんでした。チャバクは、以前、 旗長の天幕の外に

(dorgiciの誤り)

- 2/ bisire⁷⁹ urga i durgici emke hūlhafi inde buki seme alaha
ある 捕馬棹の中から一本を盗んで彼にくれと 言った
- 3/ bihe, ere aniya ninggun biyai orin nadan i dobori
のです。今 (1790) 年 六 月 二十七日 の夜、
- 4/ urga hūlhaki seme jasak i booi baru yabure de
捕馬棹を盗もうと思ひ、旗長の天幕の方へ行く 際、
- 5/ kedereme yabure ayur sede jafabuha, ombogo bi damu
巡視していた アヨールたちに捕らえられました。私オンボフは、ただ
- 6/ cibak i onggolo gisurehe gisun be dahafi inde sargan
チャバクの以前 話した言葉に従って、彼の妻に
- 7/ oki seme buyembime, geli katun mimbe juwe mudan tantaha be
なろうと 望んでいたのです。また夫人が私を 二 度 打ったのを
- 8/ kimutulefi, jasak katun be emke nungneki seme tokohongge yargiyan
恨んで、旗長と夫人 の一人を傷つけようとして突き刺したことは、確かです。)
- 9/ seme jabumbi, bayar be beideci jaburengge
と 供述しております。バヤルを 審理しますと (その) 供述は、(以下の通りでし
bi jasak
た。) く私は、旗長
- 10/ urjinjab i gūsai albatu cibak i sargan, bi mini eigen
オルジンジャプの旗の アルバトであるチャバクの妻で、私と私の夫
- 11/ cibak meni jasak i bade tembi susai duici aniya
チャバクは、私たちの旗長の所に住んでおります。(乾隆) 五十四 (1789) 年
- 12/ ninggun biyade jasak katun jebdzundamba hūtuku de
六 月 に、旗長と夫人がジェブツンダンバ・ホトクトの所に

⁷⁹この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入する場所を+の記号で示している。

13/ hengkileme genehe amala, bi emu sula monggo boode,
お祈りに 出かけた後、 私がある空のモンゴル天幕へ

14/ sun sirire tampin gaime genefi tere boode dosici
乳を搾る 桶を 持って行き、その天幕に入ると、

15/ mini eigen cibak, sargan jui ombogo i emgi latume
私の夫 チャバクが娘 オンボフと共に情交して

16/ bisire be sabufi bayar bi beleni mini gala de jafaha
いるのが見えました。私バヤルが既に 私の手 に 握っていた

219a (iの誤り)

1/ emu moo be ombogo be tantara de cibak mini jafaha
一本の木 でオンボフを 打つ と、チャバクは、私の握った

2/ moo be durime gaifi mimbe tantame, mini baru becnure de⁸⁰
木 を奪い 取り私を 打って私 と 争うので、

3/ bi uthai tucihe nerginde, mini eigen de girucun ogoro
私はすぐに (その天幕から) 出ました時 に、私の夫 に恥 になる

4/ ayoo seme umai niyalma de alahakū gūwa turgun be
だろうかと思って全く人 には話しませんでした。(これ以) 外のことは

5/ bi sarakū, te mini eigen cibak jasak i boo be
私は知りません。今私の夫 チャバクは旗長 の天幕を

6/ tokoho baita de hūbubufi, umai amagaburakū
突き刺した事件に 巻き込まれて、(盟の役人らが) 全く 眠らせないで

7/ niyakūrabuhai jabun gaira sidende, ini fe farara
ひざまづかせたまま供述を取る 間に、彼の古い気絶する

80この語は、行末に書くスペースがなくなったためか、書記が行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

8/ nimeku fukderefi, farama bucehebi, te jargūci i beye
病気の発作が起き、気絶して死んだのです。今、(庫倫駐在の) 裁判官自身が

9/ mini eigen i giran be tuwara de mimbe hanci gamafi
私の夫の死骸を見る際、私を近くに連れて行って

(ohoの誤り)

10/ aname tuwabuha, cibak i ogo i bade majige fularaka,
順々に見せました。チャバクの脇の下の所は、少し赤くなっていました。

11/ tobgiya⁸¹ i bade majige niltajaha ci tulgiyen, umai encu
膝の所が少しすりむけていた以外、全く別の

12/ feye akū minde umai encu kenehunjere hacin akū,
傷はありません。私には全く別に疑うべき点はありません。>

13/ seme jabumbi, cibaganci dolma i jaburengge, ere
と供述しております。尼ドラムの供述は、(以下の通りでした。) <この

huwesi
ナイフは

14/ mini baitalara huwesi, bi ere huwesi be umai beyede asharakū,
私が使っているナイフです。私はこのナイフを(普段)全く身につけず、

15/ booi dolo maktame sindambihe, bi sargan jui ombogo i
天幕の中に放って置いていました。私は娘 オンボフと

16/ sasa tembi, ombogo ai šolo de mini huwesi be
共に住んでおります。オンボフがいかなる隙に私のナイフを

219b

1/ hūlhame gamaha babe, bi sarkūngge yargiyan seme
盗んで持って行ったのかということ私を知らないことは、確かです。>と

jabumbi,
供述しております。

⁸¹この語の最初のtの文字は、書記が誤って上に線を伸ばしてしまい(tuのように)、跡からその線を斜線で抹消している。

2/ hūlha lama nawang i jaburengge bi jasak urjinjab
盗人であるラマ・ナワーンの供述は（以下の通りでした。） く私は、旗長オルジンジャ

i
プの

3/ gūsai niyalma, ere aniya ninju duin se minde emu
旗の者で、今年、六十四才です。私には一人の

(<Mo. čayday-a)

4/ deo bi, gebu wangdui, be karacin i giyamun i cakda de
弟がおります。名はワンドイです。私たちはハルチン駅 駅の警備人として

5/ tembi, dehi uyuci aniya niyengniyeri, nawang bi mini
暮らしております。（乾隆）四十九（1784）年 春、私ナワーンは私の

6/ da gūsade geneki seme karacin i urgujiku de yalure
もとの（左翼右末）旗 へ行こうと思い、ハルチン（駅）のウルクジフに乗る

7/ morin baire de ilansei emu kara alha morin be
馬を 請いますと、三才の一頭の黒い斑の馬 を

8/ jorime buhe manggi, bi urgujiku i adun de genefi urgujiku i
指示してくれましたので、私はウルクジフの馬群（の所）へ行き、ウルクジフの

9/ jorime buhe morin i bocoi adali, karacin bombo i emu
指示してくれた馬 の色 と同じハルチン（駅）のボンボの一頭の

10/ ilansei kara alha morin be tašarame jafafi, da
三才の黒い斑の馬 を誤って 捕らえ、もとの

11/ gūsade geneme isinara onggolo, ere morin šadafi
旗 へ行き、到着する前に この馬が 弱って

12/ tuheke ofi, gaitai hūlhara gūnin deribufi emu gūsai
倒れてしまったので、突然（別の馬を）盗む 気を起こし、同じ旗 の

- 13/ taiji engkejirgal i ilan morin be hūlhafi, mini deo
台吉エンフジャルガルの三頭の馬 を盗み、私の弟
- 14/ wangdui de turgun be alafi wangdui uthai ere morin be
ワンドイに事情 を話すと、ワンドイはすぐにこの馬 を
- 15/ imiyangga jasei hūdai irgen dasi de bufi, fe bekdun de
張家 口の商人の漢人 ダシに渡し、昔の借金（の代わり）に
- 16/ fangkabuha sirame meni giyamun i urse, mini hūlha ome
当てました。続いて私たちの駅 站 の人々が、私が 窃盗を

220a

- 1/ yabuha babe safi meni juwe niyalma be jafafi, karacin
行なっていたことを知って私たち二 人 を捕らえて、ハルチン
- 2/ giyamun i funde bošoko ciwangjab se mimbe urgujiku i
駅 站 の驍騎校 ツェウエーンジャプたちが、私が ウルグジフの
- 3/ morin seme bombo i morin be tašarame yaluha babe
馬だ としてボンボの馬 に誤って 乗っ（て死なせ）たことを
- 4/ yargiyalafi tašaraha fafun i bithei songkoi emu uyun i
確かめて、誤っ（て死なせ）た（場合の）法律 の書 に従って 一・九
- 5/ ulha kerulefi bombo de buhe taiji emgkejirgal i ilan morin be,
畜を徴収してボンボに 与えました。台吉エンフジャルガルの三頭の馬 を
- 6/82 hūlhaha babe getukeleme beidefi, kalkai duin aiman i
盗んだことを明らかにして裁き、ハルハ四 部 の
- 7/ aisilara jiyanggiyūn i toktobuha kooli songkoi mimbe
副 将軍 の定めた 法に従って私に
- 8/ emu aniya selhen etubufi, meni juwe niyalma de
一 年間 首枷を着けさせ、私たち二 人 には

82この行の行頭に書記が誤って、be「～を」という語を再び書いてしまい、斜線2本で抹消している。

9/ gemu weile de bure ulha akū ofi, wangdui emu haha
どちらも罰として渡す家畜がないため、ワンドイの一人の息

10/ jui, emu sargan jui, meni emu monggo⁸³ boo be, uheri ilan
子と一人の娘と 私たちの一つのモンゴル 天幕を 全て三・

11/ uyun i weilei ulha de fangkabume bodofi, taiji
九罰の罰 畜（の代わり）に償わせて 算定し、台吉

12/ engkejirgal de bahabuhangge yargiyan seme jabumbi, wangdui
エンフジャルガルに与えさせたことは確かです。〉と 供述しております。ワンドイ

jaburengge
の供述は（以下の通りでした。）

13/ bi jasak urjinjab i gūsai niyalma mini ahūn lama nawang,
〈私は、旗長オルジンジャブの旗の者です。私の兄 ラマ・ナワーンは、

14/ ilan morin hūlhame gajifi, hūlhame gajiha turgun be
三頭の馬を 盗んで連れてきて、盗んで連れてきた事情を

15/ minde alafi, bi uthai ere ilan morin be imiyangga
私に話し、私はすぐにこの三頭の馬を張家

16/ jasai hūdai irgen dasi⁸⁴ i fe bekdun de toodaha
口の商人である漢人ダシの昔の借金（の返済）に返しました。〉

220b

1/ seme, gūwa babe gemu ini, ahūn lama nawang ni
といて、他の事柄は皆、その兄 ラマ、ナワーンと

2/ emu songkoi jabumbi, baicaci weilengge sargan jui ombogo,
同じように 供述しています。調べて見ますと、犯人である娘 オンボフは、

3/ umai jasak urjinjab i booi niyalma waka, ini ama
全く 旗長オルジンジャブの家 の者 ではありません。彼女の父と

83この語は、書き忘れた後、書記が行の左側に書き加えて、挿入場所を+の印で示している。

84この語の後に、書記が誤ってde（～に）と書いてしまい、斜線で抹消した跡がある。

4/ amji hūlha ome yabuha baita, nerginde harangga
伯父が窃盗を 行なった事件はその時に、管轄の

5/ jasak aika boolame tucibufi, icihiyaci, giyan i
旗長がもしも報告 提出して処罰するならば、(伯父ナワーンは) 正しくは、

6/ monggo fafun i bithei songkoi falabuci acambi,,
蒙古例⁸⁵ に従って、流刑に処すべきであります。

7/ harangga jasak sa gūnin cihai icihiyaha turgunde,
管轄の 旗長たちが恣意的に 処罰したため、

8/ wangdui i sargan jui be kerulere jaka obufi, sargan jui⁸⁶
ワンドイの娘 を徴取 物 とし、娘

(<Mo. degeji)

9/ ombogo be jasak urjinjab de deji seme bahabuha de
オンボフを 旗長オルジンジャプに上納高級品として与えさせるに

10/ isibuha, te sargan jui ombogo cibak i emgi hebei
到らせたのです。今、娘 オンボフが、チャバクと 申し合わせて

11/ latume yabufi, eigen sargan ojoro be kiceme,
情交して 夫 婦 になろうと努め、

12/ jasak urjinjab i eigen sargan be ungneki seme monggo
旗長オルジンジャプ夫 妻 を 傷つけようとして、モンゴル

13/ booi tulergici ilan mudan huwesi i tokohongge giyan i ujeleme
天幕の外から 三 回 ナイフで突き刺したことは、本来 重く

14/ weile araci acacibe, damu adarame weile araci acara be⁸⁷
罰を 科すべきであります。ただ、どうやって罰を 科すべきかということ

85本書の第一部第一章第四節第二項、及び萩原1988を参照。

86この語の後に、書記が誤ってbe (~を) と書いてしまい、抹消したらしい跡がある。

87このdamu adarame weile araci acara beの部分は、書記が書き忘れて、後から行の左側に書き加え、挿入する場所を+の印で示している。

monggo fafun i bithede umai
蒙古例 には全く

15/ tokto buha hacin akū, sun⁸⁸ bi gelhun akū
定めた 条文がありません。私スン（デブドルジ）が敢えて

16/ tokto bume icihiyaci ojurakū jurgan de boolafi,
決定し 処置しきれないということを（理藩）院 に報告し、

221a

1/ adarame weile araci acara babe jorime isinjiha
どうやって罰を科す べきかということを（理藩院が）指示し送って来た

2/ erinde dahame icihiyaraci tulgiyen, hūlha lama
時に、（それに）従って 処置させますほか、 盗人であるラマ、

3/ nawang ilan morin hūlhaha baita be giyan i
ナワンが三頭の馬を 盗んだ 事件を 正しく

4/ halame tuwancihiyame icihiyaci acara be dahame
改めて、訂正して 処罰するべき なので、

5/ nawang be uthai hūguwang fugiyan i jergi golode
ナワンをすぐに湖広、 福建 等の省 へ

6/ falabuki, wangdui, umai sasa hūlhame yabuhakū, damu
流刑に処しましょう。ワンドイは、全く 共に盗みを行わず、ただ、

7/ hūlhaha amala ulin dendecehe be dahame wangdui be
盗んだ 後、 財貨の分配にあずかっただけなので、 ワンドイを

88この語は、盟長sundubdorjiの名の第一音節のみを記した語であり、この後は闕字となって少し空白になっている。

- 8/ tanggū šusiha tantaki, nawang, wangdui⁸⁹ be kooli
 百回 鞭 打ちましょう。ナワンとワンドイ を法律に
- 9/ songkoi icihiyaha manggi neneme harangga jasak urjinjab
 従って 処罰した後、 以前、 管轄の 旗長オルジンジャブ
- 10/ se tašarame icihiyafi kerulehe niyalma jaka be giyan i
 たちが (この兄弟を) 誤って 処罰して (彼らから) 徴収した人や 物 を、正しく
- 11/ tatame gaifi, wangdui de amasi bahabuci acambi, ere
 回 収してワンドイに返 却す べきであります。この
- 12/ dorgi sargan jui ombogo weile acime yabuha be dahame
 内、 娘 オンボフは罪を負っている ので、
- 13/ jurgan i jorišara be aliyaraci tulgiyen kerulehe haha
 (理藩) 院 の指示 を待ちますほか、 徴収した男の
- 14/ jui be, wangdui, taiji engkejirgal de emu temen bufi,
 子を、ワンドイが台吉エンフジャルガルに 一頭のラクダを与えて
- 15/ amasi gamaha be dahame engkejirgal ci ere emu
 連れ戻した ので、 エンフジャルガルからこの一頭の
- 16/ temen, janggin wangcuk sede dendeme buhe monggo boo be
 ラクダ (を追徴し)、 佐領 ワンチクらに分け 与えたモンゴル天幕を

221b

- 1/ sufi, funcehe hontoho ubu monggo boo be bošome
 解体して残った 半 分のモンゴル天幕を 追
- 2/ tucibufi, wangdui de amasi bahabuki, janggin wangcuk
 徴してワンドイへ返 却させましょう。佐領 ワンチク

⁸⁹この語の後に書記が誤って、満洲語ではなくモンゴル語の対格-yiを書いてしまい、あわてて斜線2本で抹消している。

- 3/ sede dendeme bihe⁹⁰ hontoho ubu monggo boo be
 らに分けて いた (分の) 半 分のモンゴル天幕を
- 4/ teisu teisu bošome tucibufi, inu wangdui de
 各々 追 徴し、またワンドイへ
- 5/ bahabuki sain noyan aiman i beile demcukjab,
 与えさせましょう。サイン・ノヤン部 の貝勒テムチクジャブと
- 6/ tusiyetu han aiman i jasak urjinjab, ere emu baita be
 トシェート汗 部 の旗長オルジンジャブがこの一件を
 (tucibuhekūの誤り)
- 7/ umai boolame tucibuhikū gūnin cihai icihiyahangge
 全く (上司に) 報告 提出せず、恣 意的に処罰したことは
- 8/ tašaraha bime jasak urjinjab, geli taiji engkejirgal i
 誤っており、旗長オルジンジャブがまた台吉エンフジャルガルの
- 9/ buhe sargan jui ombogo be boo de bibufi takūršabuhangge
 与えた娘 オンボフを (自分の) 天幕に 置いて召し使っていたことも、
 (acahakū yabiの誤りか?)
- 10/ ambula acahakūnbi damu beile demcukjab,
 大いに不適當でありましょう。ただ、貝勒 デムチクジャブは
- 11/ emgeri nimeme akū oho be dahame, gisurerakūci
 既に 病 没したため、 議論しないほ
- 12/ tulgiyen jasak urjinjab be jurgan de boolafi weile
 か、 旗長オルジンジャブ (について) は、 (理藩) 院 に 報告して罪を
- 13/ gisurebuki, jalan ayusi, janggin wangcuk sei icihiyahangge,
 論じさせましょう。参領アヨーシ、佐領 ワンチクらが処置したことは
- 14/ waka oho bicibe, gemu harangga beile demcukjab,
 誤りではありましたが、 全て 管轄の 貝勒テムチクジャブや

90この語のiの文字の右側に、書記が誤って点の一つ書いてしまい、斜線でそれを抹消している。

15/ *jasak urjinjab i afabuha be dahame yabuhangge,*
旗長オルジンジャブの命じたのに 従って 行なったことです。

16/ *taiji engkejirgal, kerulehe niyalma jaka be*
台吉エンフジャルガルが、(ワンドイから) 徴収された人や 物 を

222a

1/ *bargiyahangge, ineku harangga jasak sei gūnin cihai*
獲得したことは、まさにこの管轄の 旗長らが恣意的に

(sungの誤り)

2/ *icihiyaha ci banjihangge, elcin süng umai baita*
処罰したことから発生したことです。使者スンは全く事件を

3/ *icihiyara niyalma waka damu niyalmai takūršara be dahame*
処置する人ではなく、ただ 人に 召し使われる故に

4/ *yabuha, jai engkejirgal hūlhabuha ilan morin be*
行なっただけです。更にエンフジャルガルは盗まれた 三頭の馬 を

5/ *emgeri bahabuha be dahame gemu gisurere ba akū*
既に 与えられたため、 全て 論ずる 必要なし

6/ *obuki, nawang tašarame bombo i emu morin be jafafi,*
としましょう。ナワーンが、誤って ボンボの一頭の馬 を捕らえて

7/ *yalufi tuheke turgunde emu uyun i ulha keruleme*
乗り、(それが) 倒れたために 一・九 畜を 徴収して

8/ *icihiyaha be baicaci, monggo fafun i bithede*
罰せられたことを 調べてみると、蒙古例 に

9/ *acaha be dahame uthai da icihiyaha songkoi*
一致していたため、 すぐにもとの処置の 通りに

10/ *wacihiyabuki, jasak urjinjab i sargan cimet, sargan*
落ち着させましょう。旗長オルジンジャブの妻 チミッドが娘

11/ jui ombogo be bargiyahangge, ini eigen urjinjab i
オンボフを受け取ったことは、その夫 オルジンジャプの

(de biに同じとみなす)

12/ saligan debi, cibak i sargan bayar, ini eigen
責任 に属することです。チャバクの妻 バヤルは、その夫

13/ cibak, sargan jui ombogo i emgi latume yabure be
チャバクが娘 オンボフと 情交しているのを

14/ sabuha bicibe, ce adarame hebešehe be sarakū,
見た ものの、彼らがどのように相談していたのかは知りません。

15/ cibaganci dolma beyei bisire emu huwesi be babade
尼 ドラムは自らの所有する一本のナイフをあちこちに

16/ maktame sindarade ai šolo de ombogo hūlhame
放置していましたが、いかなる隙 にオンボフが盗み

222b

1/ gamafi, jasak i monggo boo be tokoho be fuhali
去って 旗長のモンゴル天幕を突き刺したのかは全く

2/ sarakū, ese gemu daljakū be dahame, bireme sindaki,
知っておりません。この人々は皆 関係がないので、皆 放免しましょう。

3/ geli beideme fonjihai⁹¹ bucehe cibak oci, sargan jui
また審理 尋問している内に死んだチャバクの場合は、娘

4/ ombogo i jabun de cibak inde gisun tacibufi,
オンボフの供述 ではチャバクが彼女に教 唆し

5/ jasak i eigen sargan be nunginki seme yabuha turgunde,
旗長 夫 妻 を傷つけようとして行なったということなので、(両者の)

6/ angga acabume fonjici, cibak erken terken i
供述を照らし合わせて尋問すると、チャバクはあれこれと

91 この語のoの文字の右側に、書記が誤って点を書いてしまい、斜線で抹消している。

7/ jailame anatame fuhali alime gairakū, niyakūrabuhai
言い逃れをして拒み 全く 受け 付けません。ひざまづかせたまま

8/ ombogo be dalbade angga acabume dobori
オンボフをそばに (居らせて) 口供を照らし合わせ、夜

9/ tulime amgaburakū fonjire sidende, cibak gaitai
通し 眠らせないで尋問するうちに、チャバクは突然

10/ farafi bucehebi, giran be tuwabure jalin kuren de tehe
気絶して死んでしまいました。(チャバクの) 死体を見せる ために、庫倫に駐在
する

11/ ejeku hafan jalafun de bithe yabubuha sirame
主 事 ジャラフンに文書を送付しました。続いて

12/ amasi benjihe bithede, cibak i giran be ini sargan
こちらへ届けられて来た文書にくチャバクの死体 をその妻

13/ bayar i dere tokome kimcime tuwaci angga juwe
バヤルと顔をつきあわせて調査してみますと、口と 両

14/ yasa mimimbi, juwe gala seferembi, angga oforo
眼は閉じています。両 手は握っています。口と 鼻の

15/ sangga ci majige silenggi obonggi tucihebi, hashū
穴 からは少し 唾液と 泡が 出しています。左

(justan iの誤り)

16/ ici juwe ergi ogo de, gemu justan jostan i
右 両 側の脇の下に、一様に細 々と長く

223a

1/ majige fularaka niltajaha feye bi, hashū ergi ogo de
やや 赤くなってすりむけた傷があります。左 側の脇の下には、

2/ geli futa i ijurabuha feye emu ba bi, onco
またロープでこすった 傷が一ヶ所 あります。その幅は

3/ ici sunja fuwen i gese, golmin, ici ilan jurhun i
五 分 ほど。長さは 三 寸

4/ gese hūwajafi aibihabi, juwe tobgiya de niyakūraha
ほどで、(皮が) 破れて 腫れていました。両 膝 は、ひざまづいた

5/ feye ba, šurteme ici emu jurhun i gese muheliyen,
傷の所のまわりが 一 寸 ほど 丸く

6/ niltajafi majige aibihabi, ereci tulgiyen umai encu
すりむけてやや 腫れていました。このほかには全く他の

7/ feye akū, si yuwan lu bithede acabume tuwaci,
傷はありません。洗冤 録 に 照合してみますと、

8/ juwe ogo i ba umai ergen de isinara ba
〈両 脇の下の所は全く命 にかかわる所では

9/ waka bicibe dorgideri sube girenggi de hafunambi, feye
ないが、内側から 臑と骨 に 通じている。傷が

10/ ujen oci bucembi seme karu bithe benjihebi, bucehe
重ければ 死ぬ。〉 (とあります。) 〉と 返 書を届けて来ました。死んだ

11/ cibak i juwe ogo bai fuda i ijurabuha feye oci
チャバクの両 脇の下の所のロープでこすられた傷 は、

12/ sargan jui⁹² ombogo de gisun tacibufi,
娘 オンボフに 教 唆して

13/ jasad urjinjab i eigen sargan be tokobure babe fonjira de
旗長オルジンジャブ夫 妻 を 刺させようとしたことを尋問する際、

(aššaraの誤り)

14/ cibak fuhali tondo niyakūarakū, ilire ašašara
チャバクが決して素直に膝まづかず、起きたり動いたりする

92この語は、書記が何か書き誤った後、上から紙を貼って書き直したようである。

15/ jergi hacin i argadame yargiyan jabun burakū ofi,
などのこと で策を講じて確かな 供述をしないため

16/ cibak i juwe ogo deri fuda ulifi, imbe
チャバクの両 脇の下からロープをかけて彼を

(fusihūnの誤り)

17/ fusihon tere dedure de isiburakū obume
下に 座ったり横たわったりするに到らせないようにして、

223b

1/ monggo booi son⁹³ de lakiyafi niyakūrabuhai fonjiha turgunde
モンゴル天幕の梁 につるして膝まづかせたまま尋問したため に

(aibihanggeの誤り)

2/ juwe ogo, juwe tobgiya de gemu niltajafi aibihaangge,
両 脇の下と両 膝 が全てすりむけて腫れたことは

3/ yargiyan, erei sargan bayar⁹⁴ inu ini eigen cibak de fe
確かです。彼の妻 バヤル もまた、その夫 チャバクに古い

4/ farara nimeku bi sembi, tuttu bicibe, sun⁹⁵ bi cibak i
気絶する病気があると申しております。さりながら私スン (デブドルジ) がチャバクの

5/ bucere ongolo yargiyan jabun be beideme tucibuhekū
死ぬ 前に 確かな 供述を 裁いて 取れなかったこと、

6/ jai lama nawang hūlha ome yabuha baita be harangga
更にラマ・ナワーンが窃盗を 行なった事件を 管轄の

7/ jasad urjinjab se gūnin cihai icihiyaha babe
旗長 オルジンジャプらが恣意 的に処罰したのを

93この語のoの文字の右側に、書記が誤って点を書いてしまい、後から斜線で抹消している。

94この人名は、書記が書き忘れた後、行の右側に後から書き加え、挿入場所を+のような記号で示している。

95この語の後は、間隔をあけずに文を続けている。

8/ nerginde, umai baicame tucibuhekūngge gemu acahakūbi,
その時 全く調べて提出できなかったことは、全て 不適当なことでありました。

9/ jurgan ci sun mimbe suwaliyame weile gisurebureo
(理藩)院 より私スン (デブドルジ) を合わせて 罪を 審議していただけますでし
うか。

10/ jai onggolo beile demcukjab, jasak urjinjab se
更に以前 貝勒テムチクジャブ、旗長 オルジンジャブらが

11/ hūlha nawang be duin aiman i aisilara jiyanggiyūn
盗人 ナワンを 四 部 の副 将軍が

12/ toktohuha kooli songkoi, emu aniyai selhen etubuhe
定めた 法に従って 一 年間の枷を 着けさせた

13/ babe baicaci, ya aniya de uttu toktohuha babe
ことを調べてみると、どの年 に このように定めたのかということ

14/ baicame baharekū bicibe gūnici monggo fafun i
調べて つきとめられませんでした、 考えてみると蒙古

15/ bithe alime gaire onggolo toktohuha
例を受け入れる以前に 制定して

16/ icihiyahangge, inu giyan i ilibume fafulaci acara be
処置させたことは、正しくはやめさせて禁止するべき

224a

1/ dahame, ubabe suwaliyame getukeleme tucibuhe jurgan ci
なので、これを共に 明らかにして提出しました。(理藩)院 より

2/ karu afabuha erinde dahame, icihiyaki seme
返書で命じられて来た時に、(それに) 従って 処置させましょう。』と

benjihebi,
送り届けて来た。

3/ baicaci monggo cibak, sargan jui ombogo i baru
調べてみると、モンゴル人チャバクが娘 オンボフと

4/ latume yabuha amala cibak, sargan jui ombogo de
情交した 後、チャバクが娘 オンボフに

5/ tacibuha bade si šolo be tuwame jasak urjinjab i
教唆した所では、『おまえが隙を見て 旗長オルジンジャブ

6/ eigen sargan be emke waci, bi mini bacihi sargan be
夫 妻 を (どちらか) 一人 殺せば、私は私のもとの妻 を

(hokobufiの誤りとみなす)

7/ hokofi, simbe sargan obume gaiki seme
捨てておまえを妻 としてめとってやろう』と

8/ gisurehede, ombogo gisun dahafi susai ilaci duici
話したので、オンボフは (その) 言葉に従い、乾隆五十三、四、

9/ sunjaci aniya de ombogo ini sasa emu,
五 (1788、1789、1790) 年 にオンボフは彼女と共に同じ

10/ bade tehe cibaganci dolma i ajige huwesi be
所に住んでいた尼 ドラムの小さなナイフを

11/ hūlhafi, jasak urjinjab i tehe monggo booi tulergici
盗んで、旗長 オルジンジャブが住んでいたモンゴル天幕の外 から

12/ ilan mudan sangga arame tokoho, fuwesi foholon
三 度 (にわたって) 穴を あけて突き刺した。 (しかし) ナイフが短く

13/ ofi, jasak urjinjab i eigen sargan i beyede isibume
て 旗長オルジンジャブ夫 妻 の体に 届か

(beの誤り)

14/ mutehekū. damu ere gese weilengge niyalma ba adarame
なかったのである。ただ、 (盟長から) 『このような犯 人 をどのように

15/ weile acaci acara babe, mongo fafun i bithede
罰 する べきかということを蒙古 例に

16/ umai tokto buha kooli akū ofi, jurgan ci tokto bureo
全く定めた 条文がないので、(理藩)院 より決定していただけますか』

17/ seme dacilanjiha emu baita be kimcici, sargan jui
と 照会して来た一 件 を調査すると、娘

224b

1/ ombogo be harangga culgan i da sun⁹⁶ i baci
オンボフを 管轄の 盟 長スン (デブドルジ) の所から

2/ getukeleme beidefi jabun gaire de gemu alime
明らかにして審理し供述を取る 際、全て取

3/ gaiha bicibe, damu cibak fuhali alime
得したのに ただチャバク (から) は全く (供述を) 取

4/ gaihakū, inenggi dobori akū amgaburakū, ini
得できず、昼 夜 なく眠らせないで彼の

5/ ogo de fudai ulifi, monggo booi son de lakiyafi
脇の下に ロープをかけてモンゴル天幕の梁 につるし、

6/ niyakūrabuhai cibak fe bisire farara nimeku
膝まづかせている間にチャバクの古くからある 気絶する病気の発作が

7/ fukderefi bucehebi secibe, cibak naranggi umai
起きて 死んでしまいましたというが、チャバクについては結局 全く (その供述

alime
が) 取

8/ gaiha ba⁹⁷ akū, geli baicaci uhei hebei argadame
得できて いない。また調べてみると、凡そ申し合わせて策を用い

9/ niyalma be nungneme bucebure baita urunakū hebešehe
人 を傷つけて 死なせ (ようとす) る案件は、必ず、 謀議した

96この語の後は、闕字となっていて、1cm余り間隔があいている。

97この語のaの文字の右側に、書記が誤って点を記してしまい、後から斜線で抹消している。

10/ weilengge niyalma ci aname jabun gaifi ishunde
犯 人 (たち) から順々に供述を取って相互に

11/ acanaha manggi akdun beki beidereci ombi, te
照会した後、 厳 密に裁く べきである。今、

12/ latuha sargan jui ombogo udu gemu alime
情交した娘 オンボフ (から) はいくらことごとく (供述を) 取

13/ gaiha bicibe latuha haha cibak fuhali alime
得したとしても、情交した男 チャバク (から) は全く (供述を) 取

14/ gaihakū be tuwaci, jaci kenehunjecuke erei dorgi encu
得できなかったことを見ると、極めて疑わしい。 この (事件の) 中に別の

15/ turgun hacin bisire be inu boljoci ojarahū,
(未解明の) 事 情があるや も 知れ ない。

16/ niyalmai ergen de holbubuha baita yargiyan i
人 命 に 関わる 案件は本当に

17/ ujen amba, te⁹⁸ uthai harangga culgan i da i
重 大である。今 すぐに管轄の 盟 長が

225a

1/ benjihe songkoi icihiyame banjinarakū, geli baicaci tusiyetu
届けて来たのに従って 処罰してはならない。また調べてみると、トシエート

2/ han aiman kuren ci sandalabuhangge goro akū be
汗 部は 庫倫から隔たること 遠くない

3/ dahame, bahaci ere emu baita be kuren de tehe
ので、できればこの一 件 を 庫倫辦事

98この語のtの文字の右側に、書記が誤って点を記してしまい、後から斜線で抹消している。

4/ ambasa de⁹⁹ yabubufi, baita de holbobuha¹⁰⁰ ele ursebe
大臣たちに 送り、 事件に関わった 全ての人々を

5/ selgiyeme isibufi, erei dorgi encu turgun bisire akū
布告 召集させて、この（事件の）中に別の（未解明の）事情があるかない

6/ babe, dasame yargiyaleme kimcime beidefi boolanjiha erinde
かを再び 確認して 調査し、（大臣が）審理して報告して来た時 に、

7/ jai tokto bume icihiyaki, harangga culgan i dai baci benjihe
また決定して 処罰しよう。管轄の 盟 長の所から届けて来た

8/ da bithe be songkoi sarkiyame arafi suwaliyame
原 文書をそのまま清 書していっしょに

9/ yabubuki seme benjihebi,¹⁰¹ baicaci niyalmai ergen de
送ろう。」と書いて届けて来たのである。調べてみると、人 命 に

（holbobuhaの誤り）

10/ holbobuha baita be dasame yargiyaleme beidere de
関わる 案件を再び 確認して 審理する際、

11/ aika harangga aiman de afabufi baitai dorgi
もしも管轄の 部（盟）に命じて事件の渦中にいる

12/ ursebe sergeyeme genebuci talude jabun tacibure
人々を公布、 連行しに行かせると、時に 供述を（事実と反する方向へ）教唆する

13/ jergi turgun jemden bisire ayuu seme musei baci
などの弊 害が ある か と思って我々（大臣）の所から

14/ doron i bade yabure biciyeci meiren baldar be
印務 所で働く 書記 副（章京）バルダルを

99この語は、書記が書き忘れた後、行の右側に書き加え、挿入する場所を+の記号で示している。

100この語のboの文字の右側に、書記が誤って点を書いてしまい、後から斜線で抹消している。

101この後、約3cmの間隔をあけてから、次の庫倫辦事大臣の地の文baicaciが始まっている。

15/ takūrafi, jasak urjinjab gūsaci weilengge sargan
派遣して旗長 オルジンジャプの旗から犯人たる娘

16/ jui ombogo, cibak i sargan bayar, cibganci
オンボフ、チャバクの妻 バヤル、尼

225b

1/ dolma daci ombogo be kenehunjeme alaha dobori
ドラマム、最初からオンボフを疑って 話した夜間

2/ kedereme yabure ayor, hūlha lama nawang, erei deo
巡視していた アヨール、盗人たるラマ・ナワーン、その弟

3/ wangdui, daci morin hūlhabuha taiji engkejirgal, baita
ワンドイ、最初に馬を 盗まれた台吉エンフジャルガル、事件を

4/ beidere de tucibuhe janggin wangcuk be dahalame
裁くべく派遣した佐領 ワンチクに従って

(sukeの誤り)

5/ yabuha sūke, jasak urjinjab i boo be tuwakiyara
行ったスフ、旗長オルジンジャプの天幕を (留守) 番していた

6/ cimet sebe gemu hafan cooha tucibufi, sasa¹⁰² dahalabume
チミッドらを全員、役人と兵士を派遣して、共に 随行させて (庫倫へ)

7/ benjihebi, ede musei baci emke emken i giyalabume ciralame
届けて来た。そこで、我々の所で一人一人 遮断して 厳しく

8/ beideci hūlha lama nawang ni jaburengge bi
審理すると、盗人であるラマ・ナワーンの 供述は (以下の通りであった。) 「私は

jasak urjinjab i
旗長オルジンジャプの

102この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

(ubasiの誤り)

9/ gūsai janggin obasi nirui niyalma, ere aniya ninju
旗 の佐領 オブシ (の管理する) ソムの者で、今年 六十

10/ sunja se, onggolo mini deo wangdui be dahalame
五 才です。以前 私の弟 ワンドイに従って

11/ haracin i orin emuci modon giyamun i cakta de
ハルチンの二十一番目のモドン 駅 站 の警備人として

12/ tembihe dehi uyuci aniya nawang bi meni da
暮らしておりました。(乾隆) 四十九 (1784) 年、私ナワーンは私たちのもとの

13/ gūsade geneki seme haracin giyamun i urgujiku sere
旗 へ行こうと思ひ、ハルチン 駅 站 のウルグジフという

14/ niyalma de yalure morin baire de ilansei emu
人 に乗る 馬を 請うたところ、(その人は) 三才の一頭の

15/ kara alaha morin be jorime buhe manggi, bi urgujiku i
黒い 斑の馬 を 指示してくれましたので、私はウルグジフの

16/ adun de genefi urgujiku jorime buhe morin i bocoi
馬群の所へ行き、ウルグジフの指示してくれた馬 の色と

226a

1/ adali haracin giyamun i bombo¹⁰³ sere niyalmai¹⁰⁴ emu ilansei kara
同じ、ハルチン 駅 站 のボンボ という人 の 一頭の三才の黒い

2/ alaha morin be tašarame jafafi yalume da gūsade
斑の馬 を 誤って 捕らえて乗り、もとの旗 へ

3/ isinara onggolo ere morin šadafi tuheke ofi,
着く 前に この馬が 弱って倒れた (死んだ) ため、

103この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

104この語の後に、書記が何らかの語を書き誤り、紙を貼って抹消した跡がある。そのため、次の語まで2cm余りの間隔があいている。

- 4/ gaitai hūlhara gūnin deribufi emu gūsai taiji¹⁰⁵
突然 (別の馬を) 盗む 考えを起こし、同じ旗 の台吉
- 5/ engkejirgal i ilan morin be hūlhafi, mini deo
エンフジャルガルの三頭の馬 を 盗みました。私の弟
- 6/ wangdui de turgun be alafi, wangdui¹⁰⁶ uthai ere morin be
ワンドイにその事情を 話すと、ワンドイはすぐにこれらの馬 を
- 7/ imiyangga jasei hūdai irgen dasi de bufi fe
張家 口の商人の漢人ダシに与えて、昔の
- 8/ bekdun de fangkabuha, sirame meni giyamun i urse
借金 と 相殺しました。その後、私たちの駅 站 の人が、
- 9/ mini hūlha ome¹⁰⁷ yabuha be safi, meni juwe niyalma be¹⁰⁸
私が窃盗を 行なったことを 知って私たち二 人 を
- (ciwengjabの誤り)
- 10/ jafafi, haracin giyamun i funde bošokū ciwangjab se
捕らえ、ハルチン駅 站 の驍騎校 ツェウエーンジャブらは
- 11/ mimbe urgujiku i morin seme bombo i morin be tašarame
私が、ウルグジフの馬だ と思ってボンボの馬 に 誤って
- 12/ yaluha babe yargiyalafi tašaraha fafun i bithei
乗ったことを確かめ、 誤っ (て馬を死なせた場合の) た法律 に
- 13/ songkoi emu uyun i ulha kelulefi bombo de buhe,
従って一・九 畜を徴収してボンボに 与えました。
- 14/ taiji engkejirgal i ilan morin be hūlhaha babe
台吉エンフジャルガルの三頭の馬 を 盗んだことを

105この語のtの文字の右側に書記が誤って点を記し、後から斜線で抹消している。

106この語は、書記が書き忘れ、後から行の左側に書き込んで、挿入場所を+の記号で示している。

107この語のoの文字の右側に書記が誤って点を記し、後から斜線で抹消している。

108この語は、行末に書くスペースがなくなったためか、行の左側に書き加えてある。

15/ getukeleme beidefi, daci kalkai duin aiman i
明らかにして裁き、最初にハルハの四部の

16/ aisilara jiyanggiyūn sei toktohuha kooli songkoi,
副 將軍 たちの定めた 法に従って

226b

1/ ilan uyun kelulefi, kemuni mimbe emu aniya selhen
三・九（畜）を徴収し、また 私に一年間 枷を

2/ etubufi, wangdui meni juwe niyalma de gemu weile de
着けました。ワンドイと私の二人 には全く 罰として

3/ bure ulha akū ofi, wangdui emu haha jui, emu
渡す家畜がないので、ワンドイの一人の男の子、一人の

4/ sargan jui, meni emu monggo boo¹⁰⁹ be uheri ilan uyun i
娘、 私たちの一つのモンゴル天幕 を全部、三・九の

5/ weile i ulha de fangkabume bodofi taiji engkejirgal de
罰 畜（の代わり）に出させて 換算し、台吉エンフジャルガルに

6/ bahabuhangge yargiyan seme jabumbi, wangdui i jaburengge
与えさせたことは確かです。」と 供述している。ワンドイの供述は（以下の通りで

bi
あった。）「私は

7/ jasak urjinjab i gūsai janggin ubasi nirui niyalma
旗長 オルジンジャプの旗の佐領 オプシ（の管理する）ソムの者で、

8/ ere aniya ninju se onggolo haracin orin emuci
今年 六十才です。以前 ハルチンの二十一番目の

9/ modon giyamun i cakda de alban kame yabure de,
モドン駅 駅の警備人として勤めて いた頃、

109この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き加え、挿入場所を+の印で示している。

10/ mini ahūn lama nawang mini sasa tembihe, dehi
私の兄 ラマ、ナワーンは私と共に住んでおりました。乾隆四十

11/ uyuci aniya mini ahūn nawang taiji engkejirgal i
九 (1784) 年、私の兄 ナワーンが台吉エンフジャルガルの

12/ morin be hūlhaha baita de mini haha jui emke,
馬 を盗んだ件 で、私の男の子 一人、

13/ sargan jui emke, monggo boo emke be ilan uyun i
娘 一人、モンゴル天幕一つ を、三・九

14/ ulha obume taiji engkejirgal de buhe amala bi
畜 として台吉エンフジャルガルに与えました。その後、私は

15/ emu se yeke temen be engkejirgal de bufi, mini
一頭の年とったラクダを エンフジャルガルに与え、(それと引き換えに) 私の

16/ haha jui sargan jui be baire de engkejirgal i gisun
男の子と娘 を (返してくれるよう) 請いますと、エンフジャルガルのいうに
は、

227a

1/ sargan jui be emgeri jasak de buhe, te
『娘 は既に 旗長に与えた。今

2/ sinde amasi bume muterakū sefi, haha jui be
おまえに返すことはできない。』とって男の子 (だけ) を

3/ minde amasi buhe, jai aniya juwari forgon de
私に 返してくれました。翌 (1785) 年 夏の 季節 に、

4/ wangdui bi beye jasak i jakade genefi, mini sargan jui
私ワンドイは自ら旗長 の所へ 行き、『私の娘

5/ ombogo be minde šangnaci oorroo seme baihade,
オンボフを 私に いただけますでしょうか。』とって請いますと、

6/ jasak i gisun sini sargan jui mini jahade bici, umai
旗長 の言いますには『お前の娘 (オンボフ) は、私の所に 居れば、全く

7/ imbe jobubure hacin akū ini eture jetere
彼女（オンボフ）を苦しめる物もなく、彼女の着たり食べたりする

8/ hacin inu umai ede ekiyehun akū, si te urunakū
物も全く彼女にとって不足しない。おまえは今、無理に

9/ gamafi ainambi, taka mini ubade bikini sehe
連れて行ってどうするのだ。とりあえず私のもとにおいておけ。』といたしました。

10/ wangdui bi arga akū, mini sargan jui ombogo de,
私ワンドイは、しかたなく私の娘 オンボフに

11/ te jasak umai simbe amasi minde burakū
『今旗長は全くおまえを私には返却してくれない。

12/ ainara si saikan eršeme yabu seme tacibume
しかたない。おまえは充分（体に）気を付けて暮らせ。』と諭し

13/ alaha bihe seme gūwa babe lama nawang ni
話したのです。』といい、他のことについてはラマ・ナワーンと

14/ songkoi jabumbi, taiji engkejirgal i jaburengge,
同じように供述している。台吉エンフジャルガルの供述は（以下の通りであった。）

bi
「私は

15/ jasak urjinjab i gūsai duici jergi taiji ere
旗長オルジンジャブの旗の四等台吉で、今

16/ aniya susai ninggun se, dehi uyuci aniya
年五十六才であります。（乾隆）四十九（1784）年、

17/ meni gūsai wangdui i ahūn lama nawang mini
私たちの旗のワンドイの兄ラマ・ナワーンが私の

227b

1/ ilan morin be hūlhaha baitai jalin, meni
三頭の馬を盗んだ件で私たちの

- 2/ *jasak i baci tucibuhe janggin wangcuk beideme*
 旗長の所から派遣した佐領 ワンチクが裁き
- 3/ *icihiyafi, wangdui ci keruleci acara ilan uyun i*
 処置して、ワンドイから徴収 すべき三・九
- 4/ *ulhai ubu de ini emu haha jui, emu*
 畜 の代わりに彼の一人の男の子、一人の
- 5/ *sargan jui, emu monggo boo be minde buhe, ede*
 娘、 一つのモンゴル天幕を私に くれました。そこで、
- 6/ *jasak de ilan ulha deji jafame buci acambi,*
 旗長 に三頭の家畜の上級品を捧げ 与えるべきでありました。
- 7/ *minde ulha akū¹¹⁰ ofi,, wangdui i*
 私には家畜がない ので、ワンドイの
- 8/ *buhe sargan jui be ilan ulha obume jasad de*
 くれた娘 を三頭の家畜 (の代わり) として旗長に
- 9/ *buhe amala¹¹¹ jebdzundanba hūtu¹¹⁰ de abural baifi, minde*
 与えました後、 (ワンドイが) ジェブツンダンバ・ホトクトに 救済を求め、私に
- 10/ *emu se yeke temen bufi, ini haha jui, sargan*
 一頭の年 取ったラクダを与えて彼の男の子と娘
- 11/ *jui be baiki serede, bi Wangdui de sini sargan jui be*
 を 請おうというので、私はワンドイに『お前の娘 を
- 12/ *emgeri jasad de buhe sinde bume muterakū seme*
 既に 旗長に 与えた。お前に与えることはできない。』と

110この語の後に書記が誤った語を二つほど書いてしまったらしく、その部分に紙を貼って抹消している。そのため、次の語までの間に約5.5cmの間隔があいている。

111この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

13/ gisurefi ini haha jui be uthai inde amasi
話して彼の男の子をすぐに彼に返

14/ buhe, monggo boo be emu dulin dendefi, elcin
却してやりました。モンゴル天幕は、一半を分配して使者

15/ sūng de buhe, emu dulin be janggin wangcuk de
スンに与えました。(残りの)一半は佐領ワンチクに

16/ buhe, temen se yeke turga ofi ineku aniya
与えました。ラクダは、年取ってやせていたため、その年

228a

1/ tuweri forgon de tuheke seme jabumbi,
冬の季節に倒れ(死に)ました。」と供述している。

2/ sūng ni jaburengge, bi jasak urjinjab i gūsai janggin
スンの供述は(以下の通りであった。)[私は、旗長オルジンジャプの旗の佐領

3/ wangcuk nirui niyalma, dehi uyuci aniya meni gūsai
ワンチクの(管理する)ソムの者です。(乾隆)四十九(1784)年、私たちの旗の

4/ wangdui nawang haracin giyamun i bade morin hūlhaha
ワンドイとナワーンがハルチン駅 所で馬を盗んだ

5/ baitai jalin jasak i baci meni janggin wangcuk be
件で、旗長の所から私たちの佐領ワンチクを

6/ tucibuhe, wangcuk mimbe takūršara de belhebume
派遣しました。ワンチクは私を 使うべく 準備させて

7/ gaifi gamaha bihe, baita beideme getukelefi, lama
連れて行ったのです。事件を裁いて明らかにし、ラマ・

8/ nawang be emu aniyai selhen etubufi, wangdui ci
ナワーンに一年間 枷を 着けさせて、ワンドイから

9/ keruleme tucibuci acara ilan uyun i ulhai
徴 収す べき三・九 畜の

10/ oronde wangdui i emu haha jui, emu sargan jui,
代わりにワンドイの一人の男の子、一人の娘、

(deの誤り)

11/ emu monggo boo betaiji engkejirgal te salibume
一つのモンゴル天幕を台吉エンフジャルガルに、引き替えて

12/ buhe, taiji engkejirgal i baha sargan jui be, meni
与えました。台吉エンフジャルガルの得た娘を、私たちの

13/ jasad de buci acara ilan ulha de fangkabume
旗長に与えるべき三頭の家畜(の代わり)に(エンフジャルガルから)出させて(旗長に)

14/ buhe, emu monggo boo be janggin wangcuk, jai
与えました。一つのモンゴル天幕は佐領ワンチクと更に

15/ sūng meni juwe niyalma de dedeme buhe bihe,
私スンとの二人に分けて与えたのです。

16/ janggin wangcuk duleke aniya, omšon biyade emgeri
佐領ワンチクは去年十一月に既に

228b

1/ nimeme akū oho seme gūwa babe
病 没しました。」といい、他のことは

2/ nawang sei songkoi jabumbi, ayur i jaburengge
ナワーンらと同じように供述している。アヨールの供述は(以下の通りであった。)

3/ bi jasad urjinjab i gūsai albatu ere aniya
「私は旗長オルジンジャブの旗のアルバトで、今年

4/ susai duin se, meni jasad tehe monggo booi
五十四才です。私たちの旗長が住んでいるモンゴル天幕の

5/ amargi ergi ilan mudan huwesi i tokoho sangga
後ろ側に、(誰かが)三度ナイフで突き刺した穴が

6/ tucihe, wei tokohūngge be sarkū seme dorgideri
現れました。誰が突き刺したのかわからないからといって、内部から

7/ seremšere jalin mimbe tucibufi dobori de
防ぐ ために私を 起用して夜 に

8/ kedereme yaburede emu dobori jasak katun gemu
巡回しておりました。ある夜、 旗長も夫人も皆

9/ amagaha amala ineku jasak i boode takūršara
寝てしまった後、 その 旗長の天幕で召し使っている

10/ sargan jui ombogo jasak i booi haici yabure be
娘 オンボフが旗長の天幕の近くを通るのを

11/ sabufi, si farhūn dobori ainame jihe¹¹² seme
見て、『おまえは（こんなに）暗い 夜に（いったい）何しに来たのだ。』と

12/ fonjirede, ombogo bi bai yabumbi seme gisurefi
尋ねると、オンボフは『私はただ出歩いているだけです』と 言って

13/ uthai bodai boode dosiha jai inenggi ayur bi
すぐに穀物（貯蔵用）の天幕に入りました。次の日、 私アヨールは

14/ ere turgun be meni tusalakci dasidondob de alafi tusalakci uthai
このこと を 私たちの協理（台吉）ダシドンドブに話し、協理（台吉）がすぐに

15/ ombogo be¹¹³ hūlame gamafi fonjiha seme jabumbi, weilengge
オンボフを 呼び出し連れてきて尋問しました。」と 供述している。犯人である

16/ sargan jui ombogo i jaburengge, bi jasak
娘 オンボフの供述は（以下の通りであった。）「私は旗長

112この語のiの文字の右側に書記が誤って点を記し、後からそれを斜線で抹消している。

113この行のここまでの2語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

229a

- 1/ urjinjab i gūsai janggin obasi nirui wangdui i sargan
 オルジンジャブの旗の佐領 オブシ (の管理する) ソムのワンドイの娘です。
- 2/ jui onggolo mini ama wangdui karacin giyamun i
 以前、私の父 ワンドイがハルチン駅 站 の
- 3/ cakda de¹¹⁴ alban yabure fonde¹¹⁵
 警備人として勤めていた時、
- 4/ mini emu amji lama nawang meni sasa tembi, ya
 私の一人の伯父ラマ・ナワーンは私たちといっしょに住んでいました。どの
- 5/ aniya be bi ejeme muterakū, tere fonde bi juwan
 年であったか私は覚えておりませんが、その時 私は十
- 6/ ilan se bihe, nawang emu inenggi gūsai bade
 三才でありました。ナワーンがある日、旗の所へ
- 7/ geneki seme karacin giyamun i urgujiku sere niyalma ci
 行こうとって、ハルチン駅 站 のウルグジフという人 から
- 8/ emu morin baifi genehe, amasi jifi mini ama
 一頭の馬を 請うて (それに乗って) 行きました。もどって来て私の父
- 9/ wangdui de, bi urgujiku ci juwen gaifi, yaluha
 ワンドイに『私がウルグジフから借りて 乗った
- 10/ morin gūsai bade isiname mutehekū jugūn i
 馬は 旗の所へ達することができず、道 の
- 11/ unduri tuheke, yalurengge akū ofi, ilan morin
 途中で倒れた。乗る物が ないので、三頭の馬を

114この語の後に、書記が誤って再びcakdaと書いてしまい、縦の線で抹消している。

115この語のoの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から横線で点を抹消している。また、この語の後にも、書記が何か誤った語を書いてしまったらしく、紙を貼って抹消した跡がある。

12/ hūlhafi gajiha sehe manggi, mini ama wangdui
盗んで連れて来た。』といたしましたので、私の父 ワンドイが

13/ ere ilan morin be hūdai irgen de edelehe
この三頭の馬 を 商人である漢人に 未払いの

14/ bekduṅ de toodaha amala uthai ere baitai
借金 (の代償) に 渡しました。その後、(役人たちが) すぐにこの件

15/ jalin mini ama amji be gemu jafafi weile araha
で 私の父と伯父を 両方 捕らえて処罰しました。

16/ mimbe mini emu deo be suwaliyame gemu taiji
私と 私の一人の弟 を共に、 両方 台吉

17/ engkejirgal de buhe, engkejirgal geli mimbe
エンフジャルガルに 与えました。エンフジャルガルは更に私を

229b

1/ jasak de buhe, takūršahai nadan aniya oho
旗長 に与えました。(旗長が私を) 召し使い続けて七 年になりました。

2/ erei onggolo jasak i adun be tuwakiyara¹¹⁶ cibak
これ (今回の事件) より前、 旗長の馬群を守る チャバク

3/ sere niyalma mimbe acaha dari niyalma akū be
という人が、私に 会うたびに、(あたりに) 人が いないのを

4/ tuwame uthai mini baru injeme efime gisureme,
見て すぐ私の方に笑いながらふざけて話し、

5/ ulhiyen i hanci ibenjifi jendu muse atanggi sasa
徐々に 近付いてきて こっそりと『我々はいつか いっしょに

6/ amgame emu sain baita yabuki seme gisurehe
寝て、あるいいことをしよう。』と 話したの

116この語のkの文字の右側に、書記が誤って丸(圈、hの記号)を書いてしまい、縦線で抹消している。

7/ bihe, amala susai ilaci aniya juwari forgon de
です。その後、(乾隆)五十三(1788)年 夏の季節に、

8/ jasak i booi tule emu ajige untuhun boode,
旗長の天幕の外にある一つの小さな空の天幕で

9/ cibak geli mimbe yarkiyame mini baru latuki serede,
チャバクがまた私を誘って、私に情交しようというので

10/ bi uthai gūnin dahafi emgi latume yabuha,
私はすぐに(その)考えに従っていっしょに情交しました。

11/ tereci¹¹⁷ šolo be tuwafi cibak i emgi ududu
それから、暇を見てチャブガと何

12/ mudan latume yabuha, cibak i minde alaha
度も情交しました。チャバクが私に話した

13/ bade si jasak katun juwe niyalmai dorgi
ところでは、『お前が旗長と夫人の二人の内、

(beの誤り)

14/ emke ba jentuken i nungneci, urunakū simbe
一人をこっそり傷つければ、きっとおまえを

15/ sini ama eme de amasi bumbi, tere nerginde bi
おまえの父母のもとへ返してやる。その時には、私は

16/ mini bacihi sargan be hokofi, simbe sargan
私のもとの妻を捨てておまえを妻

230a

1/ obume gaiki, si jasak katun be amagaha
としてめとってやろう。おまえは、旗長と夫人が寝た

2/ amala emke be tokome nungnekini seme emu
後一人を突き刺して傷つけるように。』とって一本の

117この語のtの文字の右側に、書記が誤って点を記入し、後から横線でその点を抹消している。

3/ homhon akū huwesi be minde buhe, bi tere huwesi
鞘の ないナイフ を私に 与えました。私は、そのナイフを

(asharaの誤り)

4/ gaifi askara de mangga ofi, tere huwesi be
受け取って腰につけるのが 難しいので、そのナイフを

5/ alime gaihakū bicibe, bi gūnin dahafi, cibak i
受け取りませんでした。私は、(その) 考えに従ってチャバクと

6/ baru eigen sargan ojoro gūnin tebufi,
夫 婦に なる 考えを持ち、

7/ cibak i tacibuha gisun be dahame, jasak
チャバクの教えた 言葉 に 従って、旗長と

8/ katun be nungneki seme gūnin de tebuhei, ineku
夫人を 傷つけようと (いうことを) 考え に入れ続けておりました。同じその (乾隆)

9/ susai ilaci aniya juweri forgon de inenggi be
五十三 (1788) 年 夏の 季節 に、日 は

10/ onggoho, jasak geo morin be jafafi sun sirime
忘れましたが、旗長は雌馬 を 捕らえて乳を搾り

11/ ubsang sindafi jasak, katun judanofi nure umime
?? を置き、旗長と夫人の二人ともお酒を飲んで

12/ soktoho, jasak amgara sishe i juleri ergede
お酔いになりました。旗長は寝る 布団 の前の 側に

13/ amgaha, katun amgara sishe de debufi amgaha,
寝ました。夫人は寝る 布団に 横になって寝ました。

14/ ede ombogo bi jaka šolo be tuwame dobori¹¹⁸
そこで私オンボフは、間 隙 を見て 夜

118この語のboの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線で抹消している。

15/ jentuken i meni sasa tehe cibaganci dolma i
こっそりと私たちのいっしょに住んでいる尼 ドラムの

16/ emu ajige huwesi be hūlhame gaifi katun i
一本の小さなナイフを盗み取り、夫人の

230b

1/ amgaha sishe i amala dalime sindaha
寝た布団の後ろに、さえぎって置いた

2/ undehen bi, undehen fondo tohoci ojarahū
板があります。板は突き通すことができない

3/ ofi booi amargici oyo be hetefi fajiran¹¹⁹ i
ので、天幕の後ろから覆いをめくってフェルト壁の

4/ deleri tokoro de jursu oyo¹²⁰ bisire jakade
上から突き刺しますと、二重の覆いのあるところを

5/ ilanggeri huwesi tokocibe, huwesi foholo ofi
三回 ナイフで突き刺しましたが、ナイフが短くて、

6/ damu jursu oyo de ilan sangga araha,
ただ二重の覆いに三つの穴を作っただけでした。

7/ katun i beyede isibume mutehekū, susai duici
夫人の体には届かせられませんでした。(乾隆)五十四(1789)

8/ aniya juwari forgon de jasad i beye katun i
年夏の季節に、旗長自身が夫人と

9/ sasa jebdzundamba hūtuku de hengkileme genehe
共にジェブツンダンバ・ホトクトの所に祈りに行きました

119この語のraの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線で抹消している。

120この語のyoの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から縦線で抹消している。

(tuwakiyahaの誤り)

10/ amala, jasak i boo be tuwahiyaha cimet i
後、旗長の天幕を(留守)番していたチミッドの

11/ emu sula monggo boo bi¹²¹, tere boode umai
一つの空のモンゴル天幕がありました。その天幕には全く

12/ encu niyalma akū ofi, emu inenggi yamjishūn i
別の人が居なかったので、ある日の夕方 の

13/ erinde šolo be tuwame tere boode genefi
時に、隙を見て その天幕へ行き

14/ cibak mini baru jing latume bisirede,
チャバクが私と ちょうど情交している時、

15/ cibak i sargan bayar ihan sun sirire tampin
チャバクの妻 バヤルが牛 乳を搾る 桶を

16/ gaimē jifi, cibak i mini baru latume bisire be
持ってやって来ました。(彼女は)チャバクが私と 情交しているのを

231a

1/ sabufi, ini galai beleni jafaka moo be jafafi
見て、彼女の手で既に握っていた木 を握っ(り直し)て

2/ mimbe tantaha, cibak mimbe haršame, ini¹²² sargan
私を 打ちました。チャバクは私に 味方して、彼の妻

3/ bayar i jafaha moo durime gaifi bayar be tantame
バヤルの握っている木を奪い 取って、バヤルを打ち、

(becunuheiの誤り)

4/ ishunde beconuhei bayar tucifi genehe duleke
互いに争う内に、バヤルが(その天幕から)出て行きました。去(1790)

121この語は、書記が誤ってbeと書いてしまい、後からその左下に伸びたeを2本の斜線で抹消して、その上からiに書き改めている。

122この語の1文字目は、書記が誤って右下へ伸びるmの文字を書いてしまい、後から2本の斜線でその伸びた部分だけを抹消している。

- 5/ aniya niyengniyeri jasad i katun mimbe muke ganabume
年の春、旗長の夫人が私を水汲みに
- 6/ takūrafi jihengge sidaha seme emu narhūn moo be
行かせて、戻るのが遅れたとって一本の細い木を
- 7/ jafafi mini dara i bade tantaha, geli katun
握って私の腰の所を打ちました。また夫人が
- 8/ mimbe jasad de omire cai wenje serede,
私に『旗長の飲むお茶を暖めなさい』といった時、
- 9/ bi donjihakū de yabuhakū ofi, mimbe banuhūšaha
私が聞いていなくて、しなかったので、私が怠けた
- 10/ seme geli emu narhūn moo jafafi mimbe tantaha de,
とって、また一本の細い木を握って私を打ちましたので、
- 11/ ombogo bi katun de kimutuleme, cibak i
私オンボフは夫人を憎み、チャバクが
- 12/ onggolo tacibuha gisun be gūnin de
以前教えた言葉を考えに
- 13/ tebuhei, duleke aniya duin biyade inenggi be
入れて続け、去(1790)年四月に、日は
- 14/ sarkū, emu dobori jasad katun i sasa amgaha
知りませんが、ある夜、旗長が夫人といっしょに寝た
- 15/ amala, emke be nungneki seme jenduken geli cibaganci
後、(どちらか)一人を傷つけようと思ひ、こっそりとまた尼
- 16/ dolma i huwesi be hūlhafi, sishe i amargici jasad
ドラムのナイフを盗んで布団の後ろから旗長と
- 17/ katun i tebuhe ba i teisu ceni uju
夫人の横になった所に向かって彼らの頭と

231b¹²³

1/ cejen be baime amargi fajiran i tulergici juwe mudan tokoho huwesi foholon
胸 を探し、後ろのフェルト壁の外から二回 突き刺しました。ナイフが短く

ceni

て、彼らの

2/ beyede isibume mutehekū, ineku aniya sunja biyade inenggi be sarkū emu
体 に届かせられませんでした。その年の五月に、日 は知りませんが、あ

dobori jasak katun

る夜、旗長と夫人が

3/ amgaha manggi emke be nungneki seme geli cibaganci dolma i huwesi be
寝た 後、(どちらか)一人を傷つけようと思い、また尼 ドラムのナイフを

hūlhafi jasak katun i deduhe bai

盗んで、旗長と夫人の横になった所に

4/ teisu ceni bethe be jorime amargi fajiran i tulergici emu mudan tokofi inu
向かって彼らの足をめがけて後ろのフェルト壁の外から一度 突き刺し、また

beyede isibume

体 に届かせ

5/ mutehekū, cibak onggolo mini baru jasak booi tule bisire urgan i dorgici
られませんでした。チャバクは以前 私に、旗長の天幕の外にある捕馬棹の中
から

(inde bukiの誤り)

6/ emke be hūlhafi inte buhi¹²⁴ seme alaha bihe, bi urgan hūlhara šolo baharakū
一本を盗んで彼にくれと いったのです。私は、捕馬棹を盗む 隙が見つからな

123このページは、1行目から8行目までは大変小さな文字でびっしりと詰めて書かれており、各行の文章量が多い。逆に9行目から17行目までは大変大きな文字でゆったりと間隔をあけつつ書かれていて、各行の文章量が少ない。9行目から書記が交代したのであろうか。ちなみにこのページを除く本文書のそれ以前とそれ以後の全てのページは、ほぼ一定の大きさの文字で書かれており、このページの前後半のみが、極端に小さい文字、大きい文字となっている。

124この語のhiの文字は、kiと書くべき所を最初書記が誤ってheと書いてしまい、左下に伸びるeの文字を後から2本の縦線で抹消して、iの文字を上から書き直している。しかし、hの文字は訂正していない。

ofi
いので、

7/ gūnin de debuhei, juwari ninggun biyade tere emu dobori emu urgan hūlhafi
考えに入れておいて、夏 六 月に、そのある夜、一本の捕馬棹を盗んで

(bukiの誤り)

8/ cibak de buhi seme jasak i booi baru yabure de ayur kedereme yabure be
チャバクにあげようと思い、旗長の天幕の方へ行く と、アヨールが巡回しているのに

9/ ucarafi mimbe farhūn dobori ainame jihe
出会って、(アヨールが) 私に『(こんな) 暗い 夜に (いったい) 何をしに来たのだ』

10/ seme fonjire de, bi bai yabumbi sefi
と 尋ねますので、私は『ただ出歩いてるんです。』とって

11/ uthai amgara bodai boode dosiha,
すぐに (私の) 寝る 穀物 (貯蔵用) の天幕に入りました。

12/ jai inenggi meni tusalakci dasidondob
次の日、 私たちの協理 (台吉) ダシドンドブが

13/ mimbe hūlame gamafi monggo boo be
私を 呼び出して連行し、モンゴル天幕を

14/ tokoho baita be minci sibkime
突き刺した件 を 私から詳しく

15/ fonjiha ombogo bi damu cibak i
尋問しました。私オンボフはただ チャバクが

16/ onggolo tacibuha gisun be dahafi, inde sargan
以前 教えた 言葉 に従って、彼の妻に

17/ oki seme buyembime, geli
なろうと 望んでいたのもあって、また

232a

1/ katon mimbe juwe mudan tantaha be kimutulefi,
夫人が私を二度打ったことを憎んで、

2/ jasak, katon be emke nungneki seme tokohongge
旗長か夫人の(どちらか)一人を傷つけようとして突き刺しましたことは

3/ yargiyan seme jabumbi, cibaganci dolma i jaburengge,
確かです。」と供述している。尼ドラムの供述は(以下の通りであった。)

bi

「私は

4/ ere aniya ninju nadan se, bi jasak i bodai boode
今年、六十七才です。私は旗長の穀物(貯蔵用)の天幕に

5/ sargan jui ombogo i sasa tembi, minde bisire
娘 オンボフと共に住んでおります。私の所有する

6/ emu ajige huwesi, en i ucuri bi umai beyede
一本の小さなナイフは、普段の時には私は全く身には

7/ asharakū, babade maktame sindambihe, sargan jui ombogo
着けず、あちらこちらに放置しています。娘 オンボフが

8/ ai šolo de hūlhame gaifi, jasak i boo be
いかなる隙に盗み取って旗長の天幕を

(daruhai の誤り)

9/ tokoho babe fuhali sarkū, i geli taruhai mini emu
突き刺したのかということは、全く知りません。彼女はまたいつも私と同じ

10/ boode dedurengge waka, falgai dolo babade dedumbi,
天幕で寝るわけではありません。このあたりの中のあちこちで寝ます。

11/ mini šan geli jigeyen, i dobori tucime dosime yaburede
私の耳はまた遠く、彼女が夜出たり入ったりするのを

12/ bi inu donjime muterakū tumen yargiyan seme jabumbi,
私が聞くことができないのもまた、本当に確かです。」と供述している。

13/ hehe bayar i jaburengge, bi jasak urjinjab i albatu,
女 バヤルの供述は（以下の通りであった。）「私は旗長 オルジンジャプのアルバト
で、

14/ ere aniya gūsin ilan se, mini eigen cibak,
今年、三十三才です。私の夫 チャバクが、

15/ meni jasak boode takūršara sargan jui ombogo i
私たちの旗長の天幕で召し使っている娘 オンボフと

16/ emgi adanggi ci deribume hebei latume yabuha be
いつ から始まって申し合わせて情交していたのか、

17/ bi umai sarakū emu inenggi jasak jasak katun i
私は全く知りません。ある日、 旗長と旗長夫人

232b

1/ beye, jebdzundamba hūtuktu de hengkileme jihe,
自身がジェブツンダンバ・ホトクトに祈って 来ました。

2/ jasak i hanci alban yabure cimēt jasak i
旗長のそばで公務を勤めるチミッドが、（その留守の間）旗長の

3/ boo be tuwakiyame tehebi, tere inenggi yamjishūn
天幕を（留守）番して 泊っていました。その日の 夕方

4/ erinde, bi uniyen sariki seme cimēt i boode
頃、 私は雌牛を搾乳しようと思ってチミッドの天幕に

5/ tampin gaimē genere de boode dosifi, mini eigen
桶を 持って行く 際、天幕に入って、私の夫

6/ cibak sargan jui ombogo i emgi latume yabure be
チャバクが娘 オンボフといっしょに情交 しているのを

7/ sabuha, ede bi jili banjifi, mini galai beleni
見ました。そこで私は怒りが生じ、私の手に既に

8/ jafaha moo be jafafi, ombogo be juwenggeri tantaha de
握っていた木 を握っ (り直し) てオンボフを 二回 打ちましたところ、

9/ mini eigen cibak, ombogo be haršame mini jafaha
私の夫 チャバクがオンボフに 味方して私の握った

10/ moo be durifi, mimbe tantara de, bi uthai
木 を奪い、私を 打ちますので、私はすぐに

11/ jailafi, sujume tucihe mini eigen cibak daci farara
離れて (その天幕から) 走って出ました。私の夫 チャバクには、もともと気絶する

12/ nimeku bi, sargan jui ombogo i emgi uttu balai yaburengge
病気があります。娘 オンボフと このようにばかなことをしていれば、

13/ ini beye hamirakū seme jobošome, amala hono imbe
彼の体が 耐えられないと 心配し、後で また彼を

14/ tafulambihe, mini eigen cibak adarame jasak
論しました。私の夫 チャバクがどうやって旗長と

15/ katun be nungnere jalin, sargan jui ombogo de
夫人を 傷つけるために娘 オンボフに

16/ tacibuha, ombogo be sargan obume gaiki sehe
教えたのかということと、(チャバクが) オンボフを 妻 としてめとろうといった

233a

1/ turgun be bi fuhali donjiha ba akū, seme jabumbi, cimet i
こと を、私は全く 聞いたことはありません。」と 供述している。チミッドの

jaburengge, bi jasak urjinjab i
供述は (以下の通りであった。) 「私は旗長オルジンジャプの

2/ gūsai janggin wangcuk i nirui niyalma, ere aniya gūsin ninggun se,
旗 の佐領 ワンチクの (管理する) ソムの者で、今年 三十六 才です。

bi meni
私は、私たちの

3/ *jasak i jakade alban kame yabumbi, emu inenggi jasad, katun juwe*
旗長のそばで公務を勤めております。ある日、旗長と夫人の二

4/ *niyalma jebdzundamba hütuktu de hengkileme jihe,*
人がジェブツンダンバ・ホトクトに祈って来ました。(その留守の間)

cimet bi jasad i
私チミッドが旗長の

5/ *boo be tuwakiyame bisire de abka yamjishün erinde jasad i*
天幕を(留守)番していますと、空が夕方の頃、旗長の

6/ *albatu cibak i eigen sargan, sargan jui ombogo ce ishunde*
アルバトであるチャバク夫妻と娘オンボフの、彼ら(三人)が互いに

7/ *sureme kaicame jamarara be donjiha, ai baitai jalin jamaraha be*
どなったり叫んだりして騒ぐのを聞きました。どんなことで騒いでいたのか

8/ *sarkū, inu umai fonjihakū, te hehe bayar i jabun ci teni tere*
知りません。また全く尋ねもしませんでした。今、女バヤルの供述からようやくその

9/ *fonde cibak, ombogo i baru latume yabuha baita jalin tuttu*
時チャバクがオンボフと情交していた件でこのように

10/ *jamaraha be sahabi seme jabumbi, geli harangga gūsai tusalakci*
騒いでいたのだと知りました。」と供述している。また管轄の旗の協理

dasidondob be
(台吉)ダシドンドブを

11/ *selgiyeme gajifi fonjici alarange,*
布告連行して尋問すると、その話したことは(以下の通りであった。)

meni jasad tere boode ududu mudan huwesi i
「私たちの旗長が住む天幕に何度もナイフで

12/ *sangga tucike de, ayur i jergi udu niyalma be, jasad i booi tule tuwakiyame*
穴が開けられたので、アヨールら何人かの者に旗長の天幕の外で番をさせて

13/ tebuhe, emu dobori niyalma amgaha erinde, sargan jui ombogo, jasak i boo be
おりました。ある夜、人が(皆)寝た時に、娘 オンボフが旗長の天幕を

233b

1/ šurdeme yabuha seme ayur eigen sargan be alanjaha manggi, uthai
周回していましたが アヨールが(旗長)夫妻に報告してきましたので、すぐ

ombogo be
に、オンボフを

2/ gajibufi turgun be fonjire de sargan jui ombogo tuktan
連行させて(その)事情を尋問すると、娘 オンボフは最初は(供述が)

kelfišeme yargiyan jabun
揺れて 確かな 供述を

3/ buhekū bicibe ebsi culgan i da i bade benjibure de i uthai buksuri
しませんでした、こちらの盟長の所へ来させると、彼女はすぐにあいまいなが
ら、

4/ jasak eigen sargan¹²⁵ emke tokoki seme cibak gūnin deribufi inde tacibuha
旗長夫妻の(どちらか)一人を刺そうと チャバクが考えを起こして彼女に教唆し

kemuni inde emu homhon
たこと(を供述しましたし)、さらに(チャバクが)彼女に一本の鞘の

5/ akū amba huwesi buhe, i ashara de mangga geli niyalma
ない大きなナイフを渡しました(こと)、彼女は、身につけるのが難しく、かつ人

i kenehunjere de geleme
が疑うのを恐れて

6/ tere huwesi be an i cibak de amasi buhe,
そのナイフをいつも通りにチャバクに返却しました(ことを供述しました)。

cibak i sargan bayar de fonjici,
チャバクの妻 バヤルに尋問しますと、

¹²⁵この jasak eigen sargan の3語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

7/ meni boode emu homhon akū amba huwesi bisirengge yargiyan sehebime
『私たちの天幕に一本の鞘の ない大きなナイフがあることは確かです。』といます

geli
し、また

8/ hehe bayar be duleke aniya culgan i da i bade benjibure de ini
女 バヤルを去 年 盟 長の所へ送る 際その

9/ ulha be baicame takūraha hundu gombu inu cibak i boode emu
家畜を 調べに 派遣した驍騎校ゴンボも、『チャバクの天幕に一本の

10/ homhon akū amba huwesi bisire¹²⁶ sabuha sembi seme
鞘の ない大きなナイフがあるのを見ました』と言っています」と

alambi¹²⁷, baicaci hūlha
(ダシドンドプは) 話している。調べてみると、盗人である

11/ lama nawang, erei deo wangdui, morin hūlhabuha taiji engkejirgal,
ラマ・ナワーン、その弟 ワンドイ、馬を 盗まれた台吉エンフジャルガル、

12/ ere baita beidere de dahalame yabuha süng sei jabuha gisun,
この件を裁くのに従って 行ったスンらが (庫倫で) 供述した言葉と、

13/ kemuni neneme harangga culgani da beise sun beidefi
また 以前 管轄の 盟 長貝子スン (デブドルジ) が審理して (理藩)

234a

1/ jurgan de boolaha jabun emu adali harangga culgan i da i baci emgeri
院 に 報告した供述とは同じである。管轄の 盟 長の所から既に

2/ monggo fafun i bithei songkoi weile gisurefi boolaha be dahame, adarame
蒙古 例 に従って 罪を 論じて 報告して来ているので、 どうやって

126このhuwesi bisireの2語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込んで挿入場所を+の記号で示し、その2語と挿入場所を……の記号で網居ている。

127この語の後に、」の記号が書き込まれている。誰がいつ書き込んだのか不明である。

- 3/ obuci acara babe, (途中改行)
 (罪を) 与えるべきかということ
- 4/ (平出) jurgan ci toktobume icihiyara ci tulgiyen weilengge sargan jui ombogo sei
 (理藩) 院 が決定して 処罰するほか、 犯人である娘 オンボフらの
- 5/ jabuha gisun, inu harangga culgan i da i beidefi boolaha jabun de
 (庫倫で) 供述した言葉 も、管轄の 盟 長が審理して報告して来た供述と
- 6/ adali bicibe, cibak aide damu ombogo be sargan obure be
 同じであるが、 チャバクはどうして、ただ オンボフを 妻に することだけに
- 7/ kicere teile, uthai jasak urjinjab i eigen sargan be nungneki
 努めるだけで、すぐに旗長オルジンジャプ夫 妻 を 傷つけよう
- 8/ sere gūnin deribuhe, turgun yala kenehunjecuke, ede weilengge
 という考えを起こしたのかという事情は本当に疑わしい。 そこで、犯人である
- 9/ sargan jui ombogo de cibak ainahai damu simbe sargan obure be
 娘 オンボフに「チャバクは、なぜ、ただ おまえを妻に することに
- 10/ kicere teile, uthai simbe jasak i eigen sargan be nungneki seme
 努めるだけで、すぐにおまえに、旗長 夫 妻 を 傷つけよと
- 11/ tacibure de isibumbi, emke nungnehe manggi urnakū ujen weile
 教唆するに 到ったのか。一人を傷つけた後は、必ず 重い罪と
- (arambi kaiの誤り)
- 12/ arambikai, adarame simbe sini ama emei boode amasi bume
 なろうぞ。どうやってお前をお前の父 母 の天幕に返し 与えることが
- (mutembi niの誤り)
- 13/ mutembini, erei dorgi urunakū encu turgun bi
 できるというのだ。この (事件の) 中にはきっと 別の (隠された) 事情がある。
- (siの誤りと見なす)
- embici sei
 あるいはお前が、

234b (laidambiの誤りと見なす)

1/ cibak be laidan be boljoci ojarahū akūci uthai jasak
チャバクに罪をなすりつけているのかもしれない。さもなくば、すなわち旗長が

an i
普段の

2/ ucuri ainci cibak be adunggiyame jobobure¹²⁸ ba bifi cibak
時にあるいはチャバクをいじめ 苦しめる ことがあり、チャバクが(旗長を)

3/ kimutulefi uttu sinde tacibuha, daci sini ama taiji engkejirgal
恨んで、このようにお前に教唆したのだろう。もともとお前の父が台吉エンフジャル
ガル

4/ ci sini deo be bai fi gamaha amala, inu suweni jasak i jakade
からおまえの弟 を 請うて連れて帰った後、 またおまえたちの旗長の所でも

5/ simbe gaime baiha babi, suweni jasak ohakū de
おまえを取り返そうと請うたことがある。おまえたちの旗長が返さなかったので、

si teni
お前はやがて

6/ uttu seyeme gūniha dere cibak baru suwe emgeri gūnin
このように恨みに 思ったのであろう。チャバクと お前は既に 考えが

7/ acaha kai urunakū ishunde gisurehe babi, sini ere huwesi
一致したのであろう。きっと 互いに 話し合ったことがあるはずだ。お前のこのナイフ

be
を

8/ tuwaci, golmin ici manggai jakūn jurhun bi, monggo booi tulergici
見ると、長 さはわずか 八 寸 である。モンゴル天幕の外から

9/ niyalmai beyede isibume tokome muterakū bime si ududu mudan
人 の体 に達するように突き刺すことはできないのであって、おまえは何 度も

128この語のboの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から横線でその点を抹消している。

10/ tokofi fuhali deduhe niyalmai beyede isibume mutehekū, huwesi
突き刺して、全く 横たわった人 の体 に届かせることができなかった。ナイフ
が

11/ foholon babe ainu cibak de alarakū si ere cibaganci i
短いということ、なぜチャバクに話さないのか。おまえはこの尼 と

12/ emu boode tehe kai ere cibaganci inu urunakū turgun
同じ天幕に住んでいた。この尼 が きっと 事情を

(sambi dere hūdunの誤り)

13/ sambidere hūturn yargiyan babe tucibu seme dasame ciralame
知っているであろう。早く本当の ことをいえ。」と 繰り返し厳しく

235a

1/ mohobume beideci, ombogo i jaburengge taiji engkejirgal
問いつめて審理すると、オンボフの供述は（以下の通りであった。）「台吉エンフジャ

mimbe
ルガルが私を

2/ jasad de buhe, jai aniya juwari forgon de mini ama
旗長に与えました。次の（1785）年 冬の季節に、私の父

3/ wangdui jifi, mimbe gaiki seme meni jasad de beye jifi
ワンドイがやって来て、私を 連れて行こうと 私たちの旗長の所に自ら来て

4/ baiha bihe, jasad mini amai baru sini sargan jui ubade
請うたのです。旗長は私の父に『おまえの娘は、ここに

5/ baci umai imbe jobobure hacin akū, jai eture jederengge
居れば全く彼女を苦しめるものはない。その上、着たり食べたりする物は

(ekiyehunの誤り)

6/ gemu ede eyehun akū si urunakū amasi gamafi ainambi
全て彼女に不足することがない。お前は無理に 連れて帰ってどうするといふのだ。

7/ taka mini ubade bikini sehe babe, mini ama wangdui
とりあえず私の所においておけ。』といたしましたことを、私の父 ワンドイが

8/ minde alaha turgunde ede mini gūnin de majige
私に 話しましたので、 それで私は心の中で (旗長を) 少し

9/ korsombi, amala cibak i emgi gūnin acafi, ere
憎んでおりました。後に チャバクと 考えが一致して、この

(gasameの誤り)

10/ baita be bi cibak i baru gašame gisurehe mudan
件 を私はチャバクに 嘆いて話した ことが

(tuwakiyaraの誤り)

11/ bi cibak oci jasak i adun be tuwakintara niyalma,
あります。チャバクは 旗長の馬群を 管理する 者で、

12/ i jasak i adun ci sain ningge be sonjofi
彼は旗長の馬群から良いもの を選んで (勝手に)

13/ yalumbime kemuni jasak be daldame gurgušere
乗り、 さらに 旗長 に隠れて、 狩りをする

235b

1/ ursede morin turime bufi basa gaimbi, an i
人々に馬を 賃 貸してまた (その馬を) 受け取ります。 普段の

2/ ucuri morin adulahangge geli sain akū
ことで、馬を 放牧したのがまた良くない

3/ seme jasak imbe gelebume dangsiha babi¹²⁹, cibak
といって旗長が彼を 叱 責した ことがあります。チャバクは

4/ ere baita de kimutulehebi akū be umai
この件 で (旗長を) 恨んでいたのかどうかは (私に) 全く

5/ gisurehekū, cibak daci minde emu amba
話しませんでした。チャバクはもとから私に 一本の大きな

129この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

6/ huwesi buhe bihe, jaci amba beyede ashaci
ナイフをくれたのです。非常に大きくて、身に つけています

7/ niyalma kenehunjere ayoo seme, tere huwesi be
人が 疑う だろうかと思ひ、そのナイフを

8/ bi gaihakū an i cibak de amasi buhe,
私は受け取らないでいつも通りにチャバクに返 却しました。

9/ cibaganci dolma i ajigen huwesi boo i dolo
尼 ドラムの小さなナイフは天幕の中の

10/ babade maktame bifi bi šolo jakade hūlhame gamafi,
あちこちに放って あり、私は間 隙に盗んで 持ち出し、

11/ ainci beyede isibume tokome mutere seme hūlhidame gūnifi ilan
きつと（旗長らの）体 に届かせて突き刺すことができると 愚かにも 考えて三

12/ mudan tokoho bi cibaganci dolma i emu boode sasa tecibe,
度 突き刺したのです。私は尼 ドラムと同じ天幕にいっしょに住んでおりま

bi umai daruhai booi dolo
すが、私は全くいつも 天幕の中で

13/ amgarangge waka, eici dukai tule eici gūwa niyalmai boode
寝るわけではありません。あるいは戸 外、あるいは他の人 の天幕で

bahara be tuwame
（寝る場所が）得られるのを見て、

236a

1/ dedumbi, bi cibak i gisun be dahame jasad i eigen
寝ます。私は、チャバクの言葉に従って 旗長 夫

2/ sargan be¹³⁰ tokome nungneki sere baita bi ai gelhun akū
妻 を 突き刺して傷つけようと思っていたことを、私はいかなる恐れもなしに

130この語は、書記が書き忘れて、後から行の左側に書き加えているが、挿入場所の印はない。

3/ encu niyalma de alambini, ere emu baita cibaganci dolma
他人にいえませう。この一件を尼 ドラムは

4/ umai sarkū, cibak damu mimbe yaya wede
全く知りませぬ。チャバクは、ただ私がいかなる誰にも

5/ sereburakū, dobori niyalma cib sehe erinde, jendu
知られずに、夜、人が静まり返った時に（私が）こっそりと（出て）

6/ genefi jasak ocibe katun ocibe emke be nungnehe
行って、旗長でも夫人でも（どちらか）一人を傷つけた

7/ manggi hono simbe sargan obume gairede ja seme
後は、またお前を妻としてめとるのは容易だと

(asihānの誤り)

8/ gisurehe turgunde, bi se asigan hūlhi, jasak i
いいましたので、私は年も若く愚かで、旗長

9/ eigen sargan be nungnehe manggi, minde ai weile
夫妻を傷つけた後、私にいかなる罪が

(sarakūの誤り)

10/ bisire be bi inu sarkū, bi damu cibak i emgi
あるのかも私はまた知りませぬ。私はただチャバクと

11/ gūnin acaha, geli jasak mimbe bibufi, mini
考えが一致しただけなのです。また旗長が私を（自分のもとに）居らせて私の

(burekūの誤り)

12/ ama de amasi burkū be seyeme emke tokoho manggi,
父に返さないのを恨み、一人を突き刺した後は、

13/ uthai mini ama emei boode marici ombime, geli
すぐに私の父 母の天幕に帰ることができるということと、また

14/ cibak i emgi hūdu eigen sargan ojoro be
チャバクと早く夫婦になるということとに

15/ kiceme, cibak i gisun be dahame yabuhangge yargiyan
努め、チャバクの言葉に従って行動したことは確かです。」

16/ seme jabumbi, geli bucehe cibak i sargan bayar de
と 供述している。また死んだチャバクの妻 バヤルに、

236b

1/ sini eigen bucehe amala, kuren i jargūci jifi
お前の夫が死んだ後、 庫倫 の裁判官が来て

2/ giran be baicame tuwara nerginde, si inu hanci
死体を 調べて見る 時 に、「おまえも 近くへ

3/ nikenefi tuwaho, beyede ai feye bio akū,
寄って見たのだ。(チャバクの死) 体 にどんな傷があったのか、なかったのか。

4/ sinde korsoro babio kemuni ai kenehunjecuhe babio,
おまえには恨みに思うことがあるか。また 何か疑わしく思うことがあるか。

5/ bici cingkai yargiyan babe tucibu, si aika sini
あるなら、全く 確かな ことを話せ。お前が、もしもお前の

6/ eigen, ombogo be haršame simbe tantaha be
夫と オンボフを かばったり、(あるいは夫が) おまえを打ったことを

7/ seyeme tuciburakū oci, tere ainaha seme
恨んだりして、話さない ならば、それはどう あっても

8/ ojarahū, urunakū yargiyan babe jabume tucibu
許されない。必ず、確かな ことを供述して話せ。」

9/ seme dasame sibkime fonjici, bayar i jaburengge, be
と 繰り返し追究して尋問すると、バヤルの供述は(以下の通りであった。)「私た
ちは、

10/ eigen sargan ofi juwan udu aniya oho,
夫 婦と なって十 何 年にもなりました。

(emuの誤り)

11/ banjiha jui¹³¹ emgeri juwan emo se oho,

生まれた子供も既に 十 一 才になりました。

12/ i ombogo be haršame, mimbe tantara nerginde,

彼がオンボフに味方して私を 打った時には、

13/ yargiyan i mimbe seyembihe, te ini bucehe be

確かに 私を 恨んだのでしょうか。今彼が死んだのを

14/ sabufi, geli umesi jederakū umesi gūnin efujeme,

見て、また大いに耐えられず大いに心が 痛んで、

15/ onggolo imbe seyere gūnin gemu akū oho

以前の、彼を恨む 気持ちは全てなくなりました。

16/ aika unenggi korsoro ba¹³² bici, uttu fonjire de

もしも本当に 憎む ところがあるのなら、このように尋問されて

237a

1/ bi ainu yargiyan babe tuciburakū ni jargūci jifi

私になぜ確かな ことを話さなかつたりしましょう。裁判官がやって来て、

(beの誤り)

2/ mini eigen i giran ba baicame tuwara nerginde bi hanci

私の夫 の死体を 調べて見る 時 に、私は近くに

3/ nikenefi tuwaha tobgiya ogo i bade majige niltajaha feye bi

寄って見ました。膝と 脇の下の所に小さくすりむいた傷がありました。

4/ ereci tulgiyen, umai encu feye akū, jargūci gemu minde

これ以外には 全く別の傷はありません。裁判官が全て私に

131この語の後に、書記が誤って先にjuwanと書いてしまい、後で上から大きな○の印で抹消している。

132この語の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線でその点を抹消している。

5/ jorime tuwabuha, tobgiya ogo ba¹³³ i feye oci, i
指し示して見せてくれました。膝と 脇の下の所 の傷 は、彼が

6/ sain i niyakūrakū gaitai ilime gaitai dedume ofi,
ちゃんとひざまづかず、突然立ち上がったたり突然横たわったりするため、

7/ ajige uše be ogo deri sindafi dergi baru monggo booi
細い革紐を 脇の下に かけて上 方へモンゴル天幕の

8/ son de hoiwatafi niyakūrabume gisun fonjire jakade
梁 に?? ひざまづかせ、言葉を尋問している間に (膝と脇の下が)

9/ niltajame aibiha de isibuha mini eigen daci emu
すりむけて腫れるに 到らせたのです。私の夫は、もともと一つ

(gaitaiを誤って二度書いている)

10/ fe nimeku bi, gaitai gaitai fukderembi, fukderehe manggi
持病が ございます。突然 発作が起きます。発作が起きた後、

11/ uju liyeliyeme dolo murhu farhūn eiten be ulhirakū de
頭が失神して (頭の) 中がぼんやりどんよりし、一切がわからなく

12/ isinambi, ainci uše lakiyafi niyakūrahai gaitai fe nimeku
なります。きっと革紐でつるしてひざまづかせている間に、突然 持病の

13/ fukderefi bucehe dere, minde umai kenehunjere hacin
発作が起きて死んでしまったのでしょうか。私に (とって) は全く疑わしい ことは

14/ akū seme jabumbi, geli jasak urjinjab i boo be
ありません。」と 供述している。また旗長オルジンジャプの天幕を

tuwakiyaha

(留守) 番していた

15/ cimet de si suweni jasak i boo be tuwakiyara niyalma
チミッドに「おまえは、おまえたちの旗長の天幕を (留守) 番する 者

133この語の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線で抹消している。

16/ kai, tule niyalma kaicame jamarara be donjifi, geli u(m)ai¹³⁴
である。外で人が わめき 騒ぐのを聞いたし、また (その場所も) 全く

(emuの誤り)

17/ goro akū gemu suweni emo booi niyalma ai(ka)¹³⁵
遠くなく、皆 お前たちの同じ家の者だ。もしも、

237b

1/ tucifi tuwarakū, erei dorgi encu turgun¹³⁶
出て行ってみないとすれば、この (行動の) 中には他の (隠された) 事情が (確かにあるはずだ。だから、この)

2/ baita de sinde umai weile akū turgun bi(ci)¹³⁷
件 でおまえに全く罪がないという事情があるのなら、

3/ cingkai gisure, niyalmai funde gidame daldaci ojarahū
完全に話せ。人 のために隠しだてをしてはならない。」

4/ seme dasame yargiyalame fonjici, cimeti jaburengge,
と 繰り返し確かめて 尋問すると、チミッドの供述は (以下の通りであった。)

bi oci,
「私は

5/ nukte ci jasak i bade alban kame jihe niyalma, meni jasak
牧地 から旗長 の所へ公務を勤めるべくやって来た者です。私たちの旗長は、

134この語のmの文字は、紙の破れのために確認できず、推定した。

135この語のkaの文字は、紙の破れのために確認できず、推定した。またもしかすると、この語の後にもさらに1、2語あったかもしれない。

136この語の後には、紙の破れのために確認できない。もう1、2語あったはずなので、ここでは一応チミッド氏によるモンゴル語版からの転写 (Чимид1958, p.24) に依拠して、推定した訳文のみを () 内に示す。

137この語のciの文字も、紙の破れのために確認できないので、ここでは、一応このように推定しておく。

(solimeの誤りとみなす)

6/ mimbe solima¹³⁸ nomhon seme bibufi boo be
私を呼んで(人格が)穏やかだといって(そこに)居らせ、天幕を

tuwakiyabuha, an i ucuri
(留守)番させたのです。普段の時は、

7/ bi¹³⁹ umai ceni manggi feliyerakū, tere emu inenggi cibak i eigen
私は全く彼らの後を ついて行きません。そのある日、 チャバク夫

8/ sargan jamarara be donjiha, inu goidahakū dartai andande
妻が 騒いでいるのを 聞きました。またまもなく、しばらくの間 に

9/ uthai nakaha ofi, bi tucifi tuwahakū, ai turgun
すぐおさまったので、私は出て 調べませんでした。どういう事情が

10/ bisire akū be sarkūngge yargiyan, unenggi
あるのかないのかということ(私が)知らないことは確かです。(もし)本当に

saci¹⁴⁰ bi ainu
知っているならば、私がなぜ

11/ niyalmai funde gidame daldambi seme jabumbi, ede geli daci
人 のために隠したりしましょうか。」と 供述している。このため、またもとも
と

12/ harangga culgan i da i bade cibak be beidehe
管轄の 盟 長の所でチャバクを 審理した

13/ jakirukci dzayajab jalan arsi sede cibak be adarame¹⁴¹
管旗(章京) ザヤジャブ、参領アルシらにチャバクを どうやって

14/ beidehe arbun muru be kimcime fonjici, dzayajab sei
裁いたかという状 況 を 調査して尋問すると、ザヤジャブらの

138この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

139この語は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

140この語のsaの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線でその点を抹消している。

141この語のraの文字の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線でその点を抹消している。

15/ alarange, cibak be beidere de, cibak fuhali sain i
話は（以下の通りであった。）「チャバクを 審理する際、チャバクが全く ちゃんと

16/ niyakūrakū ilire dedure jergi argadame yargiyan jabun
ひざまづかないで、立ち上がったたり横たわったりして 策を使って確かな 供述を

17/ burakū ofi, harangga culgan i da de alafi afabuha be
しませんので、管轄の 盟 長に話して（その）命令 に

18/ dahame cibak i juwe ogo de uše sindafi, dergi ergi
従って、チャバクの両 脇の下に革紐をかけ、左 側で

238a

1/ sargan jui ombogo de fonjici¹⁴², adareo,
娘 オンボフに 尋問しますと、並ぶか。」¹⁴³（旗長オルジンジャプの供述は）

cibak
「チャバク

2/ oci mini adunbe tuwakiyambihe, an i ucuri cibak
は、私の馬群を 管理しておりました。普 段 チャバクは、

3/ adun tuwakiyara de heolen sula, geli mini sain
馬群を管理するのが 怠 慢です。また、私の良い

4/ morin be mimbe daldame yalume gurgušere ursede turime
馬 に 私に 隠れて 乗り、狩りをする人々に賃

5/ bufi, basa gaire jergi turgun bifi, bi imbe esukiyeme
貸してまた返却させるなどのことがあって私は彼を 叱

142この語のcの文字は、書記が誤って左下へ長く伸ばしてしまった後、2本の斜線でそれを抹消している。

143どうも、ここに何らかの文章の脱落があるらしく、管旗章京ザヤジャプの供述から、旗長オルジンジャプの供述へと文脈が飛んでいる。この文書は、Чимид1958が依拠したモンゴル語文書の原本なので、Чимид1958, pp.24でも、やはり同様に文章が飛んでいる。そして、adareoのここでの正確な意味も不明である。

- 6/ dangsiha bihe, umai tantaha tooha ba akū damu
責していたのです。全く打ったりののしったりしたことはありません。ただ、
- 7/ sargan jui ombogo ini ama bairede, bi buhekū cibak
娘 オンボフ（の身柄）をその父が請うた際、私は与えませんでした。チャバクは
- 8/ mini morin i jalin minde dangsibuha turgunde kimutulefi,
私の馬 のことで私に 叱られた ため、 恨みに思っ
- 9/ ombogo, cibak se gūnin acafi meni eigen
オンボフ、チャバクらの考えが一致して私たち夫
- 10/ sargan be nungneki sembidere, ereci tulgiyen, umai encu
妻 を 傷つけようとしたのでしよう。これ以外には 全く 他の
- 11/ turgun akū, damu ere jergi turgun be onggolo uthai
事情はありません。ただ これらの事情 を以前 すぐに
- 12/ tucibume boolaci acambihe, urjinjab mini beye duleke
提出して報告す べきでありました。私オルジンジャプ自身が、去
- 13/ aniya ninggun biyade (途中改行)
年 六 月 に
- 14/ (二字拾頭) enduringge ejen i
聖 主 の
- 15/ (二字拾頭) tumen jalafun amba urgun i doroi harangga aiman ci
万 寿の大 祭 の礼 で所属の(トゥシエート汗)部 から
- 16/ (一字拾頭) jafara uyun šanyan be gingguleme benebuhe, boode akū
捧げる九 白 を謹んで 届けました。(私は自分の)天幕に居ら
ず、
- 17/ jakan ambasai baci selgiyere de mini beye nimehe
最近大臣たちの所から布告して来た際には私 自身が病気で
- 18/ turgunde geneme mutehekū, te afa buha be
あったため、行け ませんでした。今、命令に

238b

1/ dahame unenggi turgun be tucibume bool(anjiha)¹⁴⁴

従って真実の事情を提出し、報告いたしました。」

2/ seme doron gidaha bithe boolanjihabi,

と印鑑を押した文書で報告して来たのである。

3/ baicaci cibak i bucehe turgun, ini sargan bayar,

調べてみると、チャバクが死んだことは、その妻 バヤルが

4/ uthai cibak be daci farara nimeku bi, gaitai

すぐにチャバクのことを、「もともと気絶する病気がありました。突

5/ gaitai fukderembi, fukderehe manggi, uju liyeliyeme

然発作が起きます。発作が起きた後、頭が失神して(頭の)

6/ dolo murhu farhūn eiten be ulhirakū de isinambi

中がぼうっとし、何もわからなくなります。

(emgiの誤り)

7/ ombogo i¹⁴⁵ emki latume yabure baita be, i hono

オンボフと情交したことを、彼はむしろ

8/ tafulaha mudan bi¹⁴⁶ sembime, daci ere baita be beidehe

論した¹⁴⁷ことがあります。」といている。もともとこの件を審理した

9/ jakirokci dzayajab¹⁴⁸ se nerginde hanci bisire janggin cibak i

管旗(章京)ザヤジャプら、その時に近くに居る章京やチャバクの

144この語は、途中から紙が破れていて読めないなので、()内のように綴りを推定した。

145この語iは、書記が書き忘れて、後から行の左側に書き込み、挿入場所を+の印で示している。

146この語の右側に、書記が誤って点を記し、後からその点を斜線で抹消している。

147以前の所では、バヤルがチャバクを論したことになっている。このままでは、意味が通じないので、おそらく書記が書き誤ったものと思われる。

148この人名は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の記号で示している。

10/ jabun jai kuren i hūdai irgesei baita be kadalame icihiya(ra)¹⁴⁹
供述（があり）、更に庫倫の商売をする漢人たちのことを管轄 処置する

(baicameの誤り)

11/ ejeku hafan jalafun i baci cibak i giran be baiceme
記録係の役人 ジャラフンの所からチャバクの死体を調べて

12/ tuwafi, karu buhe bithei i dorgi, si yuwan lu bithede
みて 返って来た文書の中で、「『洗冤 録』の書に

13/ juwe ogo i ba, ergen de isinara ba waka bicibe,
両 脇の下の所は命にかかわる所ではないが、

14/ dorgideri sube giranggi de hafunambi, feye ujen oci
内側から筋や骨に通じている。傷が重ければ

15/ bucembi sehe jergi babe dasame acabume kimcime baicafi,
死ぬ。（とある）」と書いてきたなどのことを繰り返し照合し 調査しても

16/ umai encu turgun akū be dahame, hono gūnin
全く他の（隠された）事情がないので、やはり恣

(monjiršameの誤り)

17/ cihai munjiršame bucebure de isibuhangge waka,
意的に力づくで 死なせるに到らせたのではない。

239a

1/ ombogo be cibak de angga acabume
オンボフをチャバクと 口供を照らし合わせて

2/ beidere de, cibak weile de geleme erken terken i
審理した際、チャバクは罪を恐れてあれこれと

3/ anatame yargiyan jabun burakū bime, geli sain i
口実を作り、確かな 供述をしなかったのであり、またちゃんと

149この語の最後の部分は、筆者がアルヒーブで複写した際、複写用紙に入りきらなかったようで、写っていない。そこでここでは文意をみて（ ）内に推定した。

- 4/ niyakūarakū ofi, juwe ogo de uše tatafi, monggo
ひざまづかないので、両脇の下に革紐を張ってモンゴル
- 5/ booi son de hūwaitafi fonjime niyakūrabuhai erin
天幕の梁につないで尋問し、ひざまづかせたまま時間が
- 6/ goidara jakade, beye šadafi sujame niyakūrame muterakū
永く過ぎる間に体が弱り、支えてひざまづけなくて、
- 7/ emgeri hūsun gunireke manggi ogo i bade tataha
既に力が抜けた後、脇の下の所に張った
- 8/ uše ele cira ojoro de isinafi feye esi ujen
革紐が一層きつくなるに到り、傷が自然と深く
- 9/ ombi, geli fe nimeku bisire niyalma gaitai farafi bucehengge
なった。また持病のある者が突然気絶して死んだことは、
- 10/ hono yargiyan, jai jasak urjinjab i eigen sargan be
むしろ確かである。更に旗長オルジンジャプ夫妻を
- 11/ tokoro baita be kimcime ombogo be tuktan jafame
突き刺(そうと)した件を調査して、オンボフを最初に捕らえて
- 12/ gaifi fonjire de uthai cibak inde gūnin bahabuha
連行し尋問する際、すぐにチャバクが彼女に考えを授けた
- 13/ seme jabumbime, te¹⁵⁰ geli dahūn dahūn i ciralame mohobume
と供述したのであって、今また繰り返し繰り返し厳しく問いつめて
- 14/ beideci kemuni onggolo jabuha songkoi teng seme acinggiyarakū
審理したが、なお以前に供述した通りにしっかりと揺れることなく
- 15/ jabumbi, ombogo emgeri cibak i emgi gūnin faliha
供述している。オンボフは、既にチャバクと心を合わせていた。

150この語の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線でその点を抹消している。

16/ cibak, ombogo be haršame ini sargan bayar be tantaha
チャバクはオンボフに味方して彼の妻 バヤルを 打った

17/ babi, ombogo hono cibak be laidara de isinarakū,
ことがある。オンボフはむしろチャバクに 罪をなすりつけようとしているのではな
い。

239b

1/ ombogo ini ama wangdui harangga jasak urjinjab de
オンボフ (の身柄の返還) をその父 ワンドイが管轄の 旗長オルジンジャブに

2/ baiha, urjinjab umai amasi¹⁵¹ buhekū gūnin udu
請うた。(しかし) オルジンジャブは全く返 却しなかった。心にいくら

3/ seyere gūnin bicibe, emu ajige sargan jui ofi,
恨む 気持ちがあっても一人の小さな娘 (にすぎないの) だから、

4/ gūnin bahabure niyalma akū, inu ainaha
考えを授ける 者が 居なければ、またどう

5/ seme gelhun akū enteke ujen amba baita yabure gūnin
転んでも敢えて このような重い大 事件を行なうような考えを

6/ deriburakū, te¹⁵² harangga jasak urjinjab i benjihe bithede
起こしはすまい。今、管轄の 旗長オルジンジャブが届けて来た文書と

7/ acabume baicaci, sargan jui ombogo be ini ama
照合して調べると、娘 オンボフ (の身柄の返還) をその父

8/ wangdui baime gaire de jasak urjinjab umai buhekū
ワンドイが請うて連れて行こうとした際、旗長 オルジンジャブは全く与えなかった

9/ bime, morin i baitai jalin jasak geli cibak be dangsiha
のであって、馬 (の勝手な使用) の件 で 旗長がまたチャバクを 叱った

151この語は、書記が最初誤った語を書いてしまい、縦線でそれを抹消した後、その左側に書き直した語である。

152この語の右側に、書記が誤って点を記し、後から斜線でその点を抹消している。

- 10/ turgunde cibak seyeme ombogo i emgi latume yaburede
 ため チャバクは (それを) 恨み、オンボフと 情交 したのに
- 11/ sirkedehei, cibak neneme gūnin deribufi, jasak, katun be
 続いて、 チャバクが先に 考えを起こして、旗長と夫人の (どちらか)
- 12/ emke nungneki seme emu homhon akū amba huwesi bume ombogo¹⁵³ de
 一人を傷つけようと、一本の鞘の ない大きなナイフを与えてオンボフ に
- 13/ gisun tacibuhangge yargiyan gese bime huwesi be nerginde
 (殺人を) 教 唆したことは確かなようであり、ナイフ をその時には
- 14/ ombogo amba seme gaihakū, amala cibak i boode
 オンボフは、大きいからといって受け取らなかった。後で、チャバクの天幕を
- 15/ baicaci, geli yargiyan i uttu emu huwesi bi, ere jergi
 調べてみると、また確かに このような一本のナイフがあった。以上のような
- 16/ turgun be daci culgan i dai baci getuken i tucibume
 事情 を、もともと盟 長の所から (理藩院に) 明らかに提出、
- 17/ boolame mutehekū ofi, kenehunjecuhe de isibuhabi, te
 報告 できなかったからこそ、(あのよう)に 疑わしい結果となったのである。今、
- 18/ jurgan ci unggihe bithede, damu
 (理藩) 院 から (私、庫倫辦事大臣に) 送って来た文書には、ただ
- ere baita be¹⁵⁴
- 「(庫倫辦事大臣が) この件 を

240a

- 1/ yargiyalame kimcime beidefi, jurgan de boolanjiha
 確実に 調査して審理し、(理藩) 院 に報告して来た
- 2/ erinde, jai toktobume icihiyaki sehe, umai musei baci
 時に、更に定めて 処置しよう」とのみある。全く我々の所で

153この人名は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き込み、挿入場所を+の印で示している。

154この語の後に、書記が何かを書きかけて○の印で抹消した跡がある。

- 3/ uthai weile toktobufi boolanjikini sehe ba akū de
 すぐに罰を定めて 報告して来るようにといた箇所がなく、
- 4/ musei baci uthai weile toktobume banjinarakū be
 我々の所はすぐに罰を定め られないの
- 5/ dahame baitai dorgi ele ursebe aname dasame beidehe babe,
 で、 事件の渦中に居る全ての人々を順々に繰り返し審理したところを
- 6/ tulergi golo be dasara jurgan de yabubufi, toktobume
 理 藩 院 に送り、 定めて
- 7/ icihiyabuki, erebe kemuni jasak urjinjab de afabume
 処罰させよう。これをまた 旗長 オルジンジャプに命じて
- 8/ yabubufi, weilengge sargan jui ombogo, hūlha nawang sebe
 送り、 犯人である娘 オンボフや盗人ナワーンらを
- 9/ ciralame tuwakiyabume aliyabureci turgiyen, gūwa ursebe
 厳しく 監視させて 待たせるほか、 他の人々を
- 10/ gemu gisurere ba akū obufi, damu wangdui be sele fute
 皆（罪を）論じる 必要なしとして、ただ ワンドイを 鉄の鎖で
- 11/ taburakū sula tuwakiyabure babe suwaliyame yabubuki sembi,
 つながずに、ゆるく監視させるということをいっしょにして送ろうという。
- 12/ acabuha¹⁵⁵
 合わせた。¹⁵⁶

¹⁵⁵この語は、11行目から4行文ほど右に離れて書かれており、行末にこの1語のみが書かれている。またその左側には、書記がこの語を書き誤って縦線で抹消した跡がある。

¹⁵⁶今の所、この語の意味は不明である。あるいは、発送した原本と一致していることを「照合した」の意か。

「オンボフの事件」の4通目の文書¹⁵⁷

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Ф.Но. М-9

Т.Но. 7

Х.Н.Но. 277

Х.Т. бүтл

(理藩院から我々ハン・オール盟長衙門へ、以下のように命じてきたので、この文書をお前たち盟内の各旗長に送った。「庫倫辦事大臣衙門から我々理藩院へ、以下のように報告してきたので、処置し終えた上でこの文書をハルハ4盟の盟長であるお前たちに送った。

〔-----) 158

(öčiküの誤り)

1/ lama navang-un öčükü anu, bi jasay urjinjab-un
ラマ、ナワーンの供述 は (以下の通りでした。) く私は旗長 オルジンジャブの

qosiyun-u
旗 の

2/ kümün ene jil jiran tabun nasu, minu degüü vangdui-yi
者です。今年、六十五 歳です。私の弟 ワンドイに

3/ dayalčan qaračin modun örtegen-ü čayday-a-dur sayuysan
従って ハラチンモドンの駅 站 の警備 に 就いて

157これは、Чимид1958, pp.26-29に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「オンボフの事件」に関する3通の文書の内の第3文書の原本に当たる。

この文書は、ハン・オール盟の役所から左翼右末旗を含む盟内の全旗にあてた通達であり、トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門に残った控えである。折り本形式の長い単独の文書で、最初の部分が欠けているため、ここでは仮に残存部分の一行目から行数をつけている。残存部分は、庫倫辦事大臣衙門から理藩院への報告の途中の部分から始まっている。ここでは、最初に訳者萩原による補足を（）内に付け加えた。またЧимид1958はこの文書の残存部分の内、236行目の5語目以降のみを収録している。原本の236行目の上部欄外には、おそらくチミッド氏本人によるものと思われるWのような印が鉛筆で大きく書き入れられており、明らかにこの印から後のみを意図して収録したものである。

158ここまで全て欠落。庫倫辦事大臣衙門から理藩院への報告がこの後も続いている。

4/ bölüge, döčin yisüdüger on, navang bi minu uy qosiyun-d//
おりました。(乾隆)四十九(1784)年、私ナワーンは私の元の旗へ

5/ oçiy-a kemen qaraçin örtegen-ü örgüjüki-dür unuqu mori
行こうとしてハラチン駅 駅のウルクジフに乗る馬を

(kiĵalangの誤り)

6/ yuyuyusan-dur nige keĵalan qaralay mori ĵiyaĵu öggügsen
請いましたところ、一頭の四歳の黒まだらの馬を指示してくれました。

7/ qoyin-a, bi örgüjüki-yin morin-u ĵisütei adali bombu kemekü kümün-ü
それから、私はウルクジフの馬の毛色と同じボンボという人の

8/ nige keĵalan qaralay mori-yi endegüren bariĵu unuyad uy
一頭の四歳の黒まだらの馬を間違えて捕らえて乗り、元の

9/ qosiyun-dur kürkü-yin urida, ečeĵü ükügsen tula,
旗へ到着する前に(その馬が)弱って死んだので、

(qulayuquの誤り)

10/ genedte qulyuqu sanay-a egüsged, nigen qosiyun-u tayiĵi
急に盗む気が起こり、同じ旗の台吉

11/ engkeĵiryal-un yurban mori-yi qulyuĵu minu degüü vangdui-dur
エンフジャルガルの三頭の馬を盗んで私の弟ワンドイに

12/ uçir-i keleged, vangdui darui ene yurban mori-yi qudalduyan-u
事情を話しました。ワンドイはすぐにこの三頭の馬を商人である

13/ irgen dasi-dur qayuçin öri qariçayulba, daray-a-bar
漢人ダシに古い借金の代償として渡しました。後から

14/ man-u örtegen-ü arad minu qulayai bolĵu yabuysan-i
我々の駅 駅の民が私の盗みを おかしたことを

15/ medeged, man-u qoyar kümün-i bariĵu qaraçin örtegen-ü
知って、我々二人を捕らえてハラチン駅 駅の

(namayi の誤り)

16/ kündü bosuyu čevengjab-nar namyi örgüjüki-yin mori kemen
驍騎校 ツェウエーンジャプらは私が ウルグジフの馬だといって

(endegürejü の誤り)

17/ bombu-yin mori-yi endegürjü unuysan yabudal-i mayadlaju
ボンボの馬 に 間違えて乗ったこと を確かめて

18/ endegüregsən čayağa-yin bičig-ün yosuñar nigen yisün
間違った(場合の) 法律 の 書 に 従って一・九

19/ mal torju bombu-dur ögbe, tayiji engkejiryal-un
畜を徴収してボンボに 与えました。台吉 エンフジャルガルの

(iǰayur-ača の誤りとみなす)

20/ mori qulyuysan yabudal-i todurqayilan sigüjü iǰyur-ača
馬を盗んだ こと を明らかにして裁き、元々

21/ qalq-a-yin dörben ayimay-un tusalayči ǰangjun-nar-un
ハルハ 四 部 の 副 将軍 たちが

22/ toytayaysan qauli yosuñar nigen ǰil-ün döngge emüsgejü
定めた 法律に従って 一年(間)の枷を 着けさせ、

23/ ǰurban yisün mal torju, vangdui man-u qoyar kümün-dür
三・九 畜を課し、 ワンドイと私の 二 人 に

24/ yal-a-dur ögkü mal ügei tula, vangdui-yin nige kübegün
罰(として被害者)に与える家畜がないので、ワンドイの一人の息子と

25/ nige keüken-i man-u nige mongyul ger-i ǰurban yisün yal-a-yin
一人の娘と 我々の一つのモンゴル天幕を三・九の罰

(qaričayulun の誤りとみなす)

26/ mal-dur qaričanyulun boduju tayiji engkejiryal-dur olyuysan anu
畜 に 相当させて 換算し、台吉エンフジャルガルに得させたことは

27/ ünen kemen öčimüi, vangdui-yin öčikü anu, bi ǰasay
本当ですと 供述している。ワンドイの供述は(以下の通り。) <私は旗長

- 28/ urjinjab-un qosiyun-u kümün, qaračin modun örtegen-ü
 オルジンジャブの旗 の者です。ハラチン・モドン 駅 站 の
- 29/ čaytay-a-dur alban qayaǰu yabumui, minu aq-a lama navang
 警備 に 勤 務しております。私の兄 ラマ・ナワーンが
- 30/ döčin yisüdüger on tayiji engkejiryal-un mori-yi qulyuysan
 (乾隆) 四十九 年台吉 エンフジャルガルの馬 を 盗んだ
- 31/ kereg-tür minu kübegün nige, keüken nige, mongyul ger nige-yi
 事件で 私の息子 一人と、娘 一人と、モンゴル天幕一つとを
- 32/ yurban yisün-ü mal bolyan tayiji engkejiryal-dur öggügsen,
 三・九 畜 として(換算し、) 台吉 エンフジャルガルに与えました。
- 33/ qoyin-a bi nige kögsin temege-yi engkejiryal-dur ögčü
 その後、私は一頭の老いたラクダを エンフジャルガルに与え、
- 34/ minu keü keüken-i yuyuysan-dur engkejiryal-un üge, keüken¹⁵⁹
 私の息子と娘とを 請いましたが、エンフジャルガルのいうには、〈娘 を
- 35/ nigente jasay-tur ögbe, edüge čimadur qoyisi ögčü
 既に 旗長に 与えた。今 お前に 返却する事は
- 36/ čidaqu ügei geǰü kübegün ni nadur ögbe, qoyitu jil-ün
 でき ない〉といて息子(だけ)は私に 与えました。翌 年の
- 37/ jun vangdui bi beyeber jasay-tur očiǰu minu keüken
 夏 私ワンドイは自ら 旗長の所に行って、〈私の娘
- (šangnamui uuの誤りとみなす)
- 38/ ombuqu-yi nadur šagnamu kemen yuyuysan-dur, jasay-un
 オンボフを私に 授けてくれまいか〉といて請いました所、旗長の
- 39/ üge, činu keüken minu ende bayiqui-dur yerü jobaqu
 いうには、〈お前の娘は 私の所に いることで全く苦しむ

159ここは、「keüken」の後にあるのが「-i」なのか「,」なのか判読できない。

40/ jüil ügei, tegün-ü emüskü idekü jüil mön yerü egün-dür
ことがない。彼女の着たり食べたりする物も全くそれ故に

(dulimayに同じ)

41/ dutayu dulima ügei, či edüge erke ügei abačiju
欠乏しない。お前は今は是が非でも連れて行って(一体)

(yayuに同じ)

42/ yayuu kimüi, tür minu gerte bayituyai kemegsen-iyer
どうする(というのだ)。とりあえず私の天幕においておけ》といたので、

43/ vangdui bi ary-a ügei, minu keüken-dür či sayiqan
私ワンドイはしかたなく私の娘に《お前は充分に(旗長を)

44/ kündüleju yabu kemen suryaysan bülüge, kemen busu yabudal-i
尊重して暮らせ》といて諭したのです》といて、他のことは

45/ čöm navang-u yosuyar öčimüi, tayiji engkejiryal-un öčikü
全てナワーンと同様に供述しています。台吉エンフジャルガルの供述

46/ anu, bi jasay urjinjab-un qosiyun-u dötüger jerge tayiji
は(以下の通り。)《私は旗長オルジンジャブの旗の四等台吉です。

47/ döčin yisüdüger on man-u qosiyun-u lama navang minu
(乾隆)四十九(1784)年、我々の旗のラマ、ナワーンが私の

48/ yurban mori-yi qulyuysan uçar-a, man-u jasay-un
三頭の馬を盗んだために我々の旗長の

49/ yaǰar-ača yaryaysan janggi vangčuγ-nar sigüju sidkeged
所から派遣した佐領ワンチュクらが裁いて処置し、

50/ lama navang-nar-un torγubasu jokiqu yurban yisün mal-un
ラマ、ナワーンらに課すべき三・九畜の

51/ qubi-dur nige keü, nige keüken nige mongyul ger-i nadur
分に一人の息子、一人の娘、一つのモンゴル天幕を私に

52/ ögbe, egün-dür jasay-tur yurban mal degeji baribasu
与えました。そこで旗長に三畜の上級品を献上する

53/ jokimui, mal ügei tula, keüken ombuqu-yi γurban
べきなのです。(受け取った中に) 家畜がないので、娘 オンボフを三

54/ mal bolγan γasay-tur ögbe, qoyin-a nadur nige
畜として旗長に 与えました。その後、私に 一頭の

55/ kögsin temege ögčü tegün-ü keü keüken-i γuyuyγan-dur
老いたラクダを渡して (ワンドイが) 彼 の息子、娘 を乞いましたが、

56/ bi vangdui-dur činu keüken-i nigente γasay-tur ögbe, čimadur
私はワンドイに〈お前の娘 を既に 旗長に 与えた。お前に

57/ ögčü čidaqu ügei, kemen keleged tegün-ü kübegün-i qoyisi
与えることはでき ない〉と いて彼 の息子 を元通り

(qubiyajuに同じ)

58/ tegün-dür ögbe, mongγul ger-i nigen qayas qubayaγu elči
彼 に 与えました。モンゴル天幕を一 半を 分割して使者

59/ süng-dür öggüγsen nigen hayas-i janggi vangčuy-tur
スンに 与えました。一 半 を佐領 ワンチョクに

60/ öggüγsen, temege kögsin tula ükübe, kemen öčimüi,
与えました。ラクダは老いていたので死にました〉と 供述している。

61/ süng-ün öčikü anu, man-u qosiyun-u navang vangdui
スンの 供述 は (以下の通りであった。) 〈我々の旗 のナワーンとワンドイが

mori
馬を

62/ qulyuyγsan kereg-ün tula, man-u γasay-un γajarača
盗んだ 事件 の ために我々の旗長の 所から

63/ γaryaysan janggi vangčuy namayi-yi jarulyan-dur beledken
派遣した 佐領 ワンチョクが私 を 使者として 用意して

64/ abču abačiyγan bülüge, navang-nar-i todurqayilan sigüged
連れていったのです。ナワーンらを明らかにして裁き、(罰として)

65/ torɣuysan nige, mongɣul ger-i ʃanggi vangčuy, süng man-u
課した 一つのモンゴル天幕を佐領 ワンチョクとスンの我々

66/ qoyar kümün-dür qubayaʃu ögbe, ʃanggi vangčuy nigente
二 人 に 分けて 与えました。佐領 ワンチョクは既に

67/ ebedčün-iyer ügei bolba, kemen busu yabudal-i čöm navang
病氣 で 亡くなりました」といってその他のことは 全てナワーン

68/ -nar-un yosuyar öčimüi, ayur-yin öčikü anu, bi
ら と 同様に 供述しています。アヨールの供述 は (以下の通りでした。) く私は

ʃasay
旗長

69/ urjinʃab-un qosiyun-u albatu, man-u ʃasay-un ger-ün
オルジンジャプの旗 のアルバトです。我々の旗長の 天幕の

70/ qoyitu eteged ɣurban uday-a kituy-a-bar bülegsen nüke
北 側に 三 度 小刀 で 突き刺した穴が

71/ ɣaruysan-dur, sergeyilejü namayi ɣaryaʃu söni manayan-dur
現れたことで警戒して 私を 派出して夜中に警備に

72/ yabutal-a, nigen söni ʃasay-un ʃaruča keüken ombuqu
行っておりましたところ、ある日の夜 旗長の 召使いである娘 オンボフが

73/ ʃasay-un ger-ün oyir-a yabuqui-yi, üjged či qarangqui
旗長の 天幕の近くを出歩くのを見て、〈お前は暗い

74/ söni yayuu gejü irebe, kemen asayuqui-dur ombuqu bi
夜中に何 だって出て来たのだ〉と いて尋ねますと、オンボフは〈私は

75/ jüger yabumui, kemen keleged, boru gertür oruba, maryata
ただ 出歩いているだけです〉と いて、灰色の天幕に入りました。翌

76/ edür ayur bi ene učir-i man-u tusalayči tayiʃi dasidungdub-tur
日、私アヨールがこの件を 我々の協理 台吉 ダシドンドブに

77/ keleged, darui ombuqu-yi dayudaǰu abčirjad asayuba,
話し、すぐにオンボフを呼んで連れてきて尋問しました)

78/ kemen öčimüi, keüken ombuqu-yin öčikü anu, bi jasay
と供述している。娘 オンボフの供述は(以下の通りでした。) <私は旗長

79/ urĵinĵab-un qosiyun-u vangdui-yin keüken, urida minu abay-a
オルジンジャブの旗 のワンドイの娘です。以前 私の伯

80/ aq-a lama navang, qosiyun-u yaǰar-a očiy-a kemen očiba,
父 ラマナワーンが <旗 の所 へ行こう> といっていました。

81/ qoyisi ireged minu ečige vangdui-dur unuysan mori qosiyun-u
戻ってきて、私の父 ワンドイに <乗った馬が旗 の

82/ yaǰar-a kürčü čidayсан ügei ükübe, unuqu yayuma ügei
所 に到着でき ずに死んだ。乗る 物が ない

83/ tula, yurban mori qulyuǰu abčiraba, kemegsen qoyin-a
ので、三頭の馬を盗んで連れてきた) といいました。その後、

84/ minu ečige vangdui ene yurban mori-yi qudalduyan-u irgen-dür
私の父 ワンドイがこの三頭の馬を 漢人商人 に

85/ dutaysan örin-dür tölügsen qoyin-a minu ečige, abay-a
不足していた借金(の代わり)に払った後、 私の父と伯

86/ aq-a-yi bariǰu yalalaysan, namayi, minu nige degüü-yi,
父を(旗の役人が)捕らえて、処罰しました。私を、私の一人の弟を

tayĵi
(被害者の) 台吉

87/ engkeǰiryal-dur öggümeǰče, engkeǰiryal basa namayi jasay-tur
エンフジャルガルに与えるとすぐに、エンフジャルガルはまた私を 旗長に

88/ öggügsen, ĵaruyuluysayar doluyan ĵil bolbai,
与えました。(旗長の召使いとして) 召し使われ続けて七 年になりました。

tabin

(乾隆) 五十

89/ yurbaduyar on, man-u jasay-un adayu-yi adayulqu čabay
三 (1788) 年 我々の旗長の馬群を放牧するチャバクが

90/ namayi yuyuju yabulduy-a kemeküi-dür, bi sanay-a dayaju
私に 乞うて情交しようというので、私はその考えに従って

91/ yabulduysan, tegünče čilüge-yi üjeju kedü kedün uday-a
情交しました。それ以来隙を見て何 度か

92/ yabuldun yabuysan, čabay-un nadur kelegsen anu,
情交しておりました。チャバクが私にいいましたことは、(以下の通りです。)

či jasay
〈お前が旗長と

93/ qatun qoyar kümün-ü doturača nige-yi alabasu erke ügei
奥様の二人の内の一を殺せばきっと

(abaliの誤りとみなす)

94/ čimayi ečiđe eke-dür öggümü, tere čay-tur, bi minu abalyi
お前を父母に渡してくれる。その時に私は自分の最初の

95/ em-e-yi orkiyad, čimayi em-e bolay-a kemen mön qui ügei
妻を捨ててお前を妻にしよう〉とってその鞞のない

96/ kituy-a-yi nadur öggügsen, tere kituy-a jėgüküi-dür, berke tula
小刀を私に渡しました。その小刀は身につけるのが難しいので、

97/ küliyen abuysan ügei bolbaču, bi čibay-un qamtu er-e
受け取りませんでしたけれども、私はチャバクとともに夫

98/ em-e bolqu sanay-a egüskeju, čibay-un suryaysan üge-yi
婦となる気を起こし、チャバクの教唆した言葉に

99/ dayaju, jasay qatun-i alay-a kemen sanayan-dur ayuluysayar
従って、旗長と奥様を殺そうと 考えに 入れ続け

- 100/ mön tabin yurbaduyar on jun, edür-i martaba, jasay
 その(乾隆)五十三(1788)年の夏に、日は忘れましたが、旗長と
- 101/ qatun ariki uyuju soytayad umtaysan, egün-dür bi
 奥様がお酒を飲んでお酔いになり、眠られました。そこで私は、
- 102/ çilüge-yi üjejü söni sem-iyer man-u qamtu sayuysan
 隙を見て夜こっそりと私たちと一緒に暮らす
- 103/ çibyangča dulama-yin bay-a kituy-a-yi qulyuju qatun-u
 老婆 ドラムの小刀を盗んで奥様の
- 104/ umtaysan orun-u qoyiyur qalqalan talbiysan qabtayai
 寝た 寝台の後ろにさえぎって置いた 平たい
- 105/ modu bui, sibtu bülebesü ülü bolqu tula, ger-ün yaday-a-ača
 木があって貫通して突き刺すことができないので、天幕の外から
- 106/ degebür-i seküjü tuyuryan-u qoyulai-bar büleküi-dür dabqur
 覆いを持ち上げてフェルト壁の喉元(?)を突き刺しますと、二重の
- 107/ degebür bui tula, yurban ta bülebeçü boyuni kituy-a
 覆いがあるので、三度突き刺しても、短い小刀
- 108/ boljad, yayçakü dabqur degebür-tür yurban nüke,
 なので、ただ二重の覆いに三つの穴だけを
- 109/ kigsen qatun-u beyen-dür kürgejü çidayısan ügei, tabin
 作りました。奥様の体に届かせられませんでした。(乾隆)五十
- 110/ dörbedüger on jun, jasay qatun gerte ügei, nigen
 四(1789)年の夏、旗長と奥様が天幕に居ませんでした。ある
- 111/ sula ger-tür, yerü kümün ügei, nigen edür çilüge-yi
 空いた天幕に全く人が居らず、ある日隙を
- 112/ üjejü, tere gertür oçiyad, çibay minu-luy-a qaryan
 見てその天幕に行き、チャバクが私と会って

- 113/ yabuldaǰu bayiqui-dur čibay-un em-e bayar üher sayaqu
情交している と チャバクの妻 バヤルが牛を搾乳する
- 114/ qubin abur-a ireged, čibay minu-luy-a yabulduǰu
バケツを取りに来て、チャバクが私 と 情交して
- 115/ bayiqu-yi üjegend, tegün-ü yar-tur bariysan modu-bar
いるのを見て、その 手に 持った木 で
- 116/ namayi ĵangčiy-san, čibay namayi ömügereǰü tegün-ü em-e-yin
私を 打ちました。チャバクは私を かばって 彼 の妻 の
- 117/ bariysan modu-yi abuyad bayar-i ĵangčijü qarilčan
持った木 を取り、バヤルを打って 互いに
- 118/ kerüldegseger bayar yarču očiysan, nidunun ĵil qabur
争い続けるうちにバヤルは出て ゆきました。去 年の春、
- 119/ ĵasay qatun namayi usu abayulur-a ĵaruyad iregsen anu
旗長と奥様が私に 水を汲ませようとして使い、戻ってきたのが
- 120/ sayataba kemen nigen narin modu-bar minu niruyun-u yaǰar-a
遅れた といって一本の細長い木 で 私の背中 の所を
- 121/ ĵangčiy-san, bi ĵasay qatun-du uuqu čai čin-a kemeküi-dür
打ちました。私は、〈旗長と奥様に 飲むお茶を煮ろ〉といわれた時に
- 122/ bi sonusuysan ügei-dür yabuysan ügei tula, namayi
私が聞いて いなくてし なかったので、私を
- 123/ ĵalqayurba kemen basa nigen uday-a ĵangčiy-san-dur ombuqu
怠けた といってまた一 度 打ちましたので、私
- (ösiyeleǰüに同じ) (suryaysanの誤りとみなす)
- 124/ bi qatun-dur ösiyelǰü čibay-un urida surayaysan üge-yi
オンボフは奥様に 恨みを抱き、チャバクの以前 教唆した 言葉を
- 125/ sanayan-dur ayuluy-sayar nidunun ĵil dörben saradur,
考え に 入れ続け、昨 年四 月に

- 126/ edür-i martaba, nigen söni jasay qatun umtaysan qoyin-a nige-yi
 日 は忘れました。ある 夜、旗長と奥様が寝た 後、(どちらか) 一人を
- 127/ alay-a kemen sem-iyer basa čibyangča dulama-yin kituy-a-yi
 殺そうとしてこっそりと、また老婆 ドラムの 小刀 を
- 128/ qulyužu, orun-u qoyin-a-ača qatun-u kebtgesen yažar-un kiri
 盗んで、寝台の後ろ から奥様の 横たわった所 の 辺りを
- 129/ teden-ü toluyai čegeži-yi erežü tuyuryan yadan-a-ača qoyar uday-a
 彼らの 頭や 胸 を 求めてフェルト壁の外 から二 度
- 130/ bülegsen kituy-a boyuni boluyad teden-ü beyen-dür kürgežü čiday-san ügei
 突き刺しました。小刀が短く て 彼らの体 に 届かせられ ませんでした。
 た。
- 131/ mön jil tabun saradur, edür-i martaba, jasay qatun umtaysan
 同 年五 月 に、日 は忘れました。旗長と奥様が寝た
- 132/ qoyin-a, basa čibyangča dulama-yin kituy-a-yi qulyužu
 後、 また老婆 ドラムの 小刀 を 盗んで
- 133/ jasay qatun-u kebtgesen yažar-un tus teden-ü köl-i jiyaju
 旗長と奥様の横たわった所 に対して彼らの 足をねらって
- 134/ qoyitu tuyuryan-u yadan-a-ača nigen uday-a büležü, mön
 後ろのフェルト壁の外 から 一 度 突き刺して、また
- 135/ beyen-dür kürgežü čiday-san ügei, čibay urida nadaluy-a
 体 に 届かせられ ませんでした。チャバクは以前 私 と
- 136/ jasay-un ger-ün yadan-a bui uuryan-ača nige-yi qulyužu
 〈旗長の 天幕の外に ある捕馬竿から一本を盗んで
- 137/ nadur ögsügei kemen kelegesen bile, jun jiryuyan saradur,
 私にくれ〉と いて いました。夏 六 月 に、
- 138/ nigen söni nige uuray-a qulyužu čabay-tur öggüy-e kemen
 ある 夜、一本の捕馬竿を盗んでチャバクにやろう と思い、

- 139/ *jasay-un ger-ün jüg yabuqui-dur manayan-u ayur ućiryad*
 旗長の 天幕の方に行く 際、警備人 アヨールに出会って (アヨールが)
- 140/ *qarangqui söni yayugeji irebe kemen asayuqui-dur bi jüger*
 〈暗い 夜中に何だやって来たのだ〉と尋ねるので、〈私はただ
- 141/ *yabumui kemeged darui umtaqu budayan-u gerte oruysan,*
 出歩いているだけです〉とすぐに寝る 穀物 (貯蔵用) の天幕に入りました。
 qoyitu
 た。翌
- 142/ *edür, man-u tusalayçi dasidungdub namayi dayudaju abaćiyad*
 日、我々の協理 (台吉) ダシドンドプが私を 呼び出して連行し、
 (kereg-iの誤り)
- 143/ *ger-i bülighsen kereg-yi nadaća naribćilan asayuba, ombuqu*
 天幕を突き刺した件 を私から詳細に 尋問しました。私
- 144/ *bi ćibay-tur em-e boluy-a kemen küsekü böged, basa*
 オンボフがチャバクに妻になろうと 望んでいて、また
- 145/ *qatun namayi qoyar uday-a jangćiy-san-i ösiyeljü jasay*
 奥様が私を 二 度 打ったことを恨んで 旗長と
- 146/ *qatun-i alay-a kemen bülegsen anu ünen kemen öćimüi,*
 奥様を殺そうとして突き刺した事は本当です〉と 供述している。
- 147/ *dulama-yin öćikü anu, bi ene jil jiran doluyan nasu*
 ドラムの 供述 は、(以下の通りでした。) 〈私は今 年六十七 才です。
- 148/ *nadur bui nigen bay-a kituy-a-yi eng-ün ućar-a, bi*
 私の 所有する一本の小さな小刀 を 日常的には 私は
- 149/ *beyen-dür jigükü ügei yaǰar yaǰar-a orkiju talbiday*
 身 に 付け ずにあちこちに放 置している
 (aliの誤りとみなす)
- 150/ *bülüge, ombuqu alai ćilügen-dür qulyuǰu abuysan-i*
 のです。オンボフがいつの間 に 盗み 取ったのか

- 151/ bi medekü ügei anu ünen kemen öcimüi, em-e bayar-un
 私が知ら ないのは本当ですと 供述している。(チャバクの)妻 バヤルの
- 152/ öcükü anu, bi čibay-un em-e, jasay-un gerte jaryulqu
 供述 は(以下の通りであった。) く私はチャバクの妻です。旗長の 天幕で召し使う
- 153/ ökin ombuqu minu er-e čibay-luy-a kejiy-e-eče ekilejü
 娘 オンボフが私の 夫 チャバクといつ から始めて
- 154/ yabulduysan-i bi yerü medekü ügei, nigen edür üdesi-yin
 情交していたのかを私は決して知りません。ある 日、 夕方の
- 155/ čay-tur bi üniy-e sayaqu kemen mongyul gerte qubin abur-a
 時、 私が雌牛を搾乳しようと モンゴル天幕へバケツを取りに
- 156/ očiqui-dur oruyad minu er-e čibay ökin ombuqu-luy-a
 行って 入り、私の 夫 チャバクが娘 オンボフと
- 157/ yabuldun yabuqui-yi üjged, minu yar-tur bariysan modu-bar
 情交しているのを見て、私の手に 握った木 で
- 158/ ombuqu-yi qoyar uday-a jangčiysan-dur minu er-e ombuqu-yi
 オンボフを二 度 打ちますと、私の 夫がオンボフを
- 159/ ömügerejü, minu bariysan modu-yi buliyažu abuyad namayi
 かばって 私の 握った木 を 奪い 取って私を
- 160/ jangčiqui-dur bi darui jayilažu yaruysan minu er-e
 打ちますので、私はすぐに逃げて 出ました。私の 夫は
- (mayujiraquに同じとみなす)
- 161/ ijayur-ača muujarqu ebečin bui, ökin ombuqu-luy-a
 元 から気絶する病気があります。娘 オンボフと
- 162/ eyin kü demei yabuqu anu bi qarın tegün-i qoriyuluyšan
 このようにくだらないことをするのは、私はむしろそれを禁止して
- 163/ bile, minu er-e čibay jasay qatun-i alay-a kemen
 おりました。私の 夫 チャバクが旗長と奥様 を殺そうと

164/ ökin ombuqu-dur suryaŷsan üge-yi bi medekü ügei
娘 オンボフに教唆した言葉を私は知りません

165/ kemen öčimüi, bayičayabasu, qulayai lama navang-nar-i
と 供述しています。調べてみますと、盗人たるラマナワーンらを

166/ qariyatu čiyulyan-u daruŷ-a-yin ʧaŷar-ača nigente
所属の (ハンオール) 盟 長 の 所 から既に

167/ mongyul čayaŷa-yin bičig-ün yosuŷar yal-a kelelčeged
蒙古 例 に 従って 罪を 議し

168/ medegülügsen-ü tulada, ʧuryan-ača toytayaŷu sidkekü-eče
報告し (て来) たので、理藩院から定めて 処置する

(öčigsenの誤りとみなす)

169/ ʧadan-a, yalatu ökin ombuqu-nar-un öčiŷsen üge, mön qariyatu
外、 罪ある娘 オンボフらの 供述した言葉は、また 所属の

170/ čiyulyan-u daruŷ-a-yin sigüged medegülügsen öčig-tür
(ハンオール) 盟 長 が 裁いて 報告した 供述に

171/ adali bolbaču, ʧaŷčakü čabay yayun-du mön ombuqu-yi em-e
同じですが、ただ チャバクがどうしてそのオンボフを妻と

172/ bolyaqu-yi kičiyekü-yin tedüi, darui ʧasaŷ urjinʧab
することに努める ほど、すぐに旗長 オルジンジャブ

173/ er-e em-e-yi alay-a kemekü sanay-a egüskegsen učir ünen
夫 妻 を 殺そうという 考えを 起こしたのかという 事情は、本当に

(seŷiglelteiの誤り)

174/ seŷigleletei ene ökin ombuqu-dur egün-ü dotur-a
疑わしいです。この娘 オンボフに くこの (事件の) 中には

175/ erke ügei učir bui esekül-e či čabay-yi
必ずや (隠された) 事情がある。さもなくばお前は チャバクを (ことさらに)

güjirlekü-yi
中傷しているの

176/ bolʒusi ügei abasu darui ʒasay eng-ün učir-a labta
かもしれない。(事情が)あるとすればすなわち旗長は日常なことできっと

177/ čibay-i qaladan ʒobayaqui ʒaʒar bui böged, čibay
チャバクを侵害して苦しめるところがあったのであって、チャバクは(旗長を)

ösiyeleʒü
恨んで

178/ eyin kü čimadur surʒaysan, iʒayur-ača činu ečige
このようにお前に教唆したのであろう。元々 お前の父は

179/ tayiʒi engkeʒiryal-ača činu degüü-yi ʒuyuʒu abačiysan
台吉エンフジャルガルからお前の弟を請うて連れていった

180/ qoyin-a mön tan-u ʒasay-un dergede čimayi abur-a
後、またお前たちの旗長のそばでお前を連れていこうと

181/ ʒuyurysan ʒaʒar bui, tan-u ʒasay boluysan ügei-dür
請うたことがある。お前たちの旗長が許可しなかったので

182/ či sayi eyin kü ʒanuʒu sanaysan bayiʒa čibay-un qamtu
お前はようやくこのように恨みをいだいたのであろう。チャバクと共に

183/ ta nigente sanay-a neyilegsen bolai, erke ügei qarilčan
お前たちは既に考えを一致させていたのだ。必ずや互いに

184/ kelelčegsen ʒaʒar bui, činu ene kituy-a-yi üʒebesü urtu
話し合ったことがある(はずだ)。お前のこの小刀を見ると長さ

185/ anu yekedebeči naiman čun bui, mongyul ger-ün ʒadan-a-ača
は大きく見ても八寸¹⁶⁰である。モンゴル天幕の外から

186/ kümün-ü beyen-dür kürgeʒü būlin čiday-san ügei böged
人の体に届かせて突き刺すことはできなかったのであって、

¹⁶⁰清代の「寸」は約3.2cmなので、8寸は約25.6cmである。

- 187/ *či kedü kedün uday-a bülijü beyen-dür kürgen*
お前は何 度か 突き刺して体 に 届かせることが
- 188/ *čidayısan ügei kituy-a boyuni yabudal-i yayun-du čibay-tu*
でき なかった。小刀が短い こと をどうしてチャバクに
- 189/ *kelekü ügei üneden yabudal-i yaray-a kemen dakin čingdalan*
言わ ないのだ。本当のこと を言えと 再び厳しくしたり
- 190/ *moqyujı sigübesü ombuqu-yin öčikü anu,*
緩やかにしたりして (我々庫倫辦事大臣の衙門で) 裁くと、オンボフの 供述は
- minu ečige*
- (以下の通りでした。) <私の父
- 191/ *vangdui man-u jasay-tur namayi abuy-a kemen yuyıysan*
ワンドイは私たちの旗長に 私を 受け取ろうとって請うた
- 192/ *bile, man-u jasay bolıysan ügei, minu ečige vangdui*
のです。私たちの旗長が許可せ ず、私の父 ワンドイが (そのことを)
- 193/ *nadur kelegısen-dü bi bay-a yomudumui, čibay adayı-yi*
私に 話したので、私はやや (旗長に) 不満を持っております。チャバクは馬群を
- (sayin-i anuの誤り)
- 194/ *qarıyulqu kümün, tere jasay-un adayıun-ača sayin*
放牧する人です。彼は旗長の馬群 から良い
- (unudayの誤り)
- 195/ *anu-yi songyujı unuduy böged, basakü görügelekü*
のを選んで (自らふだん) 乗っていて、また 狩りをする
- 196/ *arad-tur mori kölüsülejü öggüged kölüsü abumui,*
人たちに (旗長の) 馬を賃 貸しして料金を取ります。
- 197/ *eng-ün učir-a, adayı adayıulqu anu basa mayu kemen*
日常のことでも、馬群を放牧するのが また下手 だといって
- 198/ *jasay tegün-i ayulyan dongyudıysan yajar bui,*
旗長が彼 を威嚇してしかった ことがあります。

(dančiの誤り)

- 199/ čibay uy-ača kituy-a nadur öggügsen bülüge, dangči
チャバクは元々 小刀を私に 与えた のです。(私は) 大いに、
- 200/ yeke kümün seǰiglekü bolbau kemen abuysan ügei, čibyangča
大きな(地位の) 人が 疑う だろうかと思って受け取りませんでした。老婆
- 201/ dulama-yin bay-a kituy-a ger-ün dotur-a yaǰar yaǰar-tur
ドラムの 小さな小刀は家の中に あちこちに
- 202/ orkiday böged, labta beyen-dür kürgen bülejü čidaqu
放ってあって、きっと(旗長夫妻の) 体 に 届かせて突き刺すことができる
- 203/ kemen mungqaydan sanaǰu yayuma čilügen-dür qulǰuǰu
と 愚かにも 考えて(何かの) 事の 隙 に 盗んで
- 204/ abačiyad yurban uday-a büligsen, dulama ene učir-i
持っていき、三 度 突き刺しました。ドラムは このことを
- 205/ medekü ügei kemen öčimüi, basa ükügsen čibay-un
知り ません」と 供述している。また、死んだ チャバクの
- 206/ eme bayar-tu činu er-e ükügsen qoyin-a küriyen-ü
妻 バヤルにくお前の夫が死んだ 後、 庫倫 の
- 207/ ǰaryučü ireǰü yasu-yi bayičayan üjekü tuqai-dur čü
裁判官¹⁶¹が来て 死骸を 調べて 見る 時に、 お前
- 208/ mön oyir-a tulǰu üǰebeü beyen-dür yambar širaq-a
も 近くに寄って見たか、(チャバクの) 体 に どんな傷が
- 209/ bayinuu ügei üü, čimadur yomudaqu yaǰar bayinuu, basakü
あるのかないのか、お前に 申し立てるべきことがあるか、また

¹⁶¹ǰaryučü (訴訟担当者) という名の訴訟専門の役人が庫倫辦事大臣の下にいたので、その役人のことだと思われる。Сономдагва1961, pp.42-43を参照。すなわち、ここに現れるのは中国本土の件作に相当する検屍担当役人そのものではないが、ラマ・ロブサンの事件では、明らかに件作と思われる漢族の下級役人が登場する。Сономдагва1961, pp.42-43によれば、この訴訟専門の役人の下に検屍を担当する件作が居た。

210/ yambar seǰigleltei ʧaǰar bayinuu bui bolbasu, tusayar ünen
どんな疑わしいところがあるか、あるのなら一人で本当の

211/ yabudal-i ʧaray-a kemen dakiǰu naribčilan asayubasu
こと を述べよと といって再び 詳しく 尋問すると

212/ bayar-yin öčikü anu, ǰaryučı ireged minu er-e-yin yasu-yi
バヤルの供述 は (以下の通りでした。) <裁判官が来て 私の 夫の 死骸を

(ebüdügの誤り)

213/ bayičayan üjeküi-dür bi oyir-a tulǰu üjegen ebüdeg
調べて 見る 時 私は近くに寄って見ました。膝と

(silburaysanに同じ)

214/ suyu ʧaǰar bay-a silbaraysan sirq-a bayin-a, egünče ʧadan-a
脇の所に小さな擦り 傷が あります。この ほかには

(öber-eの誤り)

215/ yerü öber sirq-a ügei, ǰaryučı čöm ǰiyaǰu nadur
決して他の 傷は ありません。裁判官は全て指し示して私に

216/ üjegülügsen, ebüdeg suyu ʧaǰar-un sirq-a bolbasu, tere
見せました。膝と 脇の所の 傷 は、 彼が

217/ sayin-iyar sögüdkekü ügei, genedte ǰoysuǰu, genedte
ちゃんとひざまづかせせず、突然 立ち上がったたり突然

(talbiǰuの誤りとみなす)

218/ kebtökü tula, bay-a sur-yi suyu-bar talbaǰu degegsi
寝そべったりするために、細い革ひもを脇 に 通して上の

219/ mongǰul ger-ün unin-dur uyayad sögüdkeǰü üge
モンゴル天幕の梁 に つないでひざまづかせて、言葉を

(silburajüに同じ)

220/ asayuqui-dur šilbaraču qabuduysan-dur kürgegen
尋問する際に擦りむいて腫れる に 到らせたのです。

221/ minu er-e iǰayur-ača nige qayučin ebečin bui, genedte
私の 夫は元 から一つの持 病が あります。突然

222/ genedte ügderejü toluyai ergijü dotur qab qarangqui
突然 発作が起きて目が 回り、(頭の) 中が 真っ暗で

223/ yayun či uqaqu ügei-dür kürümüi, labta sur-iyar
何 もわからないようになるのです。きっと革ひもで

224/ elgüjü sögüddügseger genedte qayučin ebečin inu
つるしてひざまづき続ける内に、突然 持 病の

(bui-j-aの誤り)

225/ ügderejü ükügsen bui-ja-a, nadur yerü sejiglekü jüil
発作が起きて死んだのでしょうか。私としては決して疑うべきことは

226/ ügei kemen öčimüi, dakin dakin-iyar čingdalan
ありません」と 供述しています。繰り返し繰り返し 厳しくしたり

227/ moquyuju sigübesü basakü urida-yin öčigsen yosuñar
緩やかにしたりして裁いても、また 以前に 供述した通りに

(nutada ködelbüriに同じ)

228/ nutada ködülbüri ügei öčimüi, bayičayabasu juryan-ača
しっかりと揺れることなく供述しています。調べてみますと、(理藩)院からは、

229/ yačakü ene kereg-i dakin mayadlaju kinan sigüjü juryan-dur
ただこの件を 再び確認・点検して裁き、(理藩)院に

230/ medegülüjü iregsen čay-tur jiči toytayan sidkesügei
報告して きた 時に 改めて定め 処罰しよう)

231/ kemebei, yerü man-u yañar-ača darui yal-a toytayaju
と言っています。決して我々(庫倫辦事大臣)の所 からすぐに罪を 定めて

232/ medegültügei kemegsen yañar ügei, man-u yañar-ača
報告するように、といったことはありません。私たち(庫倫辦事大臣)の所 から

233/ darui yal-a toytayaju ülü jokilduqu-yin tulada
すぐに罪を 定めるべきではない ので、

(darayalanの誤り)

234/ kereg-ün dotur-a el-e arad-i daryalan dakin
事件の 渦中の全ての民 を順々に 再び

235/ sigügsen yabudal-i jüryan-dur yabuylju toytayan
裁いた 事柄 を (理藩) 院 に 送って 定め

236/ sidkegülüsügei kemen kürgeju irejüki,
処罰させましょう』と言って (庫倫辦事大臣から理藩院へ) 届けて来たのである。

¹⁶²bayičayabasu, ene
(我々理藩院の官僚が) 調べてみると、この

237/ kereg urida čiyulyan-u daruy-a beyise sündübdurji
事件は以前 (ハン・オール) 盟 長 貝子 スンデブドルジ

238/ -nar-un yaǰar-ača sigüju ilyan salyaǰu yal-a unayaǰu
らの 所 から、審理し (各人を) 区 別して罪に当て、

239/ medegülür-e iregsen-i kinabasu seǰigleletei yaǰar masi olan,
報告して 来たものである。それを調査すると、疑わしい 点が非常に多く、

240/ darui yosuyar bolyaǰu sidkebesü ülü jokilduqui-yin tula,
すぐにそのままにして 処置すべきではない ので、

241/ küriyen-dür sayuysan ambas-tur yabuylju dakin mayadlaǰu
庫倫 に 駐在する (庫倫辦事) 大臣たちに送って 繰り返し確認し、

242/ čingdalan naribčilan sigüju medegülju iregsen čay-tur
(大臣が) 厳しく 入念に 審理し報告して来た 時に、(我々理藩院がまた)

243/ öber sidkesügei kemen yabuyluysan bülüge, edüge
自ら処置しようとして (庫倫辦事大臣に) 送った のであった。今、

küriyen-dür
庫倫 に

162ここまではЧимид1958では省略されており、ここからはキリル文字転写によって全文が掲載されている。またこの行の上部欄外にチミッド氏の付けたと思われる鉛筆によるWのような大きな印が残されている。

244/ sayuysan ambas-un yaǰar-ača kereg-tür qolbuydaysan
駐在する大臣たちの所 から『事件に かかわった

245/ arad-i ama neyilegül-ün sigübesü ĵokiǰu kümün-i quriyaǰu
人々を、口供を照合して 審理す べき 人 を集め、

(öber-eの誤り)

246/ čingdalan sigübesü yerü öber učir ĵüil ügei, darui
厳しく 審理しますと、決して他の(隠された)事 情はありませんでした。則ち

247/ čibay mön ünেকür qayučin ebečin bui mayuǰiraqu
チャバクも 本当に持 病が あり、気絶する

248/ ebečin ügdereǰü sigükü tuqai-dur üküǰüküi, qariyatu čiyulyan-u
病気の発作が起きて、審理している時 に 死んだのです。管轄の 盟

249/ daruy-a qarın čibay-yi mayučilan ĵobuyuǰu bayiysayar
長は、むしろチャバクを責め 苦しめていて

250/ üküküi-dür kürgegsen učir ügei kemen medegülǰü iregsen-ü
死 に 到らせた 訳ではありません。』と 報告して 来た。

251/ tulada, bayičayabasu keüken ombuqu tegün-ü ĵöbsigsen
そこで 調べてみると、娘 オンボフは、彼女の 相談した

252/ ere čibay-un suryaysan üge-yi đayaǰu¹⁶³ kituy-a bariǰu
男 チャバクの教唆した 言葉に従ってナイフを握り、

253/ tegün-ü ĵasay urǰinǰab-un sayuysan mongyul ger-ün yadan-a-ača
彼女の 旗長 オルジンジャブの住む モンゴル天幕の外 から

254/ yurban uday-a bülibesü kituy-a boyuni tula, ĵasay urǰinǰab-un
三 度 突き通した。しかしナイフが短く て 旗長 オルジンジャブ

255/ ere eme-yin beyen-dür kürgeǰü čidaysan ügei, yaǰčakü
夫 妻 の 体 に 届かせられ なかった。ただ

163この単語のdの文字は、語中形が用いられている。

256/ ene metü yalatu kümün-i yayakin yal-a unayaqu yabudal-i
このような罪 人 にどうやって罪を 宣告するかということ、

257/ mongyul čayaĵa-yin bičigtür, yerü ilyan salyaĵu toytayaysan
蒙 古 例 には全く区 別して定めてい

258/ ügei, ĵüi inu, sigükü čayaĵa-yin bičig-un yosuyar
ない。正しくは（『大清律例』の）「刑律・刑例」 に 従って

259/ sidkebesü jokimui, bayičayabasu sigükü čayaĵa-yin bičig-tür
処罰す べきである。調べてみると、刑律・刑例 に

260/ bičigsen anu, boyul sibegčün kölüsün-ü kümün ger-ün eĵen-i
記してあるのは、『奴 婢、 賃金 労働者が家の 主人を

(ebügeの誤り¹⁶⁴)

261/ aray-a-bar alabasu kübegüd ačınar ebüge emege ečige
策を用いて殺せば、子や 孫たちが祖父、祖母、父、

262/ eke-yi ary-a-bar alaysan yosuyar terigün ded qorluysan
母を 策を用いて殺したのに準じて、首犯か 従犯か、危害を加えたか

263/ ese qorluysan yabudal-i ilyaqu ügei čöm čabčaĵu
加えなかったかということ、を区別 せずに、皆 切り

264/ ala, basa qariyatu irgen tegün-i ĵakiruysan tösimed-i
殺せ。また 所属の 民が、自分を 管理する 役人 を

(ary-a-barの誤り)

265/ aray-a-bar alaqui-dur yabuĵu qorluysan ügei bolbal,
策を用いて殺そうとした際、行なって¹⁶⁵危害は加えなかったならば、

(mingyan-uの誤り)

266/ ĵayun čabčiry-a ĵangčijü qoyar mingyaan-u yaĵar-a
百回 杖で 打って二 千 里 (の所) へ

164 このüは語頭子音に続くüのように左へ出る線が一本多くなっている。

165 この単語は「行なって」と「行って」の両様に訳せるが、ここでは「行なって」と解釈しておく。

- 267/ čölügül kemejüküi, čibay kemegči urjinjab-un albatu
流刑に処せ』ということである。チャバクという オルジンジャブのアルバトは、
- 268/ tegün-ü yabuldaysan em-e ombuqu-dur suryaǰu tegün-ü
自分の 情交した 女 オンボフに 教唆して、自分の
- 269/ eǰen urjinjab-un ere eme-yi ary-a-bar alay-a kemen yabuysan
主人オルジンジャブ夫妻を 策を用いて殺そうと したのである。
- 270/ kerbe čibay-un bey-e bui bögesü jüi inu boyul sibegčün
もしもチャバク自身が生存していれば、正しくは 奴 婢が
- 271/ ger-ün eǰen-i ary-a-bar alaysan yosuyar čabčiǰu alaqu
家の 主人を策を用いて殺したの (場合) に準じて、切り 殺す
- 272/ yal-a unayabasu jokimui, čibay edüge nigente ebedčün-iyer
罰を 課す べきである。チャバクは、今 既に 病
- 273/ ügei boluysan tula, kelelčekü ǰaǰar ügei bolyaqu-ača ǰadan-a,
没 した ため 論ずる 必要なしとする ほか、
- 274/ ombuqu bolbasu čibay-un yabulduysan em-e mön, yerü tegün-ü
オンボフは、 チャバクの情交した 女である。決して彼の
- 275/ em-e busu böged, mön ǰasay urjinjab-un boyul sibečün
妻ではなく、 また旗長 オルジンジャブの奴 婢でも
- 276/ busu vangdui-nar, tayiji engkeǰiryal-un mori qulǰuǰu vangdui
ない。ワンドイらが台吉 エンフジャルガルの馬を 盗んで、ワンドイ
- 277/ -nar-ača mal torǰuqui-dur vangdui mal ügei tula,
らから (罰の) 家畜を徴収する際、ワンドイに家畜がないので、
- 278/ tegün-ü keüken ombuqu-yi mal-un orun-dur tayiji
その 娘 オンボフを家畜の代わりに台吉
- 279/ engkeǰiryal-dur qaričayul-un olyaǰuqui engkeǰiryal basa
エンフジャルガルに、代替させて 与えたのである。エンフジャルガルはまた、

- 280/ ulamjilan qariyatu jasay urjinjab-tur öggügsen,
 続けて (オンボフを) 管轄の 旗長オルジンジャブに与えた。
- 281/ urjinjab jasay böged oytu qauli yosuyar vangdui-nar-i
 オルジンジャブは、旗長でありながら、全く 法律に従って ワンドイらを
- 282/ čölügül-ün sidkekü ügei darui engkejiryal-un dur-a-bar
 流刑に処して処罰せず、すぐに、エンフジャルガルの意のままに、
- 283/ mal torquysan orun-dur kümün-i qaričayul-un
 家畜を課す 代わりに人間を (それに) 代替させて (エンフジャルガルに)
- ögčü joriy-iyar
 与え、恣意的に (事件を)
- 284/ dayusγaysan böged, basa engkejiryal-un öggügsen-i üjejü
 終結させた。そしてまた、エンフジャルガルが (自分に) くれたのを見るや、
- 285/ darui ombuqu-yi ayulaju jarudasu bolγaysan anu, dangči
 すぐにオンボフを (自分の所に) 置いて召使に した。 このことは、大いに
- (jöričejuの誤り)
- 286/ qauli-yi jörčijü yabujuqui, ombuqu kedüi urjinjab
 法律に 違反している。 オンボフはいくらオルジンジャブが
- 287/ ger-tür ayulaju, doluyan jil jaruydaysan bolbaču oytu
 天幕に置いて 七 年間召し使われたといっても、全く
- 288/ ejen boyul-un ner-e-yin tedüi ügei jüi inu eng-ün
 主人と奴隷 の 名目の ほどはない。 正しくは 一般の
- 289/ kümün-ü yosuyar yalalbasu jokimui, γayčakü ombuqu bolbasu
 人 (の場合) に準じて 罪を決めるべきである。ただ オンボフは、
- 290/ erkebisi urjinjab-un jakiruysan qosiyun-u keüken böged,
 確かに オルジンジャブの管理する 旗 の 娘 であって、
- 291/ čibay-tur yabuldun yabuju basa čibay-un surγaysan-i
 チャバクと情交を し、 またチャバクの教唆 に

(šoylay-aの誤り)

- 292/ *dayaju ayumsiγ ügei urjinjab-un ere eme-i šoylauy-a*
従って敢えて オルジンジャプ夫妻をなぶり苦しめよう
- 293/ *kemen yabuysan anu, mön nigen niγur ügei douradu mayu*
と したことは、また一人の恥知らずで下 劣で
- 294/ *qargis em-e kerbe ombuqu-yi γayčakü qariyatu irgen tegün-i*
残酷な女である。もしもオンボフを、ただ 所属の民が自分を
- 295/ *jakiruysan tüsimed-i aray-a-bar alay-a kemen yabuju*
管理する 役人 を策を用いて殺そうとして行なって
- 296/ *qorluysan ügei terigülegsen kümün-ü čayaγa-yin bičig-ün*
傷つけ なかった(場合の) 首 犯 の法 律 に
- 297/ *yosuγar jayun čibčiry-a jangčiju qoyar mingγan-u γajar*
従って、百回 杖で 打って二 千 里(の所)へ
- 298/ *čölükü yal-a unayabasu basakü tegün-ü qaldaysan yal-a-dur*
流刑に処す罪に 当てるなら、また 彼女の犯した 罪 に
- 299/ *tengčekü ügei, oldubasu ombuqu-yi күндү-yi üjeju nemengdegül-ün*
釣り合わない。できれば、オンボフ(の罪)が重いのを見て(罪を)加え、
- 300/ *guvangtung muji-dur čölügülju sergeyilen sayuysan čerig-tür*
広東 省 へ 流刑に処して、守備 駐屯の 兵 に
- 301/ *boyul bolyan šagnaγu qasiryul-un jaruyuluy-a, basa bayičayabasu*
奴隸 として賞与し、苦い経験をさせて召し使わせよう。また 調べてみると、
- 302/ *urida qariyatu čiyulyan-u daruy-a-yin γajar-ača γurban*
以前 管轄の 盟 長 の 所 から (『) 三頭の
- 303/ *mori qulyuysan terigülegsen qulayayiči lama navang-i sakil-i*
馬を盗んだ 首犯の 盗人、 ラマ・ナワーンを選

- 304/ ebdeǰü quguvang fügeyen-ü ǰerge muǰi-dur čölüged örtegen-dür
俗させて湖広・福建等の省へ流刑に処して駅に
- 305/ tusiyaǰu ǰobaqu alban-dur yabuǰulqu, yerü qamtu qulǰuǰu
渡し、苦しい賦役を担わせます。決して共に盗みは
- 306/ yabuǰysan ügei qulǰuǰysan-u qoyin-a ed qubiyaysan vangdui
せず、盗んだ後で物を受け取った(だけの)ワンドイは、
- 307/ ǰayun tasiǰur ǰangčiqu tayiǰi engkeǰirǰal-un qulǰuǰdaysan
百回鞭打ちます。台吉エンフジャルガルの盗まれた
- 308/ ǰurban mori-yi čöm uy ǰisüber olba,
三頭の馬は全てもと通り(エンフジャルガが)得ました(ので問題ありませ
qulǰyayiči navang
ん)。盗人ナワーンは
- 309/ endegüreǰü bariǰi unuǰad üküǰülüǰsen učir-tür nige
誤って(別の馬を)捕らえて乗り、(それを)死なせたために一・
- 310/ yisün mal torǰuqu yal-a unayaǰu medegülüǰsen anu
九畜を課す罪に当てて(処罰しました』と)166報告して来たことは、
- 311/ qauli-dur neyileǰsen-ü tulada, egün-i darui qariyatu
法律に合っていたので、これを、すぐに管轄の
- 312/ čiyulǰan-u daruǰ-a sündubdurǰi-yin unayaysan yosuǰar
盟長スデブドルジが当てた(罪の)通りに
- 313/ bolyasuyai, ǰasay urǰinǰab-un qatun, keüken ombuqu-yi
しよう。旗長オルジンジャブの夫人が娘オンボフを
- 314/ quriyaysan anu, tegün-ü er-e urǰinǰab-un medel-dür bui
受け取ったことは、その夫オルジンジャブの権限内にある

166この引用は直接話法ではなくて間接話法になっているが、引用部分を明示するために「」を補足しておく。

315/ amui, čibay-un em-e bayar tegün-ü er-e čibay keüken
のである。チャバクの妻 バヤルは、その夫 チャバクが娘

316/ ombuqu-tai jöbsigsen-i medekü ügei-yin tulada,
オンボフと謀議したことを知ら なかったので、

(čimid-iの誤り)

317/ qamiy-a ügei dulma, čimd-i čöm kelelčekü yabudal ügei
無関係である。ドラムとチミッドは、共に(罪を)論じる 必要 なしと

318/ bolyasuyai, urida qariyatu jasay urjinjab endegürejü
しよう。以前、管轄の 旗長 オルジンジャプが誤って

319/ sidkeged toryuysan kümün yayum-a-yi mön kü tataju
処置し、徴収した人や 物 をまた 取り

320/ abuyad uy kümün-dür olyubasu jokimui, toryuysan
もどしてもとの持ち主に 返す べきである。徴収した

321/ kübegün-i vangdui, tayiji engkejiryal-dur nige temege öggüged
男の子を、ワンドイが台吉 エンフジャルガルに一頭のラクダを与えて

322/ kübegün-iyen abačiyysan-u tulada, engkejiryal-ača ene nige
自分の男の子を連れて行ったので、エンフジャルガルからこの一頭の

323/ temege, janggi vangčuy süke-nar-tu öggügsen mongyul
ラクダを(追徴し)、そして佐領 ワンチク、(使者)スフら に与えた モンゴル

324/ ger-i tus tus kögejü yaryayad uy kümün-dü olyasuyai,
天幕をも、各々 追 徴して、もとの持ち主に 返そう。

325/ jiči urida qariyatu čiyulyan-u daruy-a sündübdurji-yin
さらに、以前管轄の 盟 長 スンデブドルジの

326/ yajar-ača ene kereg-yi medegüljü yaryaysan ügei sanayan-u
所 から『この件を 報告 提出せ ず、恣

327/ joriy-iyar sidkegsen büged, tayiji engkejiryal-un
意的に 処置した上に、台吉エンフジャルガルの

- 328/ öggügsen öken ombuqu-yi ger-tür-iyen ayulju
与えた 娘 オンボフを自分の天幕に置いて
- 329/ ĵaruyſan, tüsiyetü qan ayimay-un ĵasay tayiĵi
召し使ったトシェート汗 部 の 旗長 (である) 台吉
- 330/ urĵinĵab-i yal-a kelelčegülsügei, ebečĳin-iyer ügei
オルジンジャプについて罪を 論じさせましょう。病気で 死亡
- 331/ boluyſan ĵalan ayusi, ĵanggi vangčuy, tayiĵi engkeĵiryal,
した 参領アヨーシ、(そして) 佐領 ワンチク、台吉 エンフジャルガル、
- 332/ elči süke-nar čöm teden-ü ĵasay-un tusiyayſan-i
使者スフらは、皆 彼らの 旗長の 命令 に
- 333/ dayaju sidkebei, yerü eden-ü sanayan-u ĵoriy-iyar
従って処置したのです。決して彼ら (自身) が恣 意的に
- 334/ sidkegsen anu busu-yin tulada, čöm kelelčekü yabudai
処置したわけでは ない ので、皆 (罪を) 論じる 必要
- 335/ ügei bolyasuyai, beyise sündübdurĵi čĳibay-i
なしとしましょう。(私、盟長である) 貝子 スンデブドルジは、チャバクが
- ükükü-yin
死ぬ
- 336/ urida üresčü ünĳen öčig-i sigüĵü ĵaryan ese
以前に探し求めて真実の証言を審理して出せ
- 337/ čĳidaysan böged, lama navang qulĵayiči bolĵu yabuysan
ませんでした。また ラマ・ナワーンが窃盗を 行なった
- 338/ kereg-i qariyatu ĵasay urĵinĵab-nar sanayan-u ĵoriy-iyar
件 を管轄の 旗長オルジンジャプらが恣 意的に
- 339/ sidkegsen yabudal-i tuqai-dur yerü bayičayaĵu ĵaryaysan
処置したこと を、その時、(私スンデブドルジが) 全く調べて 提出し

340/ ügei anu, ese jokijuqui, tegün-i qamtubar yal-a
なかったことは、不適當でありました。そのことをいっしょにして（私の）罪を

kelelčegülkü
論じて

341/ ajiyamu kemen ergün kürgeju irejuküi,
いただけますか』といて（盟長から我々理藩院へ）提出して届けて来た。

bayičaybasu, jasay
調べてみると、旗長

342/ urjinjab bolbasu, nigen qosiyun-u kereg-yi terigüleju
オルジンジャブは 一旗 のことを指揮し

343/ sidkekü kümün quljayiči navang-u kereg-yi yerü medegülügsen ügei,
処置する者であるのに、盗人 ナワーンの事件を 全く報告せ ず、

344/ darui sanayan-u joriy-iyar qauli-yi jörčijü medemkeyilen sidkegsen
すぐに恣 意的に法律を無視し偽って 処置した

345/ büged, basa demei keüken ombuqu-yi quriyaju jaruysan anu
上に、また軽率にも娘 オンボフを受け取って召し使った。これは、

346/ üneker tusiyal-i yutayajuqui, urjinjab-i šiyud jasay-ača
まことに（その）地位 を汚した行ないである。オルジンジャブを直ちに旗長より

（čegerlelの誤り）

347/ bayilyayad čegerilel üjegülsügei, jalan ayusi, tayiji engkejiryal,
退職させて、（それによって）懲戒しよう¹⁶⁷。参領アヨーシ、台吉 エンフジャ
ルガル、（使者）

348/ süke-nar kedüi jasay-un tusiyaysan-i dayaju sidkebe
スンらは、いくら旗長の命令 に従って処置した

349/ kemebečü erkebisi tuqai-dur yerü učir-i yaryaju medegülügsen ügei
とはいえ、確かに、その時 決して事情を提出して報告せ ず（無条件に旗長に）

167 このčegerilel üjegülsügei,という表現は決まり切った定型句で、裁判文書に頻出する。

350/ dayalčaju yabuysan yal-a-ača keldürejü ülü bolumui, jalan
従って 行動したという罪からは、免れ 得ない。 参領

351/ ayusi, tayiji engkejiryal süng čöm püngleü ügei-yin
アヨーシ、台吉エンフジャルガル、(使者) スンは皆 (もともと) 俸禄がない
(pünglüの誤り)

tulada
ので、

352/ jokis-i üjejü kümün büri yurbayad yisün mal toryuju
妥当な所を見計らって各 人に各々三・九 畜を課し、(徴収した罰畜は)

353/ qauli yosuyar jitungsen arad-tu kükigül-ün šangnaqui-dur
法律 通りに、(何らかの) 努力をした民 に、励まして 賞与するのに、

354/ beledkesügei, jiči qariyatu čiyulyan-u daruy-a sündübdurji,
備えさせよう。更に、管轄の 盟 長 スンデブドルジが、

355/ urjinjab-un joriy-iyar sidkegsen kereg-yi yerü bayičayaju
オルジンジャブの恣意的に処置した 事件を 全く 調べて

(omtuayayidajuquiの誤り)

356/ ese yaruyaysan anu, dangči¹⁶⁸ omtayayidajuqui, kerbe bayičayaqu-yi
提出しなかったことは、大いに 不注意であった。もしも査察を

357/ aldaysan čayaža-yin bičig-ün yosuyar qayas jil-ün püngleü
失した(場合の) 法律 の 書 に 従って半 年間の俸禄を

358/ tatabasu bay-a künggen metü sündübdurji-yi kündüde nemegüljü
削るなら、軽 微に過ぎるようである。スンデブドルジに重く(罪を)加えて、

359/ nigen jil-ün jasay-un püngleü-yi tatay-a, ded čiyulyan-u
一 年間の旗長の 俸禄 を 削ろう。副 盟

168この語は語頭のdが語中形で表記されている。

- 360/ daruγ-a keḡeyidurḡi, ḡanggi vangčuy nigente ebedčün-iyer ügei
 長 ヘジェイドルジと佐領 ワンチクは、既に 病氣 で 亡く
- 361/ boluysan-u tulada, kelelčekü yabudal ügei bolγasuyai, basa
 なった ため、(罪を) 論じる 必要 なしとしよう。また
- 362/ bayičayabasu qariyatu qosiyun-u tusalayči tayiḡi dasidundub,
 調べてみると、管轄の 旗 の 協理 台吉ダシドンドプと
- 363/ dasi-yi mön ḡüi inu yal-a kelelčebesü ḡokimui, qariyatu
 ダシをも、正しくは 罪を 論じる べきである。管轄の
- 364/ čiyulγan-u daruγ-a-yin γaḡar-ača yerü teden-i durduysan
 盟 長 の 所 からは、全く彼らに言及した
- 365/ γaḡar ügei bideḡülig sidkebesü ḡokilduqu ügei-yin tulada,
 所がない。いいかげんに処置す べきではない ので、
- 366/ egüni sündübdurḡi-dur tusiyaḡu urḡinḡab urida ene kereg
 これをスンデブドルジに命じて、『オルジンジャブが以前 この事件を
- 367/ sidkekü tuqai-dur dasidundub, dasi qosiyun-u γaḡar-a bui büged
 処置したその時に、ダシドンドプとダシは旗 の所 に居ながら
- 368/ učir-i γaryaju medegülüḡsen ügei, esebesü busu alban-dur
 事情を提出 報告し なかったのか、それとも他の公務で
- 369/ očiγsan ese očiγsan yabudal-i todurqayilan bayičayaḡu ḡuryan-dur
 出かけていたのかどうか、ということ明かにして調べ、(理藩)院に
- 370/ medegülḡü ireḡsen čay-tu sayid bide qauli yosuyar
 報告して 来た 時に、我々(理藩院の)官僚¹⁶⁹が法律に従って
- 371/ bayičayan sidkesügei kememüi, ḡiči ene kereg, γadayad mongyul-un
 調べて 処置しよう』といった。さらにこの事件を理藩

169当然のことながら、モンゴル語ではsayid(「官僚」とbide(「我々」という言葉が日本語と逆の語順で出てきているが、訳文では入れ替えて日本語らしい語順とした。

372/ törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-ača küliyejü nigen toytaγaysan
院が 受理して、一度 定めた

373/ yabudal-i jüi inu qamtubar todurqayilan γaryabasu jokimui,
ことを 正しくは、共に 明らかにして、提出す べきである。

374/ sayid man-u joriγ-iyar bolγaqu yabudal busu tula, kičiyenggüyilen
『我々（理藩院の）官僚が勝手に なすべきこと ではないので、謹んで

375/（一字抬頭） ayiladqaba,（途中改行）
上奏しました。

376/（二字抬頭） jarliy-yi γuyumui kemen tngri-yin tedkügsen-ü tabin jiryuduyar
勅を 請います』といて乾 隆 五十六(1791)

377/ on doluyan sarayin qorin tabun-du（途中改行）
年七 月 二十五日に

378/（一字抬頭） ayiladqaba, mön kü sar-a-yin qorin naiman-a（途中改行）
上奏した。同 月 二十八日に

379/（二字抬頭） jarliy urjinjab-i jasay-ača bayily-a, sündübdurji-yi jasay-un
『勅。オルジンジャブを旗長から退職させよ。スンデブドルジの旗長の

püngleü
俸禄を

380/ nigen jil-iyer tatan, busud-i kelelečegsen yosuyar bolγ-a kemegsen-i
一 年間 削れ。他のことは、（理藩院が）論じた 通りに なせ。』と（皇帝
が）いったことに

381/ kičiyenggüyilen dayaju egün-ü tula ilegebe, kemen
謹んで 従い、このために送った。』といて（理藩院から私ハン・オール盟

kürčü
長の役所に）届いて

382/ irejükiü, egün-ü dotur-a qulyai qudal-un kereg-yi γaryaγu
来た。（また）「『この中には、窃盗と虚偽の 事件を 提出

- 383/ medegülügen ügei snayan-u joriy-iyar quuli-yi jörčeju
報告せ ず、恣 意的に法律を 無視して
- 384/ medemkeyilen sidkegsen jasay-yi tusiyal-ača bayıljaju sidkegsen
偽って 処置した 旗長を 地位から 退職させて処罰した
- 385/ kereg bui-yin tulada, egün-i tüsiyetü qan, čecen qan,
件がある ので、これをトシェート汗、ツェツェン汗、
- 386/ sayin noyan, jasaytu qan dörben ayimay-un čiyulyan-u
サイン・ノヤン、ザサクト汗の四 部 の 盟
- 387/ daruy-a, tusalayči jangjun-nar-tu tusiyan yabuyuluyad
長、 副 将軍 らに 命じ 送って、
- 388/ ulamjilan öber öber-ün qariyatı jasay-nar-tur
引き続いて各 々の 所属の 旗長らに
- 389/ neyiteber tusiyayad nigen adali dayaju sidkegölüsügei
全て 命じて 一 様に 従って 処置させましょう
- 390/ kememüi kemen ergüjüküi, egün-ü tula tusiyan ilegebe,
という』と いて（我々理藩院が皇帝に）提出した。こ のために、命じて 送っ
た。」
- 391/ kemen tusiyan kürčü irejüküi, eyimü-yin tula,
と 命じて（理藩院から各盟に）届いて来た。こ のため、
jasay
（我々ハン・オール盟の役所は）「旗長、
- 392/ tusalayči, tüsimed-ün yaǰar-ača, bičig-ün doturaki
協理（台吉）、役人たちの所 から、（この）文書の中にある
- 393/ el-e kereg-yi kinan naribčılan bayičayaǰu üjged nigen
当該の事件を 調査し、入念に 調べて みて、一
- 394/ adali dayaju sidkeküi-yi medetügei kemen egün-ü tula
様に 従って 処置させることを 知る ように。」と いてこ のために、（盟から各旗
に）

395/ tusiyan ilegebe,
命じて送った。

第二章 ダシジドの事件に関する

裁判文書

萩原1988で扱った「ダシジドの事件」に関しては、以下に5通の文書を提示する。これは、「ダシジドの事件」に関してチミッド氏が収録した5通の文書、すなわち各々 Чимид1958, pp.30-57に収録されている計5通の文書の各原本である。

「ダシジドの事件」は、乾隆53（1788）～54（1789）年にかけて「オンボフの事件」と同じハルハのハン・オール盟左翼右末旗で発生展開した殺人（一家心中）事件である。

「ダシジドの事件」に関する1通目の文書¹⁷⁰

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Ф.Но. 9

Т.Но. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門の来文檔

X.H.Но. 428

X.T. 164a-1736

164a

(urjinjab-unの誤り)

1/ *jasay-un terigün jerge tayiji urjinjab-yin bičig*, (途中改行)

旗長 一 等 台吉 オルジンジャプの文書。

2/ (一字抬頭) *kiyan čing men-dür yabuqu qan ayula-yin čiyulyan-u daruy-a jasay-un*

乾 清 門 行走 ハン・オール 盟 長 旗長

3/ *qosiyun-u beyise, čiyulyan-u ded daruy-a terigün jerge tayiji tan-a*

固山 貝子（殿と）、副盟 長 一 等 台吉 殿に

4/ *ergübe, medegülkü-yin učir, ene on yuban sar-a-yin qorin jiryuyan*

提出しました。報告する ためです。今年三 月 の 二十 六日

5/ *-du minu qosiyun-u quyay urjin-u medegülür-e iregsen yaĵar-tur*

に 私の旗 の 箭丁 オルジンが報告しに 来た ところによると、

6/ *tegün-ü ger-ün boyl eme dasijid öber-ün butači kübegün-iyen*

彼 の 家 の 婢である女 ダシジドが自分の 私生児である息子 に

¹⁷⁰これは、Чимид1958, pp.30-37に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「ダシジドの事件」に関する5通の文書の中の第1文書の原本に当たる。

164b

1/ qourlaysan nigen kereg-i medegülür-e iregsen učir-tu,
 危害を加えた一 件 を (オルジンが) 報告しに 来たのでした。そのことで、

urjinjab minu
 私 オルジンジャプの

2/ yaĵar-aĉa nigen tegegür sumun-u ĵanggin vangĉuy, boşuyu ĉibay-nar-i
 所 から 一 方では 佐 領 ワンチク、領催 チャバクラを

(üjegülünに同じ)

3/ yaryaju öber-ün eke-dür qourluydaysan kübegün-ü yasu-yi üjegül-ün
 派出して、自分の 母によって危害を加えられた息子 の 遺骸を 検視させ、 (また)

4/ nigen tegegür kümün-ü amin-dur noĉuydaysan eme dasijid, tuqai-du
 一 方では 人 命 (案件) にかかわった 女 ダシジドと、その時に

5/ üjegsen medegsen el-e arad-i dayudan abĉu iregülüged bayiĉayaqui-dur
 見たり 知ったりした 全ての民を 呼び出して連れて来させ、 調べてみますと、

6/ darui ĵanggi vangĉuy, boşuyu ĉibay-nar qoyisi kürĉü ireged medegülkü
 すぐに 佐領 ワンチク、領催 チャバクラがこちらへ戻って来て 報告したことは

7/ anu, bide tusiyaysan-i dayaju eme dasijid-tur
 (以下の通りでした)。「我々が (旗長の) 命令 に従い、女 ダシジドによって

qourluydaysan
 危害を加えられた

8/ tegün-ü kübegün-ü yasu-yi naribĉilan üjebesü qoyulai küjügüü-yi
 彼女の 息子 の 遺骸を 詳細に 検視しますと、のどと 首 の

(yubarayutaysanの誤り)

9/ toyuriĵu yubarayutaysan bitegüü sorbi nige keseg bui, egün-eĉe
 まわりに腫れ上がって 閉じた傷跡が一カ所 あります。これ以

10/ öber-e ilete ulayiĵsan ba, bitegüü kökeregseñ qabuduĵsan űirĉ-a sorbi
 外、 明らかな赤くなったり、また閉じて青くなったり腫れたりした傷 跡は

11/ yerü ügei kemen medegülür-e irejüki, egün-dür urjinjab minu yaĵar-a
決してありません」と 報告して 来ました。そこで、私オルジンジャブの所で

12/ tusalayĉi tūsime-d-i abĉu yalatu eme dasijid-tur asayubasu
補佐する役人たちを連れて (派出して) 罪ある女 ダシジドに尋問しますと、

13/ öčikü anu, bi tayiji aysan garbi-yin qariyatu nomun gegĉi
その供述は (以下の通りでした)。「私は台吉 故 ガルビの 所属の ノモンという

kümün-ü
者 の

14/ keüken, ene ĵil yuĉin qoyar nasutai urida namayi baĵ-a büküi-dü
娘です。今 年三十 二 才です。以前、私が 幼かった 頃、

(yadaĵuraĵuに同じ)

15/ eĉige nomun ami ĵiyuqu yaĵuma ügei yadaĵuuraĵu, nigen qosiyun-u
父 ノモンは生活する 物が なく貧しくなって、同じ旗 の

(turaĵuの誤り)

16/ tayiji vangĵil-du qudaldyusan darui eĉige turuĵu üküjüki, qoyin-a
台吉 ワンジルに (私を) 売って すぐに父は 瘦せ衰えて死にました。その後

(bey-eに同じ)

17/ minu biy-e tayiji vangĵil-tai eb nayir ĵokildyusan ügei yabutal-a
私 自身は台吉 ワンジルと仲が うまくいかないで

165a

1/ namayi arban ĵarun nasutai-du minu eke tayiji vangĵil-du nige üker
私が 十 才を 越えた時、私の母は台吉 ワンジルに牛 一頭を
(bey-e-yiに同じ)

2/ tölügen ögĉü abuyad, minu biy-e-yi (途中改行)
代償として与えて (私を引き) 取り、 私の身柄を

3/ (抬頭なし) gegegen-ü šabi enedkeg daruy-a-yin ger-ün kümün bayar-tu
(ボグド) ゲゲーンのシャビであるエネトヘク長 (?) の 家 奴であるバヤルに

(gergeiに同じ)

gergii bolyaǰu
妻 として

4/ qudalan öggüged, yurbayad üker boytulan abubai, bi mön teden-ü kümün
縁を結んで与え、牛三頭ほどを結納として受け取りました。私はまたそれらの人

5/ -ner-tei eng-ün učir-a nayiraldun jokildaǰu yabuqu ügei-dur, er-e
たちと 日常的なことで和 合して 行け ず、 夫

6/ bayar-tur gegedǰu öber-ün eke-dur bučaǰu irebe, basa eke dakin
バヤルに離縁されて、自分の 母のもとへ戻って来ました。また 母は再び

7/ namayi beyise dečinrambil-un qosiyun-u erinčin-du gergii bolyaǰu qudalan
私を 貝子 デチンランピルの旗 の エリンチンに妻 として 縁を結んで

(imay-aに同じ)

8/ öggüged, nige mori, tabun yama boytulan abubai, bi mön tendeben
与え、 馬 一頭、山羊 五頭を結納として受け取りました。私はまたそこで

(niǰegedに同じ)

9/ basa jokilduysan ügei niǰiged sar-a-yin tedüyiken boluyad, er-e
も 和合 できず 約一ヶ月 ほどだけたって、夫

10/ erinčin-dur gegedged, basa eke-dür-iyen bučaǰu irebei, basa qoyin-a
エリンチンに離縁されて、また母の所へ 戻って来ました。また、その後

11/ nigen qosiyun-u ǰayibil kemegči kümün-dü nigen sar-a-yin tedüi
同じ 旗 の ジャイビルという 人の元で 一ヶ月 ほど

12/ gergii bolun yabuyad, mön nayiraldun čidayǰan ügei gegeddebei,
妻と なって暮らし、また和合 でき なくて離縁されました。

13/ egün-dür minu eke mal boytulan abuysan ügei, darui eke-tei
この時は私の 母は、家畜を結納として受け取りませんでした。すぐに母と

14/ qamtu yabutal-a, ami ǰiyuqu yayuma ügei, ger yadanggi tula, eke-yin
ともに暮らしていると、生計を立てる物が なくて家が貧しい ので、母

15/ γayča biy-e-yi, (途中改行)
一人を

16/ (抬頭なし) gegegen-ü šabi minu nayaču quvaray gelegbanjur
(ボグド) ゲゲーンのシャビで私の母方のおじである僧侶 ゲレクバンジョールが
törül-ün sülbege-ber
親戚の縁で

(döterkejüに同じ) (uljiyulunの誤り)

17/ dötürkejü ami uljiyul-un tejiyesügei kemen abačibai, bi öber-eče
親切心を出して何とか暮らさせて扶養しようといっで連れて行きました。私は自分自
身から

165b

1/ törügšen butači nigen küü qoyar keüken-tei qosiyun-u dotur-a ami
生まれた私生児である一人の息子、二人の娘と共に旗の中で何とか

(tungに同じ)

2/ uljin sayuyad, qosiyun-ača qoni mal tejiyen ögbečü tun
暮らして住み、旗(の役所)から羊等の家畜を育てて(私に)くれてもどうしても

qoysiqu
豊かになら

3/ ügei qoyusun-dur, nidunun jün-u dumdadu sar-a-dur nigen qosiyun-u
ないで貧しいので、去年の夏の中の月(五月)に同じ旗の

4/ tayiji čevang-u qoni qulayuju bariydaba, tuqai-dur meyiren
台吉ツェワンの羊を盗んで捕えられました。その時、副(章京)の

(amindabaの誤りとみなす)

5/ amingdau-a kereg-i sidkejü minu nigen butači keüken-i tayiji čevang-du
アミンダワーが事件を処置して私の私生児である娘一人を台吉ツェワンに

6/ yaladu bariju öggüged, üldegsen küü keüken bide yurbayul-a-yi qariyatu
罪(の代償)に捧げて与え、残った息子と娘と私の三人を所属の

7/ bay-dur neyilegöljü yabuysan bile, nidunun namur-un terigün sar-a-du
バグに合流させたのです。去年の秋の最初の月(七月)に

8/ man-u bay-un boşuyu bordui-yin kelegesen anu čimayi
私たちのバグの領催 ボルドイが話したことは、(以下の通りでした。) 『おまえを

ene qoyar
この二人の

(beye-teiに同じ)

9/ keüked-tei-yi qosiyun-u dotur-a bayan bii-tei kümün-dür qudaldıju
子供と共に 旗 の中 で金持ちの 人 に 売って

10/ ami uljiyuluy-a kemen meyiren amingdau-a-du medegülügsen-dü
何とかして暮らさせよう』とって副(章京) アミンダワーに 報告したところ、

meyiren
副(章京)は

(bey-eに同じ)

11/ jöbsiyerčü qudaldutuyai kemebe kemen darui minu biy-e küü keüken
了承して、売るようにといたたと(ボルドイは) いてすぐに私 自身と息子、娘の

12/ yurbayul-a-yi mön qosiyun-u orjin-du mori nige, temege nige-eče
三人 を 同じ旗 のオルジンに馬 一頭、らくだ 一頭で

13/ qudaldubai, bi orjin-un ger-ün jüil-ün kereg-tür öčüken jaruydaju
売りました。私は、オルジンの家の 家 事 に 少し 召し使われて

14/ edüge nayiman sar-a boltal-a tusayar ger-tei qoyula qubçasu aliba
現在、八か 月 たつまで、独立した天幕を持ち、食事や衣服などいかなる

(jobaysanに同じ)

15/ jüil-iyer jobaysan ügei sayıysan bolbaču, ene qabur-un segül
物にも 困ら ずに暮らしましたが、 今年の春 の 末の

16/ sarayin qorin tabun-u üdesi-yin söni minu doluyan nasutai butači
月(3月)の二十五日の日が暮れた夜、私の七 才 の私生児である

(erkelejuの誤り)

17/ kübegün eng-ün uçir-a erkiliju yardaylaysan-dur genedte urin yekede
息子が 日常的なことで甘えてわがママをいったので突然 怒りが大いに

166a

(ködeljüに同じ)

1/ ködüljü mungqaydan sanaysan anu, bi eçige eke-eçe yaruy-san-aça
こみあげて愚かにも (次のように) 考えました。『私は、父 母から生まれて以

(inaysiの語頭のiの歯が一本不足している)

2/ inaysi öçinen nasu oltal-a eçige eke kedü kedün uday-a olan kümün-dü
来、かくも多くの年齢を重ねるまで父 母が何 度も たくさんの人 へと

(ögbeçüに同じ)

3/ qudalduyuluysan kiged, qudalan ögbçü egenegte nigen öçüken amur
(私を) 身売りさせました。そして嫁に やってもいつも 一つのささやかな平

4/ yabudal oluysan ügei, olan-ta gegegdejü edüge qudalduyulun kümün-ü
穩をも得 ず 何度も離縁されて、今や 売られて 人 の

5/ boyl boluysan mayu qubi jayayan-dayan yomudaju çiquldan öber-ün
婢となった 悪い自分の運 命 を 嘆き 絶望して、自分の

6/ butaçi küü, keüken qoyar-tai qamtu üküügei kemen sanaju mön
私生児である息子、娘の 二人と 共に 死のう』と 思い、その

7/ söni kümün umtaysan-u darui bi sem-iyer yurban nasutu keüken
夜、人が 寝静まった後すぐに私はこっそりと自分の三 才 の 娘

(titimに同じとみなす)

8/ -iyen küjügüü-yi ilgin-ü titeme-ber boyuju, doluğan nasutu kübegün-ü
の 首 を なめし皮の頭飾りで 絞め、七 才 の 息子 の

9/ küjügüü ba, öber-ün küjügüü-ber nigen keseg öçüken degesün-dür
首 と 自分の 首を 一 本の小さな毛綱 に

10/ kübegün-ü büse sur jalayad qolbun boyuqui-dur kübegün eji bayiy-a
息子 の 帯の革ひもをつないで結び付けて絞めると、息子は『お母さん、やめよう
よ』

11/ kemen barkirabai, bi mön kümün-dür medegdekü-yin urida üküjü dayusuy-a
といて叫びました。私はまた、人 に 知られる 前に死に 終わろう

12/ kemen dayun yaryaqu ügei-yi boduju kübegün-ü toluyai çegeji-yi
と思ひ声を 出さ ないように考へて息子 の 頭と 胸 を

(küdürenの誤りとみなす)

13/ öber-ün çegeji beyeber küdülen daruju kebtegsen darui umtaısan
自分の 胸と 体 で 強く 押さえて横たわるとすぐに、眠った

(ergiçegülünの誤り)

14/ metü uqayan ügei boljuqui, genedte seregsen metü uqayarçu ergeçegül-ün
ように意識が なくなりました。突然 目が覚めたように気が付いて思案して

(boyultaの誤り)

15/ sanaju üjebesü kübegün bide qoyar-un küjügün-ü boyultu ügei,
思ひ出して見ると、息子と 私の二人の 首 の ひもはなく、

16/ kübegün minu dergede üküjüki, keüken amidu bui, minu dergede urjin,
息子は 私のそばで死んでいました。娘は 生きておりました。私の そばにオルジン
や

166b

1/ çoyıjab-nar sayumui, tede nadaça minu biy-e qoyar ketüked-ün
チョイジャブたちが座っています。彼らは、私から私 自身と二人の子供 の

2/ küjügüü boyuısan uçir-i asaıuısan-dur, bi ene kübegün-i eng-ün
首を 絞めた 訳を 尋ねましたので、私はこの息子 が日常的な

(erkelejüの誤り)

3/ uçir-a erkeliju yardaylayad, arıyadaju ülü bolqui-dur, kedün
ことで甘えてわがままをいい、機嫌をとることができなくて、何人の

4/ er-e-dür oçibaçu yerü nigen-luy-a jokildaıu öcüken jıryal üjegsen
夫に 嫁いでも決して一人とも 和合して小さな 幸せを見ることが

5/ ügei, çöm-dür gegeddejü edüge kümün-ü boyul boluısan öber-ün
なく、皆 に 離縁されて今や 人 の 婢となった 自分の

6/ mayu qubi jayayan-dur yomudaju genedte urin yekede ködülüged
悪い運命を嘆き突然怒りが大いにこみあげて、

7/ mungqaydaju qoyar keüked-tei qamtu boyuju üküügei kemen öber-ün
愚かにも二人の子供と共に(首を)絞めて死のうと思い、自分

8/ biy-e ba, qoyar keüked-tei-yi bi öber-iyen degesü sur-iyar boyuju
自身と二人の子供もろとも(の首を)私は自分の毛綱と革ひもで絞めて

9/ kübegün-i daruju kebtgesen minu, kübegün minu boyuju daruysan-dur
息子を押しえて私が横たわったことと、息子が私が(首を)絞めて押しえたため
に

10/ ükügsen anu mayad ünen učir-iyar kelemegče, urjin-nar
死んだこととは確かに本当であるという事情を話すとすぐに、オルジンたちは

namayi
私を

11/ bariyad kürgeju irebe kememüi, urjin-dur
捕えて(本旗のこの役所へ)届けて来ました」と話しております。オルジンに

asayubasu öçikü anu
尋ねますと、その供述は(以下の通りでした。)

12/ bi janggi vangčuy-un sumun-u kümün nidunun jil-ün namur-un terigün
「私は佐領ワンチュクのスムの者です。去年の秋の最初の

(čevang-uの誤り)

13/ saradu man-u nigen qosiyun-u janggi čivang-u sumun-u bošuyu
月(七月)に我々の同じ旗の佐領ツェワンのスムの領催

14/ bordui-yin nadur kelegsен anu, man-u tayiji garbi aysan-u
ボルドイが私に話したことは(以下の通りでした。)『我々の台吉ガルビの元の

qariyatu
所属である

15/ sula eme dasijid bay-a büküi-eče ečige eke-dür-iyen qudalduyuluysan
貧しい女 ダシジドは、幼い頃 から自分の父母によって売られて

16/ ba, olan kümün-dür qudalaju gergei bolyan ögbečü tus tus yaǰar-tu
また多くの人 に 嫁いで妻 として与えても、それぞれの所 で

167a

1/ yerü jokildun yabuju čiday-san ügei, edüge butači nigen kübegün, nigen
全く和合していくことができず、 今 私生児である一人の息子、 一人の

2/ keüken-tei bui, tegün-dür oytu ami jiyuqu yayuma ügei neng
娘 と共に居る。彼女には 全く生計を立てる物が なく、大変

(yadayuに同じ) (bey-e-teiの誤りとみなす)

3/ yadayuu tulada, qosiyun-u dotur-a bayan bei-tei kümün-dür qudalduju
貧しい ので、旗 の中で 金持ちの 人 に 売って

4/ ami uljiyul-un tüsigülüy-e kemen meyiren amingdau-a-du medegülju
生計を立てさせて頼らせよう、 といつて副 (章京) アミンダワーに報告して

(teyimüに同じ)

5/ jöbsiyeregdegsen, teimü nigen qudalduqu yurban ama kümün bayinam,
承認を得た。 そういう一緒に売るべき 三 人の者が 居る。

(beye-teiの誤り)

6/ či bayan bei-tei kümün tula, abqu buyu kemen asayuysan-du, bi
おまえは金持ち だから、買うか』 といつて尋ねましたので、私は

7/ darui abqu sanay-a olju bordui-tai qudaldu-yi qarilčan kelelčeju
すぐを買う気 になって、ボルドイと売買のことを互いに 話し合い、

8/ nige mori, nige temege-ber qudalduju abuy-a geju ün-e toytayad
馬一頭とらくだ一頭で 買い 取ろうといつて値を定め、

9/ urjin bi daray-a-bar tamay-a-yin meyiren amingdau-a-du očiju
私、オルジンは後 で 印務 (所) の副 (章京) アミンダワーの所へ行って

10/ bordui-yin üge-yi bürin-e medegülju tere eme-yi abču bolqu ülü
ボルドイの言葉を全て 報告し、 その女 を 買ってよいか

11/ bolqu-yi lablaysan-du, tere eme dasiǰid eǰige eke-dür
どうかを確かめましたところ、(アミンダワーが) 『その女 ダシジドは父 母に
tus
よって本

12/ qosiyu ba, (途中改行)
旗 および

13/ (抬頭なし) gegegen-ü šabi, beyise dečinrampil-un qosiyun-du bay-a бүкүи-еңе inaysi
(ボグド) ゲゲーンのシャビや貝子 デチンランピルの旗 に幼い頃 以来

14/ kedün kedün uday-a qudalduyulqu kiged, qudalayulǰu gegegdegsen anu
何 度も 売られて いて、嫁がされて離縁されたの

15/ bolai, qoyin-a ču tayiji čivang-u qoni qulayuǰu bariydayad, yal-a
である。その後も、台吉 ツェワンの羊を盗んで 捕えられ、罪を

16/ oluysan jüil bui, či qudaldun abču asaran qayiralaǰu jarubasu
得た ことがある。おまえが買い 取って養い いとしんで召し使えば

167b

1/ bolumui kemegsen-iyer, urǰin bi nidunun namur-un terigün sarayin qorin
よい』 といいましたので、私オルジンは去年の 秋 の 最初の月 (七月) の二十

2/ dörben-dü eme dasiǰid-un biy-e, egün-i butači jiryuyan nasutai nige
四日 に、女 ダシジド自身、その 私生児である六 才の 息子

3/ kübegün, qoyar nasutai nige keüken qamtu-yi nige mori, nige temege-ber
一人、二 才の 娘一人 もろともに、馬一頭と らくだ一頭とで

4/ qudaldun abču mori temege-yi boşuyu bordui-du tusiyaǰu öggügsen,
買い 取り、馬とらくだとを領催 ボルドイに渡し 与えました。

5/ tegün-eče qoyisi naiman sar-a boltal-a, eme dasiǰid, urǰin minu
それ 以来 八か 月になるまで、女 ダシジドは私オルジンの

6/ ger-ün yabudal-dur bay-a jaruyulǰu emüneben ger-tei qoyula qubçasu-
家 事 に 少し 召し使わせて、以前の 天幕を持ち衣 食

7/ bar möküš ügei, eb jöb-tei yabutal-a, ene jil qabur-un segül sarayin
に 不自由なく円満に暮らしておりました。今年春の最後の月(三月)の

8/ qorin tabun-u üdesi-yin söni mön qosiyun-u janggi ubasi-yin
二十五日の日が暮れた夜、本旗の佐領ウバシの

(čedenpilの誤りとみなす)

9/ sumun-u mal aldaju suraylan yabuysan čedenbil, minu ger-ün kümün
ソムの、家畜を失って探しまわっていたツェデンピルと、私の家奴

10/ čoyijab qoyayula, minu ger-ün dotur-a qury-a isige niliyedü bui
チョイジャブの二人が、私の天幕の中は子羊や子山羊がかなり居

11/ böged, jai möküš-tür, yadan-a umtaysan bile, urjin bi gerteben
て場所が不足しましたので、外で寝たのです。私オルジンが自分の天幕で

12/ umtaysan darui, čedenbil čoyijab-nar minu ger-tür oružu namayi
寝てすぐに、ツェデンピルとチョイジャブたちが私の天幕に入ってきて私を

13/ seregül-ün kelegšen anu, bide qoyayula yadan-a umtaju
起こして話しましたことは(以下の通りでした。)『私たち二人が外で寝て

kebtetel-e genedte
おりますと、突然

(bügegen ger-ün tus ejiiの誤りとみなす)

14/ tan-u ayil qoyitu eteged nigen bügeng ger-ün tus ejei bayiy-a
あなたのアイルの後ろ側の一つの薄白い天幕の方で、〈お母さん、やめようよ〉

(bičiqanの誤りとみなす)

15/ kemen bičayan keüked-ün dayun yaruyad, darui quuginaqu čimege
と幼い子供の声がして、すぐに騒がしい音が

16/ ulam ulam sonustamui kemen kelemegče, urjin bi darui mön čedenbil,
益々聞こえます』と いうのですぐに、私オルジンはすぐにそのツェデンピル、

168a

1/ čoyjab-nar-i üjetügei kemen ileged, yerü sanamsar ügei kebtęseger
 チョイジャブたちを『見てこい』とって送り出し、全く心配せ ずに横になったまま

2/ noyir-un mungqay-tur daruydaju dakin umtajuqui, mön čedenpil
 眠りの まどろみにまみれて再び眠ってしまいました。そのツェデンピル、

3/ čoyjab-nar namayi seregülju kelegesen anu
 チョイジャブたちが(戻ってきて)私を 起こして話しましたことは(以下の通りでし
 bide qarangqui-dur
 た。)『私たちは、暗いので

4/ modu sitayan očiju üjebesü, eme dasijid bügeng-dür
 木に火をともして行ってみますと、女 ダシジドが薄明るい中で

(boyulta-taiの誤り)

5/ tulyan-u qoyitu eteged-tür küjügün anu degesün boyultu-tai
 五徳の後ろ側で首に毛綱とひもをつけて

(türügölgeの誤りとみなす)

(eme-lügeの誤り)

6/ türügüle kebtęüküi, tegün-ü čegejin-ü dour-a mön eme-luy-a
 うつぶせに横たわっていました。彼女の胸の下にまた女(ダシジド)と

7/ qolbuyatai küjügün anu sur boyultu-tai nigen bičiqan kübegün
 つながって首に革ひもをつけた一人の幼い息子が

8/ kebtümü, tulyan-u barayun qoyitu eteged-tür nigen bičiqan
 横たわっています。五徳の右後ろ側に一人の幼い

9/ keüken küjügün anu jisümel ilgen boyultu-tai kebtęü-yi üjged
 娘が首に細長いなめし革のひもをつけて横たわっているのを見て、

10/ mön bide qoyar tedен-ü küjügün boyultu-yi tayilju ajiylabasu
 また我々二人が彼等の首のひもをほどいてよく見ますと、

11/ bičiqan kübegün nigente üküjüki, eme keüken-tei amidu bolbaču
 幼い息子は既に死んでいました。女(ダシジド)は娘と共に生きておりました
 が、

(tengkelの誤り)

12/ üge üggülen čidaqu tengkül ügei kemen kelemegče urjin bi
言葉を話せる 元気はありません』と いうのですぐに、私オルジンが

13/ yayaran bosču čoyjab-un qamtu eme dasijid-un bügeng ger-tür
急いで 起きてチョイジャブと共に 女 ダシジドの薄白い 天幕に

14/ očiju üjebesü tulyan-u qoyitu eteged-tü eme dasijid
行ってみますと、五徳の後ろ側で 女 ダシジドは

15/ amidu kebtükü bolbaču, üge üggülen čidaqu ügei, tegün-ü
生きて横たわっておりますが、言葉を話すことはできません。彼女の

16/ qoyitu eteged-tü bičiqan kübegün anu üküjüki, küjügüü
後ろ側に 幼い 息子が 死んでおりました。首と

168b (yubarayutaysanの誤り)

1/ qoyulai toyrin yubarayutaysan bitegüü sorbitai, busu biyen-dür
のどの周りに腫れあがって閉じた傷跡があります。他の体には

2/ šarq-a sorbi ügei, tulyan-u barayun qoyitu eteged-tü tegün-ü
傷跡はありません。五徳の右後ろ側に 彼女の

(bičiqanの誤り)

3/ bačijan keüken amidu kebtükü bolbaču yurban nasutai keledü oruy-a-
幼い 娘が 生きて横たわっておりますが、三才で 言葉がまだ話せ

4/ adui degere basaču tengkül mayu, küjügüü qoyulai toyrin
ない上に また 体調が悪いのです。首と のどの周りに

5/ yubarayutaysan bitegüü sorbitai, busu biyen-dür šarq-a sorbi
腫れあがって閉じた傷があります。他の体には 傷跡は

6/ ügei bolai, čedenbil üker-iyen erir-e mordajuqui, urjin bi
ありませんでした。ツェデンピルは自分の牛を探しに出発しました。私オルジンは

(qarayaljanの誤り)

7/ čoyiǰab-un qamtu ükügsen kübegün-i qarayaljan eme dasiǰid
チオイジャブと共に 死んだ息子 を監視し 女 ダシジドと

8/ keüken-tei-yi sakiǰu sayutal-a, eme keüken tengkürgesen-dür
娘 とを 見守っておりますと、女と娘が 元気を回復しましたので、

9/ eme dasiǰid-eče tegün-ü biy-e ba qoyar keüked-ün küjügüü
女 ダシジドから彼女 自身と 二人の子供 の 首を

10/ boyuysan, kübegün ükügsen učir-i asayubasu, eme-yin kelegesen
絞めた(理由と) 息子が 死んだ 理由とを尋ねますと、女の 話したこと

(erkelejüの誤り)

11/ anu, bi ene kübegün-i eng-ün učir-a erkeliǰü yardaylayad
は(以下の通りでした。)『私はこの息子が 日常的なことで甘えてわがままをい

aryadaǰu

い、機嫌をとることが

12/ ülü bolqui-dur bi kedün er-e-dür očibaču yerü nigen-luy-a
できないので、私は、何人の夫 に 嫁いでも決して一人とも

13/ jokildaǰu öčüken ĵiryal üǰegesen ügei, čöm-dü gegedǰü edüge
和合して小さな喜びを見い出すことはなく、皆 に 離縁されて今や

14/ kümün-ü boyul boluysan, öber-ün mayu qubi ĵayayan-dur
人 の奴婢となった 自分の悪い運 命 を

15/ yomudaǰu genedte urin yekede ködülüged mungqaydaǰu qoyar
嘆き、 突然 怒りが大いにこみあげて、愚かにも 二人の

16/ keüked-tei qamtu boyuǰu üküügei kemen öber-ün biy-e ba,
子供 と 共に(首を)絞めて死のう と思い、自分 自身と

17/ qoyar keüked-tei-yi bi öber-iyen degesü sur-iyar boyuǰu
二人の子供 もろとも(その首を)、私は自分の 毛綱と革ひもで絞め

169a

1/ kübegün-i daruḡu kebtegsen-dür kübegün üküjüküi, kemen kelemegče
 息子 を押さえつけて横たわりましたところ、息子は 死にました』と 話しますの
 ですぐに

2/ eme dasiḡid-i bariyad, kürgeḡü iregsen kememüi, čoyiḡab-tur
 女 ダシジドを捕えて (この旗の役所へ) 届けて 来ました』と います。チョイジャブ
 に

3/ asayubasu öčikü anu, bi ḡanggi vangčuy-un sumun-u
 尋ねますと、その供述は (以下の通りでした。) 「私は佐領 ワンチュクのスム の
 urḡin-un
 オルジンの

4/ ger-ün kümün, tegün-ü ger-ün dotur-a ayuluysan qury-a isige
 家 奴です。彼 の家の中 に入れた 子羊と子山羊が

(neliyedüに同じ) (jekeiに同じ)

5/ nileyedü olan böged, ḡai ḡekii tula, dulayan-u čay boluysayar
 かなり 多くて 場所が足りないので、暖かい 時期になれば

6/ ger-ün yadan-a umtamui, ene qabur-un segül sarayin qorin tabun-u
 天幕の外で 寝ます。今年の春 の最後の月 (三月) の二十五日の

7/ söni nigen qosiyun-u ḡanggi ubasi-yin sumun-u čedenbil aldayсан
 夜、同じ旗 の佐領 ウバシのスム の ツェデンビルが、失った

8/ üker suraylaḡu ireged qonuba urḡin-u ger-ün barayun qoyitu
 牛を探しに 来て 泊まりました。オルジンの天幕の西 北

9/ eteged-tü uyaysan tegün-ü morin-u dergede minu biy-e mön čedenbil-ün
 側 につないだ彼 の馬 のそばで私 自身がその ツェデンビルと

10/ qamtu kebtegsen-ü qoyin-a urḡin-u ayil qoyitu eteged-tü mön
 共に 横になった後、 オルジンのアイルの北 側 で これもまた

11/ urḡin-u ger-ün kümün eme dasiḡid-ün bügeng ger-ün tus bičiqan
 オルジンの家 奴である女 ダシジドの薄白い天幕の方で、幼い

12/ keüked-ün dayun eji bayiy-a kemegeđ darui quuginaqu čimege ulam
子供 の 声で『お母さん、やめようよ』といて、すぐに騒がしい 声 が 益

(sonustaqi-durの誤り)

13/ ulam sonustaqi-dur, minu biy-e qamtu kebtęsen čedenbil-tei
々 聞こえるので、私 自身は共に 横たわっていたツエデンピルと

14/ darui bosču urjin-i seregüljü kelegsęn-dür urjin-u kelegsęn
すぐに起きてオルジンを起こして話しますと、オルジンの話したことには

15/ ta qoyar očiju üjetügei kemeğsen-iyer, bide qarangqui-dur
『あんたたち二人で行って見て来なさい』といたので、私たちは暗いので

modu
木に

16/ sitayan očiju üjebesü eme dasıjıd bügęng-dür tulyan-u
火をつけて行って見ますと、女 ダシジドが薄明るい中で五徳 の

(türügüleの誤りとみなす)

17/ qoyitu etegeđ-tü küjügün anu degesün boyultu-tai türügüle
向こう側 で 首 に 毛綱と ひもをつけてうつぶせに

169b (eme-lügeの誤り)

1/ kebtęjüki, tegün-ü čegejin-ü dour-a mön eme-luy-a qolbuy-a-tai
横たわっておりました。彼女の胸 の下にはまた、女 と つながって

2/ küjügün anu sur boyultutai bičiqań kübegün anu kebtęmüi, tulyan-u
首 に 革 ひもをつけた幼い 息子 が 横たわっております。五徳の

3/ barayun qoyitu etegeđ-tü bičiqań keüken anu küjügün-dü jisümel
右 向こう側 には幼い 娘 が 首 に 細長い

4/ ilgen boyultu-tai kebtękü-yi üjegeđ mön bide qoyar tedęn-ü
なめし皮のひもをつけて横たわっているのを見て、また我々二人は彼らの

5/ küjügün-ü boyultu-yi tayılju ajiylan üjebesü bičiqan kübegün
首 のひも を 解いて注意深く見ると、幼い 息子は

(bolbačuに同じ)

6/ nigente üküjüküi, eme keüken-tei amidu bolbači üge üggülen
既に 死んでおりました。女は娘とともに生きておりますが、言葉を話すことが

7/ čidaqu ügei, ene učir-i čedenbil bide qoyar urjin-dur dakin
できません。この事情をツェデンピルと私の二人がオルジンに、再び

8/ seregül-ün kelegsen darui urjin bosču minu qamtu eme dasijid-un
起こして 話しますと、すぐにオルジンは起きて私とともに女 ダシジドの

9/ bügeng-dür očiju tegün-i ükügsen kübegün ba, mön dasijid-un
薄白い天幕へ行き、彼女の 死んだ 息子 と、またダシジド

(tengkelの誤りとみなす)

10/ bey-e keüken-tei-ben üge üggülen čidaqu tengkül ügei amidu
自身が自分の娘と共に言葉を話すことができる体力も なく生きて

11/ bayiqu-yi üjebe, eme-yi üge üggülen čidaqu-yin urida
いるのを見ました。女 が言葉を話すことができる (ようになる) 以前に

12/ čedengbil üker-iyen erir-e mordažuqui, mön urjin minu qamtu
ツェデンピルは自分の牛を探しに出かけました。またオルジンが私と 共に、

13/ eme dasijid keüken-tei ba, ükügsen-i kübegün-i sakin sayutal-a
女 ダシジドや娘 と そして死んだ 息子 を見守っておりましたところ、

14/ örülüge anu eme keüken tengküregsen-dür eme dasijid-ača tegün-ü
その朝 女と娘が 回復しましたので、女 ダシジドから、彼女

15/ biy-e ba, qoyar keüked-ün küjügüü boyuysan, kübegün ükügsen
自身と 二人の子供 の 首を 絞めて 息子が 死んだ

16/ učir-i asayubasu eme kelegsen anu, bi ene
事情を尋ねますと、女が話しましたことは (以下の通りでした。) 『私は、この

kübegün-i eng-ün
息子が 日常的な

(yardayalayadの誤り)

17/ učir-a erkiliǰü yardayalayad aryadaǰu ülü bolqui-dur, bi kedün
ことで甘えてわがままを言い、機嫌をとることができないので、私は、何人もの

170a (nigen-lügeの誤り)

1/ ere-dür oçibaçu yerü nigen-luy-a ǰokildun öçüken ǰıryal üǰegsen
夫に 嫁いでも決して一人とも 和合してささやかな幸せをも見ることが

2/ ügei čöm-dür gegegdeǰü edüge kümün-ü boyl boluysan öber-ün
なく皆 に 離縁されて今や 人 の 奴隷 となった自分の

3/ mayu qubi ǰayayan-dur ǰomudaǰu genedte urin yekede ködülüged,
悪い運命 を 嘆き、突然 怒りが大いにこみあげて

(üküy-e の誤り)

4/ mungqaydan qoyar keüked-tei qamtu boyuǰu ükküy-e kemen öber-ün
愚かな考えを起し、二人の子供 と 共に (首を) 絞めて死のうと 自分

5/ biy-e ba, qoyar keüked-tei-yi, bi öber-iyen degesü sur-iyar
自身と二人の子供 と (の首) を、私は自分の 毛綱と皮ひもで

6/ boyuǰu kübegün-i daruǰu kebtgesen-dür kübegün üküǰüküi
絞めて息子 を抑えつけて横たわりましたところ、息子は 死んでしまいました」

kemen
と

7/ kelemegče, eme dasiǰid-i bariba kemen öçimüi, čedengbil-dür
言うのですぐに、女ダシジドを捕えました」と 供述しております。ツェデンピルに

8/ asayubasu öçikü anu bi ǰanggi ubasi-yin sumun-u kümün,
尋ねますと、その供述は (以下の通りでした) 「私は佐領 オブシのソム の者です。

ene
今年

(siuryan-durに同じ)

9/ ǰurban sar-a-yin qorin qoyar-un siuryan-dur öber-ün körüngge
三 月 の 二十 二日の 嵐 で 自分の 財産である

10/ üker aldayad erir-e yabuju bolungy-a neretü yaĵar nigen qosiyun-u
牛を失い、探しに行つてボロンゴ という名の場所で同じ 旗 の

11/ ĵanggi vangčuy-un sumun-u urĵin-u ger-tür qorin tabun-u üdesi
佐領 ワンチョクのソム のオルジンの天幕へ二十 五日 の晩に

12/ kürčü mön söni qoyula umda ideged, ger-tür qury-a
到着し、その 夜 食事や飲み物を (そこで) 食べ、 (オルジンの) 天幕には子羊や

isige
子山羊が

13/ olan bui böged, ĵai ügei degere unuysan mori-ban erte
たくさん居て (寝る) 場所がない 上に、自分の乗った馬を (翌朝) 早く

14/ talbisuyai kemen tegün-ü ger-ün barayun qoyitu eteged-tür uyaysan
(草原に) 放とう といつて、彼 の天幕の西 北 側 につないだ

15/ morin-iyän dergede urĵin-u ger-ün kümün čoyiĵab-un qamtu kebtgesen
自分の馬のそばで、オルジンの家 奴であるチョイジャブと共に 横になった

16/ qoyin-a, teden-ü ayil qoyitu eteged nigen bügeng ger-ün tus eĵi
後、 彼等のアイルの北 側の 一つの薄白い天幕のあたりで『お母さん、

17/ bayiy-a kemen bičiqan keüked-ün dayun yaruyad, darui quukinaqu
やめようよ』と 幼い 子供 の 声 が して、 すぐにかすれた

170b

1/ čimege ulam ulam sonustaqi-dur minu biy-e qamtu kebtgesen čoyiĵab-tai
声 が 益々 聞こえるので、私 自身は共に 横になっていたチョイジャブと共に

2/ darui bosču, urĵin seregülĵü kelegesen-dür, urĵin-u kelegesen,
すぐに起きて、オルジンを起こして (事情を) 話しますと、オルジンの話したことは

ta

(以下の通りでした) 『あんたたち

3/ qoyar očiju üjetügei kemegsen-iyer, bide qarangqui-dur modu sitayan
二人で行って見てきなさい』と言いましたので、私たちは、暗くて 木に 火をつ
けて

4/ očiju üjebesü eme dasijid bügeng-dür tulyan-u qoyitu eteged-tü
行ってみますと、女 ダシジドが薄明るい中で五徳の向こう側 で

(türügülgeの誤りとみなす)

5/ küjügün anu degesün boyultu-tai, türügüle kebtëjükküi, tegün-ü çegejin
首 に毛綱とひもをつけてうつぶせに横たわっていました。彼女の胸の

6/ dour-a mön eme-luy-a qolbuyatai küjügün anu sur boyultu-tai
下にはまた女とつながって首に皮ひもをつけた

7/ nigen bičiqan kübegün kebtëmüi, tulyan-u barayun qoyitu eteged-tür
一人の幼い息子が横たわっています。五徳の右向こう側に

8/ nigen bičiqan keüken küjügün anu jisümel ilgen boyultu-tai kebtëkküi-yi
一人の幼い娘が首に細長いなめし皮のひもをつけて横たわっているのを

9/ üjegend, mön bide qoyar tedën-ü küjügün-ü boyultu-yi tayilju
見て、また我々二人は彼等の首のひもを解いて

10/ ajiylabasu bičiqan kübegün nigente ükëjükküi, eme ketüked-tei
注意深く見ますと、幼い息子は既に死んでおりました。女は娘と共に

11/ amidu bolbači üge üggülen čidaqu tengkül ügei bayinam bile,
生きておりますが、言葉を話すことのできる体力がありませんでした。

12/ ene učir-i bi mön čoyijab-un qamtu urjin-dur dakin seregül-ün
この事情を私はまたチョイジャブと共にオルジンに、再び起こして

(erteに同じ)

13/ keleged, bi üker-iyen erir-e maryasi anu erten mordaysan kememüi
話し、私は自分の牛を探しに翌日早く出かけました』とっています。

14/ boşuyu bordui-ača asayubasu öčikü anu, bi janggi
領催 ボルドイに尋ねますと、その供述は(以下の通りでした)「私は佐領

čevang sumun-u
ツェワンのソム の

15/ kümün, man-u tayiji aysan garbi-yin qariyatu sula eme dasijid
者です。我々の台吉 故 ガルビの所属の 貧しい女 ダシジドは、

16/ bay-a бүкүи-еңе tegüni öber-ün ečige eke tus qosiyun-u tayiji
幼い頃より 彼女 自身の父 母が本 旗 の台吉

17/ vangjil-du qudaldujuqui, qoyin-a vangjil-ača mön eke anu qudaldu-yi
ワンジルに売りました。後に、ワンジルからまた 母は 売買の品物を

171a

1/ tölögelen ögčü bučayan abuyad, (途中改行)
代償として与えて返し、(ダシジドの身柄を) 受け取って、(次いで)

2/ (抬頭なし) gegegen-ü šabi-yin enedkeg daruy-a-yin ger-ün kümün bayar, beyise
(ボグド) ゲゲーンのシャビのエネトヘク長 の 家 奴であるバヤル、貝子

3/ dečinrampil-un qosiyun-u erinčin, tus qosiyun-u jayibil yurban
デチンランピルの旗 の エリンチン、本 旗 の ジャイビル、の (合計) 三

kümün-dü
人の人に

4/ dam dam tegün-i eke qudalan ögbečü (gergeiに同じ) teden-dür gergii bolju jokildun
次々と彼女を 母が嫁に 与えましたが、彼等のところで妻 としてなじむことが

5/ čidayсан ügei, čöm-dür gegedejü mön eke-dür bučaju ireged
できませんでした。皆に 離縁されて、また 母のもとへ戻って来て

6/ yabubai, tegün-ü eke-yi mön törügsen degüü anu,
暮らしました。彼女の母を、その 実の 弟で

7/ gegegen-ü šabi quvaray gelegbangjur ami uljiyulur-a
(ボグド) ゲゲーンのシャビである僧侶 ゲレクバンジョールが何とかして暮らさせよ

abačiyad, eme
うと連れて行き、女

8/ dasijid öber-eče törügsen nigen butači kübegün qoyar keüken-tei
ダシジドは、自分が 生んだ 一人の私生児である息子、二人の娘 と

9/ uul ʔaʔar-tur sayuʔu bayiyad, tus qosiyun-u tayiji čevang-u
元の場所に 住んでいましたが、本 旗 の 台吉 ツェワンの

10/ qoni qulayuʔu ideged, darui bariydaʔu kereg-i meyiren amingdau-a
羊を盗んで 食べ、すぐに捕えられて、その事件を副章京 アミンダワーが

11/ sidkeged, nigen keüken-i yal-a-dur bariʔu öggüged, eme-yin biy-e-yi
裁き、一人の娘 を罪 (の代償) に差し出し、女 自身を

(qarayalʔayuluysanの誤り)

12/ butači küü keüken qoyar-tai bordui man-dur tusiyaju qarayalʔayulusan
私生児の息子、娘 二人と共に我々ボルドイ (ら) に命じて世話をさせたの

13/ bile, yerü nigeken ber qoysiʔu ʔang tölüb olqu jüil ügei,
です。全く一つ も豊かになってを得ようとすることはありません。

14/ nigen ʔaʔar-tu toytaʔu yabuqu ügei učir-tu egüni qosiyun-u
一か所に 落ちていて暮らさないため、彼女を旗 の

(bey-e-teiの誤りとみなす)

15/ ali bayan bei-tei kümün-dür qudaldun ögčü ami ulʔiyul-un
誰か豊かな身上の人 に 売り 渡し、何とかして暮らさせて

16/ tüsigüljü qudalduy-a-yi inu tegün-ü qariyatu noyan tayiji garbi
頼らせ、その売買代金を 彼女が所属していた領主である故台吉 ガルビ

17/ aysan-u eke kübegüd mal dorbi yadanggi tula, tedен-dür
の母と息子たちが家畜財力に乏しい ので、彼等に

171b

1/ olʔayulʔu bolqu aʔiyamu kemen ʔasay-un tamayan-u meyiren amingdau-a-du
与えさせてよろしいか、と 旗長の印務所の副 (章京) アミンダワーに

2/ medegülügen-dü, meyiren-yin tusiyaysan anu, dasijid
報告した ところ、副（章京）の命令したことは、（以下の通りでした。）『ダシジ

bolbasu sula
ドは 貧しい

3/ eme, bay-a бүкүи-еңе dam dam qudaldyuluysan, qudalan öggülügseger
女である。幼い 頃 より 次々と売られたこと、嫁に 出されて

4/ iregsen anu učir čöm ünén tula, tegün-i qosiyun-u dotur-a
戻ってきたことは、その事情が全て真実だから、彼女を旗 の中 で

5/ ami uljiqu bayan bei-tei yaǰar-a qudaldubal-a bolun-a kememegče,
生計を立てられる豊かな身上の（人の）所へ売って よろしい』というのですぐ

bordui
に、私

（sarayinの誤り）

6/ bi nidunun jil namur-un terigün sarayrn qorin dörben-dü, eme dasijid
ボルドイは、去 年の秋 の 最初の月（七月）の二十 四日 に、女 ダシジドと

7/ butači küü keüken qoyar-tai qamtu-yi tus qosiyun-u urjin-du
私生児の息子、娘 二人とをもらともに本 旗 のオルジンに

8/ nige temege, nige morin-ača qudalduǰu ene mori temege-yi uy
ラクダ一頭、馬 一頭で 売り、この馬とラクダを（ダシジドの）元の

9/ qariyatu noyan tayiji garbi aysan-u eke čibyangča ǰangjin-dur
所属の 領主であった故台吉ガルビ の母である尼僧 ジャンジンに

10/ öggüged, ene kü učir-ıyan mön meyiren amingdau-a tan-a medegülügen
与え、まさにこの事情を また 副（章京）アミンダワー殿に 報告しました。

11/ egün-eče öber medegülkü jüil ügei kemen öčimüi,
これ以 外に（今ここで）報告する 事柄はありません」と 証言しています。

meyiren amingdau-a-ača
副（章京）アミンダワーから

12/ asayubasu medegülkü anu, nidunun jil-ün namur čay jasay tan-i
尋ねますと、その報告は（以下の通りでした。）「去 年の 秋の 時、旗長 殿が

13/ uliyasutai-yin alban-u mori mal jakirčü sayuysan jabsar-a
ウリヤスタイの公有の馬 畜を管理すべく駐在した間 に

14/ amingdau-a namayi tamay-a-yin kereg sidkekü uday-a tus qosiyun-u
私アミンダワーが印 務を 処理しました時、 本旗 の

15/ janggi čevang sumun-u bošuyu bordui-yin medegülügsen yaǰar-tur
佐領 ツェワンのソム の領催 ボルドイが報告した ところでは

16/ man-u tayiji aysan garbi-yin qariyatu sula eme dasijid-i
『我々の故台吉 ガルビの所属の 貧しい女 ダシジドは、

17/ bay-a бүкүй-еңе tegün-i öber-ün ečige eke tus qosiyun-u
幼い頃 より彼女を自分の父 母が本旗 の

172a

1/ tayiji vangjil-du qudalduyad qoyin-a eke anu, tayiji vangjil-du
台吉ワンジルに売って、その後母 が 台吉ワンジルに

2/ tölüge-yi ögčü bučayan abuyad,
代償 を与えて（ダシジドを）戻して引き取り、

3/ gegegen-ü šabi enedkeg daruy-a-yin ger-ün kümün bayar, beyise
（ボグド）ゲゲーンのシャビのエネトヘク長 の家 奴 バヤル、貝子

4/ dečinrampil-un qosiyun-u erinčin tus qosiyun-u jayipil-du đakin
デチンランピルの旗 のエリンチン、本旗 のジャイピルに、次

（gergeiに同じ）

5/ đakin qudalan ögčü gergii bolyabaču tus tus očiysan yaǰar-tayan
々と縁を結んで与えて嫁としましたが、各々 嫁いだ所 で

6/ jokildun yabuju čidayсан ügei, er-e-dür yurban uday-a gegedjeju
なじんで暮らすことができ ず、夫に三 度 離縁されて、

7/ eke-dür-iyen bučaju ireged, yabubai, tegün-ü eke-yi mön
母のところに戻って来て 暮らしました。彼女の母をその

8/ törügsen degüü anu, (途中改行)
実の 弟、

9/ gegegen-ü šabi quvaray gelegbanjur ami
(抬頭なし) (ボグド) ゲゲーンのシャビである僧侶 ゲレクバンジョールが何とか

uljiyulur-a abačiγsan, eme dasiǰid
生活させるべく連れて行きました。女 ダシジドは、

10/ öber-eče törügsen butači nigen kübegün, qoyar keüken-tei mön
自分から生まれた私生児である息子 一人、 娘 二人 と共にまた

11/ qariyatu yaǰar-tu sayuǰu tus qosiyun-u tayiǰi čevang-u qoni
所属の場所で暮らし、本 旗 の台吉ツェワンの羊を

12/ qulayuǰu ideged, darui bariydaysan kereg-i meyiren tan-u biy-e
盗んで 食べてすぐに捕えられた 事件を副 (章京) 殿 自身が

13/ sidkeged, nigen keüken-i yal-a-du öggülüged, eme-yin biy-e
裁き、 娘 一人を罪 (の代償としてツェワン) に与えさせ、女 の 身柄を、

butači
私生児である

14/ qoyar keüken-tei-yi bordui nadur tusiyaǰu qarayaǰayuluγsan bile,
(残った) 子供 二人 ともろともに私 ボルドイに渡して 面倒を見させたのでした。

15/ eme dasiǰid yerü kedün uday-a er-e-dür ögbečü nigekeñ kümün-tei
女 ダシジドは、決して何 度 夫 に (嫁として) 与えても一人の 人 とも

16/ jokildaǰu tölüb olǰu qanilan čidaqu ügei gegegdeǰü qarin
なじみ 向上して仲良くすることができ ないで離縁され、逆に

(qarayaǰaqui-duの誤り)

17/ qulayai bolǰu yabuqu tula, öčüken kümün qarayaǰaqui-du berke,
盗人となっていますので、(私のような) 小さな人間が 面倒を見るのは困難です。

172b

- 1/ egün-i ali nigen bayan bei-tei kümün-dü qudalduǰu ami ulǰiyul-un
 彼女を誰か 豊かな身上の人 に 売って 生計を立てさせ、
- 2/ qudaldu-yi anu tegün qariyatu noyan tayiǰi garbi aysan-u eke
 その（売買の）代価を、 彼女の所属の 領主である台吉 故ガルビの 母と
- 3/ kübegüd anu, mal dorbi yadanggi tula, teden-dür olǰayulǰu
 子供たちが 家畜の裕福さに乏しい ので、彼らに 与えさせて
- 4/ bolqu aǰiyamu kemegsen-dür, sanabasu sula eme dasiǰid bay-a
 よろしいでしょうか』といたしましたので、考えますと、貧しい女 ダシジドが幼い
- 5/ бүкүи-еңе qudalduyuluysan ba, ɖakin ɖakin qudalayuluysan bolbaču
 頃から 売られたこと や、次々に 嫁にやられたのに
- 6/ gegedǰü iregsen, basaču qulayai bolǰu yabuysan učir čöm ünən
 離縁されて戻ってきたこと、また 盗人となったこと、の事情は全て真実
- 7/ tula, toytayaysan qauli-dur ǰangtur-un adali kümün-i tus qosiyun-u
 なので、定めた 法律で『莊頭 と 同じ人 を該旗 の
- 8/ dotur-a qudalduǰu bolumui, tusayar qosiyun-du qudalduǰu bolqu
 中では 売って よい。別の 旗 に 売ってはなら
- 9/ ügei kemegsen büged, yerü čü üjebesü tayiǰi aysan garbi-yin
 ない』とっていて、概況を見ると、台吉 故ガルビの
- 10/ orun kiged, qariyatu anu čöm mal mayu, tegüni teǰiyekü küčün
 家 と 所属（の民）は 皆 家畜が悪く、彼女を養う 力が
- 11/ ügei tulada, eme dasiǰid-i tus qosiyun-u dotur-a qudalduǰu
 ないので、『女 ダシジドを本旗 の中 で売って
- 12/ bolun-a kemegsen darui, tus qosiyun-u ǰanggi vangčuy-un sumun-u
 よい』といたしますと、すぐに本旗 の 佐領 ワンチュクのソムの

13/ urĵin-u medegülügen anu, tayiĵi garbi aysan-u qariyatu
オルジンが報告したことは、(以下の通りでした。) 『台吉 故ガルビの所属の

sula
貧しい

14/ eme dasiĵid, tegüni butači qoyar keüken-tei-yi urĵin bi
女 ダシジドと彼女の私生児である子供二人をもろともに、私オルジンが

15/ boşuyu bordui-ača qudaldun abču asaran ĵaruĵu bolumu
領催 ボルドイから買い 取って養い 召し使ってよろしいか』

16/ kemeküi-dür, qudaldun abču asaran qayiralaju ĵarutuyai kemegsen ünen
というので、『買い 取って養い いくしんで召し使いなさい』といったのは本当
です。

17/ basaču daray-a-bar boşuyu bordui-yin ğakin medegülügen anu,
また 後から 領催 ボルドイが再び報告したことは、(以下の通りでした。)

eme
『女

173a

1/ dasiĵid-i butači nige küü, nige keüken-tei-yi ĵanggi vangčuy-un sumun-u
ダシジドを私生児の息子一人、娘一人もろとも 佐領 ワンチュクのソムの

2/ urĵin-du nige mori, nige temege-eče qudalduĵu qudalduyan-u mori
オルジンに馬一頭、ラクダ一頭で 売り、 代価 の馬と

3/ temege-yi eme dasiĵid-un qariyatu noyan tayiĵi garbi aysan-u
ラクダを女 ダシジドの所属の 領主であった台吉 故ガルビ の

4/ eke kübegüd-tür ögbei kemegsen-eče yadan-a mön garbi aysan-u
母と子供たちに あたえました』といった ほか、また 故ガルビ の

5/ eke čü eme dasiĵid-ün qudalduyan-u mori temege abuysan-iyän
母 も、女 ダシジドの代価 の馬とらくだを受け取ったことを

6/ mön kü medegülügsen kememüi, eden-dür dakin dabtan sigübesü yerü
同様に報告しました」といっています。これらの人を再び繰り返して裁いても、決し

öber
て他の

7/ üge ügei, tus tus notada ködülbüri ügei öçimüi, bayiçaybasu
言葉はありません。各々しっかりと変化なく証言しています。調べてみますと、

8/ ger-ün boyul eme öber-ün butači kübegün-iyen urin-u mungqay-iyar
家奴である女が自分の私生児である息子を怒り狂って(その首を)

9/ boyuǰu ükügüügsen ünengkü, egüni jüi inu yalatu eme dasijid,
絞めて死なせたことは本当であります。これを規則上は、罪ある女ダシジドと、

10/ kereg bayiçayan todurqqayilaqu-du qolbuydaysan ele arad-i qamtuda
事件を調べて明らかにする際にかかわった全ての民を、共に

(abquyulunの誤り)

11/ abqayul-un, da beyise, ded da tan-u yaǰar-a kürgeǰü kereg-i
連れてこさせて、(盟)長貝子、副(盟)長殿のところに届けて事件を

12/ sidkegülkü-yi ǰuyun ergübesü ǰokiqu bile, ene uday-a yalatu eme
裁かせることを請うて提出すべきでありました。(しかし)今回、罪ある女

13/ dasijid siltayatai dabqur böged, biy-e inu nüser kündü neng
ダシジドは事情により妊娠していて、身重で大変

(ǰobayuriの誤り)

14/ ǰobuyuri kerkebeči ǰam-dur yabun čidaqu ügei učir-tu, yalatu
苦痛であり、どうしても道中の移動ができないので、罪ある

15/ eme-yi minu yaǰar-a batulan qadayalayad, ükügsen kübegün-ü
女を私(旗長オルジンジャプ)のところで嚴重に保護し、死んだ息子の

yasu-yi
死骸を

16/ kümün yaryaǰu sayitur sakiyul-un, tedeger arad-un öčig-i bürin-e,
人を 派出して充分に 守らせ、それらの民 の 証言を全て

17/ abču ergün medegülbe, yuyuqu anu, ene nigen kereg-i,
取って提出し報告しました。請うらくは、この一 件 を

173b

1/ da beyise, ded da tan-u yaǰar-ača kerken bolyaǰu ĵiyan toytayaǰu
(盟) 長 貝子、副 (盟) 長 殿の ところから、どのようにすればよいのか指示 決定し

2/ tusiyaqu-yi yuyun egün-ü tula ergübe,
命令してくれることを請い、この ために (この文書を) 提出しました。

3/ tngri-yin tedkügsen-ü tabin dörbedüger on ĵun-u dumdadu sarayin sineyin nigen-e,
乾 隆 五十四 年 夏 の 中 の 月 (五月) の 初 一日。

「ダシジドの事件」に関する2通目の文書¹⁷¹

文書番号 所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.Ho. 9

T.Ho. 1

トシェート汗部 (ハン・オール盟) 盟長衙門の行文檔

X.H.Ho. 431

X.T. 329a-3316

329a

1/ da beyise, ded da-yin bičig, (途中改行)
(ハンオール盟) 長 貝子・副 (盟) 長の 文書。

2/ ĵasay urĵinĵab, tamay-a-yin tusalayči dasidundub-nar-tur
旗長オルジンジャブ、印務 (代行) の協理 (台吉) ダシドンドプらに

3/ qamtubar tusiyan ilegebe, naribčilan bayičayar-a yabuylqu-yin
共に 命じ、送付した。綿密に 調べるべく (文書を) 送る

¹⁷¹これは、Чимид1958, pp.37-39に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「ダシジドの事件」に関する5通の文書の中の第2文書の原本に当たる。

4/ učir, mönüken man-u ɣajarača jaruysan meyiren ɣombuɟab-un
ためである。最近 我々（盟長）の所から 遣わした副（章京）ゴンボジャブが

5/ ergüksen bičigtür,
（我々盟長の役所に）提出した文書に（以下のように書いてあった）「（この文書を送っ

medegülkü-yin učir, ɣombuɟab bi tusiyaɣsan-i
たのは）報告するためです。私ゴンボジャブは命令 に

（galsang-iの誤り）

6/ dayaɟu, ɟasaɣ urjinɟab-un tamay-a-yin ɣajar-a kürüged, ɟalan galsang-yi
したがって旗長 オルジンジャブの印務 所 に到り、参領ガルサンを

（urjin-uの誤り）

7/ abču, mön tedən-ü qosiyun-u quyaɣ urjin-un ger-ün eme dasiɟid
連れてその彼らの旗 の箭丁 オルジンの家の 女 ダシジドが

8/ öberün butači kübegün-iyen qourluysan nigen kereg-ün uçar-a, üküksen
自分の私生児である息子 を 傷つけた 一 件 の こと で、死んだ

9/ kübegün-ü yasun-u ɣajar-a očiɟu naribčilan bayičayan üjebesü, tegün-ü
息子 の 死骸 の所 へ行って綿密に 調べて見ますと、彼の

10/ küjügün toɣurin boɣuysan metü bitegüü gübeyigsen sorbi bui, yerü
首の 回りに絞めた ような切れずに腫れた 痕跡があります。全く

（silburaysanに同じ） （sirq-aに同じ）

11/ öber-e ulayiysan šalbaraysan metü šarq-a sorbi ügei, ɟiči butači
他に 赤くなったり引っ掻いたりしたような傷 跡はありません。さらに私生児である

12/ kübegün-iyen qourluysan eme dasiɟid-ača asayubasu öčikü anu
自分の息子を傷つけた 女 ダシジドから尋問すると、その供述は（以下の通りでした。）

13/ bi ene ɟil ɣučin qoyar nasutai, minu ečiɟe kedüi üküksen, minu
『私は今年三十二 才です。私の父は以前死にました。私の

14/ eke-yi tegünü uruy quvaray gelegbangjur abačiyšan, minu öberün
母を 彼女の親類の僧 ゲレクバンジョールが連れて行きました。私が 自分の

15/ kübegün-i alaysan učir bolbasu, nidunun ĵun-u dumdadu
息子 を殺した事情は、 昨 夏の中の

(čeveng-üに同じ)

16/ sar-a-du man-u qosiyun-u tayiĵi čiveng-ü qoni buruyan-dur
月 (5月) に私たちの旗 の 台吉ツェウエーンの羊が 雨 (の風) に

329b (qurayに同じ)

1/ uruyudaĵu ireged, nige qury-a ükügsen, čiveng-ü eme qubaküü
押されて やって来て、一頭の一才子羊が死にました。ツェウエーンの妻であるホブ

qonin-iyān
フーが 自分の羊の

2/ qoyinača ireĵü ükügsen quryan-u miq-a arisu-yi nadur ögčü
後から やって来て、死んだ 一才子羊の肉と 革 を 私にくれて

3/ qoyin-a arisu eldeĵü ög kemegsen-iyer bi tegün-i abču idegsen
〈後で 革をなめしてくれるように〉と いったので、私はそれを 受け取って 食べたの

4/ bülüge, daray-a-bar tayiĵi čiveng ireged namayi qury-a qulayūĵu
です。後 から 台吉 ツェウエーンが やって来て、私が 〈一才子羊を盗んで

5/ idebe kemen meyiren amindau-a-dur medegülüged minu bey-e-yi
食べた〉と 副 (章京) アミンダワーに報告し、 私 自身を

6/ dayudaĵu abačiyad, meyiren nadača učir-i asayuyšan-dur
呼び出して連れて行って 副 (章京) が私から事情を尋問しました。それで

7/ bi tayiĵi čiveng-ü qury-a qulayūĵu idegsen ügei, čiveng-ü eme
私は、台吉 ツェウエーンの一才子羊を盗んで 食べたのではなく、ツェウエーンの妻

8/ qubaküü-yin öggügsen učir-i medegülügsen bölüge, qoyin-a dakiĵu meyiren
ホブフーがくれた という事情を申し立てた のです。後で 再び 副 (章京)

9/ amindau-a nadača öber-e üge asayuysan ügei či qulayayiçi eme
アミンダワーは私から他の 言葉を尋問することなく〈おまえは盗人の 女だ〉

10/ kemen yal-a toryaĵu yeke keüken-i minu ĵayča üniy-e-tei qamtu-yi
といて罰を課し、私の大きな (方の) 娘を 一頭の雌牛と 共に

11/ tayĵi čeveng-dür yaladu bariyulĵu ögbe, qoyin-a boşuyu bordui ireĵü
台吉 ツェウエーンに罰として献上させて与えました。後で 領催 ボルドイが来て

12/ kelegesen anu, čimayi meyiren amindau-a, möngke
話したことは (以下の通りです。) 〈お前を副 (章京) アミンダワーが〈ムンフ

obuy-a kemekü ĵajar-a
オボーという 所 に

13/ sayulyaĵu sayali ög gebe geĵü qayurçu
住まわせて乳製品を与えろ〉といたた〉といて (私ダシジドを) だまして

abčirayad, urĵin-du
連れて来て、オルジンに

14/ mori temege qoyar-ača qudaldun ögbe, öčüken eme kümün bi yayum-a
馬とラクダの (計) 二頭で 売り 与えました。小さな女 人の 私はものを

(egüden-dürに同じ)

15/ ese kelen čidayad urĵin-un egüden-dür yabutal-a dam sonusbasu
いうこともできず、オルジンの (家の) 戸口 へ 行くうちに人づてに聞くと、

(čevengの誤り)

16/ tayĵi čiveng keüken-i minu či ekeben sanana geĵü mangnai
台吉 ツェウエーンは私の娘を 〈おまえは母を 恋しがっている〉といて額の

deger-e
上に

330a

1/ tamayalaĵu qoyar ul-a-yi čorgiĵu bayin-a gekü-yi sonusuyad keüken-iyen
焼印を押し両 足の裏を焼いた鉄で突いている というのを聞き、 自分の娘が

2/ očiju üjged, üneker jöbaju yabuqui-dur, qulayai kigsen ügei
行ってみて 本当に苦しんで暮らしているのに、盗みをし なかった (我が)

3/ bey-e-yi qulayayiçi bolıaju keüken-i minu bariju ögbe, edüge bey-e-yi
身を盗人 にして私の娘を 献上して与えた。今は (我が) 身を

4/ kümün-dür boyul bolıaju öggügsen meyiren amindau-a-dur yomudaju
人 に 奴隷として与えた 副 (章京) アミンダワーを恨み、

5/ mungqay sanayan-dayan üküügei kemen sanaju kübegün, keüken-tei-ben
愚かなる考え で 死のう と 思い、自分の息子・娘 と

6/ qamtu üküügei kemen sanayad, kübegün-iyen alaysan minu ünen,
共に 死のう と 思い、私が自分の息子 を 殺したことは本当です。

7/ minu kübegün-i yerü busu kümün ireju qourluysan jüil oytu ügei,
私の息子 を決して他の人が やって来て傷つけたということは全くございません』

8/ kemen öçimüi, egün-dür basa öber-e asayuyusan učir bükün-i
と 供述しています。ここで また他の 尋問した こと全てを、

9/ urida jasay urjinjab-un yağaraça medegülügsen nigen yosuyar
以前 旗長 ウルジンジャプの所から 報告してきたのと、同 様に

10/ öçigsen ergün medegülkü-eçe yadan-a, basaçu yalatu eme dasijid
供述したことを提出して報告します ほか、また 犯人である女 ダシジドが

11/ kedüi-ber öberün kübegün-i qourluysan anu ünen kemekü bolbaçu,
いくら 自分の息子 を 傷つけたことが 本当ですとっていても、

12/ öber gem učir bui anu boljusi ügei kemen niytalan kinamjılan
他の罪 状があるか (どうか) は 予期できないと (考えて) 綿密に 慎重に

bayičayabasu
調べてみても、

13/ öber seǰiglekü metü jüil ügei-yi ergün medegüljü egün-ü tula ergübe,
他の疑うべきような点がないことを提出 報告し、このために提出しました』

14/ kemegsen-i bayičayabasu, eme dasiǰid-un öčig-tür, tayiǰi čiveng-ü qoni
 といったのを調べてみると、女 ダシジドの証言で、台吉 ツェウエーンの羊が

buruyan-dur
 雨 に

15/ uruyuduǰu ükügsen quryan-u miq-a-yi mön čiveng-ü eme
 押されてやってきて（その内の）死んだ 一才子羊の肉 を そのツェウエーンの妻

qubaküü, arisu eldeǰü
 ホブフーが「革を なめして

16/ ača kemen öggügsen-i qubaküü-yin ere čiveng qoni
 くれ」といって与えたのをホブフーの夫 ツェウエーンが「（ダシジドは）羊を

qulayuba kemen meyiren amindau-a-du
 盗んだ」と 副（章京）アミンダワーに

330b

1/ medegülüged, meyiren amindau-a sigüǰü em-e-yi qulayayiči bolyan,
 報告し、 副（章京）アミンダワーは（この事件を）裁いて女 を盗人 とし、

keüken-i üniy-e-tei
 （ダシジドの）娘 を 雌牛と共に

2/ yaladu bariyulǰu öggüged, basa tegünü bey-e-yi qayurču urǰin-du
 罰として（ツェウエーンへ）捧げさせて与え、 また彼女 自身を だましてオルジン

qudalduba, jiči
 に売った。 さらに

3/ tayiǰi čiveng tegünü keüken-i ekeben sanan-a geǰü tamayalan
 台吉 ツェウエーンは彼女の娘 が「母を 恋しがっている」といって焼印を押し、

qoyar ul-a-yi čorgiba,
 両 足の裏を焼いた鉄で突いた。

4/ ene bügüde učirtu eme dasiǰid, meyiren amindau-a-du üneker yomudaǰu keüked-tei-ben
 この全てのことで女 ダシジドは副（章京）アミンドーを本当に恨み、 自分の子ども

qamtu

たちと共に

5/ üküy-e kemen sanaju, qoyar keüked-iyen boyuju bayital-a kübegün
死のうと 思って、二人の子ども達（の首）を絞めているうちに息子（の方）が

urid-iyer ükübe kemegsen anu,
先に 死んだ、というこのことは、

6/ eme dasijid kedüyiber kübegün-iyen öberiyen qourluysan anu ünen kemekü bolbaçu,
女 ダシジドがいくら 自分の息子を自ら 傷つけた ことが本当だといっ ても、

angqan

最初

7/ jasay urjinjab-un yağarača medegülküi-dür, ene uçir-i yerü todurqayılan yaryaju
旗長オルジンジャブの所から 報告する際に、このことを全く 明らかにして提出

medegülügsen ügei büged, egün-dür
報告して いなかった。その際、

8/172 uçir anu, sejiğlentei tula, man-u yağarača
事情が 疑わしいため、我々（盟長）の所 から

9/ meyiren yombužab-i dakin yaryaju, jasay
副（章京）ゴンボジャブを再び 派出して旗長

10/ urjinjab-un tamay-a-yin yağar-a
オルジンジャブの印務 所に

11/ ilegeded, darui teden-ü qosiyun-u
派遣し、すぐに彼らの旗 の

12/ tusalayči dasidundub-nar-i abču neyilen,
協理（台吉）ダシドンドプらを連れて合同で、

172この行から突然筆跡が変わる。おそらく書記が交代したものと思われる。ここまでは比較的小さな文字で単語をびっしりと詰めて書いてあるが、この行から後は、最後まで、大きな文字でかつ単語の末尾を長く伸ばす筆跡となる。そのため、一行当たりの文章量が少なくなる。

13/ *ükügsen quryan -u miq-a ögbe*
死んだ 一才子羊の肉を 与えた

14/ *kemegsen tayji čeveng-ü em-e qubaküü,*
といった 台吉 ツェウエーンの妻 ホブフー、

15/ *mön qoni qulayuba kemegsen tayji*
また羊を 盗んだ といった台吉

16/ *čeveng eden-ü jaryu-yi sigügsen*
ツェウエーン、これらの訴えを 裁いた

331a

1/ *meyiren amindau-a, basa qudaldyju abuysan*
副 (章京) アミンダワー、また (ダシジドラを) 買い 取った

2/ *quyay urjin-nar ba, jici öber-e*
箭丁 オルジンら、そしてさらに他の

3/ *qolbuydaysan arad bui bolbasu, qamtu-yi*
関係した 民が居れば 共に

4/ *čuylayulju, nigen nigen-iyer niribčilan*
集めて、 一人一人 綿密に

(*bayičayayad*の誤り)

5/ *todurquyilan bayičayayaad, čuqum učir*
明らかにして調べ、 確かな事情の

6/ *ünen-i oluyad neyilegülün*
真実を得て、併せて

7/ *bayičayažu darui man-u yažar-a*
調べて、 すぐに我々の所 へ

8/ *batulan medegülür-e iregülkü-yi kereg*
確認して報告しに (文書を) 送ってこさせることを、 事件を

9/ todurqayilayulur-a ĵaruysan meyiren
明らかにさせるべく派遣した副 (章京)

10/ ĵombuĵab ba, qariyatı ĵasay
ゴンボジャブと 所属の 旗長

11/ urĵinĵab, tamay-a-yin tusalayĉi
オルジンジャブ、印務 を 協理する

12/ kergemten-dür qamtubar tusiyan
官吏 に 共に 命じて

13/ yabuyuluyad, tede qamtubar
送り、 彼らが共に

14/ todurqayilan sigüĵü ĵasay-un
明らかにして裁いて旗長の

15/ ĵaĵaraĉa batulaqu tamay-a
所から 確認の 印鑑を

331b

1/ daraysan biĉig ĵaryajı
押した 文書を出して

2/ medegülür-e iregülüy-e, ĵiĉi eme
報告して 来させよう。さらに女

3/ dasiĵid-un bey-e ene
ダシジドの身体は今の

4/ tuqai dabqur kemekü tulada,
ところ身重であるというので、

5/ bey-e-yi gemteĵülĵü ĉingyalan asayujı
体 を 傷つけるほど厳しく 尋問しては

6/ ülü bolqu-yi qamtubar ĵaryaja tusiyan
ならないということを共に 提出して命じ

7/ yabuyulqu-ača yadan-a, kerbe
送る ほか、 もしも

(omtuŋaiに同じとみなす)

8/ daldalan osul omtayai bayičayaŋu,
隠して 軽 率に 調べ、

9/ bitegülig-iyer medegülküi-dür kürgebesü kerkibečü
隠しだてをして報告する に 到らせては、どうあって

10/ ber ülü bolqu-yi tusiyan yabuyulsuyai,
も ならないことを命じ 送ろう。

11/ egün-ü tula tusiyan ilegebe
こ のため、命令して送付した。

12/ tabin dörbedüger on jiryuyan sarayin
(乾隆) 五十四 (1789) 年 六 月の

「ダシジドの事件」に関する3通目の文書¹⁷³

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.No. 9

T.No. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門の来文檔

X.H.No. 429

X.T. 5a-9a

5a

(kereg-iの誤り)

1/ *jasay-un terigün jerge tayiji urjinjab-un tamay-a-yin kereg-yi tür küliyen*
旗長 一 等 台吉 オルジンジャブの印 務 を 臨時に引き受けて

2/ *sidkekü tusalayči tayiji dasidundub-un bičig*
処理する協理 台吉ダシドンドブの文書。

3/ (一字抬頭) *kiyan čing men-dür yabuqu qan ayula-yin čiyulyan-u daruy-a jasay-un qosiyun-u*
乾 清 門 行走 ハン・オール 盟 長 旗長 固山

4/ *beyise, čiyulyan-u ded daruy-a terigün jerge tayiji tan-a ergübe*
貝子（殿と）、副盟 長 一 等 台吉 殿に提出しました。

5/ *naribčilan bayičayaysan yabudal-yi medegülkü učir*
綿密に 調べた こと を 報告する ためです。

6/ *da beyise, ded da tan-u yažar-ača tusiyan ilegegsen bičigtür*
（盟）長 貝子、副（盟）長殿の所 から命じ 送付した文書に「（この文書を送ったの

naribčilan

は）綿密に

7/ *bayičayar-a yabuylqui-yin učir mönüken man-u yažarača žaruysan meyiren*
調べるべく送る ためである。最近 我々（盟長）の所 から派遣した副（章
京）

8/ *γombužab-un ergügsen bičigtür, medegülküi-yin*
ゴンボジャブの提出した文書に『（この文書を盟長殿に提出したのは）報告する

¹⁷³これは、Чимид1958, pp.39-43に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「ダシジドの事件」に関する5通の文書の内の第3文書の原本に当たる。

učir, bi tusiyaysan-i dayaju
ためです。私は命令 に従って

(urjinjab-unの誤り)

9/ jasay uriñjab-un tamay-a-yin yañar kürüged jalan yalsang-yi abču
旗長 オルジンジャプの印務 所に到着して(その旗の)参領ガルサンを連れて

(teden-üの誤り)

10/ mön tede-ü qosiyun-u quyay urjin-u ger-ün dasijid öber-ün
その彼らの旗 の箭丁 オルジンの家の ダシジドが自分の

11/ butači kübegün-iyen qourlaysan nigen kereg-ün učir-a, ükügsen
私生児である息子 を 傷つけた 一件 のために、死んだ

12/ kübegün-ü yasun-u yañar-a očiju naribčilan bayičayad üjebes(ü)¹⁷⁴
息子の遺骸の所へ行って綿密に調べて見ますと、

13/ tegün-ü küjügün toyurin boyuysan metü bitegüü gübeyigsen sorbi bui yerü öber-e
彼の首の 回りに絞めた ような閉じて腫れた 傷跡があります。決して他に

14/ ulayiysan šalbaraysan metü šarq-a sorbi ügei, jiči butači
赤くなったり皮がむけたりしたような傷 跡はありません。さらに私生児である

kübegün-iyen
自分の息子を

15/ qourlaysan eme dasijid-ača asayubasu öčikü anu bi
傷つけた 女 ダシジドから尋問しますと、その供述は(以下の通りでした。) く私は

ene jil yučin qoyar
今年三十 二

16/ nasutai minü ečiğe kedüi-yin ükügsen minü eke-yi tegün-ü uruy quvaray
才です。私の父はずっと以前に死にました。私の母を彼女の姻戚¹⁷⁵の僧侶

174この最後のüは読みとれない。

175別の所では、このゲレクバンジョールはダシジドの母の実の弟だと述べられている。

9/ meyiren amindau-a nadača öber-e üge asayuy-san ügei či
副（章京）アミンダワーが私から他の言葉を尋ねたことはありません。〈お前は

qulayayiči
盗人の

10/ eme kemen yal-a toryužu yeke keüken-i minü γayča üniy-e-tei qamtu-yi
女だ〉といて罰を科して私の大きい（方の）娘を 一頭の雌牛と共に

11/ tayiji čeveng-dür yal-a-du bariyulju ögbe qoyin-a boşuy bordui irejü
台吉 ツェウエーンに罰として献上させて渡しました。その後領催 ボルドイがやっ
て来て

12/ kelegsən anu čimayi meyiren amindau-a
言いましたことは、（以下の通りです。）〈お前を副（章京）アミンダワーが

möngke obuy-a kemekü γajar-a
[ムンフ・オポー という所 に

13/ sayulyaju sayali ög gebe geju qayurju abačiyad
住まわせて乳の出る家畜を与えよ] と言った〉と言ってだまして連れていき、（私た

urjin-du mori temege
ちを) オルジンに馬とラクダ

14/ qoyar-ača qudaldun ögbe öčüken¹⁷⁶ eme kümün bi yayuma ese kelen
二頭で 売り 与えたのです。か弱い 女人である私は、ものを 言うことも

15/ čidayad urjin-un egüde-dür yabutal-a dam sonusbasu tayiji
できず、オルジンの家の扉へ 向かう内に、人づてに聞いたところでは、台吉

čeveng keüken-i
ツェウエーンが私の娘 を

16/ minü či ekeben sanay-a geju maynai deger-e tamayalju qoyar
〈お前は自分の母を恋しがっている〉と言って額の 上 に焼き印を押し、両方の

176この語の3文字目のuは、語頭の子音に続く時の形になっていて、左へ出るシュッド（齒）が一本多い。

ula-yi čorgiǰu bayin-a
足の裏を焼けた鉄で突き刺している

(üjgedの誤り)

17/ geküi-yi sonusuyad keüken-iyen očiǰu üjged ünüker¹⁷⁷ ǰobuǰu
と言うのを聞き、自分の娘が(取り上げられた先に)行ってみて 本当に 苦し
んで

6a

1/ yabuqui-dur qulayai kigsen ügei bey-e-yi qulayayiči bolǰaǰu keüken-yi minü
いるのは、盗みをして いない(私のこの)身 を 盗人に して私の娘 を

bariǰu ögbe,
捕らえて与えたのです。

2/ edüge bey-e-yi kümün-dür boyul bolǰaǰu öggügsen meyiren amindau-a-dur
今、(私のこの)身 を 人 に 奴隷にして 与えた 副(章京)アミンダワーを

ǰomudaǰu mungqay sanayan-dayan
恨み、私の愚かなる考え で

3/ üküügei kemen sanaǰu¹⁷⁸ kübegün keüken-tei-ben qamtu üküügei kemen sanayad
死のう と 思い、自分の息子、娘 と 共に 死のう と 思って、

(kübegün-iyenの誤り)

kübegün-yin
自分の息子を

4/ alaysan minü ünen minü kübegün-i yerü busu kümün ireǰü
私が殺しましたことは、本当です。私の息子 を 決して他の人が やって来て

qourlaysan ǰüil oytu¹⁷⁹ ügei kemen öčimüi
傷つけた ことは全く ありませんと 供述しています。

177この語の語頭には誤って右下に延びるmの記号が記されているが、×印で上から消されている。

178この語の後にboと書き誤った語があるが、斜線で消してある。

179この語は、書き忘れて、行の左側に書き足した後、挿入すべき場所に×印が付されている。

5/ egün-dür basa öber-e asayuyusan učir бүкүн-i urida jasay urjinjab-un tamay-a-yin
その際、また他の尋問した事情全てを、以前旗長オルジンジャブの印務

yaĵar-a
所に

6/ medegülügen nigen yosuyar öčigsen-i ergün medegülkü-eče yadan-a
(ダシジドが) 申したのと同様に供述したことを提出し報告しますほか、

basaču yal-a-tu eme dasiĵid
また罪ある女ダシジドが

(öber-e-iyenの誤り)

7/ kedüi-ber öber-ün kübegün-i öber-e-yin qourlaysan gekü bolbaču öber gem bui anu
bolĵusi ügei

いくら自分の息子を自ら傷つけたと言っている、他の罪があることは

bolĵusi ügei
計りがたい

8/ kemen niytalan kinamĵilan bayičayabasu öber seĵiglekü metü ĵüil ügei-yi
と言って綿密に用心して調べましても、他に疑わしいようなことはないということ

ergün medegülĵü egün-ü tula
を提出報告し、このために

(öčigの誤り)

9/ ergübe kemegsen-yi bayičayabasu eme dasiĵid-un öičg-tür tayĵi čeveng-ü
提出しました』と言ったのを調べてみると、女ダシジドの供述で、台吉ツェウエー

qoni boruyun-dur
ンの羊が雨の降る方向に

(uruyudaĵuの誤り) (quryan-uの誤り)

10/ uruyuuduĵu ükügsen qurya-u miq-a-yi mön čeveng-ü eme qubaküü arisu
押されてきて、死んだ一才羊の肉をそのツェウエーの妻ホブフーが『皮を

eldeĵü ača kemen öggügsen-i
なめしてくれ』と言って与えたのを

11/ qubaküü-yin er-e čeveng qoni qulyuba kemen meyiren amindau-a-du
ホブフーの 夫 ツェウエーンが『羊を盗んだ』と言って副（章京）アミンダワーに

medegülüged¹⁸⁰ meyiren amindau-a
報告し、 副（章京）アミンダワーが

12/ sigüjü em-e-yi qulayayiči bolyan keüken-i üniy-e-tei yal-a-du bariyulju öggüged
裁いて女（ダシジド）を盗人に して、娘 を 雌牛と共に罰として献上させて与

basa tegün-ü bey-e-yi
え、また彼女 自身を

13/ qayurču urjin-du quulduba jiči tayiji čeveng tegün-i keüken
だましてオルジンに売ったのである。さらに台吉 ツェウエーンは彼女の娘を、自分の

eke-ben sanay-a gejü tamyalan
母を 恋しがっていると言って、焼き印を押して

14/ qoyar ula-yi čorgibe ene bügüde učir-tu eme dasiǰid
両方の足の裏を焼けた鉄で突き刺したのである。この全ての事情で、女 ダシジドは

meyiren amindau-a-du üneker yomudaǰu
副（章京）アミンダワーを本当に恨み、

15/ keüken-tei-ben qamtu üküy-e kemen sanaǰu qoyar keüken-iyen boyuǰu
自分の子供 と 共に 死のうと 思い、自分の二人の子供（の首）を絞めて

bayital-a kübegün urid-iyar ükübei
いる内に、息子が 先に 死んだのである。

16/ kemegsen anu eme dasiǰid kedüi-ber kübegün-iyen¹⁸¹ öber-iyen qourlaysan
以上のようなことは、女 ダシジドがいくら自分の息子 を 自ら 傷つけた

anu ünen kemekü bolbaču,
ことが 本当だと言っ ても、

180この語の後に二文字ほどの書き誤りらしき語があるが、抹消されている。

181このiyenは、一度nigenと書き誤りかけた後、再び上からiyenと書き直したように見える。

17/ angqa jasay urjinjab-un yaĵar-aĉa medegülküi-dür ene uĉir-yi yerü todurqayilan
最初に旗長 オルジンジャプの所 から 報告した時に、この事情を決して明らかにして

medegülügsen
報告しては

6b (man-uの誤り)

1/ ügei büged egün-dür uĉir anu seĵigleltei tula man yaĵaraĉa meyiren
いなかったのであり、この故に事情が 疑わしいので、我々 (盟長) の所 から副 (章

γombuĵab-yi
京) ゴンボジャプを

(teden-üの誤り)

2/ dakin yaryaĵu jasay urjinjab-un tamay-a-yin yaĵar ilegeged darui tede-ü qosiyun
再び 出して 旗長オルジンジャプの印務 所へ 派遣し、すぐに彼らの旗 の

(dasidundub-nar-iの誤り)

3/ tusalayĉi dasidugdub-nar-yi abĉu neyilen ükügsen quryan-u miq-a ögbe kemegsen
協理 (台吉) ダシドンドプらを連れて共に、死んだ 一才羊の肉を 与えたと言った

tayiji
台吉

4/ čeveng-ü eme qubaküü, mön qoni qulayuba kemegsen tayiji čeveng eden-ü
ツェウエーンの妻 ホブフー、また 羊を盗んだ と言った 台吉ツェウエーン、彼らの

ĵaryu-yi sigügsen meyiren
訴えを 裁いた 副 (章京)

(おそらく urjin-narの誤り)

5/ amindau-a basa¹⁸² qudalduĵu abuysan quyay urjin-nar-a ba ĵiĉi
アミンダワー、また (ダシジドラを) 買い 取った 箭丁 オルジンら、またさらに

öber-e qolbuydaysan
他の 関わった

182この語の後にtoと書きかけたらしき語があるが、すぐ抹消されている。

6/ arad bui bolbasu qamtu-yi čuylayulju nigen nigen-iyer naribčılan todurqayılan bayičayad
民がおれば 共に 集合させて、一人一人 綿密に 明らかにして調べ、

7/ čuqum učir ünen-yi oluyad neyilegülün bayičayažu darui man-u yažar-a batulan
確かな事情や真実を得て、併せ 調べて、すぐに我々の所 に確認して

medegülür-e
報告しに

8/ iregülküi-yi kereg todurqayilayulur-a žaruysan meyiren yombužab ba
来させることを、事件を明らかにさせるべく派遣した副 (章京) ゴンボジャブと

qariyatu žasaγ urjinžab, tamay-a-yin
所属の 旗長オルジンジャブ、印務

9/ tusalayči kergemten-dür qamtu-bar tusiyan yabuyuluyad teden-ü qamtu-bar
協理 (台吉) 183の地位にある者に、共に 命じ 送って、 彼らが共に

todurqayılan sigüjü
明らかにして裁き、

10/ žasaγ-un yažarača batulaqu tamay-a daruysan bičig yaryažu medegülür-e iregülüy-e žiči
旗長の 所から 確認の 印鑑を押した 文書を出して 報告しに 来させよう。さらに

eme
女

(čangγalanの誤り)

11/ dasižid-un bey-e ene tuqai dabqur¹⁸⁴ kemekü tula bey-e gemtegüljü čangγalan asaγužu
ダシジド 自身は、今の所、身重であるという ので、体を傷つけて 厳しく 尋問し
ては

(kerbeの誤り)

12/ ülü bolqu-yi qamtu yaryažu tusiyan yabuyulqu-ača yadan-a kerebe daldalan
ならないということを、共に 述べて命じ 送る ほか、 もしも、隠して

183 協理台吉は旗内に2~3人居ることも多い。その際、旗長に代わって旗長印を使う公務を担当する協理台吉のことを印務協理と呼んだ。

184この語の後に、二文字ほどの書き間違えた語があるが、すぐ抹消されている。

(omtuyaiの誤り)

osul omtayai
いいかげんに

(bitegülig-iyerの誤り)

13/ bayičayaqu bitegüliγ-iyer medegülküi-dür kürgebesü kerkebečü-ber ülü bolqu-yi
調べるとか、隠し立てをして報告する に 到らせるならば、どうあっても許されな

tusiyan
いということをもじて

14/ yabuyulusuyai egün-ü tula tusiyan ilegebe kemen tusiyaγsan-yi dayaju
送ろう。 このために命じて送った」と言つて (盟長が) 命じたのに 従つて、

dasidundub, γonbuγab
我々ダシドンドブ、ゴンボジャブ

15/ -nar bide ükügsen quryan-u miq-a ögbe kemekü tayiγi čeveng-ü eme qubaküü tayiγi
らは、 死んだ 一才羊の肉を 与えたという 台吉ツェウエーンの妻 ホブフー、台吉

čeveng
ツェウエーン、

16/ bošuyu bordui quyay urγin-nar-ača nigen niegn-iyer naribčilan bayičayabasu
領催 ボルドイ、箭丁 オルジンらから、一人一人 綿密に 調べますと、

ükügsen
死んだ

17/ quryan-u miq-a ögbe kemekü eme qubaküü-yin öčikü anu
一才羊の肉を 与えたという 妻 ホブフーの 供述は (以下の通りでした。)

nidunun γun-u dumdu sara
「去年の 夏の中の 月 (5月) に

7a

(yamayan-uの誤り)

1/ yeke boruy-a oruysan man-u¹⁸⁵ qoni yamaya-u qayas tere boruy-a-dur
大 雨が 降りました。私たちの羊と山羊の 半分はその雨の降る方向に

2/ uruyuuduju aldayduqui tuqai-dur minu er-e čeveng
押されて いなくなっていました。その時、私の 夫 ツェウエーンは (他の人の)

ayil-dur očiyad
家 に 行って (うちの)

3/ ger-tür ejegüi tula aldaysan qonin-u qoyin-a-ača qubaküü bi
天幕にはいなかったの、なくなった羊 の 後 から私ホブフーが (追いかけて)

očiyad
行って

(šabi-yinの誤り)

4/ eme dasiǰid-dur ayulǰayad činaysi očibasü šabai-yin pil kemegči kümün-ü
女 ダシジドに出会い、向こうへ行くとシャビのピルという 人 の

5/ qonin-du minu aldaysan qoni bayimui ilyaǰu abubasu
羊 (の群の中) に私のなくなった羊がおりました。(自分の羊を) 選び 取ります

nigen qoni ügei
と、一匹の羊がおりません。

6/ bolǰuqui eribesü eme dasiǰid-un ger-ün oyir-a barayun emün-e eteged-tür¹⁸⁶
予想できる所を探しますと、女 ダシジドの天幕の近く、西 南の 側 で

7/ üküǰüküi qubaküü bi öber-ün üküǰüsen qonin-u miq-a arisu-yi eme dasiǰid-tur
死んでおりました。私ホブフーは自分の死んだ 羊 の 肉と皮 を 女 ダシジドに

8/ öggüged tuqai-dur öggüsen-iyen čeveng-dür kelegsен ügei bile daray-a-bar
与えて、その時私が与えたことをツェウエーンには話し ませんでした。後で

185この語には、右下に延びるmの記号が誤って二つ記されているが、二つ目は正しく抹消されている。

186この語の最初のeの文字は、紙が破損して読みとれない。

(qonin-uの誤り)

9/ minu er-e čeveng eme dasijid-ača qoni-u miq-a arisu-yi olju abuyad
私の夫 ツェウエーンが女 ダシジドから羊 の肉と皮 を 見つけて取り、

10/ irejü nadača asayuyan-dur¹⁸⁷ eme dasijid-tur qonin-u miq-a arisu-yi
戻ってきて私に 尋ねましたので、『女 ダシジドに羊 の肉と皮 を

11/ qubaküü bi öggügsen ünen kemekü-dür er-e čeveng-ü nadur kelegesen
私ホブフーが与えたことは本当です』という、夫 ツェウエーンが私に 言いまし

anu

たのは (以下の通りです。)

(ügebenに同じ)

12/ eme dasijid-tur miq-a arisu öggügsen ünen kemegči ügben yerü
『女 ダシジドに肉と 皮を与えたことが本当だという自分の言葉を決して

(keleの誤り)

13/ kümün-dür buu kelen kemegsen kememüi tayiji čeveng-ü öčkü anu
人 に 話すな』と言いました』と言います。台吉 ツェウエーンの供述 は (以下

nidunun ĵun-u

の通りでした。) 「去年の 夏の

14/ dumdadu sara yeke boruy-a oruyan-dur minu qonin-u qayas tere boruyan
中の 月 (5月) に大 雨が 降りましたので、私の羊 の 半分がその雨の

15/ -dur uruyuudaĵu aldaĵuqui tuqai-dur čeveng bi ger-tür ügei
降る方向に押されて、いなくなりました。その時、私ツェウエーンは天幕におらず、

irebesü minu
戻ってくると、私の

16/ eme qubaküü aldaysan qonin-iyen erijü očiγad olju abčiraysan
妻 ホブフーがいなくなった自分の羊 を 探しに行つて、見つけて連れてきた

187この語の後にemeという語を書くつもりが、誤ってmmeと書いてしまったようで、それを抹消した後で新しく書き直している。

17/ qonin-dur üyükül-e nigen qoni ügei-dür darui čeveng bi
羊 を 見ますと、一匹の羊がおりませんので、すぐに私ツェウエーンは

7b

1/ eriĵu očiĵad eme dasiĵid-yi seĵigleĵü tegün-ü ger-tür üĵebesü qonin-i
探しに行つて、女 ダシジドを疑い、彼女の天幕を見ますと、羊の

2/ miq-a arisu baiĵu-yi olĵu abuyad eme dasiĵid-ača asayubasu kelekü anu
肉と 皮があるのを見つけて取り、女 ダシジドに尋ねますと、話すには、

3/ činu eme qubaküü öggügsen kemegsen-dür čeveng bi gertegen
『あなたの妻のホブフーがくれた』と言いましたので、私ツェウエーンは自分の天幕に

ireged eme
戻つて妻

(ükkügsenの誤り)

4/ qubaküü-eče asayubasu eme dasiĵid-tur ükkügsen qonin-u miq-a arisu
ホブフーから尋ねますと、『女 ダシジドに死んだ 羊 の 肉と 皮を

5/ öggügsen ünen kemegsen bolbaču eme öggügsen-i daruĵu eme dasiĵid
与えたのは本当です』と言いましたが、妻が与えたことを隠して女 ダシジドが

6/ minu qoni qulayuba kemen meyiren amindau-a-du medegülügsen-dür meyiren
私の羊を盗んだ と言つて副(章京)アミンダワーに申し上げましたところ、副(章

ĵaĵarača
京)の所から

7/ eme dasiĵid-yi dayudaĵu abačiĵad bide-i ama ayulĵayulun asayuyusan
女 ダシジドを呼び出して連れてきて、我々を、口供を照らし合わせて尋問しました

8/ -dur eme dasiĵid-un kelegsen anu dasiĵid bi
ところ、女 ダシジドの話しましたことは(以下の通りでした。)、『私ダシジドは

qoni qulayuyusan ügei čeveng-ü
羊を盗んでおりません。ツェウエーンの

9/ eme qubaküü öggügsen kemen medegülümegče čeveng bi manu
妻 ホブフーがくれたのです』と 申し上げるやいなや、私ツェウエーンは『私ども

eme teyin kü
の妻はそのように

10/ nadača dalda nigen qonin-u бүкүлү miq-a medejü kümün-dü ögčü čidaqu
私に 隠れて一匹の羊 の 全部の肉を、知っていて人 に 与えることはでき

(ertekiの誤りとみなす)

11/ ügei kemen medegülügsen-dür meyiren ču eme dasijid-un ürteki tere
ません』と 申しあげましたところ、副 (章京) も『女 ダシジドの先ほどのその

12/ kelegsен üge ünen üge busu kemen keregsel ügei, em-e-yi yal-a
話した 言葉は真実の言葉ではない』と言って考慮せず、女 に 罰を

13/ torjuju nige keüken nige üniy-e tuyultai-yi bariyulju nadur ögbe,
科して、一人の娘と 一頭の雌の 子牛 を 献上させて、私にくれました。

(yabuyadの誤り)

14/ čeveng bi ču abuyсан tere keüken-i bi kedün sar-a yabuyun,
私ツェウエーンも 受け取ったその 娘 を私は何ヶ 月かたって

15/ beyise dečinrampil-un qosiyun-u¹⁸⁸ quvaray darjij-a-du nige mori,
貝子 デチンランピルの旗 の 僧侶 ダルジャーに一頭の馬と

16/ qoyar jayun dalan čai-ača nidunun namar-un dumda sar-a-dur
二 百 七十個のお茶¹⁸⁹で、去年の 秋 の 中の 月 (8月) に

17/ qudaldyusan keüken-ü mangnai tamayalaba, qoyar ula-yi čorgiba
売りました。娘 の 額に 焼き印を押したとか、両方の足の裏を焼けた鉄で突き
刺したとか

188ハン・オール盟左翼後旗のこと。

189このお茶は、モンゴルでよく用いられる磚茶 (蒸した後圧縮して固めたお茶) だと思われる。単位はおそらくお茶の固まりであろう。

8a

- 1/ kemeġsen anu oytu qudal, bi yerü keüken-i tamayalaġu čorgiysan
 言うの は 全く嘘です。私は決して娘 に焼き印を押して焼けた鉄で突き刺しては
- 2/ ügei kemen öčimüi, boşuġu bordui-yin öčikü anu,
 おりません」と 供述しております。領催 ボルドイの供述は (以下の通りでし
 eme
 た。) 「女
- 3/ dasiġid-i qaġuran negüülgeġü qudaldun öġbei kemeġči učir bolbasu,
 ダシジドをだまして引越させ、売り 渡したという 事情は、
- 4/ meyiren amindau-a-dur bordui bi očiġu, eme dasiġid-i negüülgeġü
 副 (章京) アミンダワーの所に私ボルドイが行って、女 ダシジドを引越させて
- 5/ ireküi-dür büle-yin kümün ača kemen medegülügšsen-dür, meyiren-yin
 来る時に (ダシジドの) 家族の 人を (私に) くれと 申し上げた際、 副 (章京)
 が
- 6/ nadur tusiyaysan anu, čimadur kümün büle kereg ügei, či
 私に 命じましたことは (以下の通りです。) 『お前には人や 家族は必要ない。お前
 は、
- 7/ dasiġid-dur očiġu sayali tataġu öġgümüi gekü nigen üge-ber
 ダシジドの所に行って、乳の出る家畜を集めて与える という一つの言葉で
- 8/ qaġurču negülgen abčirayad, urġin-dur mori temeġe qoyar-ača
 だまして引越させて連れてきて、オルジンに馬とラクダ 二頭で
- 9/ qudalduyad abuysan mori temeġeben, eme dasiġid-un qariyatü
 売り、 受け取ったその馬とラクダを 女 ダシジドの所属の
- 10/ noyan tayiġi garbi aysan-u eke qatun kübegüd-tü öġgürei
 貴族である故台吉ガルビ の母と夫人と子供たちに与えてくれ』
- 11/ kemen tusiyaysan-iyar bordui bi eme dasiġid-i qaratuluġai kemekü
 と 命じましたので、私ボルドイは女 ダシジドをハルトルゴイという

12/ yaǰar-ača sayali čuylayulǰu öggümüi kemen qayuran keleǰü negülgen
所から 乳の出る家畜を集めて 与える と言っただまして話し、引っ越しさせて

(jülgedüüdüに同じとみなす)

13/ abačijü möngkebuyan-u öber jülgededü bayulyayad tere degere-eče
連れていき、ムンフオボーの自分の草地で 止まらせてそのうえ で

14/ urǰin-dur mori temege qoyar-ača qudaldyusan ünen kememüi¹⁹⁰, basa
オルジンに馬とラクダ 二頭で 売ったことは本当です」と言います。また、

15/ eme dasijid-ača öber-ün butučü kübegün-iyen qourlaysan siltayan-i dakin
女 ダシジドから自分の 私生児である息子 を 傷つけた 理由 を 再び

16/ naribčilan asayubasu öčikü anu mön urǰin čimayi
綿密に 尋問しますと、その供述 は (以下の通りでした。) 「またオルジンがお前

tayiji čeveng-dü

を台吉 ツェウエーンに

17/ qudaldyucu gen-e kemegsen uridača sonusču yabuba tere uday-a bolbasu
売る と言っているということを以前から聞いておりました。その時 は、

nadur

私には

8b

1/ oytu idekü yayuma möküš čuqum dasijid namayi kübegün-iyen qourlaqu
全く 食べる物が 足りず、本当に私ダシジドが自分の息子 を 傷つける

(söniの誤り) (beden-dürの誤り) (jingnegürの誤りとみなす)

2/ sönei bolbasu urǰin bede-dür nige šanayan-u jignegiber bolγaysan čisun-u jerge
夜 は オルジンは私たちにひしゃく一杯分の蒸し器で蒸した 血液 などを

(ögjükiü の誤りとみなす)

3/ ögčiküü tegüni küü keüken bide γurbayula qubiyān idegsen bolbaču minu kübegün
くれました。それを息子、娘、 私の3人で 分けて 食べましたが、 私の息子は、

190この語の二つ目のmの下に、右上へ延びるlの記号を誤って書いているが、三本の線で抹消している。

4/ dakin nadača idekü yayuma açu ölüsümüi umtaqu ügei
再び 私に『食べる物を ちょうだい。おなかすいた。』（と言って）寝 ないで

uyilaqui-dur ögküi gebečü
泣くのですが、与えようといっても

5/ öber-ün ger-tür ögkü nigeči yayuma ügei qob qoyusun tula ögkü yayuma ügei
自分の 天幕に与える一つの物も なく全くの空っぽ なので、『あげる物が ない

(aryadanの誤り)

6/ bayin-a kemen kedün uday-a kelejü aryada yadayad genedte urin egüsčü
のよ』と 何 度か 話しても 機嫌をとることができず、突然 怒りがこみあげ

edügeki
て、今の

7/ uuqu idekü-ber möküš, basa urida-yin tayiji čeveng-ü yal-a-dur abuysan
飲 食するのが足りないことや、また以前の 台吉ツェウエーンが罰 に 取った

8/ keüken-iyen jobulang sanayad meyiren amindau-a-nar-tu yomudaju
自分の娘の 苦しみを思い、副（章京）アミンダワーらを恨んで、

(baručasiの誤りとみなす)

barai časi üküšügei
『必ず 死のう』

9/ kemegeđ mungqaydan öber-iyen qamtu-bar boyu ju unaysan-ača kübegün minu
と 思 っ て 愚 か に も 自 ら 共 に（首を）絞めて倒れたことから、私の息子は

üküjüki
死にました。

10/ minu kübegün-i busud qourlaysan ügei dasijid bi alaysan ünen
私の 息子 を 他人が傷つけたのではありません。私ダシジドが殺したことは本当で

odu-a nadur
す。今 私に

11/ egünče öber-e medegülkü nigeči üge ügei mön ču urjin-luy-a
これ以外に 申し上げるべき一つの言葉もございません。また オルジンについて

sanaqu yerü
決して思う

12/ učir jüil ügei kemekü-eče yadan-a busud anu jasay-un yaǰar-ača urida-yin
ことは「ありません」と言いますほか、その他のことは、旗長の所 から以前に

(-lügeの誤り)

13/ medegülügsen-luy-a nigen adali öčimüi, basa eme dasijid-ača ču keüken-i
報告したのと 同様に供述しています。また女 ダシジドからも、「娘 に

14/ tayiji čeveng tamayalaba čorgiba kemegči ken-eče
台吉 ツェウエーンが焼き印を押したとか焼けた鉄で突き刺したとかいうのを誰から

sonusbai kemen asayubasu
聞いたのか」と 尋問しますと、

15/ gelüing yongčuy nadur kelegsен kemeküi-dür gelüing yongčuy-ača
「僧 ゴンチョクが私に 話しました」と言いますので、僧 ゴンチョクから

asayubasu
尋問しますと、

16/ yongčuy mön dasijid-un öber-e-iyen keleküi-yi sonusuysan-ača yadan-a
ゴンチョクもまた「ダシジドが自ら（そう）話すのを聞いた 以外、

17/ nadur¹⁹¹ öber-e sonusču medegsen yaǰar-a
私には 他に 聞いて知った ことは

9a

1/ oytu ügei kememüi basa quyay urjin-u öčikü anu
全くありません」と言っています。また 箭丁 オルジンの供述 は（以下の通りでし

191この語の後に、「kelegsен kemeküi-dür gelüing yongčuy-ača」と、誤って15行目の表現を繰り返して写してあるが、すぐ誤りに気づいたようで、その不要な部分を円で囲んでいる。抹消の印であろう。

(gertürの誤り)

tere tuqai-du tegün-ü geretür
た。)「その時 に 彼女の天幕に

2/ yayuma bui ügei-yi medegsen ügei eme dasiǰid uuqu
(食べる)物が あったかなかったかを知り ませんでした。女 ダシジドは飲

idekü baraba geǰü
食する物がなくなったと

(bayibačuの誤りとみなす)

3/ nadur keledeg baču, tegün-dür yayuma bürin-e öggüdeg
私に いつも話しておりましたが、彼女に 物は 充分にいつも与えております。

idekü yayuma ügei
食べる物が ない

4/ geǰi tere uday-a nadur kelegsen ügei, basa qudaldıqu geǰi eng-ün uçır
と その時は 私に 話し ませんでした。また 売る と 日常のことで

(čeveng-düの誤り)

5/ duradču sayuysan üneker tayiǰi čeven-dü qudaldıqu kemegsen ügei
話していたのは本当ですが、台吉 ツェウエーンに売る とは言いませんでした。

qarin
むしろ

6/ öber-ün ger-ün nigen kübegün-dü gergei bolıan ögkü kemen sanaǰu bayıysan
自分の家の一人の奴隸¹⁹²に 妻 として 与えようと 考えておりました」

kememü
と言っています。

7/ basa tayiǰi čeveng-ün eme dasiǰid-ača yal-a-dur abıysan keüken-ıyen
また、台吉 ツェウエーンの妻はダシジドから罰として取った娘 を

192この語は、息子という意味の単語であるが、ここでは「ger-ün kübegün」(家の息子)という表現で、奴隸、つまり平民の所有する不自由民を指している。オルジンは、ダシジドを自分の所有する奴隸の妻にするつもりだったと言っているわけである。第一部第一章第四節を参照。「ger-ün kübegün」(家の息子)という表現については、二木1987a等を参照。

8/ beyise dečin-ün qosiyun-du qudaldıjuqui egün-dür tere keüken-i
貝子 デチンの旗 に 売りました。それで その娘 に

9/ tamayalaju čorgiba gedeg-yi üjegülür-e boşuyu rampil
焼き印を押して焼けた鉄で突き刺したというのを見させるために、領催 ランピルを

jaruysan-dur
派遣しましたところ、

10/ keüken üjebesü mangnai ula tuqai-dur¹⁹³ šarq-a sorbi temdeg yerü ügei
娘を 見ると 額も 足の裏もその時は、傷 跡や印は 決してありません

11/ kemen kelejü irejükiü eyimü-yin tula kereg-ün dotur-a qolbuydaysan arad
と 話して戻ってきました。このようであるため、事件の 中 に 関わった 民

12/ бүкүн-ү tus tus җарҗан medegülügsen yabudal-yi qamtu-bar medegüljü egün-ü
全員の 各々 提出して申した ことがらを共に 報告し、こ の

13/ tula ergübe,
ために提出しました。

14/ tngri-yin tetgügsen-ü tabin dörbedüger on jun-u segül sarayin arban nigen-e¹⁹⁴
乾 隆 五十四 (1789) 年 夏 の 末 の 月 (6月) の 十 一 日。

193この語の最初のtは、誤って語中形で表記されている。

194この14行目は、通常の改行よりもさらにもう1行分、離して書かれている。

「ダシジドの事件」に関する4通目の文書¹⁹⁵

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.No. 9

T.No. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門の行文檔

X.H.No. 437

X.T. 125a-1356

125a

1/ da¹⁹⁶ beyise sün¹⁹⁷ , ded da ke¹⁹⁸ -yin bičig,
(盟) 長 貝子 スン (デブドルジ)、副 (盟) 長 へ (ジェイドルジ) の 文書。

2/ yeke jürjan-a erügübe, medegülkü¹⁹⁹
2/ beyise dečinrampil-dur tusiyan ilegebe yabuylqu-yin učir, man-u yaǰar-ača
2/ jasay urjinjab

大 衙門 (理藩院) に提出しました。報告する (ためです。)
貝子 デチンランピルに命じ 送付した。送る ためである。我々の所から
旗長 オルジンジャブ

yeke jürjan-a ergügsen bičigtür
大 衙門 (理藩院) に提出した文書に

195これは、*Чимид*1958, pp.43-50に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「ダシジドの事件」に関する5通の文書の内の第4文書の原本に当たる。

196この一行目は、抬頭なしに平出で始まっているが、ここから新しい文書が始まることを示すために、daの語の上に○印が付してある。

197この語は、盟長sündübdurjiの名の第一音節のみを記した語であり、この後は闕字となって少し空白になっている。

198この語も、副盟長kejeyidurjiの第一音節のみを記した語であり、この後は闕字となって少し空白になっている。

199この2行目は、beyise dečinrampil-durで始まる本来の2行目の左右 (行間) にも上部のみ文字が書き込まれ、合計3行が一体となって記述されている (行の下部は、中央の本来の2行目のみ)。この文書の宛先が、理藩院、貝子デチンランピル、旗長オルジンジャブ、の合計3カ所であって、手間を省くべく全く同じ文面の文書を計3通作成したため、3カ所の宛先をここにまとめて記述したのである。その際、この文書の発送者である盟長から見ると、理藩院のみが上司に当たるので「erügübe, medegülkü」という上行文書の表現になり、後者2人は下級の役職であるため、両方まとめて「tusiyan ilegebe yabuylqu」という下行文書の表現になったのである。以上のような理由で、ここでは3行ともまとめて、2行目扱いとする。上行文書、下行文書の表現については、萩原2000, pp.16-17, 19を参照。なお、*Чимид*1958, pp.43でも、この3行は、ほぼそのままの配置で正しく転写されている。ついでに言うと、理藩院へはこの2行目の末尾に出てくる文書を、この直前に既に送っているはずであるが、デチンランピルとオルジンジャブにもその理藩院への報告内容を通知したということ理藩院へ知らせるために、改めてこの文書を追送したものと思われる。

3/ man-u tüsiyetü qan ayımaγ-un jasay urjinjab-un γajar-ača tus qosiyun-u
「我々のトシェート汗 部 の 旗長 オルジンジャプの所 から、その旗 の

4/ quyay urjin-u ger-ün eme dasijid öber-ün butači kübegün-i boyuǰu
箭丁 オルジンの天幕の女 ダシジドが自分の 私生児である息子 (の首) を絞めて

5/ ükügülügen qoyin-a egün-ü yasu-yi üjegülügsen jerge kereg-ün učir-a
死なせた 後、 彼の遺骸を見させた 等の件 のために

6/ medegülür-e iregsen bičig-ün dotur-a, em-e dasijid-un öčikü anu
報告して きた 文書の中で、『女 ダシジドの供述は、(以下の通りでした。)

7/ bi taiǰi aγsan garbi-yin qariyatu nomun-u ökin ene jil γučin
「私は台吉故 ガルビの所属の ノモンの娘です。今年三十

8/ qoyar nasutai, minu ečige ger yadaγu tula, namayi mön qosiyun-u
二 歳です。私の父は、家が貧しいために私を 同じ旗 の

9/ taiǰi vangjil-dür qualdun öggügsen qoyin-a, minu ečige nomun
台吉ワンジルに売り 与えた 後、 私の父 ノモンは

10/ ebedčü ükügsen bi taiǰi vangjil-tai neyilegsen ügei-dür, minu
病気になって死にました。私は台吉ワンジルと気が合わ なかったので、私の

11/ eke namayi jolijū qoyisi ačaraγsan qoyin-a, namayi šabi bayar
母が私を 請け戻してもとへ連れ戻しました後、 私を シャビであるバヤル、

12/ beyise dečinrampil-un qosiyun-u erinčin, tus qosiyun-u jayipil-nar-tur
貝子 デチンランピルの旗 のエリンチン、本旗 のジャイピルらに (計)

(teden-lügeの誤り)

13/ γurban uday-a em-e bolγan öggügsen bolbaču, bi tedен-luy-a
三 回 妻 として与えましたが、 私は彼らと

14/ oγtu neyilegsen ügei učir-tur, qoyisi minu eke-dür
全く気が合わ なかったために、もとへ私の 母の所へ

125b

1/ bučaǰu iregsen qoyin-a minu eke-yi minu nayaču quvaray gelegbangǰur-tur
戻って来ました後、私の母を私の叔父の僧侶 ゲレクバンジョールに

2/ abačiyulǰu teǰegelgegsen qariyatu qosiyun-ača teǰigel mal ögbečü,
連れて行って養ってもらいました。所属の旗から食料や家畜をくれますが、(私
は)

3/ masi yadayu tula, nidunun ǰil nigen qosiyun-u tayǰi čeveng-eče qoni
大変貧しいので、去年同じ旗の台吉ツェウエーンから羊を

4/ qulayuǰu bariydaysan-dur mayiren amindava sidkeǰü minu nigen butači
盗んで捕らえられました時、副(章京)アミンダワーが処罰して私の一人の私生児

ökin-i

である娘を

5/ yal-a-dur abuyǰan qoyin-a qariyatu bošuyu bordui meyiren amindava-dur
罰として取った後、所属の領催ボルドイが副(章京)アミンダワーに

medegülüged,
申し上げて

6/ minu kübegün, ökin, man-u ǰurban kümün-i mön qosiyun-u urǰin-dur nige
私の息子、娘、私の三人を本旗のオルジンに、一頭の

7/ mori, nige temege abuyad qudaldun öggügsen, bi urǰin-dur ǰaruydaǰu
馬と一頭のラクダを受け取って売り渡しました。私はオルジンに召し使われて

8/ yabuyad, ene ǰil ǰurban sarayin qorin tabun-u söni minu doluyan nasutai
きて、今年三月の二十五日の夜、私の七才の

(mungqaydaǰu の誤り)

9/ kübegün ukilaǰu bayiqui-dur oytu ary-a ügei, mungqandaǰu sanabasus,
息子が泣いている時、全く方法がなくて、愚かにも考えますに、

10/ kedü kedün uday-a olan nökir-eče saluyǰan böged, basa qudalduydaysan
何度かたくさんの夫から別れた上に、また売られたこと

11/ anu darui mayu jayayantai kemen čiquldaju ayurlayad, kübegün ökin-tei-ben
が すなわち悪い 運命 だと思っていらいらして怒り、自分の息子や 娘と

12/ qamtu üküy-e kemen sur-iyar man-u yurban kümün-ü qoyulai-dur
共に 死のうと思つて革ひもで我々 三 人 の首 を

13/ uyayad, kübegün-iyen bey-e-ber daruju kebtægülgösen qoyin-a, darui
くくり、自分の息子 を 体 で 押さえて横たわらせました後、 すぐに (私

üküdkejüki,
は) 氣絶しました。

(sekegedの誤り)

14/ genedte seküged üjebesü, minu kübegün man-u qoyar kümün-ü qoyulai-dur
突然 気づいて見ますと、私の息子と 我々 二 人 の首 に

126a

1/ uyaysan sur oytu ügei boluysan bolbaču, kübegün nigente ükübei,,
くくつた革ひもは、全くななくなつておりましたが、 息子は 既に 死んでおりました。

2/ ökin yerü ükügsen ügei, qajiyu-dur urjin, čoyijab-nar sayujuqui,
娘は決して死んでおりません。そば に オルジン、チョイジャプらが座つておりました。

3/ tede nadača boyuju ükügülkü učir-i asayubasu, bi minu kübegün-i
彼らが私から (首を) 絞めて死なせるわけを尋ねますと、私は、私の 息子 が

4/ ukilaqui-dur ayurlayad eldeb-iyer jobaju jüdeküi-ben sanayad,
泣くので 怒り、自分が色々と 苦 勞していることを思い、

5/ masi čiquldaju, kübegün-iyen boyuju ükügülgösen jerge-yin učir-i
大變いらいらして、自分の息子 (の首) を絞めて死なせた 等 の わけを

kelegsen-dür,
話しますと、

6/ urjin-nar namayi bariyad kürgeju irebe kemen očimüi,
オルジンらは、私を 捕らえて (旗の役所へ) 届けてきたのですと 供述してい

urjin-u öčikü
ます。オルジンの供述

7/ anu, bi janggi vangčuy sumun-u kümün, nidunun jil man-u
は（以下の通りです。） く私は、佐領 ワンチクのスムの 者です。去 年我々の

qosiyun-u
旗 の

8/ bošuyu bordui-yin nadur kelegesen anu, man-u tayiji garbi-yin
領催 ボルドイが私に 話したのは（以下の通りです。） 《我々の台吉 ガルビの

qariyatu
所属の

9/ em-e dasijid kedün uday-a qudalduydaysan ba, basa kedün uday-a
女 ダシジドは、何 度か 売られ、 また 何 度か

10/ er-e-dür öggüksen bolbaču, čöm neyilekü ügei tula saluysan,
夫 に（妻として）与えた が、 皆、気が合わないために別れた。

11/ butači kübegün ökin qoyar-tai, masi yadayu tula, qosiyun-u
私生児である息子、 娘 二人と共に、大変 貧しいので、旗 の

12/ dotur-a bayan mal-tai kümün-dür qudalduyad ami jiyulyasuyai
中で 豊かな家畜持ちの人 に（彼女ら自身を）売って 生活させましょう

13/ kemen meyiren amindava-dur medegülüksen-dür, jöbsiyebe kemen, nadača
と 副（章京）アミンダワーに申し上げたところ承認してくれた》、と 私に

asayuysan
（買うかどうか）尋ねました

14/ tula, bi nige mori, nige temege-ber ün-e toytaju tamay-a-yin yaĵar-un
ので、私は、一頭の馬と 一頭のラクダで 値が定まり、印務 所の

126b

1/ meyiren amindava-dur medegülüged bordui-dur nige mori, nige temege ögçü,
副 (章京) アミンダワーに申し上げて、ボルドイに一頭の馬と一頭のラクダを渡して

2/ em-e dasijid, jiči tegün-ü kübegün, ökin yurban kümün-i qudaldun abuysan
女 ダシジド、さらに彼女の息子、娘の三人を買い取りまして

3/ -ača inaysi, urjin nadur jaruydaju, yadan-a ger bariju sayuysan,
以来、(三人は) 私オルジンに召し使われて外に天幕を建てて住みました。

4/ ene jil yurban sarayin qorin tabun-u söni mal erižu iregsen
今年三月の二十五日の夜、家畜を探しに来た

5/ tus qosiyun-u čedenbal, minu ger-ün kümün čoyižab qoyayula ger-ün
本旗のツェデンバルと私の家奴チョイジャブの二人が天幕の

6/ yadan-a umtaysan bülüge, urjin bi ger-ün dotur-a umtaysan
外で寝たのです。私オルジンは天幕の中で寝ました。

7/ čedenbal, čoyižab-nar nadur kelegsən anu, tan-u
ツェデンバルとチョイジャブらが私に話したのは(以下の通りです。)《貴方の

ayil qoyituki gerte
家の後ろ側の天幕で

8/ bay-a kübegün-ü dayun-i sonusbasu, darui qoyulai-ban boyuysan metü
幼い男の子の声を聞くと、すぐに自分ののどを絞めたような

(kiqunaquの誤りとみなす)

9/ kiyiqanaqu dayun yarumui kemegsen-dür, urjin bi tere qoyar
しわがれた声がします》と言うので、私オルジンがその二

10/ kümün-i üjegülür-e ilegebesü čedenbal-nar qoyisi ireged dakin
人を見に行かせますと、ツェデンバルらが戻って来て再び

11/ kelegsən anu, bide üjebesü, ger-tür em-e dasijid,
話したのは(以下の通りです。)《我々が見ますと、天幕に女ダシジドが

qoyar keüked-ün
二人の子供 と

12/ qamtu qoyulai-ban sur-iyar boyuyad, kebtejüki, teden-ü uyaysan
共に 自分のをどを革ひもで絞めて 倒れておりました。彼らの くくった

13/ sur-i tayilju üjebesü, nige kübegün nigente üküjüki kemegsen-dür,
革ひもをほどいて見ますと、一人の男の子が既に 死んでおりました》と言いました
ので、

14/ urjin bi yayaran bosçu, çoyıjab-un qamtu oçıju üjebesü
私オルジンは急いで 起きて、チョイジャブと共に 行ってみますと、

127a

1/ kübegün-i üküji, em-e dasıjid ökin-tei-ben amidu bolbaçu üge
息子は 死に、女 ダシジドは自分の娘と共に生きておりますが、言葉を

2/ keleju çidaqu ügei, urjin bi ükügsen kübegün-i qarjaljaju,
話すことができ ません。私オルジンは死んだ 息子 を保護して、

3/ e-me dasıjid-i qadayalaju sayuysan, qoyin-a tedeni tengkürügsen
女 ダシジドを監視して おりました。後で 彼らが回復した

4/ qoyin-a, yurban kümün-i boyuju ükügülcü uçir-i asayubasu, tegün-ü
後、 三 人(の首)を絞めて死なせるわけを尋ねますと、彼女の

5/ kübegün-i ukilaqui-dur ayurlayad basa kedü kedün uday-a qualduydaysan ba,²⁰⁰
息子が泣くので 怒り、 また、何 度も 売られた

6/ tegün-ü jayayan-dur yomudaju qamtu üküy-e kemen kelegsen-dür,
彼女の運命 を 恨み、 共に 死のうと(思ったと)話しましたので、

7/ em-e dasıjid-i bariyad küргеjü irebe kemen öcimüi,
女 ダシジドを捕らえて(旗の役所へ)届けてきましたと 供述しております。

200この行から次の行にかけての文脈はやや不自然である。次の行の行頭部分に「何度も夫と別れた」等の表現が抜け落ちた可能性もある。

čoyiǰab-un

チョイジャブの

8/ öčikü anu, bi urǰin-u ger-ün kümün, ene yurba sarayin
供述は（以下の通りでした。）〈私はオルジンの家 奴です。この三 月の

9/ qorin tabun-u söni man-u nigen qosiyun-u čedenbal aldaysan
二十五日の 夜、我々の同じ 旗 の ツェデンバルが失った

10/ üker-iyen eriǰü ireged qonuysan, čoyiǰab, čedenbal man-u qoyar
自分の牛を探しに来て 泊まりました。チョイジャブとツェデンバルの我々 二

11/ kümün yadan-a umtaysan qoyin-a, urǰin-u ger-ün qoyitu eteged em-e
人が 外で 寝た 後、 オルジンの天幕の 後ろ 側、 女

(kiqunaquの誤りとみなす)

12/ dasiǰid-ün ger-ün tus bay-a keüked-ün qoyulai boyuysan metü kiyiqanaqu
ダシジドの天幕のあたりで幼い子供の のどを 絞めた ようなしわがれた

13/ dayun-i sonusuyad, čedenbal-ün qamtu bosču urǰin-dur · kelebesü, tan-u
声 を 聞き、 ツェデンバルと共に 起きてオルジンに話しますと、〈あんたたち

14/ qoyar kümün očiǰu üjetügei kemegsen tula, bide očiǰu üjebesü
二 人が 行って見てきなさい〉と言った ので、我々が行ってみますと、

127b

1/ em-e dasiǰid tegün-ü küü, keüken qoyar-tai qamtu qoyulai-ban boyuyad
女 ダシジドが彼女の 息子、娘の 二人 と 共に 自分の首を絞めて

2/ kebteǰüküi, teden-ü boyuysan sur-i tayilǰu üjebesü, kübegün-i
倒れていました。彼らの 絞めた 革ひもをほどいてみますと、息子が

3/ nigente ükügsen učir-i yayaran urǰin-dur kelegesen-dür urǰin darui
既に 死んでいたその事情を急いで オルジンに話しましたところ、オルジンはすぐに

4/ bosču qamtu očiǰad üjebesü, em-e dasiǰid, tegün-ü ökin-tei
起き、共に 行ってみますと、女 ダシジドは彼女の 娘 と

5/ qamtu amidu bolbaču, kelelčen čidaqu ügei, čedenbal darui üker-iyen
共に生きておりますが、話すことができません。ツェデンバルはすぐに自分の牛を

6/ erijü očiγsan, urjīn nadaluy-a em-e dasijid, jīči tegün-ü okin
探しに行きました。オルジンは私と共に女 ダシジド、さらに彼女の娘、

(qadayalaǰuの誤り)

7/ ükügsen kübegün-i qadayalanǰu sayγsan teden-i tengkürügsen
死んだ息子を保護しておりました。彼らが回復した

(teden-ečeの誤り)

8/ qoyin-a, tede-eče γurbayula-yin qoyulai-ban boyuγsan učir-i
後、彼らから三人の首を絞めたわけを

(ukilaqui-durの誤り)

9/ asaγubasu kübegün-iyen ükilaqui-dur ayurlayad kedü kedün uday-a
尋ねますと、自分の息子が泣くので怒り、何度も

10/ qudalduydaysan yabudal-i sanaǰu, tegün-ü jayayan-dur γomudaǰu
売られたことを思い、彼女の運命を恨んで

11/ qamtu üküy-e kemen sanaysan-iyen kelegsən tula bariba kemen
共に死のうと自ら思ったことを話しましたので、捕らえました」と

12/ öčimüi, čedenbal-ün öčikü anu, üker erir-e
供述しております。ツェデンバルの供述は（以下の通りでした。）〈牛を探しに

očiǰu urjīn-u
行ってオルジンの

13/ γaǰar-a qonuyad bay-a kübegün-ün kiyiqanaqu dayun-i sonusuyad urjīn-dur
所で泊まり、幼い男の子のしわがれた声を聞き、オルジンに

14/ kelejü qamtu üjer-e očibasu tegün-ü kübegün nigente ükügsen ba,
話して共に見に行きますと、彼女の息子は既に死んでおりました。そして

128a

1/ em-e dasijid, jīči tegün-ü okin-tai čöm amidu bolbaču, kelelčen
女 ダシジド、さらに彼女の娘と皆生きておりますが、話すことが

2/ čidaqu ügei boluysan kemekü jerge yabudal-i čöm čoyıjab-un nigen
でき なくなっておりました) と言う 等の こと を皆、チョイジャブと同

(očiysanの誤り)

3/ adali öčigsen-eče yadan-a, egün-ü qoyin-a darui üker erir-e očigsan
様に供述しましたほか、くその 後 すぐに牛を探しに行った

(boşuyuの誤り)

4/ uçir-tur busu yabudal-i medekü ügei kemen öčimüi, bosuyu bordui-yin
ために他のこと を知り ません) と 供述しております。領催 ポルドイの

öçikü
供述

5/ anu man-u tayiji garbi-yin qariyatu em-e dasijid kedü kedün
は(以下の通りでした。) く我々の台吉 ガルビの所属の 女 ダシジドは、何

uday-a qudalduydaysan
度も 売られ

6/ ba, kedü kedün uday-a er-e-dür ögbečü tus tus neyilegsen ügei, em-e dasijid
何 度も 夫に(妻として) 与えましても各々 気が合わず、女ダシジド
は

7/ tegün-ü butači kübegün okin-tai aju törükü anu masi yadayu tula, bayan
彼女の私生児である息子、 娘 と 生活するのが 大変に貧しいため、豊かな

8/ mal-tai kümün-dür qudalduyad ami jiyulyasuyai kemen, meyiren amindava-dur
家畜持ちの人 に 売って 生活させましようと 副(章京)アミンダワーに

medegülüged
申し上げ、

9/ em-e dasijid-i, jiči tegün-ü kübegün, okin-tai-yi qamtubar tus qosiyun-u
女 ダシジドを、さらに彼女の息子、 娘 とを共に 本旗 の

10/ urjin-dur nige mori, nige temege-eče qudaldun öggüged mori temege-yi tayiji
オルジンに一頭の馬と 一頭のラクダとで売り 渡し、 馬とラクダを台吉

11/ garbi-yin eke-dür öggüged ene uçir-i meyiren amindava-dur medegülügen
ガルビの母に 与えて、このことを副（章京）アミンダワーに申し上げました

12/ kemen öčimüi, meyiren amindava-yin öčikü anu,
と 供述しております。副（章京）アミンダワーの供述は（以下の通りでした。）

nudunun jil namar
去 年の秋、

13/ jasay-un bey-e uliyasutai-dur očiγad, alban-u mal-i ĵakirču sayuγsan
旗長 自身がウリヤスタイに行つて公 の家畜を管理して駐在した

14/ čay-tur amindava namayi tamay-a-yin kereg-yi sidkejü sayuγaysan
時に、私アミンダワーを印 務 を 処置すべく配置しました

128b

1/ qoyin-a, tus qosiyun-u bošuryu bordui-yin medegülügen anu,
後、 本旗 の領催 ボルドイが報告しましたのは（以下の通りでした。）

man-u
我々の

2/ tayiji garbi-yin ger-ün em-e dasijid bay-a-ača kedü kedün uday-a
台吉 ガルビの家 婢 ダシジドは幼い頃から何 度も

3/ qudalduyсан basa kedü kedün uday-a er-e-dür, ögbečü yerü neyilegsen
売つて、 また何 度も 夫 に（妻として）与えても決して気が合わ

4/ ügei, basa qulayūju yabuγsan-u tulada, tegün-i bayan mal-tai
ず、また盗みを行なつた ので、彼女を豊かな家畜持ちの

5/ kümün-dür qudalduyad, ami ĵiyulyasuyai kemegsen-dür, sanabasu
人 に 売つて、 生活させましょう》と言つたので、考えてみると、

6/ em-e dasijid bay-a-ača kedü kedün uday-a qudalduydaysan ba, basa
女 ダシジドが幼い頃から何 度も 売られ、 また

7/ qulayūju yabuγsan anu ünen tula, qudaldun ögbesü bolumui
盗みを行なつたのは 本当なので、売り 与えてよい

8/ kemen darui tus qosiyun-u urjin-dur kelegsen yosuyar em-e dasijid
と言って、すぐに本旗のオルジンに、話した通りに女ダシジド、

9/ jiči tegün-ü kübegün okin-tai-yi qamtu-bar urjin-dur qudaldun
さらに彼女の息子、娘とを共にオルジンに売り

10/ ögčü jaruyuluysan kemen öčimüi, jüi inu yalatu em-e
与え、召し使わせましたと供述しています。正しくは、罪ある女

11/ dasijid, jiči keregtür qolbuydaysan el-e arad-i abqayulju
ダシジド、さらに事件に関わった全ての民を連行して

12/ da beyise, ded da tan-u yaĵar-a sidkegülkü-yi yuyuju ergübesü
(盟)長貝子、副(盟)長殿の所で処罰していただくことを請うて提出する

13/ jokiqu abaču, yaĵčakü egüge yalatu em-e dasijid dabqur
べきですが、ただ、現在罪ある女ダシジドは身重で

14/ boluyad kerkebeču jam yabuju čidaqu ügei učir-tur ene
あってどうしても道中に行くことができない事情で、この

129a (kereg-iの誤り)

1/ nigen kereg-yi jiyan toytayaĵu tusiyaqu-yi yuyuju ergün kürgeĵü
一件を、指示決定して命ずることを請うて提出し届けて

2/ ireĵüküi, egün-dür man-u yaĵar-ača meyiren yombuĵab-nar-i
来ました。その際、我々(旗長オルジンジャブ)の所から副(章京)ゴンボジャブら

ĵaruju,
を派遣し

3/ ene nigen kereg-yi mayadlan bayičayalyar-a ilegegsen qoyin-a,
この一件を確実に調べさせるべく送った後、

4/ meyiren yombuĵab, ĵalan galsang-u qamtu bayičayayad medegülür-e iregsen
副(章京)ゴンボジャブが、参領ガルサンと共に調べて報告してきた

5/ bičig-ün dotur-a urjin-u ger-ün em-e dasijid, butači kübegün-iyān
文書の中でオルジンの家 婢 ダシジドが、私生児である自分の息子（の首）を

6/ boyužu ükügülügsen nigen kereg-ün tula, ükügsen kübegün-ü
絞めて死なせた 一件のため、死んだ息子の

7/ yasun-u yaǰar-a očižu bayičayan üjebesü tegün-ü küjüğü toyurin
遺骸の所に行つて調べて みますと、彼の首の 回りに

8/ kökerügsen mör bui, busu šarq-a ügei, egün-dür em-e dasijid-ača
青くなつた跡があります。他の傷は ありません。そこで 女 ダシジドから

9/ asayubasu öčikü anu, bi ene jil yučin qoyar nasu-tai,
尋問しますと、供述は（以下の通りでした。） く私は今年三十二 才です。

10/ minu ečiǰe kedüyin ükügsen, minu eke-yi minu uruy
私の父はずつと以前に死にました。私の母を 私の親戚の

11/ quvaray gelegbanjur abačižu teǰigejüküi, bi minu kübegün-i
僧侶 ゲレクバンジョールが連れていつて養いました。私が私の 息子（の首）を

boyužu
絞めて

12/ ükügülügsen učir bolbasu, nidunun jil man-u qosiyun-u tayiji
死なせた わけは、 去年我々の旗 の台吉

13/ čeveng-ü qonin-ača boruyun-dur quruydažu ükügsen nige
ツェウエーンの羊 から雨の降る方向に押されて死んだ 一匹の

14/ qoni-yi čeveng-ü em-e qubaküü, arisu eldekü kölüsü
羊 をツェウエーンの妻 ホブフーが、皮をなめす賃金

129b

1/ bolyažu nadur öggügsen učir-tur bi küliyejü quriyažuqui,
として私にくれましたので、私は受け 取りました。

2/ daray-a-bar tayiji čeveng namayi qoni qulayuba kemen meyiren amindava-dur
後で 台吉ツェウエーンが、私が羊を盗んだ と言つて副（章京）アミンダワーに

(nadačaの誤り)

3/ medegülüged, namayi dayudan abačiju, meyiren nadanča učir-i asayuqui-dur
申し上げ、私を呼びだして連行し、副(章京)が私からわけを尋問しますので、

4/ bi čeveng-ü qoni-yi qulayuysan ügei, čeveng-ü em-e-yin öggügsen
私はツェウエーンの羊を盗んだのではなく、ツェウエーンの妻がくれたという

5/ yabudal-i bürin-e kelebečü, namayi qulayayiči-yin yosuyar, yal-a toryažu
ことを全て話しても、私に盗人として罰を科し、

6/ minu nige okin, basa nige üniy-e-yi abačiju tayiji čeveng-dür
私の一人の娘、また一頭の雌牛を連れて行って台吉ツェウエーンに

7/ olyažu sidkežüküi, qoyin-a boşuryu bordui irejü, qayurču keleged,
与えて処置しました。その後、領催ボルドイがやってきてだまして話し、

8/ man-i urjin-dur nige mori nige temege-eče qudaldun öggügsen bi
我々をオルジンに一頭の馬と一頭のラクダとで売り渡しました。私は

9/ urjin-dur jaruydažu yabuysan qoyin-a, sonusbasu minu keüken nadur
オルジンに召し使われていた後、聞くところによれば、私の娘が私に

10/ jolyuy-a kemen sanaysan tulada, tayiji čeveng tegün-ü mangnai-dur
会おうと思ったために、台吉ツェウエーンが彼女の額に

(ula-yiの誤り)

11/ tamay-a qayarižu qoyar ulan-yi čorgižuqui kememüi kemegsen
焼き印を押して両方の足の裏を焼けた鉄で突き刺したという、といった

(tesčü yadaysanに同じ)

12/ yabudal-i sonusču masi tesčiyadaysan tula, minu sanayan-dur
ことを聞いて、大いに我慢できませんでしたので、私の考えで

13/ qoni-yi qulayuysan ügei bolbaču namayi nigente qulayayiči bolyažu
羊を盗んでいないのに私を既に盗人として

14/ sidkeged, basa namayi ger-ün kümün bolyažu qudaldyysan meyiren amindava-dur
処罰し、また私を家婢として売った副(章京)アミンダワーを

130a

- 1/ ɣomudaʃu kübegün okin-tai qamtu üküy-e kemen sanaʃu kübegün-iyen
恨み、 息子、 娘 と 共に 死のうと 思い、 自分の息子（の首）を
- 2/ boɣuʃu ükügülügsen anu, ünən kemen öçimüi, kemegsen yabudal-i
絞めて 死なせたことは 本当ですと 供述しています』と 言った こと を
- 3/ kinabasu, urida ʃasay urjinʃab-un ʃaʃar-aça medegülür-e iregsen biçigtür
検討しますと、 以前 旗長オルジンジャブの所 から報告して きた 文書に
- 4/ neyilekü ügei böged, uy biçig-ün dotur-a ene ʃereg uçir-i yerü
合致し ないのであって、 元の文書の 中では（旗長は） これらの事情を決して
- 5/ todurqayilan ɣaryaysan ügei, kereg-ün uçir-a seʃigleltei tula,
明らかにして提出していませんでした。 事件の 事情が疑わしいので、（私、盟長が）
- 6/ meyiren ɣombuʃab-i dakin ɣaryaʃu ʃasay urjinʃab-un tamay-a-yin
副（章京）ゴンボジャブを再び 派遣して旗長 オルジンジャブの印務
- 7/ ʃaʃar-a ilegejü darui tedenü qosiyun-u tusalayçi dasidundub-nar-i
所 に送り、 すぐに彼らの旗 の 協理（台吉）ダシドンドブラを
- 8/ abçu dakin bayiçayatuɣai kemen tusiyan yabuyuluysan bölüge,
連れて再び 調査せよ と 命じて（文書を）送ったの でした。
- 9/ edüge tusalayçi dasidundub-nar-un ergügsen biçig-ün dotur-a, ükügsen
今、 協理（台吉）ダシドンドブラの提出した文書の中で、『死んだ
- 10/ qonin-u miq-a ögbe kemegsen em-e qubaküü-eçe asayubasu
羊 の 肉を くれたと言った（ツェウエーンの）妻 ホブフーを 尋問しますと、
öçikü anu,
その供述は（以下の通りでした。）
- 11/ nidunun ʃil man-u qoni buryan-dur quruydaʃu, qubaküü bi
く去 年我々の羊が 雨の降る方向に押されて、 私ホブフーは
- 12/ qonin-ban erijü oçiyad šabi bal-ün qonin-u doturača
自分の羊を探しに行き、 シャビ、バルの羊 の 中から

13/ minu qoni-yi taniju ilyađad, nige qoni dutađuqui, erir-e
私の羊 を 見つけてより分け、一匹の羊が足りませんでした。探しに

14/ oćibası em-e dasıjıd-un ger-ün oyir-a ükügsen tula, ene nigen
行きますと、女 ダシジドの天幕の近くで死んでおりましたので、この一匹の

130b

1/ qoni-u miq-a-yi dasıjıd-tur öggügsen anu ünen, daray-a-bar
羊 の肉 を ダシジドに与えましたことは 本当です。後で

2/ minu nöbür çeveng, dasıjıd-un ger-eće qonin-u miq-a arisu-yi
私の夫 ツェウエーンがダシジドの天幕から羊 の肉と皮 を

3/ erıju oluyad nadaća asayıysan-dur bi dasıjıd-tur öggügsen
探して見つけ、私に 尋ねましたので、私がダシジドにやった

4/ yabudal-i kelegsın-dür çeveng-ün üge, dasıjıd-tur
こと を話しますと、ツェウエーンの言葉は（以下の通りでした。） 〈ダシジドに

qonin-u
羊 の

5/ miq-a öggügsın yabudal-i kümün-dür buu kelen kemegsın kemen
肉をやった こと を人 には話すな〉と言いました〉と

6/ öćimüi, tayıji çeveng-ü öćikü anu, nidunun jil minu
供述しています。台吉 ツェウエーンの供述は（以下の通りでした。） 〈去 年私の

qoni buruyan-dur
羊が雨の降る方向に

7/ quruydađu ükügsın tuqai-dur çeveng bi gerte ügei, qoyin-a
押されて死にました。その時、私ツェウエーンは天幕におらず、後で

8/ ireged minu em-e qubaküü-yin erıju oluyısan qoni-yi bayićayan
帰ってきて、私の妻 ホブフーの探して得た 羊 を 調べて

9/ üjebesü nigen qoni dutajuqui, čeveng bi eriǰü očiγad,
みますと、一匹の羊が足りませんでした。私ツェウエーンが探しにいて

10/ em-e dasiǰid seǰigleǰü tegün-ü gerte očiγad üjebesü, minu qonin-u
女 ダシジドを疑い、彼女の天幕に行ってみますと、私の羊の

11/ miq-a arisu bayiqui-yi üjged, dasiǰid-ača asayubasu činu em-e
肉と皮があるのを見て、ダシジドから尋ねますと、〈お前の妻

12/ qubaküü öggügsen kemeküi-dür, čeveng bi qoyisi ireged minu
ホブフーがくれた〉と言いますので、私ツェウエーンは戻ってきて 私の

13/ em-e qubaküü-eče asayubasu qubaküü darui dasiǰid-tur
妻 ホブフーに尋ねますと、ホブフーはすぐに〈ダシジドに

14/ öggügsen anu ünen kemegsen bolbaču, bi qubaküü-yin öggügsen
やったのは 本当です〉と言いましたが、私はホブフーがやった

131a

1/ yabudal-i daruyad, dasiǰid minu²⁰¹ qoni-yi qulayuba kemen
ことを隠して、〈ダシジドが私の羊を盗んだ〉と

2/ meyiren amindava-dur medegülügen-dür, meyiren-ü yaǰar-ača dasiǰid-i
副(章京) アミンダワーに申しあげましたところ、副(章京)の所からダシジドを

3/ dayudaǰu ačirayad, am-a neyilegüǰü asayuyusan-dur dasiǰid-un
呼び出して連行し、口供を照合しつつ尋問しますと、ダシジドの

4/ kelegsen anu, bi qoni qulayuyusan ügei,
話しましたことは(以下の通りでした。) 〈私は羊を盗んでおりません。

čeveng-ü em-e qubaküü
ツェウエーンの妻 ホブフーが

5/ nadur öggügsen kemen keleǰüküi, čeveng bi minu em-e nadača
私にくれたのです〉と話しました。私ツェウエーンが〈私の妻は私に

201 この語の後に誤って再びminuという語を書いているが、すぐ気づいて抹消してある。

6/ niyuju nige qonin-u miq-a-yi kerkebeču ber kümün-dür ögču
隠して一匹の羊の肉を、いかにしても人 に やることは

7/ čidaqu ügei kemegsen učir-tur meyiren amindava darui
できません》と言ったために、副（章京）アミンダワーはすぐに

8/ dasiǰid-i qudal üge jokiyaǰu öčibe kemen tegün-ü okin,
《ダシジドは嘘の言葉を作って 供述した》と言って彼女の娘と、

9/ basa nige üniy-e tuyultai-yi qamtu torɣayad nadur olyaǰu
また一頭の雌の子牛とを共に（罰として）徴収して私に 与えて

10/ sidkeǰüküi, čeveng bi ene okin-i kedün sar-a ǰaruysan qoyin-a,
処置しました。私ツェウエーンはこの娘を何ヶ月か 召し使った後、

11/ beyise dečnrapil-un qosiyun-u quvaray darǰa-dur nige mori,
貝子 デチンランピルの旗の僧侶 ダルジャーに、一頭の馬と

12/ qoyar ǰayun dalan čai-bar qudalduǰu öggügsen, tere
二百七十個のお茶とで売り 渡しました。その

13/ okin-i yerü tamay-a qayariysan ǰerge jüil ügei kemen
娘に決して焼き印を押した などということはありません》と

14/ öčimüi, bordui-yin öčikü anu, bordui bi em-e
供述しております。ボルドイの供述は（以下の通りでした。）〈私ボルドイが女

dasiǰid-i
ダシジドを

131b

1/ quriyan negüülgeküi-dür nadur büle kümün ögtügei kemen meyiren
受け取って引っ越しさせる時、《私に（ダシジドの）家族の人を くれ》と 副（章京）

2/ amindava-dur medegülküi-dür, meyiren-ü nadur kelegsен anu,
アミンダワーに申し上げますと、副（章京）の私に 話しましたことは（以下の通りで

čimadur

した。) 〈お前に

3/ büle kümün kereg ügei, či dasijid-tur sayali mal öggümüi
家族の人は 必要 ない。お前はダシジドに [乳の出る家畜をやる]

4/ kemen qayurču açirayad urjin-dur qudaldun öggüged, ün-e-yi
と 言ってだまして連れていき、オルジンに売り 渡して、代価を

5/ dasijid-un qariyatu tayiji-dur aysan garbi-yin eke-dür ög
ダシジドの所属の 台吉に、故 ガルビの母 に 与えよ〉

6/ kemen kelegesen tula, bordui bi dasijid-tur čimadur sayaqu mal
と 話しましたので、私ボルドイはダシジドに 〈お前に 乳を搾る家畜を

7/ öggümüi kemen qayurču açirayad urjin-dur qudaldun
やる〉 と 言ってだまして連れていき、オルジンに売り

8/ öggügsen anu ünen kemen öçimüi, basa em-e dasijid-ača
渡しましたことは 本当です〉 と 供述しています。また女 ダシジドに

9/ kübegün-iyen boyuju ükügülügsen yabudal-i dakin²⁰² asayubasu öçikü anu,
自分の息子 (の首) を絞めて死なせた こと を 再び 尋問しますと、その供述は
(以下の通りでした。)

10/ urjin-u ayil yongčuy-un okin degüü-yin nadur kelegesen anu,
〈オルジンの家のゴンチクの妹 が 私に 話したのは (以下の通りです。)

urjin

〈オルジンが

(čeveng-dürの誤り)

11/ čimayi tayiji čeden-dür qudaldumui kemen sonusuysan kememüi,
お前を台吉 ツェウエーンに売る と 聞いた〉 と言います。

202この語は、書記が書き忘れて抜かした後、それに気づいて行の左側に後から書き込み、挿入すべき所を+の記号で示している。

12/ tere tuqai-dur nadur idekü uuqu yayuma ügei uçir-tur
その時 に 私には食べたり飲んだりする物が ありませんでしたので、

13/ kübegün-i ükügülkü söni urjin nadur nige sinay-a činaysan
息子 を 死なせた夜、オルジンは私に 一杯のひしゃくの煮た

14/ mal-un čisu öggügsen-i man-u yurbayula qubiyaju idegsen,
家畜の血をくれたのを我々 三人で 分けて 食べました。

132a

1/ minu kübegün nadača dakin idekü yayuma abqu-yin tula, umtaqu ügei
私の 息子は 私から再び 食べる物を もらう ために、寝 ないで

2/ bayin bayin ukilaqui-dur öggüy-e gebesü ögkü yayuma ügei,
何度も何度も泣きますが、あげようといってもあげる物が ありません。(私は)

oytu
全く

(sandayaranの誤り)

3/ sandayur-un ayurlaysan tula, genedte sanaydaju edüge idekü uuqu
混乱して 怒った ため、突然 思いまして、今 食べたり飲んだりする

4/ yayuma ügei böged, tayiji čeveng minu keüken-i toryaju abuyšan
物が なくて、 台吉 ツェウエーンが私の 娘 を 徴収して取り上げた

5/ uçir-tur yomudaju tesčiyadan, basa meyiren amindava-dur
ために 恨んで 我慢できず、また副 (章京) アミンダワーを

6/ yomudaqu-yin tula, baričasi ükübesü sayin kemen sanayad
恨む ため、どうしようもなく、死ねばよい と 思って

7/ čöm sur-iyar qoyului-yi boyuju minu kübegün-i ükügülügsen,
皆 革ひもで首 を 絞めて私の 息子 を 死なせました。

8/ yerü öber-e uçir ügei minu bey-e kübegün-i boyuju ükügülügsen
決して他の 事情はございません。私 自身が息子 (の首) を絞めて死なせたこと

9/ anu ünən egün-eče yadan-a öber-e kelekü üge ügei kemen
は 本当です。これ以 外に 他の 言うべき言葉はありません」と

10/ öčimüi, egün-i okin-i čeveng tamay-a qayariba kemen ken-eče
供述しています。彼女の娘に ツェウエーンが焼き印を押した と 誰から

11/ sonusuysan yabudal-i asayubasu, gelüng yongčuy kelegesen kememüi,
聞いたのかということ を 尋問しますと、〈僧 ゴンチクが話しました〉と言いま
す。

12/ yongčuy-ača asayubasu, yongčuy-un üge, dasijid-un
ゴンチクから尋問しますと、ゴンチク言葉は（以下の通りでした。）〈ダシジドが

kelegesen-i
（そう）話したのを

13/ sonusuysan, nadur busu sonusuysan medegesen yaǰar ügei kememüi,
聞きました。私には、ほかに聞いたり 知ったりしたことはありません」と言いま
す。

14/ quyay urǰin-u öčikü anu, tere tuqai-dur tegün-ü gerte idekü
箭丁 オルジンの供述は（以下の通りでした。）〈その時 に 彼女の 天幕に食べる

132b

1/ yayuma bui ügei yabudal-i bi medekü ügei, em-e dasijid idekü
物が あったかなかったかということ を私は知り ません。女 ダシジドは食べた

uuqu
り飲んだりする

2/ yayuma baraba kemen nadur kelebesü, bi darui tegün-dür idekü yayuma
物が なくなったと 私に 話せば、私はすぐに彼女に 食べる物を

3/ öggüdeg bile, tegün-i dakin qudaldıqu yabudal-i eng-ün učir-a
いつも与えておりました。彼女を再び売る こと を日常的なことで

4/ duradču kelegesen bolbaču, yerü tayiji čeven-dür qudaldıy-a kemegesen
話しました けれども、決して台吉 ツェウエーンに売ろう と言った

5/ ʧaʃar ügei kemen öčimüi, basa tayiʃi čeveng yal-a-dur abuysan
ことはありません」と 供述しています。また台吉ツェウエーンが罰として受け取っ
た

6/ okin-i beyise dečınrampil-un qosıʧun-dur qudaldıysan tere
娘 を貝子 デチンランピルの旗 に 売った その

7/ okin-i tamay-a qaʧariysan ba ügei yabudal-i üjegülküi-yin
娘 に 焼き印を押したの か 否かということ を見させる

8/ tula, boşuyı arampil-i ʃaruysan-dur, arampil-un üge,
ために、領催 アランピルを派遣しましたところ、アランピルの言葉は（以下の通りで
した。）

9/ tere okin-i üjebesü, tegün-ü mangnai, ula-dur yerü tamay-a
くその娘を見ますと、彼女の額や 足の裏に決して焼き印を

10/ qaʧariysan²⁰³ surbi ügei kememüi kemen ergün kürgejü irejüki,
押した 傷跡はありません」と言っています』と行って提出して届けて しまし
た。

11/ egün-dür man-u ʧaʃar-ača meyiren ʧombuʃab-tur em-e dasiʃid
そこで 我々（盟長）の所 から副（章京）ゴンボジャブに、女 ダシジドが

12/ toyta uday-a qariyatı ʃasay-un ʧaʃar-a medegülügsen öčig,
??回 所属の旗長の所 に申し上げた 供述が、

13/ edüge tusalayči dasidundub-nar-un ʧaʃar-ača bayičayan ergügsen
今 協理（台吉）ダシドンドプらの所 から調べて 提出した

14/ bičig-ün doturaki öčig-tei qarılčan ülü neyilekü-yin tulada,
文書の中 の供述と比べて、合致しない ので、

133a

1/ čuqum ünem öčig-yi abqu-yin tula, ʧombuʃab-i ʧaryaju
確実な本当の供述を取る ために、ゴンボジャブを派出して

203この語の上、すなわち行頭に一文字、書き誤った後抹消した文字がある。

2/ tusalayči dasidundub-un qamtu em-e dasiǰid-ača asayubasu öčikü anu,
協理(台吉)ダシドンドブと共に 女 ダシジドから尋問しますと、その供述は204(ゴ
ンボジャブが)

3/ dasiǰid minu törügsen kübegün-i boyuǰu ükügülügen anu ünen
『(ダシジドは) く私ダシジドの生んだ 息子(の首)を絞めて死なせたことは 本当

4/ bolbači, yerü tayiǰi čeveng-ü qoni-yi qulaγuγsan γaǰar ügei,
ですが、決して台吉 ツェウエーンの羊 を 盗んだ ことはありません。

5/ angqan asayūqui-dur dasiǰid bi eregüü tolyaqu-ača ayuqu-yin
最初に尋問する際、私ダシジドは拷問を科されるのを恐れた

6/ tula, mungqaydan sanaǰu qulaγuba kemen kelejüküi kemen öčimüi,
ために、愚かな 考えを持ち、盗みましたと 話しましたと 供述していま
す。

7/ egün-i mayadlaqu-yin tula, tayiǰi čeveng, em-e dasiǰid-nar-i
これを確認する ために、台吉 ツェウエーン、女 ダシジドらを

8/ nigen nigen-iyer naribčilan asayubasu, em-e dasiǰid, tayiǰi
一人一人 綿密に 尋問すると、女 ダシジドが台吉

9/ čeveng-dür musgiγdan güdkügdegsen ĵerge yabudal-i čöm
ツェウエーンに(事実を)ねじ曲げられて誣告された 等のこと を、皆

10/ dasiǰid-un kelegsен adali nutada ködülbüri ügei öčimüi
ダシジドの話した 通りにしっかりと揺れることなく 供述しています』

11/ kemegsen yabudal-i medegülügen-eče γadan-a, basakü man-u
と(ゴンボジャブが)言ったこと を報告します ほか、 また、我々(盟長)の

γaǰar-ača
所 から(ゴンボジャブを介して)

204ここでは、ゴンボジャブの得たダシジドの供述だけを取り出して引用するような形で引用文が始まっているが、この引用文の終わりの方を見ると、ゴンボジャブによる報告ごと一緒にして二重に引用していることがわかる。

12/ meyiren amindava-dur asayubasu

副 (章京) アミンダワーを尋問しますと205、(ゴンボジャブの言うのには)

kelekü anu, nidunun jil jun-u čay-tur
『(アミンダワーが) 話しますのは(以下の通りでした。) 去 年夏の時に

13/ man-u qosiyun-u tayji čeveng tegün-ü qoni qulayuba kemen

我々の旗 の台吉ツェウエーンが、彼の羊を盗んだ と言って(ダシジドを)

14/ bariyad kürgeju iregsen em-e dasijid-un öčikü anu,

捕らえて(役所に)届けてきました。女 ダシジドの供述は(以下の通りでし

bi tayji čeveng-ü
た。)《私は台吉 ツェウエーンの

133b

1/ boruy-a usun-dur quruydaju ükügsen qonin-u miq-a-yi tegün-ü em-e

雨の水に押されて死んだ羊の肉を、彼の妻

2/ qubaküü öggügsen-i abču idegsen anu ünen, yerü amidu qoni

ホブフーがくれたのを受け取って食べたのは 本当です。決して生きている羊を

3/ qulayuju idegsen yaǰar ügei kemen öčigsen bolbači, yerü

盗んで食べたことはありません》と 供述しましたが、決して

(ayuyulanの誤り)

4/ bayičayaqu temdeg ügei tula, basa ayuyula tegün-i čingdalan

調べる 手がかりがありませんので、また脅して彼女を厳しく

5/ asayuysan-dur em-e dasijid qoni qulayuju idegsen anu ünen

尋問しましたところ、女 ダシジドは《羊を盗んで食べたのは 本当です》

6/ kemen öčigsen učir-tur tegün-i qulayaiči bolyan tegün-ü nige

と 供述しましたので、彼女を盗人 として彼女の一人の

205ここでも、あたかもゴンボジャブが得たアミンダワーの供述のみを取り出して直接引用するかのような始まり方をしているながら、この引用部分の終わりを見ると、実はゴンボジャブの報告ごとまるまる二重に引用していることがわかる。

7/ okin, nige üker-tei toryuju tayiji čeveng-dür öggügsen bile,
娘と一頭の牛 とを (罰として) 徴収して台吉ツェウエーンに渡した のです。

8/ γayčakü em-e dasijid urida qoni qulayuysan ügei kemegsen böged,
ただ、女 ダシジドが先に、羊を盗み ませんでしたと言った のに、

9/ qoyin-a basa qulayuysan anu ünem keme öčigsen tula,
後で また盗んだのは 本当だと 供述しましたので、

10/ darui tegün-i öčigsen yosuyar mungqaydaju toytayan sidkegsen,
すぐに彼女を (後から) 供述した通りに 愚かにも 定めて 処罰しました。

11/ yerü mayadlan niytaalaysan ügei, darui sanayan-u durabar toytayan
決して確認して 綿密に調べたのではなく、すぐに恣 意的に定めて

12/ sidkegsen anu yerü ese jokiysan-u tulada, tasiyaraysan yal-a-yi
処罰したことは 決して理にかなっておりませんので、(判決を) 間違えた 罪 を

13/ duratay-a külijemüi kemegsen yabudal-i qamtu-bar medegülbe
喜んで 受けます」と言いましたこと を共に 報告しました』

14/ kemejükiü, bayičayabasu meyiren amindava bolbasu
と (ゴンボジャプが) 言いました。調べてみますと、副 (章京) アミンダワーは

čuqum nigen
本当に一

134a

1/ qosiyun-u kereg-yi dayaju sidkekü kümün tulada, aliba kereg-yi
旗 のことを担い 処置する人 なので、あらゆることを

2/ jüi-iyer niyitalan bayičayaaju siduryu-yi bariju sidkebesü
規則通りに綿密に調べて、正直 を 旨として処置す

3/ jokimui, em-e dasijid, tegün-ü kübegün-i bey-e-ber boyuju ükügülügen
べきです。女 ダシジドが彼女の 息子 (の首) を自ら 絞めて 死なせた

4/ učir-i mayadlan bayičayaqu-yin tula, meyiren γombužab-i
わけを確認して調べる ために、副 (章京) ゴンボジャプを

5/ kedü kedün uday-a yaryaju teden-ü tusalayçi dasidundub, jalan
何 度も 派出して、彼らの 協理（台吉）ダシドンドブ、参領

6/ galsang-nar-un qamtu bayiçayalyabasu dasijid-dur . yerü öber-e
ガルサンらと 共に 調べさせますと、ダシジドには決して他の

7/ jüil-ün öçig ügei, yağçakü tayiji çeveng-ü qoni qulayuju
種類の供述はありません。ただ、台吉 ツェウエーンの羊を盗んで

8/ idegsen anu busu, çeveng-ü em-e qubaküü öggügsen anu ünen kemen
食べたのでは なく ツェウエーンの妻 ホブフーが与えたことは 本当ですと

9/ öçigsen böged, meyiren amindava yerü niytalan sigüjü asayuysan
供述したのであって、副（章京）アミンダワーは決して綿密に 裁き 尋問せ

10/ ügei, darui dasijid-i qulayayiçi bolyan sigüged, tegün-i okin-i toryaysan
ず すぐにダシジドを盗人 として裁き、彼女の娘を（罰として）徴収した

11/ böged, basa boşuyu bordui-yin kelegsен yosuyar dasijid-i sanayan-u
のであって、また 領催 ボルドイの話した 通りにダシジドを恣

12/ joriy-iyar quyay urjin-dur qudalduju ünüsgüleng yadayu-bar
意的に 箭丁 オルジンに売って ??? 貧しく

13/ yaçaydayulju qamtu üküy-e kemen tegün-i kübegün-i boyuju
はまり込ませて、共に 死のうとして、彼女が息子（の首）を絞めて

14/ ükügülügsen-dür kürgesgen anu yerü ese jokiysan-u tulada,
死なせる に 到らせたことは、決して理にかなわないため、

134b

1/ amindava-aça jokiqu-yi üjeju yurban yisün-ü mal toryuju çegerlel
アミンダワーに適切な所を判断して三・九 畜を罰として科し、警告を

üjegülüy-e,
示しましょう。

2/ bosuyu bordui bolbasu, em-e dasijid-i tayiji čeveng-ü qoni-yi qulayuba kemen
領催 ボルドイは、女 ダシジドを台吉 ツェウエーンの羊を 盗んだ と言って

meyiren
副 (章京)

3/ amindava bitegülig sigüjü torayad dasijid-i bordui-dur tusiyaju jakiryaysan
アミンダワーが不明瞭に裁き 罰を科して、ダシジドをボルドイに命じて 管理させた

böged
のであって、

4/ bordui tegün-i qaryaljan jakirqu ügei demei üge jokiyaju kümkün-dür
ボルドイは彼女を保護 管理 せず、くだらない言葉を作って人 に

(qudaldyulusanの誤り)

qudaldyulusan anu
売ったことは、

5/ oyuyata buruyu boluysan-u tulada, bordui-ača jokiqu-yi üjeju, nigen yisün-ü mal
全くの 誤り である ため、ボルドイに適切な所を判断して、一・九 畜を

6/ toryuju čegerlel üjegülüy-e, quyay urjin em-e dasijid-i qudaldun abču
罰として科し、警告を示しましょう。箭丁 オルジンは女 ダシジドを買い 取って

ger-ün boyul
家 奴

7/ bolyaysan učir-i yerü qariyatu jasay-tur medegülügsen ügei böged, qudaldun abuysan
とした ことを決して所属の 旗長に 申し上げ ず、 買い 取った

8/ qoyin-a urjin basa yerü tegün-ü tejiyen qaryaljaqu ügei jobayan arayıqan
後、 オルジンはまた決して彼女を 養い 保護することなく、苦しめてほとんど

9/ bürin-e ükügülküi-dür kürgeged eyin kü urjin-dur qorusču kereg dengdegegsen-i
完全に 死なせるに 到らせて、このようにオルジンを恨んで ことを先鋭化させたのを

üjebesü
見ると、

10/ em-e dasiǰid-i urǰin-u ʔaǰar-tur ayulbasu ülü bolqu-yin tulada, dasiǰid ǰiči²⁰⁶
女 ダシジドをオルジンの所 に 居らせてはならない ので、ダシジドとさらに

tegün-ü
彼女の

11/ okin-tai qamtu-bar quyay urǰin-ača ʔaryajū qariyatu qosiyun-u ʔasay-tur tusiyajū
娘 とを共に 箭丁 オルジンから出して 所属の 旗 の 旗長に 命じて

12/ qaryalǰan teǰiyelgeǰü kereg ʔaryaqu ügei bolyan čingdalan ǰakiryaqu-ača ʔadan-a,
保護 扶養させ、ことが起こらないようにして、厳しく 管理させますほか、

urǰin
オルジン

13/ -ača nigen yisün-ü mal torjuǰu čegerlel üǰegülüy-e, ǰiči em-e dasiǰid-i
に 一・九 畜を罰として科して警告を示しましょう。さらに女 ダシジドを

urǰin-u
オルジンの

14/ ger-eče ʔaryajū sidkegsen-ü tulada, ǰüi inu uy qudaldy-yi qoyisi olyabasū
天幕から出して 処置した ため、正しくは元の (買った) 代金 を返 却する

135a

1/ ǰokiqu abači, ʔayčakü urǰin em-e dasiǰid-i teǰiyeǰü²⁰⁷ čidayśan ügei učir-tu
べき ですが、ただ オルジンが女 ダシジドを養うことができ なかったことで

2/ kereg ʔaryaysan-u tulada, qudaldy-yi qoyisi olyaqu-yi keregsekü ügei bolyay-a,
ことが起こった ので、代金 を返 却することを考慮し ないことにしましよ

tayǰi aysan
う。台吉 故

206この語は、書記が書き忘れて抜かしてしまっただ、それに気づいて左側の行間に書き込み、挿入すべき所を+の印で示している。

207この語の後に、何らかの書き誤りを抹消したと思われる語がある。

3/ garbi-yin eke, ene em-e dasiǰid-i quriyamǰilan ǰaruǰu čidaqu ügei, sanayan-u
ガルビの母は、この女 ダシジドをきちんと 召し使うことができず、恣

ǰoriy-iyar
意的に

4/ qudalduryuluysan-u tulada, dasiǰid-i uy ǰaǰar-tur bučayaqu ügei bolyan, qariyatu ǰasay
売らせたので、ダシジドを元の所へは返さないことにして所属の旗長

5/ -tur ǰakiryaysan-u tulada, dasiǰid-un qudaldy-yi kögeǰü abqu ügei bolyan sidkey-e,
に管理させたので、ダシジドの代金を追徴しないことにして処置しましよ

tayiǰi
う。台吉

6/ čeveng bolbasu qamiy-a ügei kümün-i güǰirlen ǰiyalduǰu kümün-ü amin-u kereg
ツェウエーンは関係のない人を誣告して指し示し、人命案件を

ǰaryaqu-dur
起こすに

7/ kürgegsen böged, basa qauli-yi ǰörčijü kümün-i busu qosiyun-dur qudaldyysan anu
到らせたのであって、また法律に違反して人を他旗に売ったことは

8/ dangči²⁰⁸ sanayan-u²⁰⁹ durabar yabuysan-u tulada, čeveng-eče ǰurban yisün-ü mal torǰaju
大いに恣意的に振る舞ったので、ツェウエーンに三・九畜を罰とし

čegerlel
て科して、警告を

9/ üǰegülüy-e, basa tayiǰi čeveng-ü qudaldyǰu oluysan dasiǰid-un okin-u uy
示しましょう。また台吉ツェウエーンが売って得たダシジドの娘の元の

qudaldy-yi
代金を

208この語の最初のdの文字は、語中形で書かれている。

209この語の最後のuの文字は、最初は書き忘れたらしく、後で左側の行間に書き込まれている。挿入の印はない。

10/ čeveng-eče kögeju yaryayad okin-i qudaldun abuysan beyise dečinrampil-un
ツェウエーンから追 徴して、娘を買い 取った貝子 デチンランピルの

qosiyun-u
旗の

11/ kümün-dür olyaju ene okin-i tegün-ü eke dasijid-tur neyilegülju bučayasuyai, tayiji
人 に 与え、この娘を彼女の母 ダシジドと一緒にさせて返しましょう。台吉

čeveng-ü
ツェウエーンが

12/ yal-a-dur abuysan üker-i mön kögeju yaryayad, mön kü dasijid-tur olyasuyai,
罰として受け取った牛をも 追 徴し、また ダシジドに与えましょう。

čeveng-ü
ツェウエーンの

(üge-yinの誤り)

13/ em-e qubaküü bolbasu tegün-ü nökur čeveng-ü suryaysan üge-ü yosuyar dasijid-i
妻 ホブフーは 彼女の夫 ツェウエーンの教唆した言葉に従ってダシジドを

gördegsen
誣告しました

14/ bolbaču yerü tegün-ü sanay-a egüsgegsen busu, böged, asaıyqu tuqai-dur darui ünen-i
けれども、決してその考えを起こしたのではなく、尋問する際に すぐ 真実
を

135b

1/ bariju medegülügsen-ü tulada, em-e qubaküü-yi kelelčekü yabudal ügei bolıay-a,
奉じて申しあげましたので、妻 ホブフー (の罪) を論ずる 必要 なしとしましよ

dasijid
う。ダシジドが

2/ čeveng-dür güdken jiyalduydaysan učir masi kilis, čeveng-eče
ツェウエーンに誣告して指し示されたことは大いに間違っています。ツェウエーンに

torɣaysan yal-a-yin ɣurban yisün
科した 罰 の 三・九

3/ mal-i darui dasijid-tur olɣayuluy-a, čeveng-ü quriyaysan okin²¹⁰ yerü yal-a
畜 を すぐ に ダシジド に 与 え さ せ ま し ょ う 。 ツ エ ウ エ ー ン の 受 け 取 っ た 娘 を 、 決 して 罪

ügei
が ない

4/ böged uçir ügei jobayaysan anu mön masi gilis ene torɣaysan yal-a-yin
の に 、 故 なく 苦しめた こと も 大 い に 間 違 っ て い ま す 。 この 科 した 罰

mal-un doturača
畜 の 中 から

5/ nige yisün-ü mal-i jasay urjinjab-un ɣajar-ača toyan-u yosuyar ɣarɣaju ene okin-dur
一・九 畜 を 旗 長 オ ル ジ ン ジ ャ プ の 所 から 数 通 り に 出 して 、 この 娘 に

6/ olɣayuluŷ-a, jasay-un ɣajar-ača basakü ene kereg-yi sigüjü todurqayilaysan tusalayči
与 え さ せ ま し ょ う 。 旗 長 の 所 から ま た 、 この 事 件 を 裁 き 明 ら か に し た 協 理 (台

dasidundub
吉) ダ シ ド ン ド プ と

7/ jalan galsang-dur bügüde nige yisü mal kögegülün olɣayuluy-a üldegsen ɣurban yisün
参 領 ガ ル サ ン に 全 て 一・九 畜 を 追 与 さ せ ま し ょ う 。 残 っ た 三・九

mal-i
畜 を

8/ čiyulyan-u daruy-a-yin ɣajar-a kürgejü iregülüged ene kereg-yi sigüjü todurqayilaysan meyiren
盟 長 の 所 に 届 け て 来 さ せ て 、 この 事 件 を 裁 き 明 ら か に し た 副 (章

ɣombuɣab
京) ゴ ン ボ ジ ャ プ

210この語の後に、書記が書き誤って抹消した語がある。

(kögegülünの誤りとみなす)

9/ -dur nigen yisün mal kögelün olayulqu-ača yadan-a, basakü üldegsen anu alban-u kereg-tur
に 一・九 畜を追 与させますほか、 また 残ったのは 公 務 に

10/ jidkügsen arad-i šangnaqu-dur beledkegülyü-e, ene nigen kereg-yi, sün,
努力した民を 賞するのに 備えさせましょう。この一 件 を スン (デブドル

ke²¹¹ man-u yažarača eyin kü
ジ)、へ (ジェイドルジ) 我々の所 からこのように

11/ toytayan sidkegsen anu jokiladaqu²¹² ülü jokiladaqu yabudal-i (闕字) yeke
定め 処置したことが 合っているか合っていないかということ を 大

žuryan-ača toytayan sidkeged
衙門 (理藩院) から定め 処置し、

12/ jıyan kürčü iregsen čay-tur dayažu sidkey-e kemen egün-ü tula,
指示して届いてきた 時に (それに) 従って処置しましょうと言って、この ため

ergübe, kemen medegülügsen ni²¹³ jüi inu
に提出しました」と言って報告したことを、正しく

13/ beyise dečinrampil, jasay urjinjab-tur medetügei kemen
貝子 デチンランピルと旗長 オルジンジャブに、「知っておくように」と言って

yabuyuluy-a egün-ü tula tusiyan ilegebe,
送ろう。こ のために命じて 送付した。

14/ tabin dörbedüger on naiman sarayin sineyin nigen-e,²¹⁴
(乾隆) 五十四 (1789) 年 八 月 の 初 一日。

211この二つの語も、盟長と副盟長の名を省略した語であるが、この文書の最初の所で見られた闕字は、ここでは見られず、すぐ次の語が続いている。

212この語のdの文字の右側に、書記が誤ってlの文字の記号を書いてしまい、後から抹消している。

213この語は、書記が一度書き誤って抹消した後、左側に書き直した語である。

214この行は、13行目から2cmほど離して書かれている。また行頭に「乾隆」の語が省略されているためか、他の行よりも5cmほど下がった位置から始まっている。

「ダシジドの事件」に関する5通目の文書²¹⁵

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.Ho. 9

T.Ho. 1

トシェート汗部（ハン・オール盟）盟長衙門の来文檔

X.H.Ho. 463

X.T. 58a-656

58a

1/ *jasay-un terigün jerge tayiji urjinjab-un bičiy,*
旗長 一 等 台吉 オルジンジャプの文書。

2/ (一字抬頭) *kiyen čing men-dür yabuqu qan ayula-yin čiyulyan-u daruy-a*
乾 清 門 行走 ハン・オール 盟 長

3/ *jasay-un qusiyun-u beyise, čiyunyan-u ded daruy-a terigün jerge*
旗長 固山 貝子、副 盟長 一 等

4/ *tayiji tan-a ergübe, medegülkü-yin učir, da beyise, ded da tan-ača*
台吉 殿に提出しました。報告する ためです。(盟)長 貝子、副 (盟)長 殿が

5/ *tusiyan ilegegsen bičig-tür,*
命じ (我々の旗に) 送付した文書に (以下のようにありました。) 「(この文書を送付

yabuylqu-yin učir,
したのは、指示を) 送る ためである。

6/ *yeke jürjan-ača tusiyan kürčü iregsen bičig-tür,*
大 衙門 (理藩院) より命じ (我々の盟に) 届けてきた 文書に (以下のようにあっ

man-u jürjan-ača
た。) 『我々の衙門 (理藩院) より

7/ (二字抬頭) *ayiladqaysan anu, sayid bide sigükü yabudal-un*
(乾隆帝に) 上奏したのは (以下の通りである。) <我々大臣が刑

215これは、Чимид1958, pp.51-57に収録されている文書の原本である。すなわちチミッド氏が収録した「ダシジドの事件」に関する5通の文書の内の第5文書の原本に当たる。

yamun-luy-a neyilejü
部 と 合同して

8/ qayaluysan anu, tüsiyetü qan ayımay-un čiyulyan-u daruy-a,

決定したのは（以下の通りです。）、トシェート・ハン部 の 盟 長であ

jasay
る旗長

9/ beyise sündübdurji-nar-un yařarača ergün kürgejü iregsen bičig-tür
貝子 スンデブドルジらの所から 提出し届けて きた 文書に（以下のようでありまし
た。）

10/ man-u ayımay-un jasay urjinjab-un qosiyun-u em-e dasijid, öber-ün
〈我々の部 の 旗長 オルジンジャブの旗 の女 ダシジドが自分の

(ükügülügsenの誤り)

11/ kübegün-i boyužu ükülügsen nigen kereg-yi sigükü²¹⁶ em-e dasijid-un öčikü anu
息子（の首）を絞めて死なせた 一 件 を 裁く際、女 ダシジドの供述は（以下
の通りでした。）

12/ bi tayiji aysan garbi-yin qariyatu nomun-u okin, ene jil yučin qoyar
〔私は、台吉 故 ガルビの所属であったノモンの娘です。今年 三十二

13/ nasutai minu ečige ger yadayu-yin tula, namayi mön qosiyun-u tayiji vangjil-dur
才です。私の父は、家が貧しい ために私を 同じ旗 の台吉 ワンジルに

14/ qudaldun öggügsen, qoyin-a minu eke namayi joližu abčirayad, namayi
売り 与えました。後で 私の母が私を 請け戻して連れてきて、私を

15/ šabi bayar, beyise dečinrampil-un qosiyun-u erinčin, mön qosiyun-u
シャビであるバイアル、貝子 デチンランピルの旗 の エリンチン、同じ旗 の

jayipil
ジャイピル

²¹⁶意味の上から考えると、おそらくここに-dür等の語が抜け落ちたものと思われる。

(teden-lügeの誤り)

1/ -nar-tur eme bolyan öggügsen bolbaču bi teden-luy-a oytu neyilekü ügei,
ら に 妻 として与えましたが、 私は彼らと 全く気が合わず、

58b

1/ qoyisi minu eke-yin gerte bučaju iregsen qoyin-a, minu eke namayi minu
元通り私の 母 の 天幕に戻って来ました。その後 私の 母は私を 私の

2/ nayaču gelegbayingjur tusiyaju tejiyelgegsen bölüge, bi minu
母方の叔父であるゲレクバンジョールに預けて 養わせた のです²¹⁷。私が私の

kübegün-i
息子を

3/ ükügülügsen učir bolbasu nidunun jil man-u qosiyun tayiji čeveng-ün
死なせた 事情は、(以下の通りです。) 去 年私たちの旗の 台吉 ツェウエー

nige qoni
ンの一匹の羊が

4/ boruyan-dur quruydaju ükügsen-ü tula, čeveng-ün em-e qubakeü arisu
雨の降る方向に押されて行って死んだ ので、ツェウエーの妻 ホブフーがその皮
を

5/ eldekü ün-e bolyaju, nadur ögküi-dür, bi küliyeju abuyisan-i qoyin-a
なめす賃金として(その羊の肉を)私にくれましたが、私が受け 取った 後、

6/ tayiji čeveng namayi qoni qulayuysan em-e meyiren amindava-dur medegülju
台吉 ツェウエーが私を 羊を盗んだ 女だと副(章京)アミンダワーに申し上
げ、

7/ namayi dayudaju abačiju asayuqui-dur bi qoni qulayuysan ügei čeveng-ün
私を 呼び出し連行して尋問しましたが、私は羊を盗んでおらず ツェウエーの

217これ以前の4通の文書の内容から見て、おそらくこの1行目から2行目にかけての文は、何らかの書き誤りだと思われる。このままだと、ダシジドをゲレクバンジョールが引き取って養ったことになるが、ここまでの4文書の内容では、ダシジドの母だけをゲレクバンジョールが引き取り、残されたダシジドと3人の子供たちは引き続き一家4人で暮らしているからである。

(qulayai-yinの誤り)

8/ eme öggügsen yabudal-i kelebesü, basakü namayi qulayai-yin yosuyar yal-a
妻がくれたということ を話しても、また 私を 盗人に 準じて 罪に

9/ unayaǰu, minu nige okin, basa nige üniy-e-yi torǰuǰu tayiji čeveng-dür
落とし、私の 一人の娘と また一頭の雌牛 を 罰として科して台吉 ツェウエーンに

(olyayulǰuの誤り)

10/ olǰǰulǰu sidkeǰüküi, qariyatu boşuyu bordui, meyiren amindava-dur
与えさせて処置しました。所属の領催 ボルドイが副 (章京) アミンダワーに

11/ medegülǰü, minu kübegün, okin man-u ǰurban ama-yi mön qosiyun-u
報告して、私の 息子、 娘と私の 三 人 を同じ旗 の

12/ urǰin-dur nige mori, nige temeǰe abču qudaldun öǰbe, ene ǰil ǰurban
オルジンに、一頭の馬と 一頭のラクダを取って売り 与えました。今年 三

(nasutaiの誤り) (idesiの誤り)

13/ sar-a-yin qorin tabun-u söni-dür minu doluyan natai kübegün ides idekü
月 二十五日の夜、 私の七 才の息子は 食べ物の食べる

14/ yaǰum-a abun oldaqu üǰei bayin bayin uyilaǰu bayiqui-dur mungqaydaǰu
物が 得られ なくてずっと 泣いていましたので、愚かにも (私が)

(saluysanの誤りとみなす)

15/ sanabasu kedü kedün uday-a olan nökir-eče sanuysan, qoni qulayuysam
考えますに、(私は) 何 度も たくさんの夫 から別れ、 羊を盗んで

16/ üǰei böǰed, qulayai bolyan sidkeǰed, basa ger-ün kümün bolyaǰu qudalduba
いないのに 盗人 として処罰し、また (私を) 家 奴 として売りました。

59a (üküy-eの誤り)

1/ meyiren amindava-dur ǰomudaǰu kübegün okin-i qamtu ükküy-e kemen
(その) 副 (章京) アミンダワーを恨み、 息子、 娘 と共に 死のうとして、

2/ sur-iyar, man-u ǰurban kümün-ü qoyului-du uyayad, kübegün-i beyeber
皮ひもで私たち三 人 の首 を 縛り、 息子 を自分の体で

3/ daruĵu kebtgesen qoyin-a darui üküĵüküi, tedkeĵü üĵebesü kübegün
押さえて横たわった後、すぐに死にました。???みると、息子は

4/ nigente ükübe, okin ükügsen ügei eldeb ĵobagu ĵüdeküi-dür
既に 死んでおりました。娘は死に ませんでした。いろいろと苦 勞することに

(ükügölügsenの誤り)

5/ yačaydayad kübegün-i boĵuĵu ükülügsen anu ünen kemen öčimüi,
おとしいれられて息子(の首)を絞めて死なせたことは 本当です]と 供述してい
ます。

6/ tayĵi čeveng-ün öčikü anu nidunun ĵil minu qoni boruyan-du
台吉 ツェウエーンの供述 は(以下の通りでした。) [去 年私の 羊が雨 で

qoruydaĵu
損害を受けて

7/ ükügsen tuqai-dur bi gerte ügei, qoyin-a ireged minu qoni
死んだ その時に、私は天幕に居らず、後で 戻ってきて(確認すると)私の 羊が

dutaysan-u
不足していました

(seĵigleĵüの誤り)

8/ tula, eme dasiĵid-i seĵiyleĵü tegün-ü gerte odču üĵebesü minu
ので、女 ダシジドを疑い、彼女の 天幕に行ってみますと私の

9/ qonin arisu miq-a bayiqui-yi üĵeged, dasiĵid-ača asayubasu
羊の 皮と肉が あるのを見て、ダシジドから尋ねますと

10/ minu eme ögbe kememüi-dür, bi minu eme-eče asayubasu dasiĵid-tur
私の妻が与えたと言うので、私が私の 妻に 尋ねますと、ダシジドに

11/ öggügsen anu ünen gebečü, bi ünen yabudal-i daruĵu dasiĵid
与えたのは 本当ですといいますが、私は本当のこと を隠して、ダシジドが

qulayuyusan kemen²¹⁸
盗んだ と

12/ meyiren amindava-dur medegülbe, meyiren-ü yağarača dasiǰid-i ĵarlaǰu
副（章京）アミンダワーに申し上げました。副（章京）の所からダシジドを呼んで

ireged
きて

(qubaküüに同じ)

13/ asayuyui-dur dasiǰid oγta qulayuyusan ügei, minu eme qubakeü
尋問した際、ダシジドは、（自分は）決して盗んだのではなく、私の妻 ホブフーが

14/ öggügsen anu²¹⁹ kemen öčigsen-dür bi, minu eme namayi daldalaǰu
与えたのは（本当です）と 供述しましたので私は、私の妻は、私に 隠れて

nigen qoni-yin
一頭の羊 の

15/ miq-a-yi yayakiǰu kümün-dür ögcü ülü čidaqu kemen kelegsен učir-tu
肉 を どうあっても人 に 与えることはできませんと 話した ので、

16/ meyiren amindava, darui dasiǰid-i qayurmui kemen tegün-ü okin, basa
副章京アミンダワーはすぐにダシジドが嘘をついていると言って彼女の 娘と

nige²²⁰
一頭の

59b

1/ üniy-e-yi²²¹ torγayad, nadur olγaǰuqui, čeveng bi ene okin-i beyise
雌牛を 罰として科して、私に与えたのです。私ツェウエーンは、この娘を貝子

218この語は、行の左側に小さな字で書き加えられている。おそらく書き忘れて、後から書き込んだのであろう。

219この語の後に、ünen（「本当です」）という語が抜けたものと思われる。

220この語の後に、書記がüniy-eと書きかけているが、スペースが足りないと判断したらしく、抹消している。

221この語のnの字の右側に誤ってlの字の記号を書きかけて、抹消している。

2/ dečinrampil-un qosiyun-u lama darjij-a-dur nige mori qoyar jayun dalan
デチンランピルの旗 のラマ・ダルジャーに、一頭の馬と二百七十個の

3/ čai ün-e abču qudalduba kemen öčimüi, qubakeü-yi sigübesü
お茶の代価を取って売ったのです] と 供述しています。ホブフーを裁きますと、

4/ öčikü anu, bi tayiji ceveng-ü eme minu qoni
その供述は（以下の通りでした。） [私は台吉 ツェウエーンの妻です。私の羊が

boruyan-dur qoruydaju
雨 で 損害を受けて

5/ ükügsen-ü tula, qoni-yin miq-a-yi dasijid-dur öggügsen anu ünen kemen
死んだ ために羊 の 肉 を ダシジドに与えたのは、本当です] と言い、

6/ busud yabudal-i tegün-ü er-e ceveng-ü nigen yosuyar öčimüi, meyiren
他の こと は彼女の 夫 ツェウエーンと同 様に 供述しています。副（章京）

amindava-yj²²²
アミンダワーを、

(man-uの誤り)

7/ sigübesü öčikü anu nidunun jil man jasay uliyasutai-
裁きますと、その供述は（以下の通りでした。） [去 年、我々の旗長がウリヤス

dur alban-u mal-i jakirču
タイへ 公 の家畜を管理しに

8/ oduysan čay-tur namayi tamay-a-yin yañar-a kereg sidkeju
行きました時に、私を 印務 所 に事件を（代理として）処置すべく

sayulyaysan, man-u
駐在させました。我々の

9/ qosiyun-u tayiji čeveng-ü qoni eme dasijid qulayuba kemen
旗 の 台吉 ツェウエーンの羊を女 ダシジドが盗んだ と言って（ツェウエーン

222書記はこの人名の一文字目のaの右側に誤ってmの記号を書いてしまったため、抹消している。

medegüljü, dasijid-i
が) 申し出て、ダシジドを (私が)

10/ sigübesü, dasijid oytu qoni qulayuysan ügei kemen öčibesü, yerü
裁きますと、ダシジドは、全く羊を盗んでは いませんと 供述しますが、決して

bayičayaqu
調べる

11/ temdeg ügei, basa ayuyulju asayubasu dasijid qoni qulayuju
手がかりはありません。再び脅しつけて尋問しますと、ダシジドは、羊を盗んで

idegsen anu ünen
食べたことは 本当です

(tegün-iの誤り)

12/ kemen öčigsen-dür tegün-ü qulayai bolıaju, tegün-ü nige ökin, nige üniy-e-yi
と 供述しましたので、彼女を盗人 とし、彼女の一人の娘と一頭の雌牛を

13/ torıaju čeveng-dür ögbe, mön qosıyun-u boııyu
罰として科してツェウエーンに与えました。(その後) 同じ旗 の領催

bordui-yin medegülügsen anu tayiji
ボルドイが報告したのは、(以下の通りでした。) 【台吉

14/ garbi-yin ger-ün em-e dasijid bay-a-ača kedü kedün uday-a qudalduba, basa
ガルビの家 婢 ダシジドは、幼い頃から何 度も 売られました。また

kedü kedün
何

(tongに同じ)

15/ uday-a er-e-dür öggügsen bolbaču ton neyilekü ügei,
度も 夫に (妻として) 与えましたが、 どうしても (その夫と) 気が合わず、

basa qulayuju yabuysan, tegün-i
また (今回は) 盗みを 行ないました。彼女を

16/ qudalduyad ami jıyuyuluy-a kemeküi-dür, bi bolumui kemen darui
売って 生活させましょう】と言いますので、私は【よかろう】と言って、すぐ

mön kü qosiyun-u
この同じ旗 の

60a

1/ noyad-tur qudaldun ögbe, γayčakü dasiǰid urida qulayuyusan ügei
貴族²²³に売り 与えました。ただ、ダシジドが以前に【盗んで いません】

kemegsen
と言った

2/ böged, qoyin-a basa²²⁴ qulayuyusan anu ünen kemen öčigsen-ü tula, tegün-ü
のに、後で また【盗んだのは 本当です】と 供述しましたので、彼女の

öčigsen
供述

3/ yosuyar toytayan sidkegsen anu, minu tasiyaraysan yal-a-yi bi
通りに（私が）定め 処罰したことは、私が 誤っておりました。罪 を私は

duratay-a küliyeǰü
喜んで 受け

(bordui-yinの誤り)

4/ abumui, kemen öčimüi, bordu-yin öčikü anu, man-u
ます】と 供述しています。ポルドイの供述は（以下の通りでした。）[我々の

tayǰi garbi-yin qariyatu eme
台吉 ガルビの所属の女

5/ dasiǰid, kedü kedün uday-a qudalduyuluysan, kedü kedün uday-a er-e-dü
ダシジドは、何 度も 売られ、何 度も 夫 に（妻として）

ögbečü
与えましたが、

223実際には、貴族ではなく箭丁（平民）のオルジンに売った。

224この語は、書記が何らかの誤った語を書いてしまった後、その上からbasaと正しくかき直している。

6/ čöm neyilekü ügei, dasiǰid masi yadaγu-yin tula, bayan
皆（その夫と）気が合いませんでした。ダシジドが大変 貧しい ので、豊かな

arad-dur qudaldun ögčü
民 に 売り 与えて

7/ jiyuyuluy-a kemen meyiren amindava-dur keleged, teden-ü γurban amin-i mön kü
生活させようと 副（章京）アミンダワーに話し、彼女ら三 人をこの同じ

8/ qosiyun-u urǰin-dur nige mori, nige temege abču qudalduǰu öggüged,
旗 のオルジンに一頭の馬と一頭のラクダを（代価に）取って売り 与え、

mori
その馬と

9/ temege-ben, tayiǰi garbi-yin eke-dür öggügsen anu ünen kemen öčimüi,
ラクダを 台吉ガルビの母に 与えましたことは、本当です] と 供述していま

 bayičayabasu
す。調べてみますと、

10/ meyiren maindava nigen qosiyun-u kereg-yi dayaǰu sidkekü kümün, aliba
副（章京）アミンダワーは一 旗 のことを担当し処置する者です。全ての

kereg-i
案件を

11/ jüi inu siduryu-yi bariǰu sidkebesü jokimui, edüge eme dasiǰid oγtu qoni
本来 誠実 を 旨として処置す べきです。今、女 ダシジドが、全く羊を

12/ qulayǰu yabuγsan γaǰar ügei kemen öčigsen böged, basakü qulayai bolγan sidkegsen
盗んだ ことはない と 供述したのに、また 盗人 として処罰したこ
と。

13/ basa dasiǰid ökin-i torγuγsan bošuyu bordu-yin kelegsen yosuyar dasiǰid-i quγay
またダシジドの娘 を 徴収したこと。領催 ボルドイの話した 通りに ダシジドを 箭丁

(siqamdayadに同じ)

14/ urĵin-dur qudalduĵu ölberkü dayaraq-dur šaqamdayad qamtu
オルジンに売り、(その結果ダシジドが) 飢え 凍えるまでに追いつめられて共に

üküy-e kemen öber-ün
死のうと考えて自分の

15/ kübegün-i boyuĵu ükügülküi-dür kürgegülügsen anu masi ĵokiysan
息子(の首)を絞めて死なせるに 到らせたこと。以上のことは 大いに理にかなわ

ügei-yin tulada,
ない ため、

16/ meyiren amindava-yi ĵoĵiqu-yi üĵeĵü ĵurban yisün-ü mal torĵayad čegerlel
副(章京)アミンダワーからは妥当な所を判断して三・九 畜を徴収し、警告を

60b

1/ üĵegülüy-e, bošuĵu bordui oytu eme dasiĵid-i qaryalĵaĵu ĵakirqu ügei, basa
示しましょう。領催 ボルドイは、全く女 ダシジドを保護 管理 せず、また

(ĵokiyajūの誤りとみなす)

2/ üge ĵökeĵü kümün-dür qudalduyuluysan anu buruĵu boluysan-u tulada, bordui-yi
言葉を捏造して人 に 売らせたことは 誤り である ため、ボルドイから、

3/ ĵoĵiqu-yi üĵeĵü, nigen yisün-ü mal torĵay-a, quyay urĵin eme dasiĵid-i
妥当な所を判断して一・九 畜を徴収しましょう。箭丁オルジンは、女 ダシジド
を

4/ ger-ün boyul bolyan qudalduĵu abuysan učir-i yerü qariyatu ĵasay-tur
家 奴 として買い 取ったことを決して所属の 旗長に

5/ medegülügsen ügei böged, qudalduĵu abuysan qoyin-a, basa sayin-iyar teĵigeĵü
申し上げ ず、 買い 取った 後も またうまく 扶養

6/ qaryalĵaqu ügei, qamtu üküy-e kemen kereg degdegülügsen-i
保護 せずに(結果としてダシジドに) 共に 死のうと考えて事件を起こさせまし

üĵebesü eme,
たことを見ると、女

7/ dasijid-i urjin-u gerte ayulbasu ülü bolqu-yin tulada, dasijid,
ダシジドをオルジンの天幕に居らせることはできませんので、ダシジドは

8/ tegün-ü ökin-ü qamtu urjin-u gerte-eče yaryažu qariyatu jasay-tur
彼女の娘と共にオルジンの天幕より出して、所属の旗長に

9/ tusiyažu quriyažu jakiryažulqu-ača yadan-a, urjin-i nigen yisün-ü mal
命じて収容管理させますほか、オルジンから一・九畜を

10/ torayad, eme dasijid-un uy bey-e-yin ün-e-yi urjin-dur
徴収し、女ダシジドの(買い取られた時の)元の身代金はオルジンには

olayulqu
返さ

11/ ügei bolyay-a, eme dasijid-i tayiji aysan garbi-yin eke qudaldyusan
ないことにしましょう。女ダシジドは台吉故ガルビの母が売りました。

12/ edüge dasijid-i qariyatu jasay-tur jakiryažsan-u tulada, dasijid-un
現在ダシジドは所属の旗長に管理させたので、ダシジド(を売った時)の

13/ ün-e-yi tayiji garbi-yin eke-eče kögežu abqu ügei bolyay-a, tayiji
代金を台吉ガルビの母から追徴しないことにしましょう。台吉

14/ čeveng qamiy-a ügei kümün-i görležu jiyaldyad kereg
ツェウエーンは、関係のない人を誣告して示し(その結果、これらの)事件を

degdegülküi-dür
起こさせるに

15/ kürügsen böged, basa qauli-yi jörijü kümün-i öber qosiyun-dur qudaldyusan -u²²⁵
到ったのであって、また法律に違反して人を他旗へ売った

16/ tulada, čeveng-yi yurban yisün-ü mal toray-a, čeveng-ün
ため、ツェウエーンから三・九畜を徴収しましょう。ツェウエーンの

225この語の最後のuは、書くスペースがなくなって、行末の左側に書かれている。

qudalduysan dasiǰid-un
売った ダシジドの

61a

1/ ökin-i uy ün-e-yi kögeǰü ɣaryayad, ökin qudaldaǰu abuysan
娘 の元の代金を (ツェウエーンから) 追 徴し、 娘を 買い 取った

2/ beyise dečınrampil-un qosıyın-u lama darǰiy-a-dur olɣayulǰu, ene ökin-i
貝子 デチンランピルの旗 のラマ・ダルジャーに (元通りに) 与えさせ、この娘は

3/ tegün-ü eke dasiǰid-tur neyilegölǰü egegölüy-e, čeveng-ün abuysan dasiǰid-un
そ の母 ダシジドの所に合流させ 帰しましょう。ツェウエーンが受け取ったダシジ
ドの

4/ nige üniy-e-yi mön čeveng-eče kögeǰü ɣaryayad²²⁶ dasiǰid-tur
一頭の雌牛をも ツェウエーンから追 徴して ダシジドに (元通りに)

olɣayuluy-a
与えさせましょう。

5/ čeveng-ün eme qubakeü öber-ün ere čeveng-ün surɣaysan üge-yi dayaǰu
ツェウエーンの妻 ホブフーは、自分の夫 ツェウエーンの教唆した言葉に従って

dasiǰid-i²²⁷
ダシジドを

(edügsenの誤り)

6/ gördegsen bolbaču, ton öber-ün sanay-a edüysen anu busu böged, sigükü
おとしいたけれども、決して自らの考えで企てたわけではなく、 裁く

7/ tuqai-dur darui ünen-i bariǰu öčıgsen tulada, kelelčekü ɣajar ügei bolyay-a
際には すぐに真実を旨として供述したので、(罪を) 論じる 余地 なしとしましよ
う。

226この語と次の語との間は、なぜか2cmほど間隔があいている。

227この語の最後の接尾辞iは、書くスペースがなくなったために、行末の左側に書かれている。

8/ *dasijid čeveng-dür güdkün jiyalduysan anu dang*²²⁸ *kilis güjir,*
ダシジドをツェウエーンが誣告して示したことは、全く 不当不正であって、

čeveng-eče torɣaysan
ツェウエーンから徴収した

9/ *ɣurban yisün mal-i darui dasijid-tur oɣayuluy-a,* *čeveng-ün quriɣaysan*
三・九 畜をすぐダシジドに与えさせましょう。ツェウエーンの受け取った

dasijid-un
ダシジドの

10/ *ökin ton yal-a ügei böged,* *učir ügei qudaldyysan anu mön kü kilis güjir,*
娘は決して罪はないのであって、いわれなく（娘を）売ったことも また 不当不正
であります。

11/ *torɣaysan yal-a-yin mal-un dotur-a-ača nigen yisün-ü mal-i ene ökin-dür*²²⁹ *oɣayuluy-a,*
徴収した罰 畜の中 から一・九 畜をこの娘 に 与えさせましょ

ene kereg-yi
う。この事件を

12/ *todurqai-bar sigügsen tusalayči dasidungdub,* *jalan galsang-dur nigen yisün-ü mal,*
明瞭に 裁いた 協理（台吉）ダシドンドブ、参領ガルサンに一・九 畜を、

meyiren
副（章京）

（*nigen yisün-ü mal*の誤りとみなす）

13/ *ɣombuɟab-tur nigen-ü mal kögegül-ün oɣayulqu-ača ɣadan-a, üldegsen-i alban-u*
ゴンボジャブに一・九 畜を追 与させるほ か、 残り（の罰畜）を公

14/ *kereg-tür jidkügsen arad-tur šangnaqui-dur beledkegülye kemen*
務 に 努力した民 に 賞与すべく 備えさせましよう》とって（盟長が我々理藩

228この語の最初のdの文字は、語中形で表記されている。

229この行の内、*-i ene ökin-dür*の部分は、書記が書き忘れた後、行の左側に書き加えて、挿入すべき部分を×印で示している。

ergün irejüktüi,
院に) 提出して来ました。

15/ bayičayabasu, mongyul čayaĵin-u bičig-tür sigükü tüsimel qayisi kereg-iyer
調べてみますと、蒙古 例²³⁰には、裁判をする官吏がどんな事件で

toytayaĵu
裁定するにも

16/ demei kümün-dür yal-a unayabasu yayakiĵu yal-a kelelčekü
恣意的に人 に 罪を当てるならば、どうやって (その官吏の) 罪を 論じさせるか

yabudal-i ton čuqum
ということの 全く確かな

61b

1/ ĵüil ügei sigükü čayaĵin-u bičigtür, dayayaĵu sigükü tüsimed qayisi
条文がありません。大清律例²³¹ には、担当して裁判をする官吏がどんな

2/ kereg-iyer yal-a toytayaĵu qoyurumdu temdeg-yi ayulqu ügei-tei kümün-dür
事件で 罪を裁定するにも、間に 証拠を 入れることなく、人 に

3/ yal-a unayaqu bolbasu tüsimel ebde, basa monyul čayaĵin-u bičigtür
罪を当てる ならば 官職を 剥奪せよ (とあり)、また蒙古 例 に、

4/ aliba tayiĵinar mayu samayun-bar yabubasu darui tayiĵi-yin ĵerge-yi
あらゆる台吉たちが悪い 乱れた 行ないをしたならば、すぐに台吉の 地位を

ebde
剥奪せよ

5/ kemeĵüküi, edüge meyiren amindava tamay-a-yin yaĵar-tur kereg
とっています²³²。今、副 (章京) アミンダワーは、印務 所 で 事件を

230本書の第一部第一章第四節第二項及び萩原1988を参照。

231本書の第一部第一章第三節第二、三項及び萩原1988を参照。

232ここで適用された二つの条文については、萩原1988を参照。

sidkegül-ün
処置させるべく

6/ sayulyaysan kümün jüi inu aliba kereg-yi ünen sanayan-bar suduryu-yi
駐在させた者であり、正しくはあらゆる事件を真実の考えによって誠実を

7/ bariju sidkebesü jokimui, edüge eme dasijid yerü tayiji čeveng-ün
旨として処置すべきです。今、女ダシジドは、(自分は)決して台吉ツェウエー

qoni
ンの羊を

8/ qalayyysan yaǰar ügei, čeveng-ün eme qubakeü tegün-dür öggügsen anu
盗んだことがなく、ツェウエーンの妻ホプフーが彼女に(羊を)与えたのは

9/ ünen kemen öčigsen böged, meyiren amindava ton köndüi sanay-a-bar
本当ですと供述しております。副(章京)アミンダワーが、全く広い考えで以つて

10/ mayadlan naribčilaǰu sigükü ügei, yaǰčakü čeveng-ün güdkün jiyaldyysan
確認し綿密に裁くことをせず、ただツェウエーンの誣告して示した

11/ nigen eteged üge-yi itegeǰü eme dasijid-i qulayai bolyan sidkegsen anu²³³
一方の側の言葉のみを信用し女ダシジドを盗人として処罰したことは、

12/ darui tusiyal-i yudayaysan böged, basa qauli-yi jörijü dasijid-un
すなわちその地位を汚したわけであり、また法律に違反してダシジドの

13/ ökin-i torayysan anu, el-e endegüreǰüküi, kerbe qariyatu čiyulyan-u
娘を徴収したことは、全て誤っております。もしも所属の盟

14/ daruy-a-nar-un unayaysan yosuyar yaǰčakü yurban yisün-ü mal toraybasu
長らの当てた通りにただ三・九畜を徴収するだけならば、

15/ dang könggen, amindava-yi sigükü čayaǰin-u bičig-ün yosuyar meyiren-ača
全く軽すぎます。アミンダワーは大清律例に従って副(章京)を

233この語は、書記が書き忘れた後、行末の左側に書き込んで、挿入すべき場所を×印で示している。

16/ bayilyayad, basakü čegerlel üjegüljü yurban yisün-ü mal torçay-a,
やめさせ、かつ 警告の意を示して 三・九 畜を徴収しましょう。

62a

1/ tayiji čeveng öber-ün qoni-yi eme dasijid ton qulayaysan çajar
台吉 ツェウエーンが、自分の羊を女 ダシジドが全く盗んだ わけでは

2/ ügei-yi ilerkei metü böged, basakü eme dasijid, tegün-ü qoni-yi
ないことが明らかかなようであるのに なお 女 ダシジドが彼の羊を

3/ qulayuba kemen güdkün jiyalduysan anu darui keb-i sakiqı ügei
盗んだと 誣告して示したことは、すなわち規律を守らない

4/ kümün basa jabsiyan-i eriñü dasijid-ün ökin-i torçaju quriyayad
者であります。また利益を求めてダシジドの娘を徴収して受け取り、

5/ ulamjilan qualdıysan anu sanayan-u dura-bar mayu samayun-iyar
続けて 売ったことは、恣意的で 悪く 乱れた

6/ yabujuqui, kerbe qariyatu çiyulyan-u daruy-a-nar unayaysan yosuvar
行ないです。もしも所属の盟 長らの当てた通りに

7/ çayjakü yurban yisün-ü mal torçabasu ayuqu jalqaqu-yi üjegüljü
ただ 三・九 畜を徴収するだけならば、恐れる、懲りるということを示すこと
が

8/ ülü čidaqu-yin tulada, čeveng-yi aliba tayiji-nar mayu samayun
できませんので、ツェウエーンを、〈あらゆる台吉たちが悪い 乱れた

9/ yabubasu darui tayiji-yin jerge-yi ebdeged, qaraču kümün bolı-a
行ないをすればすぐに台吉の地位を剥奪し 平民に せよ

10/ kemegsen mongğul çayañin-u biçig-ün yosuvar tayiji-aça bayilyayad,
と述べた 蒙古 例に 従って 台吉を やめさせ、

11/ basakü yurban yisün-ü mal torçaju jalqağulqu-yi üjegülüy-e, basa
かつ 三・九 畜を徴収して懲らしめの意を示しましょう。また

12/ bayičayabasu, qariyatu čiyulyan-u daruy-a-nar-un yaǰarača čeveng-ün
調べてみますと、所属の盟 長 らの所から、〈ツェウエーンの

13/ ner-e-yin dour-a-ača kögeǰü yaryayad, ökin qudalduǰu abuysan
名 下 より（娘を売って得た代金を）追 徴し、 娘を買い 取った

14/ beyise dečinrampil-un qosiyun-u lama darǰiy-a-dur olıyayuluy-a
貝子 デチンランピルの旗 の ラマ・ダルジャーに与えさせましょう〉

15/ kemegsen yabudal-i kinabasu qauli-dur busud qosiyun-u kümün-i
とって来たこと を調査すると、法律に、他 旗 の人 を

16/ qudaldubasu qudaldun abuysan kümün-i kündüte yal-a yalalayad
買えば 買い 取った人 を重く 処 罰し、

62b

1/ bayičayaqui-yi aldayсан qariyatu ǰasaǰ, tusalayči tayiǰi, čiyulyan-u
査察 を失した所属の旗長、協理 台吉、盟

2/ daruy-a-nar-i yal-a kelelčegülkü qauli bui, edüge darǰa busud
長 らについても罪を論じさせる法律があります。今 ダルジャーが他

(ǰöriǰüに同じ)

3/ qosiyun-u kümün-i qudalduǰu abuysan anu, darui qauli-yi ǰörǰü
旗 の人 を買い 取ったことは、すなわち法律に違反した

4/ yabuysan böged, darǰa lama boluyad ökin-i qudalduǰu abuysan anu el-e
行ないであり、ダルジャーがラマ僧でありながら娘を買い 取ったことはその

yosun-du²³⁴
道理 に

5/ ǰoǰiqu ügei-yin tulada, darǰa-yin qudalduǰu abuysan ökin-i uy bey-e-yin ün-e-yi
合わ ない ので、ダルジャーの買い 取った娘は、元の身柄の 代金を、（ダル

234この語の最後の-duは、行末に書くスペースがなくなって、書記が行の左側に書き加えたものである。

6/ olyaŷulqu ŷgei bolŷaŷu čeveng-ün ner-e-yin dour-a-ača kögeŷü ɣarŷaŷad,
ジャーに) 与えさせないことにしてツェウエーンの名 下 より追 徴し、

7/ qariyatu qosiyun-dur qadayalaŷu ŷidküŷen arad-tur kögegöl-ün ŷangnay-a
所属の 旗 で 保管して (公務に) 努力した民 に 追 賞しましょう。

8/ basakü lama darŷa-yi ŷar-a-yi qobquluyad kündüte ŷayun tasiŷur ŷangčiyad,
また ラマ・ダルジャーから僧籍を剥奪して 重く 百回 鞭 打ち、

9/ qariyatu ŷasay-tur tusiyan ögčü čingyalaŷan barimtaŷan ŷakirayulqu-ača ɣadan-a
所属の 旗長に 命じ 引き渡して厳しく 遵法して 管理させるほか、

10/ ene ökin-i tegün-ü eke dasiŷid-tur neyilegöl-ün egegölüy-e, oytu eme dasiŷid-i
この娘を その 母 ダシジドに合流させて帰しましょう。全く女 ダシジドを

(ŷokiyajuの誤りとみなす)

11/ qarŷalŷaju ŷgei demei ŷge ŷokiŷu qudalduyuluŷsan boŷuyu bordui-yi
保護 せず 虚 言を捏造して売らせた 領催 ボルドイから

12/ nigen yisün-ü mal torŷaju, eme dasiŷid-nar-i ger-ün boŷul bolŷan qudalduyad,
一・九 畜を徴収すること。女 ダシジドらを家 奴 として買い、

13/ qudalduŷu abuŷsan-u qoyin-a, basa oytu sayin-iyar qarŷalŷaju teŷiyekü ŷgei,
買い 取った 後も なお全くうまく 保護 扶養 せず、(結果的に)

14/ kübegün-i boŷuŷu ŷkügölküi-dür kürügŷen urŷin-i nigen yisün-ü mal
息子 (の首) を絞めて死なせるに 到った オルジンからは、一・九 畜を

15/ torŷaqu, dasiŷid tegün-i ökin-i qamtu urŷin-u ger-eče ɣarŷaŷu
徴収し、ダシジドとそ の 娘 を共に オルジンの天幕から出して

16/ qariyatu ŷasay-tur tusiyaŷu ŷakirayulqu, dasiŷid-nar-un uy bey-e-yin
所属の 旗長に 命じて 管理させること。ダシジドらの元の身柄 の

63a

1/ ün-e-yi basakü urŷin-dur olyaŷulqu ŷgei bolŷaqu yabudal-i
代金もまた、オルジンに与えさせないことにすること。以上のことを (盟長らが)

toytayaju,
裁定し

2/ medegülür-e iregsen anu qarın yabuyulbasu bolqu-yin tulada, egüni darui
報告して 来たのは、むしろ実行に移してよいので、これをすぐに

3/ qariyatu čiyulyan-u daruy-a jasay beyise süngdübürji-nar-un medegülür-e
所属の 盟 長 (兼) 旗長 貝子 スンデブドルジらの報告して

4/ iregsen yosuyar boluy-a, qauli-yi jörijü kümün-i öber-e qosiyun-dur
来た 通りにしましょう。法律に違反して人 を他 旗 に

5/ qualdyusan qariyatu jasay terigün jerge tayiji urjinjab busud
売った (ツェウエーンの) 所属の 旗長 一 等 台吉 オルジンジャブと、他

qosiyun-u
旗の

(qosiyun-uの誤り)

6/ kümün-i qualdyusan abrysan qariyatu jasay qosiyun-dur beyise
人 を 買い 取った (ダルジャーの) 所属の 旗長 固山 貝子

7/ dečınrampil-un čöm, bayičayaqui-yi aldaba kemegsen qauli yosuyar
デチンランピルとをいずれも、査察 を 失したという 法律に従って、

8/ jiryuyad sarayin jasay-un pünglü qasuy-a, jasay urjinjab-un
各六ヶ 月間の旗長 の 俸禄を削りましょう旗長オルジンジャブの

9/ qosiyun-u tusalayči dasidungdub²³⁵ ene kereg-yi todurqayilan sigügsen
旗 の 協理 (台吉) ダシドンドブは、この件 を 明らかにして裁いた

10/ učir-tur, süngdübürji-nar-un yažarača kögegül-ün šangnaqu-yin tulada,
ことで スンデブドルジらの所から (家畜を) 追 賞する ため、

11/ yal-a ülü kelelčekü-eče yadan-a, jasay bayičayaqui-yi aldaysan tusalayči
罪は 論じない ほ か、 旗長の査察 を 失した 協理

235この語の後に、書記が何か誤った短い語を書いて抹消した形跡がある。

12/ tayiji dasi, dečinrampil-un qosiyun-u tusalayči tayiji gelegpungčuy
台吉ダシ、デチンランピルの旗の協理 台吉ゲレクポンツァク、

13/ möngkejurıytu čöm pünglü ügei-yin tulada, qauli yosuyar kümün büri-eče
ムンフゾリク (の三人) は、いずれも俸禄がないため、法律に従って各人から

14/ tabuyad mal torıay-a bayičayaqui-yi aldayısan qariyatı čiyulyan-u daruy-a
各五頭の家畜を徴収しましょう。査察を失した所属の盟長 (兼)

15/ jasay, beyise süngdübdurji-yi qauli yosuyar yurban sar-a-yin jasay-un pünglü
旗長貝子 スンデブドルジを、法律に従って三ヶ月間の旗長の俸禄を

16/ qasuy-a, ded čiyulyan-u daruy-a kejeıdurji bolbasu sula terigün jerge tayiji
削りましょう。副盟長ヘゼイドルジは間散²³⁶の一等台吉で

63b (pünglü ügei-yinの誤り)

1/ pünglü-yin tula, jokıqu-yi üjeju yurban mal torıay-a, torıaysan mal-i
俸禄がないため、妥当な所を判断して三頭の家畜を徴収しましょう。徴収した家畜

(qadayalayuljuの誤り)

2/ čöm-i alban qadayanayulju²³⁷ jıdkügsen arad-tur kögegül-ün šangnaqui-dur
全てを公用で保管させ、(公務に)努力した民に追賞するのに

3/ beledkegülyü-e, busud yabudal-i mön kü qariyatı čiyulyan-u²³⁸
備えさせましょう。その他のことがらはまた、所属の盟

4/ daruy-a süngdübdurji-nar-un sidkegsen yosuyar bolıay-a, jiči ene kereg
長 スンデブドルジらの処置した通りにしましょう。さらにこの件は、

5/ yadayadu mongyul-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-ača dayaju²³⁹ eke
理藩院から、(法律に)従って元々

236 貴族としての爵位や副盟長等の職を持ったりしているものの、旗長の職を持たない者。旗長ではないため、一等台吉の場合には俸禄がない。

237 この語の中央部にあるnは、書記がlと書こうとしていながら、右上にはねあがる綴りを書き忘れたものと思われる。

238 この語の後、書記はdaruy-a süngdübdüと書きかけてから何故か抹消し、行を改めて書き直している。

239 この語の後に、書記が何らかの語を書き間違えて抹消した跡がある。

6/ toytayaysan yabudal-i jüi inu qamtu-bar todurqayilan yaryabasu jokimui,
裁定した こと を正しくは共に 明らかにして (皇帝に) 提出す べきであります。
す。

7/ sayid man-u yoyači-bar abačiqu yabudal busu-yin tula, kičiyenggüyilen,
我々大臣がゆがめて 運用すべきことではない ので、敬意を払って

8/ (二字抬頭) ayiladqabai
上奏いたしました。

9/ (三字抬頭) jarliq-yi yuyumui, kemen tngri-yin tedkügsen-ü tabin dörbedüger jil
勅 を 乞います) と言って、乾 隆 五十四 (1789) 年

ebül-ün segül sarayin
冬 の 末の月 (一二月) の

10/ sineyin yisün-e ayiladqaba, mön sarayin arban nigen-e
初 九日に上奏した。同 月の 十 一日に

11/ (三字抬頭) jarliq urjinjab, dečinrampil-i čöm jasay-un pünglü-eče²⁴⁰
く勅。オルジンジャブ、デチンランピルはいずれも旗長の 俸禄 を

jiryuyad sara qasuyad, süngdubdurji-yi
各六ヶ 月間削り、 スンデブドルジは

12/ jasay-un pünglü-eče²⁴¹ yurban sar-a qasuyad busud-i kelelčegsen yosuyar
旗長の 俸禄 を 三ヶ 月間削って、他 は (理藩院の) 論じた 通りに

13/ boly-a kemegsen-i kičiyenggüyilen dayažu egün-ü tula tusiyan ilegebe
せよ) と言ったことに敬意を払って従い、この ために命じて 送付したのである」

14/ kemen tusiyan kürčü iregsen egün-i beyise
と言って (理藩院から我々盟長の所に) 命じ 届いて来た。このことを貝子

240この行のjasay-un pünglü-ečeの部分は、書記が書き忘れて、後から行の左側に書き込み、挿入すべき所を×印で示している。

241この語のgの字は、書記が誤って左下へ線を長く伸ばしすぎ、後でその伸ばしすぎた部分だけを多数の短い斜線で抹消している。

dečinrampil, jasay urjinjab
デチンランピル、旗長 オルジンジャブ

15/ -nar-tur tusiyan yabuyuluγad, bičig-ün doturaki kereg-yi bayičayan üjejü
ら に 命じて送り、 文書の中にある事柄を調べてみて

16/ beyise dečinrampil-un γaǰar qariyatu qosiyun-u lama darǰa-yi šar-a-yi
貝子 デチンランピルの所の所属の旗 のラマ僧、ダルジャーから僧籍を

64a

1/ qobqulju, jāyun tasiyur jāngčiγad, čingdalan barimtalan jakiryasuyai,
剥奪し 百回鞭 打って、厳しく 遵法し 管理させよう。

2/ darǰa-yin qudaldun abuγsan ökin-i qoyisi egegül-ün jasay urjinjab-un
ダルジャーの買い 取った娘 を元通りに返させ 旗長 オルジンジャブの

(tegün-üを誤って二度書いている)

3/ γaǰar-a kürgegül-ün tegün-ü tegün-ü eke dasiǰid-tur neyilegülüged ökin-ü
所 へ届けさせてその 母 ダシジドに合流させ、娘の

4/ ün-e-dür öggügsen yayum-a-yi bučayan abqayulqu ügei bolyaqu
代金として与えた物 を(ダルジャーに)返却 取得させないようにする

5/ -ača γadan-a, tusalayči tayiji gelegpungčuy, möngkeǰuriγtu-nar-ača torγuγsan
ほか、協理 台吉ゲレクポンツァク、ムンフゾリクトらから徴収した

6/ tabu tabun mal-i qauli yosuyar būrin-e kögen γarγayad, ene qaburun
各五 畜を法律に従って完全に追 徴し、この春の

7/ segül sarayin arban tabun-du man-u γaǰar-a kürgeǰü iregülüged alban-u
末の月(三月)の十 五日に我々(盟長)の所へ届けて来させ、公

8/ kereg-tur jidkügsen arad-tu kögegül-ün šangnaqui-dur beledkey-e
務に努力した民に追 賞するのに備えよう。

9/ jasay urjinjab-un γaǰar-ača meyiren amindava-yi
旗長オルジンジャブの所で副(章京)アミンダワーを

10/ meyiren-eče bayilyayad, γurban yisün mal toryaqu boşuyu
副(章京)から免職させ 三・九 畜を徴収すること。領催

11/ bordui, quyay urjın-ača nige nige yisün mal toryaqu
ボルドイ、箭丁 オルジンから各一・九 畜を徴収すること。

12/ tusalayči tayiji dasi-ača²⁴² tabun mal toryaqu, jiči čeveng-eče
協理 台吉ダシから 五 畜を徴収すること。さらに、ツェウエーンから

13/ toryuysan γurban yisün mal-i eme dasijid-tur olyaqu, mön
徴収した三・九 畜を女 ダシジドに与えること。また

14/ čeveng-ün urida dasijid-ača abuysan nige üniy-e-yi
ツェウエーンが以前にダシジドから(羊泥棒の賠償として)受け取った一頭の雌牛を

čeveng-eče
ツェウエーンから

15/ kögen abču em-e dasijid-tu olyaqu, basa ene toryuysan mal-un
追 徴して女 ダシジドに与えること。また、この徴収した家畜の

16/ doturača nige yisün mal-i em-e dasijid-un qualduyuluysan okin-dur
中から 一・九 畜を女 ダシジドの売られた 娘 に

64b

1/ olyaγad, ökin-i eke-dür neyilegöl-ün urjın-u ger-eče γarγaju jasay
与え、娘 を母 に 合流させて オルジンの天幕から出し、旗長が

2/ barimtalán ĵakirqu, em-e dasijid-nar-un uy ün-e-yi urjın-dur
遵法して 管理すること。女 ダシジドらの(身柄を売った)元の代金をオルジンに

bučayan
返却

3/ olyaγulqu ügei bolyaγu, ökin-ü ün-e-dür darĵa-ača abuysan
取得させないようにすること。娘 の 代金としてダルジャーから受け取った

242この人名の語頭のdは、語中形が用いられている。

- 4/ yayum-a-yi toyan-u yosuyar kögen abču qariyatu qosiyun-dur qadayalju
物 を (その) 数 の通りに 追 徴して所属の 旗 で 保管し、(公務に)
- (kögegül-ünの誤りとみなす)
- 5/ jidkügsen arad-tur kögegül šangnaqu, basa edeger yal-a-yin doturača nigen
努力した民 に 追 賞すること。またこれらの罰(畜)の中から 一・
- 6/ yisün mal-i tusalayči tayiži dasidundub jalan-u janggi galsang-nar-tur
九 畜を協理 台吉ダシドンドブ、参 領 ガルサンらに
- 7/ qubayan šangnaqu jerge yabudal-i čöm yeke juryan-ača
分けて 賞与すること。以上のような事柄 を全て、大 衙門(理藩院)から
- 8/ ayiladqayad kürčü iregsen yosuyar dayaju sidkegüluged, jiči kerken
上奏して(その結果盟へ)届いて来た 通りに従って処置させ、さらにどのように
- 9/ dayaju sidkegsen yabudal-i jüül darayalan nigen nigen-iyer todurqai
従って処置したかということ を、条項を並べて 一つ一つ 明らかに
- γaryaju
(書き)出し、
- 10/ tamay-a-tu bičig-iyer medegülür-e iregülyü-e, basa üldegsen yurban
有印の 文書でもって報告して 来させよう。また、残った 三・
- 11/ yisü, nige tabun mal-i qauli yosuyar bürin-e kögen γaryayad, ene qaburun
九(畜)と一・五 畜を法律に従って完全に追 徴し、この春の
- 12/ segül sarayin arban tabun-du man-u γajar-a erke ügei kürgeju iregüluged
末の月(三月)の十 五日に 我々(盟長)の所 に必ず 届けて来させ、
- 13/ nige yisün mal-i meyiren γombužab-tur olyažu, busud-i qadayalažu alban-u
一・九 畜を副(章京)ゴンボジャブに与えて、他 は保管して 公
- 14/ keregtür jidkügsen arad-tur kögegül-ün šangnaqui-dur beledkegülkü-eče γadan-a,
務 に 努力した民 に 追 賞するのに 備えさせるほ か、
- 15/ amindava-yin orun-dur öber-e meyiren talbiqu kümün-i qauli yosuyar qosiyun-u
アミンダワーの代わりに他の 副(章京)に就かせる人 を法律に従って 旗 の

16/ dotur-a songyuju nige-yi tuqayilan, nige-yi dayayul-un, da,
中で 選び、一人を特に取り立てて一人を次に従わせて、(盟)長、

jangjun-nar man-u
(副) 将軍 ら 我々の

65a

1/ yaĵar-a medegül-ün iregüljü, bey-e-yi üjegül-ün, meyiren talbiyulsuyai
所へ報告して来させ、人物を見せて副(章京)に就任させよう。

2/ egüni basakü ayimay-un olan ĵasay-nar, erdeni sangjudba-nar-tur
これ(この文書)をまた部(盟)の多数の旗長ら、エルデネシャンゾドバ²⁴³らに

3/ neyiteber yabuyulju, öber öber-ün qariyatı yaĵar-tur bürin-e
一様に送って各々の所属の所で完全に

4/ uqaŷulju, egünçe qoyisi aliba kümün-i šabi ba, busu qosiyun-u
理解させ、今後あらゆる人をシャビ²⁴⁴や他旗の

5/ kümün-dür qarılčan qualdun ülü ögkü, busu qosiyun-u kümün ba,
人には互いに売り与えないことと、他旗の人や

6/ šabi kümün-i basakü qarılčan qualdıju abču ülü bolqu yabudal-i
シャビである人をまた互いに買い取ってはならないこととに

(egürideに同じ)

7/ egüüride dayaju yabuyulsuyai, egün-ü tula tusiyan ilegebe kemen tusiyaysan-i²⁴⁵
永遠に従って行かせよう。このために命じ送付した」と言って命じたのに

8/ dayaju meyiren amindava-i tusiyal-ača oĵurayuluysan-ača yadan-a,
従い、副(章京)アミンダワーを職務から免職させたほか、

9/ ner-e-yin dour-a-ača kögen yarıyaqu yurban yisün-ü yal-a-yi
(アミンダワーの)名 下より追徴する三・九 罰を

243本書の第一部第一章第四節第一項、及び萩原2001bを参照。

244本書の第一部第一章第四節第一項、及び萩原2001bを参照。

245この語のγの文字の右側に、書記が誤って右下に伸びるnの文字を書いてしまい、後から抹消している。

(tegüberに同じ)

(jisiyan-uの誤りとみなす)

10/ mön amindava tegüüber nigente, da beyise, ded da tan-u jisiyan-a
そのアミンダワー自ら 既に(盟)長貝子、副(盟)長殿の輪番の

11/ yaǰar-a būrin-e tusiyaba kemegsen-i medegülkü-eče yadan-a, čeveng-i
所に完全に渡したということを報告しますほか、ツェウエーンの

12/ dötüger jerge tayiji-eče bayilyayad, ner-e-yin dour-a-ača
四等台吉の地位を剥奪し(その)名下より

13/ abči, eme dasijid-tur olyaqu yurban yisün yal-a, jiči
徴収して女ダシジドに与える三・九の罰、さらに

14/ ökin büted-ün ün-e-dür beyise dečinrampil-un qosiyun-u
娘ブテドの代金として貝子デチンランピルの旗の

15/ lama darjijy-a-ača abuysan nige mori qoyar jayun dalan²⁴⁶ čai
ラマ・ダルジャーから徴収した一頭の馬と二百七十個のお茶

(selteの複数形とみなす)

16/ seltes-i oldaqu-yi üjeju būrin-e quriyan abču nige mori qoyar
等が得られるのを見て完全に収め取り、一頭の馬と二

65b

1/ jayun dalan²⁴⁷ čai-yi alban-dur jidkügsen arad-tur šangnaqu-dur
百七十個のお茶を公務に努力した民に賞与するのに

2/ beledkeged, basa urida em-e dasijid-ača čeveng-ü yal-a-du
備え、また以前女ダシジドからツェウエーンが罰として

3/ abuysan nige üniy-e-yi tölügül-ün, busud-i ün-e tayarayul-un
取った一頭の雌牛を(ツェウエーンから)払わせ、その他を値段を一致させて

4/ yurban yisün yal-a-dur boduju em-e dasijid-tu olyaısan-ača
三・九の罰に換算し女ダシジドに与えさせましたほ

246この語の語頭のdは、語中形で表記されている。

247この語の語頭のdも、語中形で表記されている。

- 5/ anggida, boşuyu bordui, quyay urjin-nar-un yal-a-yin mal-i
か、 領催 ボルドイ、箭丁 オルジンらの罰 畜を
- 6/ bürin-e abçu tusalayçi tayiji dasidundub, jalan janggi galsang-nar-tu
完全に徴収して協理 台吉 ダシドンドブ、参 領 ガルサンらに
- 7/ nige yisü-yi şangnan olyuyad, nige yisü ökin büted-tü olyaju
一・九 を賞 与し、 一・九を娘 ブテドに与えて
- 8/ eke dasijid-luy-a²⁴⁸ neyilegül-ün mini yañar-a quriyan iregsen, basa
母 ダシジドと 合流させ 私の所 へ 収容して来ました。また
- 9/ urjin-u dasijid-un²⁴⁹ qualdun-dur öggügsen temege, mori-yi qoyisi egegül-ün
オルジンがダシジドの 代金として 渡した ラクダと馬 を 元通り返却
- 10/ ülü olyaqu jerge yabudal-i el-e arad-tur bürin-e tus tus uqayul-un
取得させない等のこと を全ての民 に 完全に各々 理解させ、
- 11/ tusiyaysan-i ergün medegülkü-eçe yadan-a, tusalayçi dasi-yin²⁵⁰ tabun
命じたことを提出 報告しますほか、 協理 (台吉) ダシの 五
- 12/ yal-a-yin orun-dur arban tabun lang mönggü yaryaju kürgegülügsen-i
罰 の 代わりに十 五 両の銀を 出して 届けさせたことを
- 13/ medegül-ün egün-ü tula ergübe,
報告し、 こ のために提出しました。
- 14/ tngri-yin tedkügsen-ü tabin tabuduyar on dörben sarayin arban dörben-e,²⁵¹
乾 隆 五十五 (1790) 年 四 月 十 四日。

248この語の語頭のdは、語中形で表記されている。

249この語の語頭のdも、語中形で表記されている。

250この語の語頭のdも、語中形で表記されている。

251この14行目は、13行目から2cm程度離して書かれている。

第三章 ラマ・ロプサンの事件に関する 裁判文書

ここでは、萩原1988で扱った「ラマ・ロプサンの事件」の満洲文文書原本一通を提示する。この事件は、道光13（1833）年にヘルレン・バル・ホト盟中左旗で発生した殺人事件である。

文書番号²⁵²

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Φ.Но. М-1

T.Но. 1

庫倫辦事大臣衙門の行文檔の中の一部（満洲文）

X.H.No. 972

X.T. 139a-1466

（X.H.No. 972の檔冊の表紙に記された文章）

1/ doro eldengge i juwan duici

道光 十四（1834）

2/ aniya niyenniyei forgon, geren bade

年 春 期、多くの所に

3/ yabubuha baitai dangse

送った 事柄の檔子²⁵³

（ここからの檔案の原文）

139a²⁵⁴

1/ ilan biyai ice nadan de,

（道光十四（1834）年）²⁵⁵三 月 初七日。

2/ doron i ba alarange, afabume yabubure jalin, baicaci,

（庫倫辦事大臣の）印務 所²⁵⁶が発言するのは命じ 送る ためである。調べてみると、

²⁵²これは、**Чимид**1958, pp.58-64に収録されているモンゴル文文書の原本となった満洲文文書である。チミッド氏は「ラマ・ロプサンの事件」に関しては1通しか文書を収録していない。

²⁵³すなわち行文檔である。

²⁵⁴この部分は**Чимид**1958, p.58に当たる。

²⁵⁵**Чимид**1958, p.58では、この年次を、誤って道光13（1833）年としている。

²⁵⁶すなわち衙門のこと。

3/ duleke aniya uyun biyade kerulun bar hoton i culgan i
去(1833)年九月にヘルレン・バル・ホトン盟

4/ da cecen han artasida sei baci boolanjiha
長ツェツェン汗アルタシドらの所から(我々の庫倫辦事大臣衙門へ)報告して来た

bithei dorgi, ceni
文書の中で、彼らの

5/257 aiman i beise pungcukdorji i gūsai lama lobsang, ini boode takūršara
部258の貝子ポンツァクドルジの旗のラマ・ロプサンが、彼の天幕で召し使っている

6/ sargan jui dolgor be²⁵⁹ huwesi i tokome bucebuhebi seme boolanjiha nerginde
娘ドルゴルを小刀で刺して死なせた、と報告して来た。その時に、

7/ musei baci kooli songkoi sargan jui dolgor i feye be tuwanabure
我々の所から法律に従って娘ドルゴルの傷を見に行かせる

8/ jalin jurgan i bošokū hengling²⁶⁰ be tucibufi, feyesi be gaifi unggihe²⁶¹,
ために(理藩)院の領催ヘンリンを派出し、検屍役人²⁶²を帯同して送った。

9/ sirame bošokū hengling amasi jifi feyesi wang guwen tang²⁶³ ni alibuhangge,
後で領催ヘンリンが戻って来て検屍役人ワン・グウェン・タンが提出したことは
(以下の通りであった。)

2575行目から7行目にかけての文章の上方欄外に、2行に分かれて「lioši u,」という書き込みがある。意味不明ではあるが、もしも漢語の「六十五」だとすると、何らかの葉数のような物か。

258外モンゴルでは盟と部が同じであるため、ここでいう部はツェツェン汗部(ハン・アイマク)、すなわちヘルレン・バル・ホト盟を指している。末尾の地図を参照。

259このbeは、書き忘れて後から行の左側にはみ出して書き加えられたものである。

260Чимид1958, p.58では、この人名をХэнэглэгと転写しているが、ここではそうは読めない。ヘンリンとは漢字名である可能性が高いであろうが、漢族なのかどうかは不明。

261この単語は読みとりにくいが、一応こう解釈しておく。

262これは、中国本土でいう「仵作」に当たる役人である。

263この人名のguwenの部分は読みとりにくい。guwe或いはguwanかもしれない。いずれにしても、漢族である可能性が高いであろう。ちなみにЧимид1958, p.58では、この人名をВан Хүвэн данとしているが、チミッドの見たモンゴル文文書の元となったこの満洲文原文書では、姓の部分を除けばそうは読めない。

10/ bucehe monggo sargan jui dolgor i giran be tuwafi, se be fonjici,
「死んだモンゴル人の娘 ドルゴルの死体を見て（関係者に）年齢を尋ねると、
（数え）

11/ orin uyun se, beye den ici duin jušuru sunja jurhun,
二十九 才でした。身長は 四 尺 五 寸²⁶⁴。

12/ derei cira gūwaliyakabi, juwe yasa mimimbi, angga majige neimbi
顔 色は変化していました。両 眼は閉じています。口は 少し 開いています。

(šuluの誤りとみなす)

13/ juwe gala majige seferembi, ici ergi šulo i dergi de mooi dube i araha
両 手は少し 握っています。右 側のこめかみの上 に木の 先端によってできた

14/ feye emu ba, golmin ici emu jurhun emu fuwen onco ici juwe
傷が一ヶ所。長 さ一 寸 一 分、幅 二

15/ fuwen šumin ici emu fuwen ici ergi faitan i dergi ergi de mooi
分、深 さ一 分²⁶⁵。右側のまゆ毛の上 側 に木で

16/ tantaha feye emu²⁶⁶ ba, golmin ici ilan fuwen, onco ici juwe fuwen,
打った傷が一ヶ所。長 さ三 分、幅 二 分。

17/ sukū hūwajaha, giranggi kokirahakū, hashū ergi ebcī de huwesi i
皮膚が切れていました。骨は 損傷を受けていません。左 側の肋骨に小刀 で

tokoho
刺した

1396

1/ feye emu ba, golmin ici sunja fuwen onco ici emu fuwen, šumin
傷が一ヶ所。長 さ五 分、幅 一 分。深

264清代の一尺は32cm、一寸は3.2cmなので、四尺五寸は、144cmとなる。

265清代の一寸は3.2cm、一分は0.32cmである。以下、同様。

266この単語は、書き忘れて後から行の左に書き加え、挿入すべき部分に×印が書き込まれている。

2/ ici dolo hafunahabi, umušuhun ergi galai dulinbai simhun, gebu akū
さは中へ突き通っていました。甲の 側の手の 中 指と 葉

3/ simhun de siranume mooī tantaha feye emu ba, golmin ici emu
指 にわたって木で 打った傷が一ヶ所。長 さ一

4/ jurhun juwe fuwen onco ici juwe fuwen, šušu fulgiyala boco, ereci
寸 二分、幅 二分。紫赤色をしています。これより

5/ tulgiyen, beyei gubci umai encu turgun akū, huwesi tokome ergen de
ほかには、全 身 全く他の原因はなく、小刀で刺して致命傷に

6/ isinafi bucehengge yargiyan seme alibuha nerginde weilengge
達して死んだことは確かであります」といって提出した。そこですぐに、罪人

lobsang,
ロブサン、

7/ jai baitai dorgi urse²⁶⁷ be sibkime ciralame beidefi weile tuhebufi
さらに事件の渦中の民 を調査して厳しく 裁き、罰を課して

8/ weilengge niyalma baitai dorgi urse be musei bade dahalabume
罪 人と 事件の渦中の民とを 我々の（庫倫辦事大臣の）所へ 従えて

benjibure jalin
送って来させるために、

9/ ineku harangga culgan i data de dasame šorgime afabume
その 管轄の（ヘルレン・バル・ホト）盟 長らに再び 急ぎ 命じて（文書を）

10/ yabubuha bihe, te ere aniya doron neihe amala culgan i
送ったのである。今、今 年、印務を開始した²⁶⁸後、盟

11/ da cecen han artasida sei baci weilengge lobsang, baitai dorgi
長ツェツェン・ハン、アルタシドらの所から罪人 ロブサンと事件の渦中の

267この単語は、書き忘れて後から行の左に書き加え、挿入部分に×印が付けられている。

268新年の休みが終わって、庫倫辦事大臣衙門の公務（印務）を開始したこと。

12/ursee be beidefi jabun gaifi, weilengge lobsang, bucehe sargan jui
民を裁いて口供²⁶⁹を取り、罪人 ロプサンが、(自分のことを) 死んだ娘

13/dolgor de goro mukūn seme jabuha ofi meni culgan i data i
ドルゴルと 遠い 同族であると 供述した²⁷⁰ので、我々の盟 長らの

14/baci harangga jasak beise pungcukdorji sede afabufi yargiyalabuci
所から所属の 旗長 貝子ポンツォクドルジらに 命じて確認させると、

15/emgeri sinahi wajiha damu emu hala sembi, weilengge lobsang oci
既に 喪の (関係の) 終わったただの同 姓であるという。罪人 ロプサンが

sargan
娘

16/jui dolgor be jortai waha baita ere gesengge be ilgame gisurere
ドルゴルを 故意に殺した件は、このようなことを 区別して述べる

17/ba bisire akū, jai niyalma be jortai waha bai niyalma be
事由が存在しない。さらに、人 を故意に殺したところの人 を

140a

1/ adarame icihiyara babe monggo fafun i bithede cohotoi hacin
どうやって処罰するかということ、蒙古 例²⁷¹ には特に 条文が

2/ akū ofi,
ないので、(庫倫辦事)

3/ ambasai baci dasame beidefi, toktobureo seme weilengge lobsang
大臣たちの所から改めて 裁き 定めていただけますか、とって罪人 ロプサンと

baitai
事件の

²⁶⁹口頭による供述。

²⁷⁰ここで、ロプサンがドルゴルのことを自分の遠い親戚であると供述したことが問題になっているのは、「大清律例」に尊属殺人罪の逆の場合の規定があり、ドルゴルとロプサンの親族関係がある程度近ければ一般の殺人よりも罪が軽くなるからであろう。

²⁷¹monggo fafun i bithedeは、直訳すると「モンゴルの法律の書」であり、ここでは蒙古例を指している。

4/ dorgi ursebe hafan cooha de afabufi akdulame dahalabume
渦中にある民を、官兵に命じて保護し（盟長の所から）従えて

5/ benjibuhe be musei baci emke emken i giyalabume dasame ciralame
来させたのを、我々（庫倫辦事大臣）の所から一人一人隔てて²⁷²再び厳しく
beideci
裁いてみると、

6/ weilemge lama lobsang ni jaburengge, bi ere aniya susai
罪人であるラマ・ロプサンの供述は、（以下の通りであった。）「私は今年五十

ilan se
三才です。

7/ cecen han aiman i beise pungcukdorji i gūsai duici jergi taiji
ツェツェン汗部の貝子ポンツァクトルジの旗の四等台吉

8/ gombujab i kamcigan²⁷³ albatu, mini ama eme aifini akū oho,
ゴンボジャブのハムジラガのアルバト²⁷⁴です。私の父母は既になくなりました。

minde
私には

9/ umai ahūn deo akū, bi mini ujihe juwan emu se i haha jui
全く兄弟はありません。私は私の育てた十才の息子

10/ usunbalin juwan nadan se i sargan jui hūbitu i sasa banjime
オサンバリン、十七才の娘ホビトと共に暮らし、

272一人一人隔てて裁いたのは、犯人・証人間の申し合わせを避けるためである。

273この語は、モンゴル語qamjiyanを満州語に音訳した語と思われる。

274上註のモンゴル語qamjiyanは、qamjily-a（すなわちハムジラガ）とも呼ばれ、本研究の第一部第一章第四節第一項にて述べたように、清代のモンゴル貴族に隷属している領民を指す言葉である。それに対して、モンゴル語albatuは「賦役を持つ者」「税役を担う者」の意で、結果としてはよく似た意味になるが、こちらは清代以前から存在する古い言葉で、広く一般庶民全体を指している。いずれもここでは、満州語としてではなく、モンゴル語を音訳した語として用いられている。

11/geli meni gūsai mini goro mukūn sere gongcuk i sargan tamjit²⁷⁵ i
また、我々の旗の私の遠い同族だというゴンチュクの妻 タムジドの

12/sargan jui dolgor be turifi mini boode hūsun obume takūršambi
娘 ドルゴルを雇って私の家で 使用人として 召し使っております。

13/mimbe kadalara taiji gombujab jai ini kamcigan albatu pil
私を 管理する台吉ゴンボジャブ、さらに彼のハムジラガのアルバト²⁷⁶であるピル

sei sasa
らと共に

14/adaki tembi, duleke aniya nadan biyai orin duin de, mini hanciki bade tehe²⁷⁷
隣り合って住んでいます。去 年 七 月 の二十四日、私の近所の所にあった

15/meni gūsai nomun hūlara doocan de tubai geren lamase isifi nomun
我々の旗の経を読む道場にそこの多くのラマたちが行って経を

16/hūlara be donjifi mini ujihe jui usunbalin sargan jui hūbitu, fei adaki
読むことを聞いて、私の育てた子 オサンバリン、娘 ホビト、元々隣り合って

tehe taiji gombujab, booi
住んでいた台吉ゴンボジャブは家

1406

1/ anggala be gaifi geli pil i juse sargan gemu nomun hūlara bade hengkileme
族 を連れて、またピルの子供たちと妻も 皆、経を読む所へ礼拝しに

2/ genefi, taiji gombojab i boode niyalma akū, pil ini boode emhun
行き、台吉ゴンボジャブの家には人が 居ませんでした。ピルは彼の家で 一人で

3/ tutaha, mini takūršara sargan jui dolgor meni juwe niyalma an i mini
残りました。私の召し使っている娘 ドルゴルと私の二人は、いつも通り私の

275満州語では語末にdが来ないため、tamjitと転写せざるを得ないが、この人名の語末音は本来モンゴル語ではdであったと思われる。tamjidという人名がモンゴルで実際に存在するからである。

276140aの8行目の註を参照。

277この語は、telheと書いてあるように見えるが、おそらく「t」の右側に誤って点を打ってしまい、それを消す意味で引いた横線が「l (エル)」のように見えているのであろう。

boode
家で

4/ sasa tefi, bi ineku nomun hūlara bade geneki seme gūnifi sargan jui dolgor de
共に居て、私はその 経を 読む 所に行こうと 思い、娘 ドルゴルに

5/ siderileme sindaha mini²⁷⁸ morin be jafame gajikini, bi nomun hūlara bade genembi seme
『つないでおいた私の 馬 を連れてきなさい。私は経を 読む 所へ行く』と

alarade
いうと、

6/ gūnihakū sargan jui dolgor i gisun, i neneme hengkileme genembi,
はからずも娘 ドルゴルの言葉は、彼女が先に 礼拝しに行く、

mimbe
私は

(booの誤り)

7/ booo be tuwakiyakini seme alafi, mini morin be jafame gajihakū ofi, bi jili
家 を留守番せよ²⁷⁹と いて、私の馬 を連れて来なかったの、私は怒りが

8/ nukcifi mini jakade bisire emu ajige moo sithen be jafafi sargan jui dolgor i
起きて私のそばにある 一つの小さな木の箱 をつかんで娘 ドルゴルに

9/ baru fahame maktafi ini dere de goifi senggi, tucike, sithen i moo emgeri
向かって投げ つけ、彼女の顔 に当たって血が 出ました。箱 の木は既に

10/efujehe, ede sargan jui dolgor inu jilidafi i uthai ilime
壊してしまいました。それで娘 ドルゴルも 怒って彼女はすぐに立ち上がって

mini baru
私に向かって

278この単語は、書き忘れて後から行の左側に書き加えたものである。

279ここでは、ロブサンがドルゴルの言葉を間接話法で引用しているわけである。

11/ ambula toome arbušara de, mini gūnin de sargan jui dolgor minde
たぐさんののしって悪い態度をとるので、私が思うには、娘 ドルゴルは私の所
takūršara
で召し使っている

12/niyalma bime, i mini alaha gisun be jurceme daharakū de, bi ele jili
人間 であるのに、彼女は私の言った言葉 に逆らって従わないので、私は一層怒り
nukcifi
が起こり

13/uthai ilime ini baru tadurame imbe oncohon i aname tuhebufi ini
すぐに立ち上がって彼女に向かってつかみかかり、彼女を仰向けに押し 倒して彼女
baru
に向かって

(tunggiyemeの誤りとみなす)

14/fahame maktafi efujehe sithen i moo be tunggiyame gaifi gala de jafafi
投げ つけて壊した箱 の木 を拾い 取って手 に持ち、

15/dolgor i uju gala i²⁸⁰ teisu²⁸¹udunggeri tantara de dolgor fuhali nakarakū
ドルゴルの頭や手 に対して 何度も 打つ とドルゴルは全く やめないで

16/elemangga mimbe hecume sureme toore de mini dolo ele fancame jili
逆に 私を 責めて叫び ののしるので、私の心中は一層いらだって、怒りが

17/nukcifi, tere nerginde imbe uthai waki seme gūninafi bi hashū ergi galai²⁸² ini
起きて、その時に 彼女をすぐに殺そうと 思い、私は左 側の手で 彼女の

141a

1/ tunggen de gidahai mini ashaha huwesi be ici ergi galai tatame
胸 を押さえつたまま、私の腰につけた小刀 を右側の手で抜き

280このiは、書き忘れて、後から行の左に書き加えられた物である。

281この語も、「t」の右側に誤って点を打ってしまったようで、それを消す意味で横線が引かれている。そのため、まるでtelisuのように見える。

282この語は、途中で書き誤った後、そのまま上から書き直して、最後の右下に伸びる線だけを二重線で抹消している。綴りをはっきりと確定することは難しいが、一応こう転写しておく。

- 2/ tucibufi, dolgor i hashū ergi ebcī de emgeri tokoho teisu mini
出して ドルゴルの左 側の肋骨に 一度 突き刺したのに対して、私の
- 3/ adaki tehe pil gaitai uce dosinjifi, bi dolgor be tokoho huwesi be
隣に 住んでいたピルがすぐに扉から入ってきて、私がドルゴルを 突き刺した小刀 を
- 4/ tatame gaime mutehekū pil uthai mimbe jafafi gala bethe be
引き 抜く ことはできず、ピルはすぐに私を 捕らえて手 足 を
- 5/ huthufi sargan jui dolgor i ebcī de mini tokoho huwesi be
縛って、娘 ドルゴルの肋骨に 私が突き刺した小刀 を
- 6/ tatame gaifi, i iseme mini booci tucifi niyalma be hūlame
引き 抜いて、彼は恐れて私の 天幕から出て、人 を呼びに
- 7/ genehe dahanduhai mimbe kadalara taiji gombujab, sargan jui dolgor i
行きました。続いて 私を 管理する台吉ゴンボジャブと、娘 ドルゴルの
- 8/ eme tamjit se isinjifi mimbe tuwakiyabufi sargan jui dolgor be
母 タムジドラが来て 私を 監視させて娘 ドルゴルを
- 9/ aitubume, i umai yebe ome mutehekū ineku inenggi i dobori
治療しましたが、彼女は全く良くなることができず、その 日 の夜に
- 10/ergen yadaha, sargan jui dolgor i ama gongcuk be mini
命がなくなりました。娘 ドルゴルの父 ゴンチュクが私の
- 11/goro²⁸³ mukūn seme donjiha bicibe jiduji aici mukūn ojoro babe
遠い 親族であると 聞きましたが、 結局どんな親族になるのかということ
- 12/bi fuhali amcame sarakū, aifini sinahi wajiha bi
私は全く 知り 得ません。既に（血縁が離れて）喪（の関係）が終わりました。私
- sargan jui
は娘

283この語は、書き忘れて後から行の左側に書き加えられた物である。行頭に挿入箇所を示す+のよ
うな印が付けられている。

13/dolgor i baru kimun hefeliyere jergi jemden turgun akū,
ドルゴルに対して恨みを抱く 等の悪い 理由は有りません。

14/damu mini siderileme sindaha morin be jafame gajikini seme
ただ 私をつないでおいた馬 を連れて来なさいと

15/alara de i fuhali ojarahū elemangga ini beye neneme nomun
言っているのに、彼女は全く 承知せず、逆に 彼女自身が先に 経を

16/hūlara bade hengkileme genembi, seme alara de dolgor oci
読む 所へ礼拝しに行く、と 言うので、ドルゴルは

1416

1/ mini takūršara niyalma bime, mini alaha gisun be
私の召し使っている者 なのに、私の言った言葉に

2/ juruceme daharakū, hono mini baru toome arbušara de
逆らって従わず、なおも私に対してののしって悪い態度をとるので、

3/ bi jili nukcifi ini baru moo sithen be fahame tatafi²⁸⁴
私は怒りが起きて彼女に対して木の箱 を投げて打ち

4/ i gelhun akū mini baru ambula toome arbušara de
彼女は恐れ ずに私に対してたくさんののしって悪い態度をとるので

5/ bi imbe aname tuhebufi geli efujehe sithen i moo be
私は彼女を押し 倒してまた壊した箱 の木 を

6/ tunggiyeme gaifi imbe tantara de i mimbe ele
拾い 取って彼女を打つ と彼女は私を 一層

7/ toome alara turgunde bi ambula jili de nukcifi
ののしって言うので、 私は大いに怒りに 激して

8/ imbe nerginde gaitai wara gūnin deribufi huwesi be
彼女をその時 すぐに殺そうという考えを起こし、小刀 を (鞘から)

284おそらくtantafiを誤ってこう表記したのであろう。

9/ tatame tucibufi emgeli tokome feye arafi bucebuhengge
抜き 出して一度 突き刺して傷を作り、死なせたことは、

10/yargiyan erei dorgi umai hūsun aisilaha turgun
本当です。この中に、決して助 力したり事情を

11/saha niyalma akū, bi cihanggai weile be alime gaimbi
知っていたりする人は ありません。私は喜んで 罪 を受け入れます」

(jaburenggeの誤りと見なす)

12/semi jabumbi, pil i jaburengge bi ere aniya susai juwe
と 供述している。ピルの供述は (以下の通りであった。) 「私は今年 五十二

13/se cecen han aiman i beise pungcukdorji i gūsai
才です。ツェツェン汗 部 の貝子ポンツァクトルジの旗の

14/taiji gombujab i kamcigan albatu bi taiji gombujab, jai
台吉ゴンボジャブのハムジラガのアルバトです。私は台吉ゴンボジャブ、さらに

(adakiの誤りとみなす)

15/lama lobsang ni sasa²⁸⁵ adakli tembi duleke aniya nadan biyai
ラマロプサンと共に 隣合って暮らしております。去 年 七 月の

16/orin duin de meni hanciki bade tehe harangga
二十四日に 我々の近所の 所にある所属の

17/gūsai nomun hūlara doocan de tubai geren
旗の 経を 読む 道場 でそこの多くの

142a

1/286 lamasa isafi nomun hūlaha ofi mini juse sargan
ラマたちが集まって経を 読んだので、私の子供や妻、

285この語は、書き忘れて後から行の左側に書き加えられた物である。挿入箇所に+の印が付けられている。

286この一行目の左側の欄外、中程の高さの所に、一語だけ「de」という語が記されている。理由は不明。

2/ jai adaki tehe taiji gombujab, ini booi anggala, lobsang ni
さらに隣に住む台吉ゴンボジャブ、彼の家の家族、ロプサンの

3/ ujihe haha jui usunbalin sargan jui hūbitu se gemu
育てた息子 オサンバリン、娘 ホビトラが皆

4/ hengkileme genefi lama lobsang takūršara sargan jui dolgor i
礼拝しに行き行ってラマ ロプサンは、召し使っている娘 ドルゴルと

5/ sasa ini boode tutaha, bi emhun boo be tuwakiyame
共に彼の家に残りました。私が一人家を留守番して

(inenggishūnの誤りとみなす)

6/ terede²⁸⁷ inengkishūn erinde lobsang ni boode niyalma
おりますと、正午近くの時に ロプサンの家で 人が

(aššameの誤りとみなす)

7/ ambula surere de bi ašeme isinafi, uce dosici
たくさん叫ぶので、私が動いて行って扉を入ると、

8/ lama lobsang booi dolo dergi ergide ini boode takūršara
ラマロプサンが家の中の東の方で、彼の家で召し使っている

9/ sargan jui dolgor be oncohon i tuhebufi galai gidame,
娘 ドルゴルを仰向けに倒して手で押さえて

10/ bisire be sabufi bi ambula gūwacihiyalame ere ainaha
居るのを見て私は大いに驚き、これはどうしたのだ

11/ sefi lobsang be jafafi tafulame ilibuci, sargan jui dolgor i
と言ってロプサンを捕らえ戒めて立たせると、娘 ドルゴルの

12/ gisun lobsang mimbe huwesi i tokofi huwesi mini beyede werihe
言うには、『ロプサンが私を小刀で刺して小刀が私の体に残されたのです。』

287この語も、「t」の右側に誤って点を打ってしまい、それを消すために横線を引いている。それがあたかも「1 (エル)」の横線のようにもみえるが、前述の例と同様、「1 (エル)」ではない。

13/tatame gaikini seme sureme alara de bi tuwaci dolgor i
引き抜いて下さい』と 叫んで言うので、私が見ると、ドルゴルの

14/uju dere gala de senggi tucike bime hashū ergi ebc i
頭や顔、手 に血が 出ている、左 側の肋骨に

(aššameの誤りとみなす)

15/teisu huwesi i fesin iletu bisire be kebufi bi ašeme
対して小刀 の柄が見えているのを見つけて、私は動いて

16/lobsang ni gala bethe be uše i huthufi dolgor i
ロプサンの手 足 をひもで縛ってドルゴルを

17/tokobuha huwesi be tatame gaici ini senggi turame tucire de
突き刺した小刀 を引き抜くと、彼女の血が 吹き 出るので、

18/mini dolo umesi gūwacihiyalafi umai inde ainaha
私は心中大いに驚き、 全く彼女にどうしたのかという

1426 (aššameの誤りとみなす)

1/ turgun be fonjime jabduhakū uthai aššame jailame
理由 を聞くことができませんでした。すぐに動いて回避して(天幕から)

2/ tucifi nomun hūlara bade feksime isinafi sargan
出て経を 読む 所へ馳せて行き 娘

3/ jui dolgor i banjha eme tamjit, taiji gombujab sede
ドルゴルの生 母 タムジド、台吉ゴンボジャプらに

4/ ucarafi lama lobsang takūršara sargan jui dolgor be
会ってラマロプサンが召し使っている娘 ドルゴルを

(aššameの誤りとみなす)

5/ huwesi i tokome feyelehe babe alifi ce ašeme isinjifi
小刀 で刺して傷ついたことを話し、彼らは動いてきて

6/ lama lobsang be tuwakiyabufi sargan jui dolgor i feye be
ラマロプサンを 監視させて 娘 ドルゴルの傷 を

7/ ujime aitubufi umai yebe ohakū sargan jui dolgor²⁸⁸
治 療しても全く良くなりませんでした。娘 ドルゴルは

8/ ineku inenggi i dobori²⁸⁹ ergin yadaha minde umai encu
その日 の夜に 命が尽きました。私に、全く他に

9/ sabuha donjiha hacin akūngge yargiyan seme jabumbi,
見たり聞いたりしたことが無いことは、本当です」と 供述している。

10/bucehe sargan jui dolgor i banjiha eme tamjit i jaburengge
死んだ娘ドルゴルの生母タムジドの供述は（以下の通りであった。）

11/bi ere aniya jakūnju emu se, cecen han aiman i
「私は今年 八十 一 才です。ツェツェン汗 部 の

12/beise pungcukdorji i gūsai gongcuk i sargan, mini eigen
貝子 ポンツォクドルジの旗の ゴンチクの妻です。私の夫

13/gongcuk aifini akū, minde haha jui akū,
ゴンチクは既に（死んで）居りません。私には息子は 居りません。

14/orin uyun se i sargan jui dolgor i sasa giohošome
二十九 才の娘 ドルゴルと共に乞食をして

15/banjimbi, lama lobsang, mini eigen juwe niyalma emu
暮らしております。ラマ ロプサンと私の夫の二 人は、同じ

16/mukūn sembi ce aici mukūn ojoro babe bi
一族だといいます。彼らがどのような一族 であるのかとういことを私は

17/fuhali sarakū aifini sinahi wajiha umesi goro mukūn
全く知りません。既に喪（の関係）が終わった大変遠い一族です。

18/duleke aniya juwe biyade, mini sargan jui
去 年 二 月に 私の娘

288この後に、誤って「i」を付け加えてしまい、横線で抹消している。

289この語は、誤って「bo」の右側に点を打った後、横線でそれを抹消している。

143a

- 1/ dolgor be lama lobsang ini boode hūsun obume
 ドルゴルを ラマロプサンが彼の家で 使用人として
- 2/ takūršaki seme minde yandume alafi gamaha bihe, duleke
 召し使おうと 私に 頼んで 言い、連れていったのです。去
- 3/ aniya nadan biyai orin duin de meni tubai
 年 七 月の二十四日に 私たちのそこの
- 4/ harangga gūsai²⁹⁰ nomun hūlara doocan i bade geren lamasa
 管轄の 旗の 経を 読む 道場 の所に 多くのラマたちが
- 5/ isafi nomun hūlara ofi, bi tubade hengkileme genehe
 集まって経を 読む ので、私はそこへ 礼拝しに 行きました。
- 6/ inenggishūn erinde lama lobsang ni adaki pil nomun
 正午近くの時に ラマロプサンの隣の ピルが経を
- 7/ hūlara bade isinafi minde alahangge, lama lobsang,
 読む 所に来て 私に 言いましたことは、(以下の通りでした。) 『ラマ ロプサンが
- 8/ ini boode takūršara sini sargan jui dolgor be huwesi i
 彼の家で 召し使っている 貴方の娘 ドルゴルを 小刀 で
- 9/ tokome ujen feye arhabi seme alara de bi
 刺して 重 傷を負わせた』と 言いますので、私は
- (aššameの誤りとみなす)
- 10/ lobsang be kadalara taiji gombujab i sasa aššeme
 ロプサンを 管轄する 台吉ゴンボジャブと共に動いて
- 11/ isinafi tuwaci, mini sargan jui dolgor i uju gala de
 行ってみますと、私の娘 ドルゴルの頭と手 に
- 12/ tantabuha senggi tucike feye bifi hashū ergi ebcı de huwesi i
 打たれた血の 出た 傷があり、左 側の肋骨に 小刀 で

²⁹⁰この語は、書き忘れて後から行の左側に書き加えた物である。挿入箇所には+の印が付けられている。

13/tokoho dolo dosika ujen feye emu ba, bi taiji gombujab i
刺した、中へ入った重い傷が一カ所あります。私が台吉ゴンボジャブと

14/sasa mini sargan jui dolgor de ainaha turgun be
共に私の娘 ドルゴルにいかなる事情なのかを

15/fonjici ini gisun lama lobsang nomun hūlara bade
尋ねますと、彼女の言葉は（以下の通りでした。）『ラマロプサンが経を 読む 所へ

16/genera jalin ini siderileme sindaha morin be jafame
行く ために彼のつないでおいた 馬 を捕らえて

17/gajikini seme alafi bi ini funde morin be jafame
連れてこいと 言い、私が彼の代わりに馬 を捕らえて

18/generakū bi neneme hengkileme geneki serede i uthai mini baru
行かないで、私が先に 礼拝しに 行きたいと言うと、彼はすぐに私に対して

1436

1/ becumume tantafi ini huwesi be jafafi mimbe tokoho
殴って 打ち、彼の小刀 を握って私を 刺したのです。』

2/ seme alafi dolgor i feye ulhiyen i ujelefi sukdu
と 言い、ドルゴルの傷は徐々に重くなって呼吸が

3/ eberehei ineku inenggi i dobori ergen yadaha i umai encu
弱まり続け、その 日 の夜、 命が 尽きました。彼女が全く他の

4/ turgun jemden alahakūngge yargiyan seme jabumbi,
事情や障害を話さなかったことは、本当です」と 供述している。

5/ beise puncukdorji i gūsai duici jergi taiji gombujab i jaburengge,
貝子 ポンツォクドルジの旗の 四 等 台吉ゴンボジャブの供述は（以下の通りであつた。）

6/ bi mini kamciga albatu pil, lama lobsang sei adaki tembi,
「私は、私のハムジラガのアルバトであるピル、ラマロプサンらの隣に住んでおります。

lama lobsang

ラマロプサンは、

7/ ini ujihe haha jui usunbalin sargan jui hūbitu sei sasa
彼の育てた息子 オサンバリン、娘 ホビトラと共に

(cibahanciの誤りとみなす)

8/ banjime ini mukūn sere gongcuk i sargan cibahaca tamjit i
暮らし、彼の一族だというゴンチクの妻である尼僧 タムジドの

9/ sargan jui dolgor be takūršame tembihe, duleke aniya nadan
娘 ドルゴルを召し使って暮らしていました。去 年 七

10/biyai orin duin de mini hanci bade tehe meni gūsai
月の二十四日に私の近くの所にあった我々の旗の

11/nomun hūlara doocan de geren lamasa isafi nomun
経を 読む 道場 に多くのラマたちが集まって経を

12/hūlaha ofi, bi booi anggala be gaifi hengkileme
読んだので、私は家 族 を連れて礼拝しに

13/genehe lama lobsang ni ujihe haha jui usunbalin, sargan
行きました。ラマロプサンの育てた息子 オサンバリンと娘

14/jui hūbitu pil i juse sargan gemu hengkileme genefi lama
ホビト、ピルの子供たちや妻も 皆、礼拝しに 行き、ラマ

15/lobsang, takūršara sargan jui dolgor pil ilan niyalma meimeni
ロプサンと、召し使っている娘 ドルゴルとピルの三 人が 各々

16/boode tutaha bihe, inenggishūn erinde pil nomun hūlara
家に 残っていました。正午近くの時にピルが経を 読む

17/doocan i bade isinafi minde alahangge, lobsang
道場 の所に来て、私に 言いましたことは、(以下の通りです。)『ロプサンが

boode
家で

18/takūršara sargan jui dolgor be huwesi i tokome ujen
召し使っている娘 ドルゴルを小刀 で刺して 重

144a

1/ feye araha ofi, lobsang be jafame huthufi suwende
傷を負わせたので、ロプサンを捕らえて縛り、貴方達に

2/ alanjiha si dolgor be weihun bisire fonde tuwaname
知らせに来ました。貴方はドルゴルが 生きている 内に見に

(cibahanciの誤りとみなす)

3/ genekini seme alara de bi dolgor i eme cibahanca
行って下さい』と 言うので、私はドルゴルの母である尼僧

(aššameの誤りとみなす)

4/ tamjit i sasa ašeme isinafi tuwaci, sargan
タムジドと共に動いて行って見ますと、娘

5/ jui dolgor i uju dere gala de tantabuha
ドルゴルの頭と顔と手 に打たれた、

6/ senggī tucike feye bifi, hashū ergi ebci i teisu
血の 出た 傷があり、左 側の肋骨に対して

7/ huwesi i tokoho dolo dosika ujen feye emu ba
小刀 で刺した、中へ入った重い傷が一カ所

8/ araha dolgor i eme tamjit meni juwe niyalma
できていました。ドルゴルの母 タムジドと私の二 人が

9/ inde ainaha turgun be fonjici, dolgor i gisun
彼女にどうした事情なのかを 尋ねますと、ドルゴルの言葉は (以下の通りでした。)

10/lama lobsang nomun hūlara bade genere jalin
『ラマ ロプサンが経を 読む 所に行く ために

11/ini siderileme sindaha morin be jafame gajikini
彼のつないでおいた馬 を捕らえて連れてこい

12/semē minde alafi bi ini funde morin be
と 私に 言って、私が彼の代わりに馬 を

13/jafame generakū bi neneme hengkileme geneki
捕らえに行かず、〈私が先に 礼拝しに 行きたい〉

14/serede i uthai mini baru becumume tantafi,
と言うと、彼はすぐに私に対して殴って 打ち、

15/i mimbe aname tuhebufi, ini huwesi be jafafi
彼は私を 押し 倒して 彼の小刀 を 握って

16/mini ebci i teisu tokoho amala pil isinjifi
私の肋骨に対して刺した 後、ピルが来て

17/mini tokobuha huwesi be tatame gaiha seme
私の刺された小刀 を 引き 抜いたのです』と

(jemdenの誤り)

18/alaha, umai encu jemde turgun alahakū, tereci
言いました。全く他の 障害や事情は話しませんでした。それから

1446²⁹¹

1/ sargan jui dolgor i feye ulhiyen i
娘 ドルゴルの傷は 徐々に

2/ ujelefi sukdu eberhehi ineku inenggi i dobori
重くなり、呼吸が 弱まり続けてその日 の夜

3/ ergin yadaha seme jabumbi,
命が 尽きました』と 供述している。

145a

1/ dasame ciralame mohobume beideci, an i nenehe songkoi teng
改めて 厳しくしたり緩くしたりして裁いても、元 通り前の 通りに 確

²⁹¹1446は、何故かこの3行のみである。

2/ seme acinggiyarakū jabumbi,
実に揺れることなく供述している。

3/292 baicaci, niyalma be jortai waci, adarame
調べてみると、人 を故意に殺せばどうやって

4/ weile arara babe monggo fafun i bithede cohotoi hacin
罪を定めるかということを蒙 古 例 では特別には条文が

5/ akū, beidere fafun i bithede, niyalma be jortai waci
ない。（『大清律例』の）刑律・刑例 では、「人 を故意に殺せば、（犯人

sacime
を）切り

6/ wa, gindana de horifi aliya sehebi, te beideci, weilengge
殺せ。監獄 で監禁して待て」と言っているのである。今調べてみると、罪人

7/ lobsang nomun hūlara bade genere jalin, siderileme
ロプサンは経を 読む 所へ行く 為に、「つないで

8/ sindaha morin be jafame gajikini seme boode takūršara
おいた馬 を捕らえて連れてこい」と言っていて家で 召し使っている

9/ sargan jui dolgor de²⁹³ alafi, dolgor morin be jafame generakū
娘 ドルゴルに 言って、ドルゴルが馬 を捕らえに行かず、

10/elemangga i neneme hengkileme genembi seme alaha de lobsang
逆に 彼女が先に 礼拝しに行く と言ったので、ロプサンは

11/jilidame ini jakade bisire ajige mooi sithen be jafafi
怒って彼の近くにある 小さな木の箱 を持って

12/sargan jui dolgor i baru fahame tantafi dolgor inu jilidame
娘 ドルゴルに向かって投げて打ち、ドルゴルも 怒って

292ここに約8.5cmの空白があり、その後から「baicaci」の語が始まっている。

293この語は、いったん「be」と書き誤った後、それを二本線で抹消し、行の左側に書き加えた物である。抹消した所に、挿入箇所を示す+の印が付けられている。

(toomeの誤りとみなす)

13/lobsang be doome ilime arbušara de imbe lobsang aname
ロプサンをののしり立ち上がって悪い態度をとるので、彼女をロプサンが押し

14/tuhebufi efujehe sithen i moo be tunggiyeme gaifi dolgor i
倒し、壊した箱の木を拾い取ってドルゴルの

15/uju dere gala de tantara de sargan jui dolgor umai
頭と顔、手を打つので、娘ドルゴルは全く

16/nakarakū lobsang be ambula toome²⁹⁴ alara de lobsang ele jili
やめずにロプサンを大いにののしって言うので、ロプサンは一層怒りが

1456

1/ nukcifi nerginde uthai waki seme gūnin deribufi, beyei ashaha
起こり、その時すぐに殺そうと考えを起こし、身につけていた

2/ huwesi be tatame tucibufi sargan jui dolgor i hashū ergi
小刀を抜き出して娘ドルゴルの左側の

3/ ebcī i teisu emgeri tokoho teisu adaki tehe pil boode
肋骨に対して一度刺したところ、隣に住むピルが家に

4/ dosinjifi lobsang be jafame huthufi, sargan jui dolgor i ebcī de
入ってきてロプサンを捕らえて縛り、娘ドルゴルの肋骨に

5/ lobsang ni tokoho huwesi be tatame gaifi, dolgor i eme tamjit,
ロプサンが刺した小刀を引き抜いて、ドルゴルの母タムジド、

6/ jai taiji gombujab sede alafi, ceni juwe niyalma genefi tuwaci,
さらに台吉ゴンボジャプらに述べ、彼ら二人がいて見ると、

7/ sargan jui dolgor kemuni ergen yadara unde, weihun bisire
娘ドルゴルはまだ命が尽きておらず、生きている

294この語は、誤って「t」の右側に点を打った後、横線でそれを抹消している。

8/ fonde ainaha turgun be fonjire de, imbe lobsang siderileme
内に、どうしたのかという事情を尋ねたところ、彼女をロプサンが、「つないで
9/ sindaha morin be jafame gajikini sefi genehekū de becumume
おいた馬を捕らえて連れてこい」と言ったのに行かなかったので、殴り

10/deribufi lobsang jilidame moo jafame ini uju dere gala de tantafi
始め、ロプサンが怒って木を持って彼女の頭や顔、手を打ち、

11/ebci de huwesi i tokoho seme alaha, umai encu turgun jemden
肋骨を小刀で刺したと（ドルゴルが）言った²⁹⁵。全く、別の事情や障害は

12/alahakū, weilengge lobsang ini boode sargan jui dolgor be
話さなかった。罪人ロプサンは彼の家で娘ドルゴルを

13/takūršame yabuha bicibe, daci booi ejin, aha i gebu teisu
召し使っていたけれども、元々家の主人と奴婢という名目は適当

14/akū, kemuni weilengge lobsang, bucehe sargan jui dolgor i baru
でない。また、罪人ロプサンが、死んだ娘ドルゴルに対して

15/goro mukūn seme jabuha babe harangga culgan i da
遠い一族であると供述したことを、管轄の（ヘルレン・バル・ホト）盟長

cecen han

ツェツェン汗

16/artasida sei baci da gūsade yargiyalame baicafi aifini sinahi
アルタシドらの所から元の旗に確認して調べ、既に喪（の関係）が

146a

1/ wajiha ulesi goro mukūn seme boolanjiha bime, te weilengge lobsang,
終わった非常に遠い一族であると知らせてきたのであって、今、罪人ロプサン

bucehe

と死んだ

²⁹⁵このドルゴルの発言は間接話法で引用されているわけである。

- 2/ sargan jui dolgor i eme tamjit be musei yamun de beidere de ceni
娘 ドルゴルの母 タムジドを我々の(庫倫辦事大臣)衙門で裁くと、彼ら
- 3/ juwe niyalma aici mukūn ojoro be fuhali sarakū aifini sinahi wajiha
二人はどのような一族であるのかを全く知らない。既に喪(の関係)が終わった
- 4/ emu hala seme jabuha be dahame, lobsang sargan jui dolgor i emgi
同姓だと供述したので、ロプサンが娘ドルゴルと
- 5/ mukūn seme jabuha babe gisurere ba akū obufi, weilengge lobsang be
一族だと供述したことを、論ずる必要なしとし、罪人ロプサンを
- 6/ suwayan kokolifi niyalma be jortai waci sacime wa gindan de horifi,
僧籍を剥奪し、「人を故意に殺せば(犯人を)斬り殺せ。監獄に監禁して
- 7/ aliya sehe beidere fafun i bithei songkoi sacime wara weile
待て」と言った(『大清律例』の)刑律・刑例に従って、斬り殺す罪を
- 8/ tuhebufi gindan de horifi aliyabuki, bucehe sargan jui dolgor i
定めて監獄に監禁して待たせよう。死んだ娘ドルゴルの
- 9/ giran be ini niyamangga niyalma de afabufi umbubuki, gūwa
遺体を彼女の親類の人 に渡して埋葬させよう。他の
- 10/ daljakū ursebe gisurere ba akū obuki, uttu icihiyaci
無関係の人々を論ずる必要なしとし、このように処置して
- 11/ acanara acanarakū babe
よいかどうかということ
- 12/ tulergi golo be dasara jurgan de dacilame boolame yabubufi,
理藩院に問い合わせるべく文書を送り、
- 13/ tokto bume icihiyafi benjihe erinde dahame icihiyabuki,
定めさせて処置し、(文書を)送ってきた時に、(それに)従って処置させよう。

(jorin jireの誤りとみなす)

14/ jurgan ci jorinjire ebsihe weilengge lobsang be kooli songkoi
(理藩)院 から指示が来るまで、罪人 ロプサンを 法律に従って

15/gindan de horifi aliyabure jalin, harangga gūsai
監獄 に監禁して待たせるため、管轄の 旗 の

16/tucibuhe hafan cooha de afabufi akdulame dahalabume dolon
出した 官 兵 に渡し、警護すべく同伴させ、ドロン

1466

1/ noor i weile beidere uhei saraci i²⁹⁶ bade benebuhe babe suwaliyame
ノールの理 事 同 知 の 所に送らせたことを共に

2/ tucibufi boolame yabubuki, uttu ofi, weilengge lobsang de
提出し 報告して文書を (理藩院に) 送ろう。このため、罪人 ロプサンに

3/ sangse guwangse selei futa tabufi, gūsa se arbun i cese
手かせ、足かせの 鉄の鎖を付け、(所属の) 旗、年齢、容貌 の冊子を

4/ weilefi, harangga gūsaci tucibuhe funde bošokū šakdur de
作り、管轄の 旗から派出した驍騎校 シャグドルに

5/ afabufi, duin cooha adabume akdulame dahalabume giyamun
引き渡し、四人の兵を 付けて 警護、 同伴させ、 駅と

(<m. ulay-a)

6/ ula deri dolon noor i weile beidere uhei saraci i bade
官馬を使ってドロンノールの理 事 同 知 の所に

7/ afabume benebufi, funde bošokū šakdur se weilengge lobsang be
引き渡すべく届けさせよう。驍騎校 シャグドルらが罪人 ロプサンを

8/ beneme isinaha manggi, baicame bargiyafi gindan de horibufi,
届けて 到着した後、(ロプサンを) 調べ 引き取って監獄 に 監禁させ、

296この語は、書き忘れて後から行の左側に書き加えた物である。挿入箇所には×の印が付けられている。

9/ atanggi baicame bargiyafi horibuha babe musei bade
いつ 調べ 引き取って監禁させたかということをお我々（庫倫辦事大臣）の所に
boolanjibureci
報告して来させる

10/tulgiyen, kemuni funde bošokū šakdur sede kooli sonhkoi
ほか、また 驍騎校 シャグドルらに法律 に従って

11/ula bahabufi amasi maribuki, ubabe kerulun bar hoton i culgan i da
官馬を与えて 戻って来させよう。このことをヘルレン・バル・ホト 盟 長

12/cecen han artasida sede afabume yabubuki sembi,
ツェツェン汗 アルタシドらに指示して文書を送ろうと言う。

13/297 sargan jui dolgor be jortai huwesi i tokome bucebuhe,
娘 ドルゴルを 故意に小刀 で刺して 死なせた

14/sacime wara weile tuhebufi, gindan de horifi aliyabure weilengge lama lobsang
斬り 殺す罪を 定めて 監獄 に 監禁して待たせる 罪人 ラマ・ロブサン。

15/298 cecen han aiman i beise pungcukdorji i gūsai taiji gombujab i
ツェツェン汗 部 の貝子 ポンツォクトルジの旗の 台吉ゴンボジャブの
kamjiga albatu,
ハムジラガのアルバトである

16/ niyalma, ere aniya susai ilan se, beye den, fahala cira, ser sere emu kerkeri bi,
人。 今年五十三才。身(長)は高い。浅黒い顔色。こまかい一つのあばたがある。

17/ acabuha,²⁹⁹
合わせた。

297ここは約1cmほど、行頭が下がっている。ここから後は、おそらくここより少し前の3行目に出てくる、ロブサンに関して書かれた「(所属の)旗、年齢、容貌の冊子」の文であって、本来は、庫倫辦事大臣衙門から盟長衙門へ送付される文書正本の後に添付される別文書であると思われる。その添付文書を、この庫倫辦事大臣衙門の行文檔では、同じ檔冊に続けて書いたわけである。そこで、本来は別の文書であることがわかるように、約1cmほど、行頭を下げて書いたものと思われる。

298ここも約1cmほど、行頭が下がっている。本来別の文書だからであろう。

299この最終行はずっと空白で、行末に「合わせた」と一語だけ書かれている。この「合わせた」の意味は、今の所不明である。本書の第二部第一章の4通目の文書でも、全く同様の語が見えるので、行文檔などで、送付した原本とこの控えとを「照合した」という意味かもしれない。

第四章 オドセルとナワーンの事件 に関する裁判文書

本章では、萩原2001bで扱った「オドセルとナワーンの事件」に関するモンゴル文書一通を提示する。この事件は、光緒3（1877）年10月14日にハルハで発生した殺人事件である。

この文書は、庫倫（現ウランバートル）の大活仏であるジェブツンダンバ・ホトクトの領民（イフシャビ）管理と財政とを担当する長官であるエルデネ・シャンゾドバの衙門に所蔵されていた折り本形式の文書である。文書の内容から見て、ツェツェルリク盟長とエルデネ・シャンゾドバとが合同で殺人事件を審理し、その結果を庫倫辦事大臣に報告して指示を請うた文書である。

加害者の首犯は、ハルハ中央部のサインノヤン部（ツェツェルリク盟）にいた活仏エルデニ・バンデイダ・ホトクト³⁰⁰のシャビ（活仏の領民）であるラマ・オドセルという人物である。犯行時の年齢は数え年で37才であった。従犯は、ジェブツンダンバ・ホトクトの領民すなわちイフ・シャビで、チミドという人物の管轄するオトク³⁰¹に所属していて、庫倫のウルルード・アイマク³⁰²に住むラマ・ナワーンという人物である。犯行時の年齢は、数え年で61才であった。被害者は、ダシツェレンの管轄するオトクに所属しているイフシャビで、元は、庫倫のバルガアイマク³⁰³に住んでいた僧ダグバという人物である。死亡時の年齢は文書に記されていない。元々祖先がバルガ族の出身らしく、殺された時は、フルンボイル地方のバルガ族の所に移り住んでいた。

この文書を選んだ理由は、加害者、被害者のいずれもが一般牧民ではないシャビで、かつイフシャビが双方に含まれていることにある。

300この活仏に関しては若松1987等を参照。

301イフシャビの戸籍上の単位。管轄している役人（ザイサンと呼ばれる）の名前や地名を冠して、「～（人名・地名）のオトク」と呼ばれることが多い。

302萩原2001bを参照。

303これも萩原2001bを参照。

文書番号

所蔵場所：モンゴル国立歴史中央文書館

Ф.Но. М-85³⁰⁴

Т.Но. 2305

エルデネ・シャンゾドバ衙門

Х.Н.Но. 722³⁰⁶

(8-дугаар бичиг)

・本文書は何枚もの紙を張り合わせて作成した折り本形式の長い一枚綴りの文書であるため、葉数を用いずに通算の行数で表示する。また、冒頭部分が欠落しているため、残存部分の最初を便宜的に1行目と見なし、通算の行数を5/ のように表示する

(küliyelgenに同じ)

(kerkiküiに同じ)

1/ edür udaју küleyelgen jabsiqu kerkeküi-dür kürügülbesü jokildaqu ügei-yin
日 延べして待たせ、つけ込んだりなどするに 至らせる べきではない

2/ tula, türgen qurdun-iyar neyilejü yalatu arad, jiči ükügsen kümün-ü
ので、早 急 に 併せて罪ある民、さらに死んだ 人 の

(-unの誤り) (qurayuljuに同じ)

3/ uruy-yin arad-i бүрин-e quryulju čingyalan todurqayilan sigüjü qauli
親類の 民を全て 集め、 厳しく 明らかにして裁き、法律

4/ yosuяar yal-a unayaју medegülbesü jokiqu yaјar medegüljü toytayan
どおりに刑罰を当て、報告す べき 所に報告し 決定して

(qariyatuの誤り)

5/ sidkegүlkü-eče yadan-a, daray-a qarayatu bügüde-yin daruy-a-yin yaјarača,
処罰させるほか、 後で、所属の 全ての 長 の 所 から、

(-yiの誤り)

(irekü-yiの誤り)

6/ ükügsen dayba-yin yasu-i oluysan esegsen yabudal-i bičig kürčü irikü-i
死んだダグバの死骸を得たか どうか ということを、文書が到着して来るのを

(küliyegedに同じ)

(iregүlsügeiの誤り)

(tusiyaysan-iの誤り)

7/ küliyeged tuqai-dur medegүlün irigүlsügei kemekü jergeber nigen adali tusayaysan ni
待って、その時に報告して 来させようという」などと 一 様に命じたの に

304M-85は満洲族時代のエルデネ・シャンゾドバ衙門の文書。

305M-85はNo.3まであり、No.1は檔冊群。2,3は折本の文書群。

306No. 722は全10通の文書からなり、本文書はそのうちの8通目。

(-nar-iに同じ)

8/ *dayaǰu, man-u qoyar eteged-eče darui tūsimed, ǰayisang-nari ǰaryaǰu,*
従って、我々の両側からすぐに役人やザイサンたちを派出して

(*suǰuluydun*の誤り)

(*arad*の誤り)

9/ *ene kereg-ün suǰlaydan ükügsen gelüŋ dayba-yin uruǰ-un arid,*
この件の引き込まれて死んだ僧ダグバの親類の民、

10/ *ǰiči yalatu odser, navang-nari būrin-e qurǰulǰu ama neyilegülün čingyalan*
さらに、罪あるオドセルやナワーンたちを全て集めて口供を照合させ厳

(*čerendulma-yin*に同じ)

11/ *niǰtalan sigülgebesü ükügsen gelüŋ dayba-yin eke em-e čirindulma-yin öčikü*
密に裁かせると、死んだ僧ダグバの母たる女ツェレンドルマーの供述

(*tabin*の誤り)

(*ǰebcundamba*に同じ)

12/ *anu, bi ene ǰil taban ǰiryuyan nasu, ǰibǰundamba*
は以下のとおりでした。「私は今年五十六才です。ジェブツンダンバ・

qutuytu-yin šabi

ホトクトのシャビで、

(*dasičeren*の誤りとみなす)

(*ečige*に同じ)

13/ *daruy-a dasačeren otuǰ-un kümün, minu ečege čangtu-a,*
長ダシツェレンの(管轄する)オトクの者です。私の父チャントアと

eke deǰid kedüyin

母デジドはずっと以前に

(*ürečilen*の誤り)

(*dasidundub*の誤りとみなす)

14/ *ükügsen, busud-tu üričilen teǰigegdegsen degüü gelüŋ dasadundub-ača*
死にました。他に息子として養育された弟の僧ダシドンドブから

15/ *tusǰar ǰayča butači törügsen kübegün gelüŋ dayba-yin qamtu aǰu törün*
離れて、唯一人の私生児で実の息子である僧ダグバと共に生活して

16/ *sayumui, nadur yerü uruǰ törül-ün kümün oytu ügei, urid*
おります。私には決して親類の人は全くありません。以前、

17/ badarayultu törü-yin qoyadıyar on namur çay minu kübegün gelüng dayba
光 緒 二 (1876) 年秋の 時、私の 息子である僧 ダグバは

18/ busud-tur dutaysan öri ülemji ayad, ögkü činege ügei yar
他人 に (返し) 足りない借金がたくさんあって、渡す財産もなく 貧

(baryuの誤り) (ögligeに同じ)

19/ qoyusun učir-a, yağçayar solun barayu-yin qosiyud-iyar öglig
困な ため、一人で ソロンやバルガの 諸旗 で 布施を

(nige-yi unuju jubçay-aの誤り)

20/ yuyuju tölükü-ber qubi-yin yeke nasun-u mori nige-i unuju jubça
請うて (借金を) 払おうと 自分の 成 年 馬 一頭に乗り、毛皮裏の

(nom-unの誤り)

21/ debel qoyar, terlig yurba, sudur nom-yin jerge bay-a say-a yayuma
外套 二着・夏用上着三着・経 典、 など若 干の 物

22/ jüil abçu yabučiysan bile, edüge bariydaysan odser, navang-nari
品を受け取って去ったの です。今 捕えられたオドセルやナワーンたちを

sigülgeküi-

裁いてもらいます

(dayba-yi ed kičiyejüの誤り)

23/ dür minu kübegün gelüng dayba-i ed kečeyejü usun-dur unayaju
と、私の息子である僧 ダグバを『品物 (を奪うこと) に執着して水 に 突き落

šoylan

とし、なぶって

(bey-e-yinに同じ)

24/ ükügülügsen ba, biy-e-yin yayuma, basakü tegünü öglig yuyuju oluysan
死なせました。そして身の回りの物や また 彼 が布施を請うて得た

(yayuman-uの誤り、čisčeuに同じ) (nige-yiの誤り)

25/ yayuma-u doturača čisčii jubça nige-i navang abçu emüsčü süidkegsen
物 の中 から柞絲綢の毛皮裏外套一着をナワーンが取り、着て 使いまし

ba,
た。

(ülegsenの誤り) (qubčasuの誤り)

26/ üligsen mori, temege, qubčisu yağuma-i qaraqan qudaldıju süidkekü-yin
残った馬、らくだ、服(等の)物 をちょうど売って 費やす

(biden-iの誤り)

27/ ĵabsar, mön barayı-yin kümün-ner bayıçayan qaryaıu biden-ni bariyad
間に、そのバルガの人 たちが(我々を)調査して遭遇し、我々を 捕えて

(lamuya ?)

(iregülküの誤り)

28/ qamtuda kögegči lamuıa-nar-tu tusiyaıu örtegeber kürgen irigülkü ĵam-un
共に 領催 ラムジャラに命じて 駅舎によって届けて来させる道

(ĵarim-i anuの誤り) (ĵarim-i anuの誤り)

29/ ĵayur-a mori, temegen-ü ĵarim anu-i ükügülĵü, ĵarim anu-i tus tus
中、馬やらくだの何頭かを死なせ、何頭かを、各々

(qadayalayulunに同じ)

30/ ečemeğče örteged-ün ner-e büküi kümün-ner-tü ĵakiıu qadayalayulun talbiısan
弱るとすぐに駅舎の、名の有る人 たちに命じて保管させておきました』

(eden-iの誤り)

31/ kemen öčigsen ba, mön eden-ni kürgeıu irigsen
と(犯人が)供述しました。そしてまた、これらのことを(犯人を)届けてきた

kögegči lamuıa-nar
領催 ラムジャラが

(morin-u řarilに同じとみなす)

32/ yamun-a medegülün kelegsen, edeger yağuma-yin doturača mori-u řari nige,
役所に報告して話しました。これらの物のうち、馬の死骸一頭分や

33/ nom sudur-yin ĵerge yağuma-i yeke tölüb öngge toyabar tanin küliyen
経典等の物を大抵(元の)種類と数のおりに確かめて受け
(oduu-a dutayıuに同じ)

34/ abıısan, odu-a dutayıu ĵam-un ĵayur-a ükügülügsen ba,
取りました。今不足しているところの、道中死なせた(馬)そして

örteged-tür
駅 站 に

(talbinの誤り)

35/ talban qadyalayulba kemegsen yeke nasun-u mori dörbe, day-a nige,
置いて保管させたといった成年の馬四頭、数え二才馬一頭、

36/ inggen temege nige, basakü usun-dur qamtu süiddügdegsen el-e
雌らくだ一頭、また水中にいっしょに喪失した例の

(qubčasuの誤り) (ün-e-yiの誤り)

37/ qubčisu qunir jüilün oru ün-e-i olju abuyadui tula, daruyiqan-a
衣服、の物の代価をまだ受領していませんので、すぐに(私に)

38/ olıayulju yalatu kümün-neri bayičayan sidke jü yomudal-i baruydayulqu
与えさせて、犯人たちを調べて処罰し(私のこの)訴えを終結させて

(aǰiyamuに同じ)

39/ aǰiyamuu kemekü-eče yadan-a, ükügsen kübegün gelüng dayba-yin yasu-i
下さいますかという(ことの)ほかに、死んだ息子である僧ダグバの死骸を

40/ usun-ača keǰiy-e oluısan tuqai-dur duratai-a küleyen abču gegegdegülsügei
水からいつか得た時に喜んで受領して(死骸を)捨てさせましょ
う」

(odser-ünの誤り)

41/ kemen öčimüi, yalatu lama odser-yin öčikü anu,
と証言しています。犯人のラマ、オドセルの証言は(以下のとおりでした。)

bi ene jil yučin
「私は今年三十

(bandida < Skt. paṇḍitaの誤り)

42/ naiman nasu, sayin noyan ayımay-un erdeni bandada qutuıtu-yin šabi
八才です。サイン・ノヤン部のエルデニ・バンディダ・ホトクトのシャビ
で(ある私は)、

(<T. sku-shogs grwa-tshang)

43/ gūsig dačang-yin qarayatu jayisang duyar-yin jakiryan-u qalčayai kemekü
グシク学堂の所属のザイサンであるドガルの管轄下の『はげ』という(あだ名

derim-yin

の) デリムの

44/ yačayar kübegün, nadur yerü aq-a degüü ügei, ečige derim, eke bürin
一人息子です。私には決して兄弟はありません。父 デリム、母 プリンは

kedüyin

ずっと以前に

45/ ükügsen, yačayar qarayatu sab????? bayansirüge kemekü yačar nutuylažu
死にました。一人で所属の バヤンシルゲという所で放牧して

46/ ažu törün sayumui, urid bürintü jasaγči-yin tabuduyar on qaburčay
生活しております。昔 同 治 五 (1866) 年春の時、

47/ edür-i martba, uul nutuγ-ača yačayar mörgül kir-e yabayan-iyar γarču
日は忘れました。故郷から一人で巡礼をすべく徒歩で出て

48/ yačar yačar kerün kesüjü yabuysayar mön on jun-u čay, jibjundamba
土地土地を放浪して行き、その年の夏の時、ジェブツンダンバ・

49/ qutuγtu-yin šabi yačar-un čigig-eče jayilažu ködüge sonin qangγai
ホトクトのシャビで、地面の湿気を避けて草原のソニン・ハンガイ

50/ kemekü yačar nutuylan sayužu büküi urid ülü taniqu lama navang-u
という所で放牧して住んでいる、それ以前は知り合いでなかったラマ・ナワーン

ger-tü

の家に

51/ irejü mörgür-e yabuγ-a učir-i kelejšü tegünü ger-tü kedün qonuγ sayužu
やって来て、巡礼していることを話し、彼の家に何日か住んで

(küriyen-ü

52/ büküi-dür navang-u üge, bi bay-a nasun-ača küreyen-ü
いると、ナワーンはこういいました。『私は幼い頃から庫倫(の寺院)の

örlügüd-yinに同じか)

örligüd-yin

ウルルードの

53/ ayımay-tu sayumui, nadur yerü aq-a degüü ügei yaγča biy-e kümün
部 に 住んでいる。私には決して兄 弟は なく、一人 身の者

54/ tula, či minu degüü bolju nada-tai küreyen-ü yaǰar qamtu aju törün
なので、おまえは私の弟と なって私 と 庫倫 の地で共に 生活し

55/ sayumu, kemen keleküi-dür bi tegünü üge-i darui duratayi-a dayaǰu mön
暮らすか』と いう ので、私は彼 の言葉にすぐ喜んで 従い、その

56/ on ebülčay küriyen-dür iriged qamtu aju törün sayuǰu бүкүи-dür
年の冬の時、庫倫 に やって来て共に 生活し暮らしていました。

57/ nidunun jil doluyan saradu lama navang, tedен-ü nigen šabi lama
去 (1877) 年七 月 にラマ・ナワーンは彼等の (中の) 一人のシャビ・ラマ・

(<Tib. jo-wo)

58/ čültüm qoyar kümün öbersed-ün süǰüg küčün-iyer ǰangdan juu
ツルテムと二 人で 自分たちの信仰の力 で 柁檀 尊者

59/ burqan, u tai šan ayulan-a mörgür-e očiqu-i kelelčen toytaǰu,
仏と 五台 山の山 へ 礼拝しに行くことを話し合って決まり、

60/ basakü nemeǰü dayayulun abču yabuy-a kemeǰü navang darui
また (私オドセルを) 加え 従えて 連れて行こう といっ、ナワーンはすぐに

qarayatu erdeni

所属の エルデニ・

61/ šangǰudba-yin yamun-a medegülǰü ǰam yabuqu temdegtü bičig abču
シャンゾドバ衙門 に届け出て 道を行く (許可証の) 有印 文書を受け取り、

qaraqan

ちょうど

73/ yarču engde irigseger qoyar ĵil boluysan engdeki kümün-eče ĵuyūju kedün
出て、ここへ来たまま二 年になりました。この人 に 請うて何頭かの

(oduu-aに同じ)

74/ mori, temege, bay-a say-a yayuma oluysan odu-a bi nigen čayačin ayil-du
馬、ラクダや、若 干の物を 得ました。今 私はある放浪者の家に

tür

一時的に

75/ orušin sayūju bui, bide čöm küreyen-ü kümüd tula, minu mal
居 住しています。我々 (三人) は皆 庫倫 の人 だから、私の家畜や

(yayuma-yiの誤り) (<Ma. gulu)

76/ yayuma-i abču ĵurbayulun gülü šar-a, köbegetü köke-yin ĵerge qosiyud-tur
物 を持って三人で 正 黄・ 鑲 藍 等の 諸旗 で

77/ qamtu öglig ĵuyusuyai kemen kelelčen toytayad morduĵu
共に 布施を請いましょう』と 話し合っ (そう) 決まりました。出

yabučiysan-u maryaši-yin

発した 翌日 の

(tereküの誤り)

78/ arban nigen-dü navang, man-u qoyar kümün terikü gelüng dayba-yin orušin sayūju
十 一日にナワンと私の二 人は、その僧 ダグバの居 住して

79/ бүкүи айил-ду оčiĵu gelüng dayba-yin öber-ün yeke mori tabu, inggen temege
いる家 に行っ僧 ダグバ 自身の成年馬 五頭、成年雌ラクダ

(kürm-eに同じとみなす)

80/ nige, day-a nige, debel kürüm, čuba ĵutul-yin ĵerge
一頭、数え二才馬一頭、(それに) 上着・短い上着、雨ガッパ・靴 等の

(ayuluysanに同じとみなす)

arsara yayuma ayuyuluysan

雑多な物を 入れた

81/ nigen abdar-i abču man-u ĵurban kümün arban qoyar ĵurban-du tengde
一つの箱 を持って、我々 三 人は 十 二日と (十) 三日、そこで

(önjigedの誤り) (negüjüに同じとみなす)

82/ öngjiged, arban dörben-ü örlüge negüjü yabuqui-dur gelüng dayba
宿泊し、十四日の朝 移動して行く 時、僧 ダグバが

83/ buryasu modu abqu ba, morin usulaqu-bar tür uruysilan odduysan jabsar-a,
柳の木を取るのと 馬に 水を飲ませるためにしばらく先へ 行った 間に、

(šoylajuの誤り) (qubiyānに同じ)

84/ bi genedte tegüni soylaju ükügülün, abču yabuy-a ed mal-i qubayan abču
私は突然、彼を いじめて死なせ (彼の) 持ち行く 物品や家畜を分け 取り

(jöblebesü tere jöbsiyereküi-dürの誤り)

85/ asiylaqu sanay-a egüsgejü navang-dur jöblbesü tere jöbseyerküi-dür bi
利用する考えを 起こし、ナワーンに相談すると、彼が賛成するので、私は

86/ mön darui uruysilan yabuju gelüng dayba-luy-a učaraju qamtu morid-ban
またすぐに先へ 行って僧 ダグバと 会い、『一緒に馬 に

87/ usulayi-a kemen siltayačaju kerülün γoul-du kürübesü, γoul-un usu qoyar
水を飲まそう』とって口実を作り、ヘルレン川 に 着くと、川 の水が両

88/ eteged-ber mösüleju gün büküi-i üjeju darui gelüng dayba-i
(岸の) 側 で 氷っていて (中央部の水が) 深いの を見て、すぐに僧 ダグバを

usun-dur
水中に

(bey-e-yiの誤り) (degegürに同じ)

89/ unayaju šoylan ükügülkü sanay-a ayulaju tegünü biy-e-i mösün degegür
落としていじめて死なせる考えを 起こし、彼 自身が氷の 上を

(emegel-ünの誤り) (olung-iに同じ)

90/ yabuju usun-u köbege-dü kürümegeče tegünü emegil-ün olum-i jasaju ögsügei
進んで水 際 に 達するとすぐに、彼 の鞍 の 腹帯を直してやろう

91/ kemen aryadan baraju unuysan mori, bürin emegil, qačayar ba, bey-e
とってだましつくし、乗っていた馬、全ての鞍、馬勒、そして身

-dür бүкүи
に つけている

(jangčeuに同じ) (qaliyuに同じ) (buljariに同じ)

92/ nekei doturtai jangčiu debel qayučin qaliyuu malay-a, buliyari yutul, modun
毛皮裏の 漳綢製の上着、古い かわうそ皮の帽子、 ロシア革の靴、 木

(dingšayの誤りとみなす) (šayažang kökügürの誤り)

93/ ayay-a, erike, dingsig, mengčiü bös, šayažin kökür,
椀、 数珠、 (読経用の) 小型シンバル、 綿綢の 布、 陶器製の嗅ぎ煙草入れ、

(čamčaの誤り)

bangjal čimča selte-yin
(ラマのはく) スカート・シャツと

(tülkižüに同じ)

94/ qamtu genedte küčülen tülkežü unayažsan-dur tere darui usun-dur čibežü
もろともに突然 力づくで突き 落としたところ、 彼はすぐに水中に 沈んで、

95/ nigente ügei bolun ükügsen tegünü unužsan mori qažayar ügei emegil-tei
いっぺんに亡くなり 死にました。彼の 乗った 馬は、 馬勒 なしに鞍付きで

(iregsen-i quriyažüの誤り) (navang-iの誤り)

96/ arai amida yarču irigsen-ni qurayažü abuyad, nödür navang-ni
かろうじて生きて (水中から) 出てきたのを 収め 取り、 仲間のナワーンに

güičežü
追い付いて

97/ očiyađ, gelüng dayba-i usun-dur unayažü ükügülügsen yabudal-i tegündür
行きました。僧 ダグバを水中に 落として死なせた こと を彼 に

98/ keležü gelüng dayba-yin biy-e-yin yažuma, basakü tegünü öglig yuyužü olužsan
話し、僧 ダグバの身の回りの物や、 また 彼 が布施を請うて得た

99/ yažuma žüil-ün doturača nekei doturtai čisčiü debel nige-i navang emüščü
物 品 の 中 から毛皮裏 の柞絲綢の上着 一着をナワーンが着て

(ülegsenの誤り)

100/ süidkegsen, üligsen mori, temege yayuma-i qaraqan qudaldıju siyud
使いました。残った馬、ラクダ等の物 をちょうど売って すぐに

101/ oryun yabuqui-i jabduju kedün qonuy sayuju darui mön sarayin arban
逃げて行こうとして、何 日か 居て すぐにその月 の 十

(qasiyatuの誤り)

102/ naiman-u söni sem qasayatu qarayul-iyar yarču oryun yabuqui-dur, barayu-yin
八日 の 夜、ひそかに板囲いのある監視所を 出て 逃げて行く 時に、バルガ

(<Ma. funde)

103/ köbegetü ulayan-u qosiyun-u kündü nasun-yin kübegün-ü jerge ner-e-yi medekü
鏤 紅 旗 の 驍騎校ナサンの息子 たちである、名 を 知ら

(man-i bariysan, bideの誤り)

104/ ügei kümün-ner neken ireju man-ni bariysan, bede gelüng dayba-yin mori,
ない人 たちが追って来て 私たちを捕えました。私たちは僧 ダグバの馬、

105/ temege yayuma jüil-i süidkeju jabduysan ügei, busud-i bürin toyabar
ラクダや物 品を消費する暇がありませんでした。他の物を全て 数の通りに

(quriyan abču biden-üの誤り) (tusiyajuに同じ)

106/ barayu-nar qurayan abču beden-ü qamtubar kögegçi lamuja-nartur tusayaju kürgen
バルガたちが取め 取って私たちと共に 領催 ラムジャたちに命じて 届けて

107/ irigülju tegünü eke-dür oluysan yayçakü morin, temege-i mön kü kögegçi
来させて、彼 の母に、得られた唯 馬と ラクダのみをその 領催

108/ lamuja-nar kürgen irikü örtege jam-un jayur-a jarim-i ükügülün süidkeju,
ラムジャたちが届けて来る 駅道の道 中、何頭かを死なせて消耗し、

(jarim-i anuの誤り)

109/ jarim anu-i çuburin eçemegče ner-e büküi örteged-ün kümün-ner-tü tus tus
何頭か を次々と 弱り次第、名のある 駅 の人 たちに各々

(qadayalayulunに同じ)

(kiçiyejüの誤り)

110/ jakiju qadayalayulun talbiysan, edüge gelüng dayba-i ed keçiyejü şoylan
命じて保管させて おきました。今、僧 ダグバを、品物に執着して、いじめて

111/ *ükügülkü yabudal-i uy-ača navang-dur jöblegsen anu ünen bolbaču tere*
死なせること を元からナワーンに相談したことは 本当ですが、彼が

112/ *yerü usun-dur unayažu šoylan ükügülküi-dür kücün tusalalčaysan ba,*
決して、水中に 落とし いじめて死なせるのに助 力したことは (ありませ
basaču
ん。) 、 また

113/ *bi uul nutuy-ača gem yal-a qaldažu oryun ɣaruysan jüil ügei, edüge*
私が故郷 から犯 罪に 関わって逃げて出たということは ありません。今、 (私
(öber-eの誤り。qorsiy-aに同じ)

114/ *sigüküi-dür navang-ača öber nöbür qoršiy-a ügei anu tümen ünen bile*
たちを) 裁くに際して、ナワーン以外 仲 間が いないことは 全く 本当です」

115/ *kemen öčimüi, yalatu lama navang-u öčikü anu,*
と 供述しています。罪あるラマ、ナワーンの供述 は以下の通りでした。

bi ene jil jiran qoyar nasu
「私は今年六十二 才です。

116/ *jibjundamba qutuɣtu-yin šabi daruy-a čimid otuy-un kümün*
ジェブツンダンバ・ホトクトのシャビで、長 チミドのオトクの者です。

(ečigeに同じ)
ečege činggün,
父 チンゲン、

(?) (jigeに同じとみなす)

117/ *eke tomusuu-nar kedüyin ükügsen, edüge jege-e keüken*
母 トモソ (?) たちはずっと以前に死にました。今は、姪である

(bütümjiに同じとみなす)
bütemji, tamuɣab-narača
ブテムジ、タムジャプらから

(örlügüd-yinに同じか)

118/ *tusyar ɣayča bey-e küreyen-ü örligüd-yin ayımay-tu aju törün sayumui,*
離れて、単 身で庫倫 のウルルードの部 で生活しております。

119/ bi bürintü jasayçı-yin tabuduyar on jun-u čay, minu biy-e yañar-un
私は同 治 五 (1866) 年夏の時、私 自身が地面の

120/ čigig-eče jayilažu sonin qangyai kemekü yañar sayužu büküi-dür nigen edür-e
湿気を 避けてソニン・ハンガイという所に住んでいる時、ある日、

121/ urid ülü taniqu nigen yabayan lama kürčü irimegče
それ以前は知り合いでなかった一人の徒歩の ラマがやって来たのですぐに、

tegünče qamiyaši
彼 からどこへ

122/ jorčižu yabuγ-a, ner-e ken, ken-ü qarayatu bolqu yabudal-i asaγubasu
旅しているのか、名は誰か、誰の所属 なのかということ (私が) 尋ねます
と、

123/ tegünü üge, bi sayin noyan ayimay erdeni bandada
彼は こういいました。『私はサイン・ノヤン部の エルデニ・バンディダ・

qutuytu-yin šabi-yin
ホトクトのシャビの

124/ kümün, minu ner-e odser bi uul nutuγ-ača γayčayar yabayan-iyar γarču
者です。私の名はオドセルです。私は、故郷 から一人で 徒歩 で 出発し、

125/ orun kesüjü mörgür-e yabumui, kemen kelejü minu ger-tü kedü qonuγsan-u
地方を放浪して礼拝しに行きます』と 話して私の家に 何日か泊まった

126/ qoyin-a, nigen edüre eng-ün üge kelelčekü-yin ulam bi tegündür
後、 ある日、日常的なことを話し合った上に、私は彼 に

127/ bay-a nasun-ača küreyen-ü örligüd-yin ayimay-tu sayuqu ba, aq-a
幼い年 から庫倫 のウルルードの部 に住んでいて、兄

128/ degüü ügei γayča biy-e kümün bolqu el-e učiri kelejü, tegüni minu
弟の ない一人 身の者 であるその事情を話し、彼が 私の

129/ degüü bolju nada-tai küreyen-ü yañar qamtu irejü aju törün sayumu
弟 となって私 と 庫倫 の地に共に 来て生活して暮らすか、

130/ kemen kelemegče tere darui jöbšeyerčü küreyen-dür iriged qamtu
と 話すやいなや彼はすぐに賛成して、庫倫 に 来て共に

131/ aju törün sayuju büküi-dür nidunun jil doluyan saradu bi nigen šabi
生活して暮らしている時、去 (1877) 年七 月 に、私は一人のシャビ

132/ lama čültüm man-u qoyar kümün öbersed-ün süjüg küčün-iyer
ラマ、ツルテムと私の 二 人が 自分たちの信仰の力 で

(kelelčenの誤り)

133/ jangdan juu burqan, u tai šan ayulan-a mörgür-e očiqu-bar kelelčin
梅檀 尊者仏と 五台山の山 へ礼拝しに行こうと話合って

134/ toytaju, basakü odser-i dayayulun abču yabuy-a kemejü bi darui qarayatu
決まり、また オドセルを従えて 連れて行こう といって、私はすぐに所属の

(bičigの誤り)

135/ erdeni šangjudba-yin yamun-a medegüljü, jam yabuqu temdegtü bečig abču
エルデニ・シャンゾドバ衙門 に 届け出て 道を行く 有印 文書を受け取り、

qaraqan
ちょうど

136/ morduqu-yin jabsar-a, čültüm-yin biy-e küngdüde ebedčü yerü yabun
出発する 間 に ツルテムの体がひどく 病み、決して行

137/ čidaysan ügei qočuraysan, odser man-u qoyar kümün kebiyer temege
け なくて残りました。オドセルと私の 二 人は そのまま ラクダと

138/ terege kereglejü mön sarayin sineyin jiryuyan-du küreyen-eče morduju
車を使って その月 の 初 六日 に 庫倫 から出発して

(biden-üの誤り)

139/ ayalan yabuqu jam-dur navang bi, odser-tur beden-ü abču yabuy-a
旅して行く 途 中、ナワーンすなわち私はオドセルに『我々の持ち行く

(šantab < Tib. gzan + ?)

140/ yayuma bay-a tula, jam muruyiju, barayu-yin qosiyud-iyar šangtab erejü
物が 少ないので、道を変更してバルガ 諸旗 で 袈裟 (の代金) を求めて

141/ buyan-du ĵaruqu yaγuma-u nemeri olĵu abusuyai kemen keleküi-dür tere
善行に 使う 物 の追加を受け取ろう』と いう と、彼は

142/ darui ĵöbšeyerčü yeke ĵam-ača ĵarču arban sarayin sineyin tabun-du
すぐに賛成して、大きな道 から出て十 月 の初 五日に

(qasayatuに同じ) (nebterenの誤り)

143/ barayu-yin ĵiq-a qasayatu qarayul-iyar nebterin oruĵu mön sarayin
バルガの 境界の板囲いのある監視所を 通り抜けて (バルガに) 入り同 月 の

(69/ではjoquγとなっている)

144/ arban-du teden-ü nutuγ ĵoγuγ qudduγ kemekü ĵaĵar bayudallan büküi-dür,
十日に 彼等の地の ジョゴク・ホダク という 所で宿営していると、

145/ nigen mori-tai gelüng kümün ireĵü eng-ün üge kelelčekü-dür
一頭の馬に乗った僧侶の人が やって来て日常的なことを話し合っていると、

tegünü üge, bi
彼は こういいました。『私は

146/ ĵibĵundamba qutuγtu-yin šabi barayu-yin ayimay ner-e dayba,
ジェブツンダンバ・ホトクトの シャビのバルガの 部 (の者) で、名は ダグバで

uul nutuγ-ača
す。故 郷 から

147/ öglig ĵuyur-a ĵaγčayar ĵarču engde irigseger qoyar ĵil boluγsan engdeki
布施を請うために一人で 出て、ここへ来たまま二 年になりました。この

(oduu-aに同じ)

148/ kümün-eče ĵuyuĵu kedün mori, temege, bay-a saγ-a yaγuma oluγsan, odu-a
人 に 請うて何頭かの馬、ラクダや、若 干の物を 得ました。今

(bideの誤り)

149/ bi nigen čayačin ayil-du tür orušin saγuĵu bui, bede čöm
私はある 放浪者の家 に一時的に居 住しています。我々 (三人) は皆

küreyen-ü
庫倫 の

(yayuma-yiの誤り) (<Ma. gulu)

150/ kümüd tula, minu mal yayuma-i abču yurbayulun gülü šar-a, köbegetü
人 だから、私の家畜や物 を持って三人で 正 黄・鑲

151/ köke-yin jerge qosiyud-tur qamtu öglic ɣuyusuyai kemen kelelčen
藍 等の 諸旗 で 共に 布施を請いましょう』と 話し合って (そう)

152/ toytayad morduɣu yabučiysan-u maryaši-yin arban nigen-dü odser man-u
決まりました。出 発した 翌日 の 十 一日にオドセルと私の

qoyar
二

(tereküの誤り)

153/ kümün terikü gelüng dayba-yin orušin sayuɣu büküi ayil-du očiɣu gelüng dayba-yin
人は、その 僧 ダグバの居 住している 家に行つて僧 ダグバの

(kürm-eに同じとみなす)

154/ yeke mori tabu, inggen temege nige, day-a nige, debel kürüm
成年馬 五頭、成年雌ラクダ一頭、数え二才馬一頭、(それに) 上着・短い上着、

čuba ɣutul-yin jerge
雨ガッパ・靴 等の

(ayuluysanに同じとみなす)

155/ arsara yayuma ayuyuluysan nigen abdar-i abuyad, man-u yurban kümün
雑多な物を 入れた 一つの箱 を持って、我々 三 人は

(önjigedの誤り) (negüjüに同じとみなす)

156/ arban qoyar yurban-du tengde öngjiged arban dörben-ü örlüğe negüjü
十 二日と (十) 三日、 そこで宿泊し、十 四日 の朝 移動して

157/ yabuqui-dur gelüng dayba buryasu modu abqu ba, mori usulaqu-bar tür
行く 時、僧 ダグバが柳の 木を取るのと馬に水を飲ませるためにしばらく

(tegün-iの誤り)

158/ uruysilan odduysan jabsar-a, odser darui tegünü šoylaɣu ükügülüged
先へ 行った 間に、オドセルはすぐに彼を いじめて死なせ (彼の)

(qubiyānに同じ)

159/ abču yabuy-a ed mal-i qubayan abču asiylaqu sanay-a egüsgejü nadur
持ち行く 物品や家畜を分け 取り利用する考えを 起こし、私に

(jöbsiyermegčeの誤り)

160/ jöblemegče bi darui jöbseyermegče odser mön mori usular-a
相談するや私がすぐに賛成したので早速、オドセルもまた馬に 水を飲ませに

nada-ača

私より

161/ uruysilan yabučiysan daray-a qoyiši irejü kelegesen anu gelüing dayba-yin
先へ 行った 後、 戻って来て以下のように話しました。『僧 ダグバと

qamtu

一緒に

162/ morid-ban usulaqu-bar siltayačaju kerülün youl-du kürübesü youl-un usu
馬 に 水を飲ますことを口実として、ヘルレン川 に 着くと、川 の 水が

163/ qoyar eteged-iyer mösülejü maši gün büküi-i üjejü bi
両(岸の)側 で 氷っていて(中央部の水が)大変深いの を見て、私は

darui gelüing dayba-i

すぐに僧 ダグバを

(ayuljuの誤り、 bey-e-yiの誤り)

164/ usun-dur unayaju šoylan ükügülkü sanay-a ayuyulju tegünü biy-e-i mösün
水中に 落としていじめて死なせる考えを 起こし、彼 自身が氷の

(degegürに同じ)

(emegel-ünの誤り olung-iに同じ)

165/ degegüür yabuju usun-u köbege-dü kürümegče tegünü emegil-ün olum-yi
上を 進んで水 際 に 達するとすぐに、彼 の鞍 の 腹帯を

166/ jasaju ögsügei kemen arıyadan baraju unuysan mori, bürin emegil, qajayar ba,
直してやろう といっただまし つくし、乗っていた馬、全ての鞍、馬勒、と

(jangčeü debelに同じ) (qaliyuに同じ)

167/ biy-e-dür büküi nekei doturtai jangčiu debil, qayučin qaliyuu malay-a, yutul,
身 に つけている毛皮裏の 漳綢製の上着、古い かわうそ皮の帽子、靴、

(šayaǰang köǰurǰeに同じ)

168/ bangǰal čamča, šayaǰan köǰurǰe, mengčüü bös,
(ラマのはく) スカート・シャツ、陶器製の嗅ぎ煙草入れ、綿綱の布、(読経用の)

(dingšay, erikeの誤りとみなす)
dingsig, ereke, ayay-a-yin qamutuda
小型シンバル、数珠、椀、もろとも

(tülkiǰüに同じ)

169/ genedte küčülen tülkeǰü unayaysan-dur tere darui usun-dur čibeǰü nigente
突然 力づくで突き 落としたところ、彼はすぐに水中に 沈んで、いっぺんに

170/ ügei bolun üküǰsen, tegünü unuysan mori qaǰayar ügei arai amidu
亡くなり 死にました。彼の 乗っていた馬は、馬勒 なしにかろうじて生きて

emegil-tei
鞍付きで (水中から)

(ireǰsen-i quriyaǰuの誤り)

171/ ǰarču iriǰsen-ni qurayaǰu abuyad iribei kemen keleǰü man-u qoyar kümün
出てきたのを 収め 取って来ました』と 話しました。我々 二人は

172/ darui gelüǰng dayba-yin biy-e-yin yaǰuma basakü tegünü öǰlig ǰuyuǰu oluysan
すぐに僧 ダグバの身の回りの物や、また 彼が布施を請うて得た

173/ yaǰuma ǰüül-ün doturača nekei doturtai čisčüü debil nige-i bi emüsčü süidkeǰsen
物 品の中 から毛皮裏 の柞絲綱の上着 一着を私が着て 使いました。

(üleǰsenの誤り)

174/ üliǰsen mori, temeǰe yaǰuma-i qaraqan qudalduǰu siyud orǰun yabuqui-i
残った馬、ラクダ等の物 をちょうど売って すぐに逃げて行こうと

175/ ǰabduǰu kedün qonuy sayuǰu darui mön sarayin arban naiman-u söni,
して、何 日か 居て すぐにその月の 十八日の夜、

176/ sem qasiyatu qarayul-iyar ǰarču orǰun yabuqui-dur, barayu-yin köbeǰetü
ひそかに板囲いのある監視所を 出て逃げて行く 時に、バルガ 鑲

177/ ulayan-u qosiyun-u kündü nasun-yin kübegün-ü jerge ner-e-i medekü ügei kümün-ner
紅 旗 の 驍騎校ナサンの息子 たちである名 を知ら ない人 たちが

(man-i bariysan, bideの誤り)

178/ neken irejü man-ni bariysan, bede gelüng dayba-yin mori, temege yayuma
追って来て私たちを捕えました。私たちは僧 ダグバの馬、ラクダや物

jüil-i
品を

179/ bürin süidkejü jabduysan ügei, busud-i bürin toyabar barayu-nar
全て消費する暇がありませんでした。他の物を全て数の通りにバルガたちが

(quriyajuの誤り)

qurayaju
収め

(biden-üの誤り)

(tusiyajuに同じ)

180/ abuyad, beden-ü qamtubar kögegçi lamuja-nar-tur tusayaju kürgen irigüljü
取って私たちと共に 領催 ラムジャたちに命じて 届けて来させて、

181/ tegüni eke-dür oluysan, yačakü temege, mori-i mön kü kögegçi lamuja-nar
彼の母に、得られた唯 ラクダと馬のみをその 領催 ラムジャたちが

182/ kürgen irikü örtege jam-un jayur-a jarim-i ükügülün süidkejü,
届けて来る 駅 道の 中、何頭かを死なせて消耗し、

(jarim-i anuの誤り)

183/ jarim anu-i čuburin ečemegeč ner-e büküi örteged-ün kümün-nertü
何頭かを次々と 弱り次第、名のある 駅 道 の 人 たちに

(jakiju qadayalayulunに同じ)

184/ tus tus jakeju qadayalayulun talbiysan, edüge bi gelüng dayba-i uy-ača
各々 命じて保管させておきました。今、私は僧 ダグバを、元々

(kičiyejüの誤り)

(jöbsiyeregsen-ečeの誤り)

185/ ed kečeyejü šoylan ükügülküi-dür sanay-a jöbšeyeregsen-eče busu, usun-dur
物品に執着して、いじめて死なせる際に考えに 賛成した 以 外、水中に

186/ unayaǰu šoylan ükügülküi-dür kücün tusalalčaysan jüil ügei, edüge
落とし いじめて死なせるのに助 力した ことはありません。今 (私を)

(öber-eに同じ) (basačuに同じ)

187/ sigüküi-dür egünče urid qojid öber qaldaysan kereg ügei, basači
裁くに際して、これより先にも後にも他に犯した 事件は有りません。また

(öber-e nöbür qorsiy-aに同じ)

188/ odser-eče öber nöbür qorsiy-a ügei anu tümen ünün bile kemen
オドセル以外 仲 間が いないことは 全く 本当です」と

(dakinの誤り)

189/ öčimüi, yalatu odser, navang-nari daken čingyala moquyan
証言しています。罪あるオドセル、ナワンら を再び 厳しくしたりゆるやかにし

sigübesü

たりして裁きますと、

(nutada ködelbüri ügei yaysıjuに同じ)

190/ čöm nutada ködülbüri ügei yaǰıju öčičegemüi, bayıçayabasu ene
皆 しっかりと変化 なくきっぱり証言しております。調べてみますと、この

metü
ように

(kümün-iの誤り)

191/ ed kečeyeǰü kümün-ni šoylan ükügülügsen ba, basa uy-ača sanay-a
物品に執着して人を いじめて死なせた者、 また 元から考えに

(kerkinに同じ)

192/ jöbseyereged kücün ese tusalalčan ed oluysad-i kerken yal-a kikü
賛成していて助 力せず、物品を得た者たちをどのように処罰 するか

(čayaǰa-yinに同じ)

193/ yabudal-i mongyul čayaǰin-u bičigtür, tus tus joriyuda jıyaysan jüil ügei
ということを蒙古 例 では、各々 特に 指示した条文はありませ
ん。

194/ böged, odu-a kerken yal-a unayaǰu sidkebesü jokıqu yabudal-i
そして、今 (犯人二人に) どのように罪を宣告し 処罰す べきかということ

mön čiyulyan-u
本（ツェツエルリク）盟 の

195/ daruy-a čidubdorži, erdeni šangjudba čedendorži-nar bede
長 チドブドルジと、エルデニ・シャンゾドバであるツェデンドルジら、私たち

darui olju medekü
はすぐには知り得

(uruy-unの誤り)

196/ ügei-yin tula, ükügsen kümün-ü uruy-yin arad, jiči yalatu arad-ud-
ませんので、死 者 の親類の民、さらに罪ある民ら

197/ tur sigüjü abuysan öčig-üd-yi čöm yosuñar seyiregüljü egüni
を裁いて取った供述を皆その通りに書き写してこれを（庫倫辦事）

198/ sayid beyise tan-a ergün medegülüged oldubasu ene kereg-ün
大臣貝子殿に提出報告します。できますれば、この件 の

199/ yalatu arad-i čöm qamtubar
罪ある民を皆共に

(tan-u yamun-uの誤り) (dakinの誤り)

200/ sayid beyise tan-a yamun-a yañar-a dayičilan abču daken ama
大臣貝子殿の役 所に連 行し再び口供を

(aĵiyamuに同じ)

201/ neyilegülün sigüjü yal-a unayaĵu toytayan sidkebesü bolqu aĵiyamuu
照合して裁き、（大臣が）罪を宣告 審 判するとしてよろしいでしょう

kemen
かと

202/ yuyuyu-ača yadan-a, ükügsen gelüng dayba-yin yasu-i usun-ača
請います。そのほか、死んだ僧 ダグバの死骸を水中から

(eseġsen-iの誤り)

203/ oluysan eseġsen-ni bügüde-yin daruy-a manatar-yin yaĵarača bičig kürčü
得たかどうかを都 統 マナタルの所 から文書が到

204/ irikü-i küleyeged tuqai-dur medegülün irigülsügei kemen tusayaysan jüil bui
着するのを待って、その時に報告して来させようと命じたことがあります。

205/ böged, ene jabsar-a teden-ü yağarača kerkegsen yabudal-i odu-a boltal-a
そして、この間 彼等の所 からどうしたかということは今に なるまで

206/ bičig kürgen irigülügedüi ba, basa teden-ü barayu-yin kögegči lamuğa-narun
文書が到 着していません。そしてまた彼等 バルガの 領催 ラムジャらが

207/ yalatu odser-nari kürger-e irikü jam-un jağur-a čuburiyulun ečegejü
罪あるオドセルらを送り届けて来る 道 中 次々と 弱らせて

(talbin qadayalayulbaiの誤り)

208/ ner-e büküi örteged-ün kümün-ner-tü talban qadyalyulbai kemegsen,
名のある、駅 站 の 人たちに 預けて保管させたと述べたところの、

209/ mön kü ükügsen gelüng dayba-yin qubi ba, öglig γuyuju oluysan
その 死んだ 僧 ダグバの 私有の、及び布施を請うて得たところの

210/ temege, morid-i teden-ü örteged-ün yağarača mön ene uday-a
ラクダと馬 を 彼等の駅 站 の 所 から、また今 回
(daray-aの誤りとみなす)

211/ kürgegülün irigsen ügei tula, dary-a čöm-i erdeni šangjudba man-u
届けさせて来て いないので、後で 全てをエルデネ・シャンゾドバと我々の

212/ yağarača öber ergün medegüljü toytayan sidkegülkü ba, jokiqa yağar-a
所 から別に提出 報告し、決定し 処置させます。そして適当な所 に (家畜
を)

213/ yabuyulju qurayan abčirayulju ükügsen kümün-ü uruy-yin kümün-dür
送り、 収めて持って来させ、死 者 の 親類の 人 に

(keb-iyerに同じ)

214/ olγayulqu-ača γadan-a, yalatu odser, navang-nari kebeyer čingdalan
与えさせるほか、 罪あるオドセル、ナワーンらをそのまま厳しく

215/ batulan sakiyulju küleyelgejü bui yabudal-i selteber γaryaju, egün-ü
強固に保護させ待たせて いるということと共に 示し、 この

216/ tula medegülün ergübe,
ために報告し 提出しました。

217/ badarayultu törü-yin dörbedüger on tabun sarayin qorin-a,
光 緒 四 (1878) 年 五 月 三 日。

第五章 ザガスター氏紹介の裁判文書

本章ではSagaster1967によって影印・転写・独訳の形で紹介されたA76, 77, 79/78の文書を筆者なりの転写・和訳によって提示している。A79/78の2通は同じ事件に関する一続きの文書なので、結局、ザガスター氏の紹介した3事件4通の文書を全て提示したことになる。これらの文書は、萩原1988、同2004bで述べたように、1967年当時はチュービンゲン国立図書館所蔵のモンゴル語文書の束の中に入っていたが、その後文書全体がベルリンのプロイセン文化財国立図書館 (Staatsbibliothek Preuss.Kulturbesitz) へ移管された。

ザガスター氏の紹介したこの4通の文書は、いずれもハルハ・モンゴル東部のヘルレンバルホト盟中前旗の文書で、旗長lavangregjenラワンレグジェン (在位1872~1898年) の時代のものである。いずれも旗内で決審された軽微な刑事案件に関する文書で、旗内に保管されるだけの物なので作成年代は明記されていない。しかしA76に、犯行期日として光緒16(1890)年2月26日という日付があることと、一括して所蔵されていた他の文書の内容とから判断しておそらく1890年前後の物と思われる。

A 7 6

- 1/ qulayai šaydur-yin öčikü anu, bi
盗人 シャグドルの供述するには、「私は
- 2/ beyise la -yin qosiyun-u dötüger jerge tayiji nangjad-yin douradu
貝子 ラ (闕字) 307の 旗 の四 等 台吉 ナンジャドの劣った
- 3/ albatu jamsarin-yin γayča köbegün, ene jil döčin nigen nasu, ečige eke
アルバト、ジャムサリンの一人息子です。今年四十一才です。父母は
- 4/ kedüyin ükügsen, öberün keüked-ün qamtu nigen gertü aju törün
以前 死にました。自分の子供 と 共に 同じ天幕で生活して
- 5/ sayumui, badarayultu törü-yin arban jiryuduyar on qaburun dumda sarayin
おります。光 緒 十 六 (1890) 年 春 の 中 の (二) 月 の
- 6/ qorin jiryuyan-u orui genedte qulayuqu sanay-a törüjü, qubi-yin
二十六日 の晩、突然 盗もうという考えが生じ、自分の
- 7/ ulayangbuural jisüm-ün mori nige-yi unuju, morduyad, jürküjügüü-ni
赤 灰 色 の 馬 一頭に乘って出かけ、 ジュルフジュグーの

307旗長lavangregjenラワンレグジェン (在位1872~1898年) の名を省略してこう表記している。おそらく旗長に敬意を払う目的で、このように略記して、かつ闕字にしたものと思われる。

8/ ʃegün eteged-tü nutuylan sayuysan sangdui-yin yadan-a keriyelen talbiysan
東 側 に 住んで いた サンドイの外 に縛って おいた

9/ qoyar geü-eče, bičigči sangjai-yin sayibar yabudaltai yeke nasun-u
二頭の雌馬から書記 サンジャイの側対 歩 の成長しきった

10/ quva ʃisüm-ün geü nige-i keriyelegsen sur aryamuʃi-u qamtu qulayun
淡黄色 の 雌馬一頭を、縛った 革紐 もろとも盗み

11/ abču, daruy-a samangtadu qubi-yin kemen qayurin kelejü qudalduysan daray-a,
取り、(十戸)長 サマンタに自分のだといってだまして 売った 後、

12/ bičigči sangjai geü-ben qulayai-dur qulayuɣdaysan uçar-i kelejü, tanin
書記 サンジャイが自分の雌馬を盗人に 盗まれた ことを話し、知っていて

13/ abqayuluysan učirtu, mön samangta qariyatu ɣaʃar-a medegülügsen-eče ulam
(買い) 取らせた 理由でそのサマンタが管轄の 役所に知らせて からさらに

14/ bariɣdaba bi egünü urida qulayai bolun yabuysan ba, önü-e
(私が) 捕らえられました。私はこれ 以前も盗人 でありました。そして今回の

qulayuqui-dur
盗み に

15/ nöbür ügei minu tümen ünün bile, yal-a-yi duratai-a küliyesügei
仲間がいないことは確かに本当です。罪 を喜んで 受けましょう。」

16/ barayun ɣarun
右 手の

17/ kemen öčimüi, qulayai ʃaydur-yin quvay-a,
と 証言している。盗人 シャグドルの (指紋の押捺) 画 押

18/ erkei-yin
親指 の

19/ bayičayabasu toytayaysan qauli-dur qulayuysan malun toy-a nige qoyar
調べてみると、定めた (闕字あり) 法律では、「盗んだ 家畜の数が一、二

bolbasu teregülügsen qulayai-i
ならば首犯の 盗人 に

20/ nigen sarayin döngge dönggelegüljü jayun tasiyur jangči kemejüki, eyimü-yin
一ヶ月の 枷を つけさせて 百回 鞭 打て。」と述べている³⁰⁸。こ の

tula, bičigči sangjai-yin
ため 書記 サンジャイの

21/ yeke nasun-u geü nige-yi (γayčayar) qulayuysan qulayai šaydur-yi qauli
成長しきった 雌馬一頭を 一人で 盗んだ 盗人 シャグドルに 法律に

yosuyar nigen sarayin döngge
従って一ヶ月の 枷を

22/ dönggelegülüjü, edör degüürigsen qoyin-a jayun tasiyur jangči ju sidken ·
つけさせ、 日(数)が満ちた 後 百回 鞭 打って 処罰し、

qulayuysan geü-i kereg tokiyaysan
盗んだ 雌馬を被 害

23/ kümün olju abuysan tula, ülü kelelčen, γayčakü sur-i qulayai šaydur-ača
者が 取り返した ので 論じず、 ただ 革紐のみを盗人 シャグドルから

kögegen γaryaju uy
追 徴して 持ち

24/ kümün-dü olγayulun, γayčakü qulayuqui-dur unuysan mori-yi alban-dur oruyulun
主 に 渡させ、ただ 盗む 際に 乗った 馬のみを公(庫)に入れて

dayusqay-a ·
終結させよう。

25/ dörben saradu sidkejüki,
四 月に 処罰した。

³⁰⁸萩原1988を参照。

A 77

1/ ǰanggi sangdubvačir sumun-u oruγ-yin medegülkü anu, ene ǰil
 佐領 サンドブオチルのソム³⁰⁹のオロクが申すの は (以下の通り) 。「今年

ilegüü
 閏

2/ dörben sarayin arban ǰi(ryuyan)-u³¹⁰ söni gerün γadan-a bariγsan
 四 月 の 十 六 日 の 夜、天幕の外 に 捕らえておいた

(čuyulburiに同じ)

3/ qonin-ača, barayun čiki čuulburi, ǰegün čiki qoyinača köngdelen
 羊 から、右 耳が切っており、左 耳に後ろから横への

(buru qalǰanに同じ)

4/ imtei güičegsen nasun-u buruqalǰan ǰisüm-ün em-e qoni nige-i
 耳印のある³¹¹成 年 の 灰白斑の毛色の 雌 羊 一頭を

(suraylaǰuに同じ)

5/ qulayai-dur qulayuydayad erin suruylaǰu oluγsan ügei bayital-a
 盗人 に 盗まれ、 探し求めて 得られなかったのですが、

6/ edüge tamay-a-yin γajar-a bariγdan ireǰü bayičayan sigügdeǰü
 今、 印務 所 に 捕らえられてきて 調べ 裁かれて

7/ бүкүи qulayai qaltar, qadangqusiγu kemekü γajar nutuγlan sayuγsan
 いる 盗人 ハルタルが、『ハダンホショーという 所で 遊牧して住む

8/ nigen ayil-un gerün γadan-a-ača em-e qoni nige-i qulayun
 ある 家 の 天幕の外 から 雌 羊 一頭を盗み

309 前述のようにソムは戸籍上の単位で、旗内に数個設けられていた。このソムに属している平民がソムニアルトであり、ソムを管轄している役人が佐領sumun-u ǰanggiである。一般に個々のソムは、管轄者たる佐領の名を採って、「誰々のソム」と呼ばれる。

310 この単語は最初の2文字と最後の離れたuを除いて判読できないので、()内に、推定した綴りを書いておく。ザガスター氏も、同じ推定をしている。

311 ここで羊の耳を切ったり印を付けたりにしているのは、勿論、牛馬への焼き印と同様、自分の羊であることを示す為である。

- 9/ abču süidkegsen kemen öčigsen-i üjebesü minu qoni-yi
 取って消費した』と 供述したのを見ますと、私の羊を
- 10/ qulayırsan kümün, qulayai qaltar mön bolqu tula, bayıçayan
 盗んだ 人は、盗人 ハルタルであります ため、調べ
- 11/ sidkejü qulayuydaysan qonin-u oru-i olıayulqu-i küsemüi
 処罰して、盗まれた 羊 の代償を（犯人から私に）与えることを求めます」
- 12/ kemen medegülümüi,
 と 申している。
- 13/ qulayai ayusi-yin öčikü anu, bi suburyačın-u daruy-a yombu-yin
 盗人 アヨーシの供述 は（以下の通り）。「私はソボルガチンの長³¹² ゴンボの
- 14/ ĵakıryan-u labjıy-a aysan-u nıgedüger köbegün ene ĵıl tabın ĵurban
 管轄下の 故ラブジャーの長 男です。今 年五十三
- 15/ nasutai, ečege eke kedüyin ükügsen, edüge em-e keüked-yin
 才です。父 母はずっと以前に死にました。今、妻 子 と
- 16/ qamtu nıgen ger-tü aĵü törün sayumui, ayusi minu bıy-e-i urıda
 とともに一つの天幕で生 活しております。私アヨーシ自身に以前
- 17/ tusıyal-un sıülingge duyar, tus otuy-un qulayai qaltar-yin bıy-e-i
 地位の シュレンゲであるドガルが、そのオトクの盗人 ハルタル³¹³の身柄を
- qadayalara
 預かるように
- 18/ tusıyaysan-i dayaju, qulayai qaltar-yin bıy-e-i öberün ger-tü qadayalan
 命じたのに従って、盗人 ハルタルの身柄を自分の天幕に預かって

312いかなる職名なのか不明。ソボルガチンは、「仏塔の人」というような意味である。

313詳しいことは不明であるが、おそらくハルタルはイフシャビであって、ドガルの管轄するオトクに居たものと思われる。シュレンゲとはオトク内の役人の職名である。この文書で、従犯ハルタルの処罰に関して何も記されていないのでは、彼が一般の遊牧民と違うイフシャビであって、旗長の管轄下にはなかったからであろう。彼の処罰は、イフシャビの管理機構の中で、また別に執行されたはずである。萩原2001bを参照。

19/ sayuǰu büküi-dür, ene jil dörben saradu bile, edür-i martaba, genedte
おり ましたところ、今年四 月で ありました。日は 忘れ ました。突然

20/ qulayuqu sanay-a egüskeǰü, qulayai qaltar-dur, jöblebesü t(ere)³¹⁴
盗もうという気を 起こし、盗人 ハルタルに相談し、彼が

21/ darui jöbsiyermegče, bi tegünü yarun yab-a-yi sulalan talbiysan-du
すぐに承知するやいなや、私は彼の 手 枷 をはずしておきましたので、

22/ mön qaltar, nigen edür-ün söni oyir-a sayuy-a urida ülü taniqu badaričin lama-
その ハルタルは、ある 日 の 夜、近くに 住む 以前には面識のない托鉢 僧

yin
の

23/ čedürülen talbiysan mori-i niyün unuǰu morduyad, nigen qosiyun-u
足ひもをかけて置いた³¹⁵ 馬 にこっそり乗って出て、 同じ旗 の

24/ arad oruy-yin qonin-ača, eng-ün qoni nige-yi qulayun abčirayad,
平民オロクの羊 から、普通の羊 一頭を盗んで 連れてきて、

25/ mön kü badaričin-u mori-i uy baiysan yaǰar-tur keb-iyer čedürülen
その 托鉢僧の馬を もといた 所 にもと通り足ひもをかけて

26/ talbiysan-i uy eǰen jisüm-iyer olǰu quriyan abuysan, qulayun
置いたのをもとの持ち主がもと通りに 得て回 収しました。盗んで

27/ abčiraysan qonin-u miq-a-i qaltar bidener qamtubar qubiyan ideǰü süidkegsen,
持ってきた羊 の肉 をハルタルと私とで一緒に 分けて 食べ消費しました。

28/ bi egünü urida bürintü jasayči-yin terigün on-du
私は、これより以前 同 治 元 (1862) 年に

314この単語も、最初のtを除いて消えていて、判読不能なので、()内に綴りを推定して書いた。これもザガスター氏と同じ推定である。

315モンゴルでは、乗用馬が遠くに行かずかつその周辺で自由に草を食べ回ることができるように、足をひもでつないで放置することが多い。普通は、前足2本と後足1本との計3本を相互につなぐ。

39/ ene kereg-ün qulayai ayusi-yi urida sidkegsen kereg-ün yosuɣar
この事件の 盗人 アヨーシを以前に処罰した事件のゆえに³¹⁷、

40/ ǰerge nemegülǰü qorin edür döngge dönggelegülǰü ǰayun tasiyur
(罰の) 等級を追加して、二十 日間、枷を 付けさせて 百回 鞭

41/ ǰangčǰü sidkey-e,
打って 処罰しよう。

42/ egüni ǰiryuyan saradu sidken dayusqǰi,
これを六 月 に 処罰し終えた。

A 7 9

1/ ǰanggi ülemǰibayar sumun-u lama čültüm-yin medegülükü anu,
佐領 ウレムジバヤル (の管轄の) ソム のラマ、チュルトウムが申すこと は、

ene tabun sarayin qorin
(以下の通り。) 「この五 月 二十

2/ dörben-ü edür qoyitu keyid-yin ǰaǰar-a qamtu sayuday nigen sumun-u lama ayvang-i
四 日、北の 寺院の 所 でいっしょに住んでいる同じ ソム のラマ、アクワ
ンに、

3/ ayil-ača usu abčirayulqu-bar ǰuyun keleǰü gerte orkiyad, minu biy-e ayil-ača
家から 水を持って来させようと頼み、(彼を)天幕に残して 私 自身は家 から

4/ dongbu abqu-bar ǰaruyad qariysan-du tere ayvang gerte eǰügüi-dür abdar
水差しを取って来ようと出て、 帰った 時、そのアクワンが天幕に居ないので 箱の

5/ doturaki yayum-a-yi üjebesü qubi-yin qoyar čen-yin ün-e tayačaqu vangdan qaday
中にある 物 を見ると、私自身の二 錢 の 価格に相当する中ぐらいのハダク

³¹⁷アヨーシが再犯者であったことを指す。ここでは「以前に処罰した事件に従って」と訳して、あたかも過去の判例に則ったかのような文言と解釈することも不可能ではない。しかし、判例の適用はこの事件の状況に適合しないので、文脈から判断してこう訳しておく。Sagaster1967, p.107でも、この訳になっている。

6/ nige ügei-dür terekü ayvang-ni qulayuysan bolqu uçar-yi mön keyid-yin
一枚がないので、その アクワンが 盗んだ はずであることを、この寺院の

(lama) dangjin-iyar
ラマ、ダンジンをして

7/ kelegülügsen-dü tere minu qaday-yi qulayun abču irgen batu-du qudaldyuysan kemen
いわせたところ、その私の ハダクを盗み 取って漢人バトに売った と (アクワ
ンが)

8/ kelegsens tula, odu-a qulayai lama ayvang-ni bayičayan sidkejü qulayuuydaysan
いったので、今 盗人たるラマ、アクワンを取り調べて処罰し、盗まれた

9/ yayum-a-ni ün-e-yi olyayulqu-yi erisügei kemen medegülümüi,
物 の 価格を 償わせることを求めましょう」と 申している。

A 7 8

1/ qulayai lama ayvang-u öčikü anu, bi
盗人たるラマ、アクワンの供述するには、「私は

2/ beyise la (闕字) -yin qosiyun-u sumun-u janggi ülemjibayar-yin jakiryan-u
貝子 ラ (闕字) の 旗 の 佐 領 ウレムジバヤルの管轄下の

3/ buyan-yin aqamad köbegün ene jil qorin doluyan nasu,
ポヤンの長 男です。今年二十七 才です。

4/ (抬頭) sayin bilig-i badarayuluyči süm-e-yin yažar-a nom-un suryaγuli dayažu sayumui,
(抬頭) 「良き 知性を広める 寺」の 所で 經典の 修得に 従事しておりま
す。

5/ ene tabun sarayin qorin dörben-ü edür nigen keyid-tü sayuqu tus
この五 月 二十四 日、同じ 寺院に 住む この

6/ sumun-u lama čültüm-yin-dü oruysan-du, mön čültüm, ayvang
ソム のラマ、チュルトウムの所に入った 際、そのチュルトウムが私

- 7/namayigi ayil-ača usu abčirču öggümüü kemen γuyun kelejü,
 アクワンに、家から水を取って来てくれるかと 頼み、
- 8/ tegünü biy-e ayil-ača dongbu abčirqu(-bar) γaruysan-du, bi genedte
 彼 自身は家から水差しを取り に 出た 時、私は急に
- 9/ qulayuqu sanay-a törüjü, tegünü abdaran-du ayuluysan qoyar čen-yin
 盗もうという考えが生じ、彼の箱 に 保管してあった二 銭の
- 10/ ün-e tayačaqu öngge vangdan qaday nige-i γayčayar qulayun abču,
 価格に相当する色つきの中ぐらいのハダク一枚を一人で 盗み 取り、
- 10/ (čültüm-i irekü-yin urida γaruyad)
 チュルトウムが来る 前に出て、(我々の)
- 11/ qariyatu qosiyun-du qudalduyalar-a iregsen sabarčin irgen batu-du
 所属の旗 に 商売 に来た 陶工の 漢人バトに
- 12/ qubi-yin kemen qayuran kelejü (boubu jerge-eče) qudalduyad, abuysan yayum-a-i qubi-dur
 自分のだと うそをついて菓子などと 取り替えて、得た 物 を自ら
- 13/ jaručayulju süidkegsen daray-a, kereg tokiyaysan lama čültüm, qamtu
 消 費した 後、被害にあった ラマ、チュルトウムが、いっしょに
- 14/ sayuqu lama dangjan-i yabuyulju, ayvang či minu abdaran-ača
 住んでいるラマ、ダンジャンをよこして、アクワンよ、おまえは私の箱 から
- 15/ öngge vangdan nige-i qulayuži kemen üge tulyan kelegülügsen-dü,
 色つきの中ぐらいの (ハダク) 一枚を盗んだだろう、と 詰問していわせた際、
- bi
 私が、
- 16/ qulayuysan uçar-i ilerin kelegsens-dür, qariyatu lama
 盗んだ 事を白状する と、管轄のラマ、
- 17/ čoyungdui-du medegüljü, minu biy-e-i bariyulba, bi egünče öber
 チョゴンドイに知らせて 私 自身を捕らえさせました。私はこれ以外に

18/ qulayun yabuysan ba, edüge qulayuqui -dur nöbür nama-yin
盗んだこと（はなく）、今回 盗む 際に 共犯

19/ kümün ügei minu tümen ün-en bile, yal-a-i duratai-a küliyesügei
者が ないのは 確かに 本当 です。罪 を喜んで 受けましょう。」

20/ barayun yarun
右 手の

21/ kemen öčimüi, qulayai lama ayvang-ni quvay-a,
と 供述している。盗人たるラマ、アクワンの (指紋の押捺) 画押

22/ erkei-yin
親指 の

23/ bayičayabasu toytaysan qauli-dur qulayuysan yayum-a-yin ün-e
調べてみると 定めた 法律に「盗んだ 物 の 価格が

24/ nigen lang-ača doruyisi bolbasu teregülegsen qulayai-i jiran
一 両 以下 ならば 首犯の 盗人 を六十回

25/ tasiyur jangči kemejüküi, eyimü-yin tula, lama čültüm-yin
鞭 打て」と 述べてある³¹⁸。こ の ためラマ、チュルトウムの

26/ qoyar čen-yin ün-e tayačaqu qadaγ nige-i γayčayar qulayuysan
二 銭 の 価格に相当するハダク一枚を一人で 盗んだ

27/qulayai lama ayvang-ni qauli yosuyar šar-a-i saptulaju jiran
盗人たるラマ、アクワンを法律に従って 僧籍を剥奪し³¹⁹、六十回

28/ tasiyur jangči ju sidken, qulayu ju süidkegsen qadaγ-ni ün-e-i
鞭 打って 処罰し、盗んで 消費した ハダクの価格を

29/ qulayai-yin ner-e-yin दौरаča kögegen γarya ju kereg tokiyaysan kümün-dü
盗人 の 名 下に 徴 収し、被害 者に

318 萩原1988を参照。

319 同じく萩原1988を参照。

30/ olɣayuluy-a, kerebe qulayai tölükü činege ügei aqul-a, qariyatu
与えさせよう。もしも盗人に支払う力がなければ、所属の

31/ ĵakiruysad-tur tulɣan tölügöljü dayusayay-a,
管理者たちに負わせ支払わせて終結させよう。

32/ tabun saradu sidkeĵüküi,
五 月 に 処罰した。

主要参考文献

和文文献

有高 巖

1940：「元代の訴訟裁判制度の研究」（『蒙古学報』1、pp.1-39）

石橋崇雄

1987：「『欽定八旗則例』考」（聯合報文化基金会国学文献館編『第一届中国域外漢籍国際学術会議論文集』台北、聯経出版事業公司、pp.573-587）

1997：「マンジュ（manju, 満洲）王朝論」（森正夫他編『明清時代史の基本問題』汲古書院、pp.285-318）

1998：「清朝国家論」（『岩波講座世界歴史13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成 16-18世紀』岩波書店、pp.173-192）

2000：『大清帝国』講談社、254p.

石濱裕美子

2001：『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店、383p.

井上 治・永井 匠・柳澤 明

1999（書評）：「*arban doluduyar jayun u emiin-e qayas tu qolbuydaqu mongyul üsüg ün biäg debter* [十七世紀蒙古文文書檔案（1600-1650）]」（『満族史研究通信』8、pp.89-109）

井上絃一

1991：「パラディウスの南ウスリー踏査記-----翻訳と解説-----」（畑中幸子・原山煌編『東北アジアの歴史と社会』名古屋大学出版会、pp.123-194）

今堀誠二

1955：『中国封建社会の機構-----帰綏（呼和浩特）における社会集団の実態調査』、日本学術振興会。

岩村 忍

1954：「元典章刑部の研究-----刑罰手続き-----」（『東方学報』24、pp.1-114）

植田捷雄・魚返善雄・坂野正高・衛藤藩吉・曾村保信

1954：『中国外交文書辞典（清末篇）』丸善、1985年国書刊行会復刻

内田智雄・日原利国（校訂）

1966：『律例対照定本明律国字解』創文社、861p.

宇野伸浩

2002：「チンギス・カンの大ヤサ再考」（『中国史学』12、pp.147-169）

岡 洋樹

1988a：「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程-----牧地の問題を中心として-----」（『史学雑誌』97-2、pp.1-32）

1988b：「定辺左副将軍の権限回収問題と「将軍・参贊大臣・盟長・副将軍辦理事務章程」」（『史観』119、pp.16-29）

1992：「第三代ジェヴツンダムバ・ホトクトの轉生と乾隆帝の対ハルハ政策」（『東方学』83、pp.95-108）

- 1993a : 「ハルハ副将軍について」 (『日本モンゴル学会紀要』 22・23、pp.1~13)
- 1993b : 「清代モンゴル史研究の史料について」 (『史滴』 14、pp.62-65、柳澤他 1993のシンポジウム報告の中の一部)
- 1994a : 「ホヴド・オオルト旗の成立……乾隆期中葉におけるザサク期に関する一考察……」 (『松村潤先生古希記念清代史論叢』 汲古書院、pp.95-108)
- 1994b : 「清朝国家の性格とモンゴル王公」 (『史滴』 16、pp.54~58)
- 1998a : 「清代ハルハ・モンゴルの比丁冊」 (東北大学東北アジア研究センター『東北アジア研究』 2、pp.211-234)
- 1998b : “The Mongols and the Qing Dynasty……The North Asian feature of Qing rule over Mongolia”, *Facets of Transformation of the Northeast Asian Countries*, ed. by Tadashi Yoshida & Hiroki Oka, Tohoku University, pp. 129-151.
- 1999a : 「清代モンゴル・ザサク旗官制について……外モンゴル・ハルハ・セツェン＝ハン部中末旗を事例として……」 (『集刊東洋学』 81、pp.1-18)
- 1999b : 「清代ハルハ・モンゴルにおけるタイジと随丁……ハルハ東路セツェン＝ハン部中末旗を事例として」 (東北大学国際文化学会『国際文化研究』 6、pp.29-43)
- 2004 (口頭発表) : 「清初のザサク旗について」 (日本大学『八旗学習会』於日本大学塩原研修所での口頭発表)

小沢重男

- 1989 : 「江実先生の訃」 (『日本モンゴル学会紀要』 19、p.126)

小野 浩

- 1993 : 「「とこしえの天の力のもとに」……モンゴル時代発令文の冒頭定型句をめぐって……」 (『京都橘女子大学研究紀要』 20、pp.209-187)

片岡一忠

- 1976 : 「「清朝の回民政策」の再検討……清実録記事を中心に……」 (大阪教育大学『歴史研究』 13、pp.59-79)
- 1977 : 「刑案資料よりみたる清朝の回民政策」 (広島史学研究会『史学研究』 136、pp.1-24)
- 1998 : 「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢国の関係」 (『駒沢史学』 52、pp.240-263)
- 1999 : 「印制にみえる清朝体制……清朝と八旗・外藩・朝貢国・中国内地の関係……」 (筑波大学歴史・人類学系『歴史人類』 27、pp.179-240)

加藤九祚

- 1991 : 「ロシアの中国学者イアキンフ＝ピチューリン」 (大修館書店『月刊しにか』 2-7、pp.82-87)

加藤 直人

- 1978 : 「『欽定回疆則例』について」 (『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』、pp.614-627)
- 1993 : 「入関前清朝の法制史料」 (滋賀秀三編『中国法制史……基本史料の研究』

東京大学出版会、pp.539-583)

河内良弘

1996：『満洲語文語文典』京都大学学術出版会、346p.

河内良弘・清瀬義三郎則府

2002：『満洲語文語入門』京都大学学術出版会、222p.

蒲地典子

1985：「檔案資料にもとづく清代手続き法の研究」（『近代中国研究彙報』7、pp.1-14）

楠木賢道

1999a：「清初、入関前におけるハン・皇帝とホルチン部首長層の婚姻関係」（『内陸アジア史研究』14、pp.45-63）

1999b：「天聰年間におけるアイシン国の内モンゴル諸部に対する法支配の推移」（『社会文化史学』40、pp.20-37）

2000：「天聰五年大凌河攻城戦からみたアイシン国政権の構造」（『東洋史研究』59-3、pp.1-34）

2001：「清朝の八旗に組み込まれたジャルート部モンゴル族」（筑波大学大学院歴史・人類学研究科『自然・人間・文化---地域統合と民族統合---』、pp.29-39）

2003（口頭発表）：「シボの八旗編入再考-----ジャサク旗から上三旗へ-----」（2003年度満族史研究会大会、於日本大学での口頭発表）

窪田 新一

1984：「『オラーン=ハツァルト』にみる18・19世紀モンゴルの裁判制度」（『大正大学大学院研究論集』8、pp.183-192）

1986：「大連図書館蔵未紹介清代モンゴル文史料について」（『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』57、pp.26-28）

1988：「『貝子廟清律』について」（『大正大学大学院研究論集』12、pp.207-218）

栗林 均

2003：『『華夷訳語』（甲種本）モンゴル語全単語・語尾索引（東北アジア研究センター叢書第10号）』東北大学東北アジア研究センター、178pp.

栗林 均・确精扎布

2001：『『元朝秘史』モンゴル語全単語・語尾索引（東北アジア研究センター叢書第4号）』東北大学東北アジア研究センター、954p.

興安総署調査科

1934（編）：『蒙古律例』（満州国）興安総署調査科（調査資料第三輯）、109p.、康徳元年（1934）7月（東京大学東洋文化研究所所蔵）

江 實（ごうみのる）

1942（編）：『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成 土默特特別旗之部第一輯』蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟公署発行、387p.

1943（発行）：『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成 土默特特別旗之部第一輯翻譯第一号』蒙古聯合自治政府蒙古文化研究所・巴彥塔拉盟公署共編、71p.

- 1967：「蒙疆」（『歴史教育』15-9・10、Ppp. 62-68）
- 1986：「私の歩んだ道……蒙古文の〈蒙古源流〉の八写本を追って……」（明治書院月刊『日本語学』、pp.92-102）
- 櫻井俊郎
- 1992：「明代題奏本制度の成立とその変容」（『東洋史研究』51-2、pp.1-29）
- 佐口 透
- 1963：『18-19世紀東トルキスタン社会史研究』吉川弘文館、755p.
- 佐藤 長
- 1971：「モンゴリアと清朝」（『岩波講座世界歴史13』pp.103-114、岩波書店）
- 滋賀秀三
- 1984：『清代中国の法と裁判』創文社、401p.
- 1987：「淡新檔案の初歩的知識……訴訟案件に現われる文書の類型……」（島田正郎博士頌壽記念論集刊行委員会編『東洋法史の探求』、汲古書院、pp.253-286）
- 1988：「清代州縣衙門における訴訟をめぐる若干の所見……淡新檔案を史料として……」（『法制史研究』37、pp.37-61）
- 1993（編）：『中国法制史——基本史料の研究——』東京大学出版会、890p.
- 島田 正郎
- 1980：『清末における近代的法典の編纂……東洋法史論集第三……』創文社、413p.
- 1981：『北方ユーラシア法系の研究……東洋法史論集第四……』創文社、508p.
- 1982：『清朝蒙古例の研究……東洋法史論集第五……』創文社、938p.
- 1986：『明末清初モンゴル法の研究……東洋法史論集第六……』創文社、748p.
- 1992：『清朝蒙古例の実効性の研究……東洋法史論集第七……』創文社、388p.
- 1995：『北方ユーラシア法系通史』創文社、182p.
- 1996（書評）：「萩原守著「清朝蒙古例の淵源の一形態……北京図書館所蔵モンゴル文法規『崇徳三年軍律』を手がかりにして」（『法制史研究』46、pp.297-299）
- 城臺 正
- 1937（訳）：『前清欽定理藩院則例（刑罰篇）訳註』油印本（ガリ版）、蒙古事情研究会、157p.、昭和12年（1937）1月1日、新京（東京大学東洋文化研究所仁井田文庫所蔵）
- 須江 隆
- 2000：「祠廟の記録が語る「地域」観」（宋代史研究会編『宋代人の認識』汲古書院、pp.29-55）
- 杉山清彦
- 2001：「大清帝国史のための覚書……セミナー「清朝社会と八旗制」をめぐる……」（『満族史研究通信』10、pp.110～126）
- 杉山正明
- 1990a：「元代蒙漢合璧命令文の研究（1）」（『内陸アジア言語の研究』5、pp.1-

31)

1990b: 「草堂寺闕端太子令旨碑の訳註」 (『史窓』 47、 pp.87-106)

1991: 「元代蒙漢合璧命令文の研究 (2)」 (『内陸アジア言語の研究』 6、 pp.35-55)

大同印書館編輯部

1937 (編): 『(改訂日文) 満洲制裁法規』 大同印書館、通算頁の表示なし、康徳4年(1937)4月30日初版、新京(東京大学東洋文化研究所、国会図書館等第三版所蔵)

高遠拓兒

2001: 「清代地方秋審の手續と人犯管理-----乾隆年間における提犯・巡歴・留禁の問題をめぐって」 (『史学雑誌』 110-6、 pp.35-57)

2004: 「清代秋審制度の機能とその実態」 (『東洋史研究』 63-1、 pp.36-69)

高橋文治

1991: 「太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨訳註」 (『追手門学院大学文学部紀要』 25、 pp.422-405)

田中克彦

1969: 「大島清庫倫出張報告書」 (『遊牧社会史探究』 41、 pp.1-46)

田中謙二

2000: 『田中謙二著作集 第二巻』 汲古書院、466p. (特にpp.275-457所収の「元典章文書の研究」)

谷井俊仁

1993: 「清律」 (滋賀秀三編『中国法制史-----基本史料の研究』 東京大学出版会、 pp.623-656)

谷井陽子

2000: 「倣招から叙供へ-----明清時代における審理記録の形式-----」 (夫馬進編『中国明清地方档案の研究』 科学研究費補助金研究成果報告書、 pp.57-86)

2003 (口頭発表): 「逃人裁判と満洲的中国統治」 (2003年度満族史研究会大会、於日本大学での口頭発表)

田村實造

1944: 「清朝の蒙古統治策」 (東亜研究所編『異民族の支那統治研究、清朝の辺疆統治政策』 pp.13-97、至文堂)

1971: 『中国征服王朝の研究(中)』、東洋史研究会、655p.

田山 茂

1954: 『清代に於ける蒙古の社会制度』 文京書院、397p.

1967: 『蒙古法典の研究』 日本学術振興会、300p.

檀上 寛

1997: 「初期明帝国体制論」 (『岩波講座世界歴史11、中央ユーラシアの統合』 岩波書店、 pp.303-324)

- 張 晋藩 (著)、何 天貴・後藤武秀 (訳)
 1993：『中国法制史 (上)』中央大学出版部、311p.
 1995：『中国法制史 (下)』中央大学出版部、381p.
- チンゲル
 2002 (口頭発表)：「『グッシ・ハーン法典』の成立-----『アルタン・ハーン法典』に対する疑問」(『2002年度日本モンゴル学会春季大会 (於大正大学)』での口頭発表)
- 手塚利彰
 2002 (口頭発表)：「『アルタンハンの法典』について-----全体像の提示とチベット語テキストに即した考証を主として-----」(『2002年度日本モンゴル学会秋期大会 (於龍谷大学)』での口頭発表)
- 寺田浩明
 1989 (口頭発表)：「清代法制史研究と檔案研究」(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『東アジアの社会変容と国際環境』のシンポジウム「清朝檔案の研究」における口頭発表、1989年12月9日、レジュメあり)
 1990：「清代司法制度研究における「法」の位置づけについて」(『思想』792、pp.179-196)
 1994：「明清法制史学の研究対象について」(『法学』58-3、pp.1-50)
 1995：「清代民事司法論における「裁判」と「調停」-----フィリップ・ホアン (Philip C. C. Huang) 氏の近業に寄せて-----」(『中国史学』5、pp.177-217)
 1997：「権利と冤抑-----清代聴訟世界の全体像」(『法学』61-5、pp.1-84)
- 黨 武彦
 1998：「清朝における地方文書行政システム-----仁井田陞博士旧蔵清末蘇州府昭文県文書を中心として-----」(『専修法学論集』72、pp.121-184)
- 富谷 至
 1998：『秦漢刑罰制度の研究』同朋社、p.403.
- 内藤乾吉
 1960：「西域發見の唐代官文書の研究」(西域文化研究会編『西域文化研究 第三敦煌吐魯番社会經濟資料 (下)』法藏館、pp.9-111) (後に「西域發見唐代官文書の研究」として内藤乾吉1963、pp.223-345に再録)
 1963：『中國法制史考證』有斐閣、345p.
- 中砂明德
 1997：「江南史の水脈-----南宋・元・明の展望-----」(『岩波講座世界歴史11、中央ユーラシアの統合』岩波書店、pp.177-200)
- 中見立夫
 1992：「モンゴル研究 世界に窓」(『朝日新聞』1992年11月12日付夕刊)
- 中村篤志
 2002a：「モンゴル国立歴史中央文書館所蔵の財産関係文書-----清代ハルハ・トシェート=ハン部左翼後旗の文書について」(『歴史』98、pp.123-142)

2002b：「財産関係文書を通じてみた清代モンゴル旗社会の社会関係」（『集刊東洋学』87、pp.114-134）

中村茂夫

1973：『清代刑法研究』東京大学出版会、266p.

中村 淳・松川 節

1993：「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」（『内陸アジア言語の研究』8、pp.1-92）

中村裕一

1991：『唐代官文書研究』中文出版社、551p.

1996：『唐代公文書研究』汲古書院、675p.

仁井田 陞

1937：『唐宋法律文書の研究』東方文化学院東京研究所、1967年大安より再版、857p.

1959：『中国法制史研究、刑法』東京大学出版会、1980年補訂再版、705p.

萩原 守

1986：「清代内蒙古帰化城トゥメト旗の公文書について」（大阪大学『待兼山論叢』史学篇20、pp.45-66）

1988：「清代モンゴルにおける刑事的裁判の事例-----清朝蒙古例、実効性の証明を中心にして-----」（『史学雑誌』97-12、pp.1-38）

1989a（口頭発表）：「19世紀ハルハにおける若干の裁判文書について」（日本モンゴル学会春季大会での口頭発表、1989年5月20日、於亜細亜大学、レジュメあり）

1989b（口頭発表）：「清代のモンゴル文裁判文書をめぐって」（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『東アジアの社会変容と国際環境』のシンポジウム「近代内モンゴルの史料と研究動向」における口頭発表、1989年7月1日、レジュメあり）

1990：「一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移」（『東洋史研究』49-3、pp.114-138）

1993：「清朝の蒙古例-----『蒙古律例』『理藩院則例』他」（滋賀秀三編『中国法制史-----基本史料の研究』東京大学出版会、pp.623-656）

1994：「清代モンゴルの法制史に関する研究-----地方裁判文書へのアプローチ-----」（『三島海雲記念財団 研究報告書』平成五年度（第31号）、pp.117-120）

1995a：「清朝蒙古例の淵源の一形態-----北京図書館所蔵モンゴル文法規『崇徳三年軍律』を手がかりにして」（『東洋学報』76-3・4、pp.33-59）

1995b（口頭発表）：「清代モンゴルのイフ・シャビに対する刑事的裁判」（国立民族学博物館共同研究「ユーラシアにおける遊牧民形成の歴史民族学的研究」における口頭発表、1995年度9月19日、レジュメあり）

1996（書評）：「島田正郎著『北方ユーラシア法系通史』」（『法制史研究』46、

pp.247-251)

- 1997a (口頭発表) : 「清代モンゴルのイフ・シャビ (活仏の領民) に対する刑事的裁判」 (第45回法制史学会研究大会における口頭発表、1997年10月5日、於甲南大学、レジュメあり)
- 1997b (口頭発表) : 「文書史料とモンゴル法制史」 (東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『東アジアの社会変容と国際環境』のシンポジウム「モンゴル文書史料の世界」における口頭発表、1997年10月25日、レジュメあり)
- 1997c : 「清朝支配下のモンゴル、モンゴルの独立から現代まで」 (小長谷有紀編『アジア読本モンゴル』河出書房新社、pp.87-98)
- 1999 : 「『ト・ワンの教え』について-----一九世紀ハルハ・モンゴルにおける遊牧生活の教訓書 -----」 (『国立民族学博物館研究報告別冊』20、pp.213-285)
- 2000 : 『清代モンゴルにおける裁判文書・裁判制度の研究』平成9年度~平成11年度文部省科学研究費補助金基盤研究(c) (2)研究成果報告書、126p.
- 2001a : 「『ハルハジロム』の判例集『オラーンハツァルト』に収録されている判例の条文番号整理」 (小長谷有紀編、平成10年度~12年度文部省科学研究費補助金基盤研究(A) (2)研究成果報告書『モンゴル高原における遊牧の変遷に関する歴史民族学的研究』、pp.57-80)
- 2001b : 「清代モンゴルのイフシャビに対する法律の適用-----大活仏の領民と刑事裁判-----」 (『史林』84-4、pp.100-127)
- 2004a : 「清朝治下諸地域の法制史に関する研究状況」 (島根県立大学『北東アジア研究』7、pp.57-68)
- 2004b : 「K.Sagaster氏紹介モンゴル文裁判文書A77の再検討」 (『満族史研究』3、pp.147-155)
- 2005 : 「モンゴル民族の法制の歴史」 (松原正毅他編著『ユーラシア草原からのメッセージ』平凡社、pp.316-338)

羽田 明

1982 : 『中央アジア史研究』臨川書店、523p.

浜下武志

1990 : 『近代中国の国際的契機』東京大学出版会、315p.

1997 : 『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、232p.

林 章

1955 : 「蒙古律令について-----その性格と慣習法-----」 (ユーラシア学会編『内陸アジアの研究』ユーラシア学会研究報告3、ユーラシア学会、pp.321-336)

平野 聡

2004 : 『清帝国とチベット問題-----多民族統合の成立と瓦解』名古屋大学出版会、322p.

藤枝 晃

1971：『文字の文化史』岩波書店、280p. (1991年に同書店から再版)

二木博史

1977：「訳注白樺法典(1)」(『遊牧社会史探究』50、pp.10-19)

1981a：「白樺法典について」(『アジア・アフリカ言語文化研究』21、pp.49-73)

1981b：「訳注白樺法典(2)」(日本モンゴル学会『モンゴル研究』12、pp.50-63)

1983a：「訳注白樺法典(3)」(日本モンゴル学会『モンゴル研究』14、pp.12-27)

1983b：「ハルハ・ジロムの成立過程について」(『一橋研究』8-1、pp.60-75)

1987a：「清代ハルハ・モンゴルの奴隷解放文書について」(『東洋法史の探求-----島田正郎博士頌壽記念論集-----』汲古書院、pp.21-43)

1987b(書評)：「島田正郎著『明末清初モンゴル法の研究』」(『法制史研究』37、pp.238-242)

船田善之

2001：「「色目人」の実像-----元の支配政策」(『月刊しにか』大修館書店、12-11、pp.16-21)

堀 直

1998：「回疆犯科帳-----清代漢籍史料からみたる社会の一断面-----」(『甲南大学紀要 文学編』105、pp.24-43)

2001a：「回疆社会経済史研究とマンジュ語史料-----佐口透氏所蔵の一文書の紹介-----」(『満族史研究通信』10、pp.82-109)

2001b：「回疆の社会経済文書について-----チャガタイ語文書の紹介を中心として-----」(『西南アジア研究』54、pp.84-107)

松川 節

1995a(書評)：「D. Cerensodnom & M. Taube 著 *Die Mongolica der Berliner Turfangsammlung*」(『東洋史研究』54-1、pp.105-122)

1995b：「大元ウルス命令文の書式」(『待兼山論叢』29、pp.25-52)

1997：「カラコルム出土1348年漢蒙碑文-----嶺北省右丞郎中總管収糧記-----」(『内陸アジア言語の研究』12、pp.83-98)

袁輪靖博

1998：「モンゴル民法の概要と特色」(九州産業大学『商経論叢』39-1、pp.99-119)

1999a：「モンゴルの憲法制度」(大村泰樹・小林昌之編『東アジアの憲法制度』アジア経済研究所、pp.87-116)

1999b：「発展途上国に対する法律整備支援について-----ADBの対モンゴル支援を題材として----- (1)」(九州産業大学『商経論叢』40-2、pp.185-207)

1999c：「同上(2)」(九州産業大学『商経論叢』40-3、pp.317-336)

1999d：「同上(3・完)」(九州産業大学『商経論叢』40-4、pp.29-58)

2000a：「モンゴル新民法草案の全体構造-----現行法、旧法との比較-----」(九州産

業大学『商経論叢』41-1、pp.157-181)

2000b: 「モンゴルの民主化について (1)」 (九州産業大学『商経論叢』41-2、pp.91-108)

2000c: 「モンゴルの民主化について (2・完)」 (九州産業大学『商経論叢』41-3、pp.95-126)

2001: 「モンゴルにおける民主化の過程」 (岡野加穂留・大六野耕作編『比較政治学とデモクラシーの限界-----臨床政治学の展開-----』東信堂、pp.331-355)

2002: 「モンゴルの司法制度・司法改革」 (小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、pp.11-35)

宮崎市定

1954: 「宋元時代の法制と裁判機構」 (『東方学報』24、pp.115-226。後に『宮崎市定全集11 宋元』岩波書店、1992年、pp.137-258に収録)

宮 紀子

1999a: 「鄭鎮孫と『直説通略』(上)」 (『中国文学報』58、pp.46-74)

1999b: 「鄭鎮孫と『直説通略』(下)」 (『中国文学報』59、pp.99-132)

2001: 「程復心『四書章句』出版始末攷-----大元ウルス治下における江南文人の保挙-----」 (『内陸アジア言語の研究』16、pp.71-122)

2003: 「モンゴルが遺した「翻訳」言語-----旧本『老乞大』の発見によせて----- (上)」 (『内陸アジア言語の研究』18、pp.53-96)

蒙古自治邦政府興蒙委員会

1942 (編): 『蒙古律例』蒙古自治邦政府興蒙委員会 (興蒙委民資料第4号)、74p.、成紀737年 (1942) 10月、張家口 (東京大学東洋文化研究所所蔵)

蒙古連盟自治政府巴彥塔拉盟公署官房

1939 (編): 『蒙古連盟自治政府巴彥塔拉盟公署官房巴彥塔拉盟要覽』厚和 (フフホト)

森川哲雄

1983: 「十七世紀前半の帰化城をめぐって」 (『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、pp.373-390)

森田憲司

2001: 「中華の伝統文化とモンゴル」 (『月刊しにか』大修館書店、12-11、pp.44-49)

柳澤 明

1993: 「新バルガ八旗の設立について-----清朝の民族政策と八旗制をめぐる一考察」 (『史学雑誌』102-3、pp.45-79)

1999: 「ホーチン=バルガ (陳巴爾虎) の起源と変遷」 (『社会科学討究』129、pp.87-111)

柳澤 明・宇野伸浩・永井 匠・井上 治・石濱裕美子・岡 洋樹

1993: 「シンポジウム報告モンゴル文字史料について」 (『史滴』14、pp.49-66)

矢野仁一

1925：『近代蒙古史研究』弘文堂書房、468p.

山腰敏寛

1994（編）：『清末民初文書読解辞典（改訂増補版）』汲古書院、152p.（改訂増補前の初版は1989年）

2004（編）：『中国歴史公文書読解辞典』汲古書院、252+35p.

吉川幸次郎

1954：「元典章に見えた漢文吏牘の文體」（『東方学報』24、pp.367-396）

吉田順一他

1998（訳注）：『『アルタン=ハーン伝』訳注』風間書房、663p.

四日市康博

2001（口頭発表）：「モンゴル帝国におけるジャルグチについて-----qubiとの関わりから-----」（日本モンゴル学会2001年度秋季大会での口頭発表レジュメ）

2002：「ジャルグチとビチクチに関する一考察-----モンゴル帝国時代の行政官-----」（『史観』147、pp.33-52）

若松 寛

1987：「ラマインゲゲーン考」（『中央ユーラシア史の再構成-----新出史料の基礎的研究』昭和61年度科学研究費補助金（総合研究A研究成果報告書）、pp.47-61）

臨時台湾旧慣調査会

1905：『清国行政法』全7巻、1972年再版、汲古書院。

中文・漢文文献

亦隣真

2001a（加藤雄三訳）：「1276年龍門禹王廟パスバ字令旨碑を読む-----ニコラス・ポッペ訳註の書評を兼ねて-----」（『内陸アジア言語の研究』16、pp.133-154）

2001b（加藤雄三訳）：「元代直訳公文書の文体」（『内陸アジア言語の研究』16、pp.155-172）

王 東平

2003：『清代回疆法律制度研究（1759-1884年）』黒竜江教育出版社、316p.

2004：「清代回疆刑法研究」（『民族史研究』5、pp.316-341）

季 永海・劉 景憲

1988（訳編）：『崇徳三年満文檔案訳編』遼瀋書社、284p.

広文書局

1972（編）：「蒙古律例」（『史料四篇（長春真人西遊記校注・蒙古律例）』台湾・広文書局、活字組版、通算頁の表示なし）

呉 海航

2000：『元代法文化研究』北京師範大学出版社、332p.

- 吳 連書
1988:「内蒙古土默特旗歷史檔案評述」(中国檔案学会編『少数民族檔案史料評述學術討論會論文選集』北京、檔案出版社、pp.79~95)
- 札奇斯欽
1980:『蒙古史論叢(上)(下)』学海出版社、台北、上下計1320p.
- 徐 曉光・陳 光国
1994:「清朝对“蒙古例”、《理藩院則例》的制定与修訂」(『内蒙古社会科学(文史哲版)』1994年第3期、総第85期、pp.52-57)
- 徐 醒生
1999:『清朝治藏行政法規』五洲伝播出版社、123p.
- 申 曉亭
1985:「北図所蔵蒙文珍本崇徳三年《軍律》」(『文献』19、pp.111-115)
- 達力扎布
2004:「康熙三十五年《蒙古律例》研究」(『民族史研究』5、pp.95-221)
- 单 士魁
1987:『清代檔案叢談』紫禁城出版社、151p.
- 中央研究院歷史語言研究所
1972(編):『明清史料』(再版)(全15冊)
中華書局
1985-1987(出版):『清実録』(全60冊)
- 中国社会科学院中国边疆史地研究中心
1988a(編):『蒙古律例・回疆則例』(中国边疆史地資料叢刊、総合卷)全国図書館文献縮微複制中心(影印版、通算頁の表示なし)
1988b(編):『清代理藩院資料輯録』(中国边疆史地資料叢刊、総合卷)全国図書館文献縮微複制中心(簡体字ワープロによる印刷、通算頁の表示なし)
- 中国第一歴史檔案館
1989(訳編):『清初内国史院満文檔案訳編、上・中・下』光明日報出版社、(上)528p.、(中)482p.、(下)406p.
- 張 羽新
2002:『清朝治藏典章研究、上・中・下』中国蔵学出版社、(三冊通算)1513p.
- 趙 雲田
1988:「清代理藩院、理藩院資料和理藩院研究」(中国社会科学院中国边疆史地研究中心1988bの卷末、pp.1-24に収録)
1989:『清代蒙古政教制度』中華書局、321p.
- 張 永江
2001:『清代藩部研究』黒竜江教育出版社、358p.
- 張 我徳・楊 若荷・裴 燕生
1996(編著):『清代文書』中国人民大学出版社、280p.
- 張 佳生
1999:『満族文化史』遼寧民族出版社、700p.

- 趙 志忠
2000：『清王朝与西藏』華文出版社、216p.
- 張 晋藩・郭 成康
1988：『清入関前国家法律制度史』遼寧人民出版社（清史研究叢書）、599p.
- 陳 高華
1994：「元朝的審判機構和審判程序」（『東方學報 京都』66、pp.159～198）
- 鄭 秦
2000：『清代法律制度研究』中国政法大学出版社、510p.

特木額

- 1989（口頭発表）：「内蒙古近現代檔案史料的管理与利用」（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『東アジアの社会変容と国際環境』のシンポジウム「近代内モンゴルの史料と研究動向」における口頭発表、1989年7月1日、レジュメあり）

多杰才旦

- 1987（編）：『欽定理藩部則例』中国蔵学出版社、3帙、計18冊.

八省区蒙古語文工作協作小組弁公室

- 1979（編）：『全国蒙文古旧図書資料聯合目録』内蒙古人民出版社、448p..

包 桂芹

- 1995（編著）：『清代蒙古官吏伝』民族出版社、1098p.

包 祥

- 1980：「一三四〇年昆明蒙文碑銘再釈読」（『民族語文』1980-4、pp.43～51）

楊 選第・金峰

- 1998（校注）：『理藩院則例』内蒙古文化出版社、511p.

雷 栄広・姚 楽野

- 1990：『清代文書綱要』四川大学出版社、261p.

李 保文

- 2002：「康熙六年<蒙古律書>」（『歴史檔案』2002-4、pp.3～11）

劉 広安

- 1993：『清代民族立法研究』中国政法大学出版社、185p.

劉 文傑

- 1988：『歴史文書用語辞典（明・清・民国部分）』四川人民出版社、202p.

モンゴル文字蒙文文献

Altan-orgil（金峰）

- 1988a (ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig1* (『呼和浩特史蒙古文献資料匯編 1』), öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社), 480p.
- 1988b(ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig2* (『呼和浩特史蒙古文献資料匯編 2』), öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社), 372p.
- 1989a(ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig3* (『呼和浩特史蒙古文献資料匯編

- 3]) , öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) , 588p.
- 1989b(ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig4* (『呼和浩特史蒙古文献资料汇编 4』) , öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) , 444p.
- 1989c (ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig5* (『呼和浩特史蒙古文献资料汇编 5』) , öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) , 292p.
- 1989d(ed.) : *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig6* (『呼和浩特史蒙古文献资料汇编 6』) , öbür mongγul-un suyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) , 488p.
- Čebel, Ya. (Я.ЦЭВЭЛ)
- 1962 : “mongγul-un alban bičig-ün ulamjilal” , *ОЛОН УЛСЫН МОНГОЛ ХЭЛ БИЧГИЙН ЭРДЭМТНИЙ АНХДУГААР ИХ ХУРАЛ 4-р дэвтэр*, Ulanbator, pp.85-107.
- Li baowen (李 保文)
- 1997(ed.) : *arban doluduyar jaγun-u emün-e qaγas-tu qolbuydaqu mongγul üsüg-ün bičig debter* (『十七世紀蒙古文文書檔案』) , 内蒙古少年儿童出版社, 417p.
- Nasunbaljur, Č.(ed.)
- 1963: *Qalq-a jirum*, Ulanbatur, 94 p.
- Nayiraltu · Altanorgil (尼日拉图 · 金峰)
- 1989(ed.) : *γadayadu mongγul-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-u qauli jüil-ün bičig (degedü, douradu)* (『理藩院則例、上·下』) , öbür mongγul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) , 902p.
- 欧文文献
- Alinge, C.
- 1934: *Mongolische Gesetze, Darstellung des geschriebenen mongolischen Rechts (Privatrecht, Strafrecht u. Prozeß)*, Leipzig, 157 p.
- Ayalon, D.
- 1971-1973: “The Great Yasa of Chingiz Khan, a reexamination,” *Studia Islamica* 33(1971), pp.107-756; 34(1971), pp151-180; 36(1972), pp.113-158; 38(1973), pp.107-156.
- Barkmann, U. B.
- 1999: *GESCHICHTE DER MONGOLEI oder Die Mongolische Frage*, Bonn, Bouvier Verlag, 422p.
- 2000: *Landnutzung und historische Rahmenbedingungen in der äusseren Mongolei/ Mongolischen Volksrepublik (1691-1940)*, Osaka, National Museum of Ethnology, 173p.
- Bawden, Ch.
- 1969a: “The investigation of a case of attempted murder in eighteenth-century Mongolia,” *BSOAS (Bulletin of the School of Oriental and African Studies)* 32-3, pp.571-592.
- 1969b: “A case of murder in eighteenth-century Mongolia,” *BSOAS* 32-1, pp. 71-90.

- 1969c: "A juridical document from nineteenth-century Mongolia" ,*Zentralasiatische Studien* 3, pp. 225-256.
- 1971: "A Mongol document of 1764 concerning the repopulation of Ili" ,*Zentralasiatische Studien* 5, pp. 79-94.
- Butler, M.E.
1983: *The Mongolian Legal System, Contemporary Legislation and Documentation*, London, 2 vols, 995p.
- Cerensodnom, D. & Taube, M.
1993: *Die Mongolica der Berliner Turfangsammlung*, Akademie Verlag , Berlin, 230p.
- Haenisch, E.
1940: *Steuergerechtheite der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft*. Leipzig. (Berichte über der Verhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig.Phil.-hist.Klasse.92.Band, 1940.2.Heft.)
- Hagihara, M.
2000: "Mongol law of Qing dynasty and judgment system in Mongolia, 17-19th century," *BULLETIN of KOBE UNIVERSITY of MERCANTILE MARINE* 1, pp.195-200.
- Heissig, W.
1954: "Ein mongolischer zeitgenössischer Bericht über der Öloteneinfall in Tibet und die Plünderung von Lhasa 1717" ,*Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 104-2, pp. 391-411.
- Heuschert, D.
1998: *Die Gesetzgebung der Qing für die Mongolen im 17. Jahrhundert*, Wiesbaden, 272 p.
- Hyakinth, Mönch (=Бичурин, Иакинф)
1832: *Denkwürdigkeiten über die Mongolei*. Aus dem Russischen übersetzt von Karl Friedrich von der Borg., Berlin, 426 p. (大阪府立夕陽丘図書館大原文庫所蔵)
- Legrand, J.
1976: *L'administration dans la domination Sino-Mandchoue en Mongolie Qalq-a, Version mongole du Lifan Yuan Zeli*, Paris, 221 p.
- Meisezahl, R. O.
1973: "Die Handschriften in den CITY OF LIVERPOOL MUSEUMS (1)" , *ZENTRALASIATISCHE STUDIEN* 7, pp.221-284
- Meserve, Ruth I.
2000: "Legal and Illegal Livestock Theft" , *Central Asiatic Journal* 44-1, pp.45-66
- Morikawa, T.
1980: "On the Documents of the K'ang-hsi Period of Köke Qota-Yin Tümed Qosigu (The Tümed banner of Köke Khota)" , Ch'en Chieh-hsien (ed.), *Proceedings of the Fifth East Asian Altaistic Conference* , Taipei, pp.131-139.
- Oka H.
1998: "The Mongols and the Qing dynasty; The North Asian feature of Qing rule over

Mongolia” , *Facets of Transformation of the Northeast Asian countries*, ed. By Yoshida T. & Oka H., Tohoku University, pp.129-151.

Poppe, N.

1957: *The Mongolian Monuments in hP'ags-pa Script*. Second Edition translated and edited by John R. Krueger. Wiesbaden (Göttinger Asiatische Forschungen 8)

Rashidonduk

1977: “A sixteenth century Mongol code” , *ZENTRALASIATISCHE STUDIEN* 11, pp.7-34

Ratchnevsky, Paul

1961: “Die mongolische Rechtsinstitution der Busse in der chinesischen Gesetzgebung der Yüan-Zeit” , *STUDIA SINO-ALTAICA, Festschrift für Erich Haenisch zum 80. Geburtstag*, ed. by H. Franke, Wiesbaden.

1974: “Die Yasa (jasaq) Činggis-khans und ihre Problematik” , in *12th PIAC*, pp.471-487.

1993: “Jurisdiction, Penal Code, and Cultural Confrontation under Mongol-Yaün Law” , *Asia Major, new Series* 3, 6-1, pp.160-179.

Riasanovsky, V., A.

1929: *Customary law of the Mongol tribes; Mongols, Buriats, Kalmucks*, Harbin, 306 p.

リヤザノフスキー著、興安総署調査科訳『蒙古民族の慣習法』（満洲国・興安総署調査科、新京、康德元年（1934）初版、康德五年（1938）一部省略再版）

1937: *Fundamental Principles of Mongol Law*, Tientsin, 1937, reprint. Indiana Univ., 1965, 343p. リヤザノフスキー著、青木富太郎訳『蒙古法の基本原理』（生活社、1943年。原書房、1975年、452p.）（本稿での引用は原文・和訳とも再版本による）

Sagaster, K.

1967: “Zwölf mongolische Strafprozessakten aus der Khalkha-mongolei” , *Zentralasiatische Studien* 1, pp. 79-129.

Sanders, J.K. Alan

1987: *Mongolia: Politics, Economics, and Society*, London, 179p.

Sugiyama M.

1987: “The 'Phags-pa Mongolian Inscription of the *Buyantu-qayan's* Edict in Yuanshi xian 元氏縣, belonging to *Č'aqa'an-balaqasun*” , *Zinbun* 22, pp. 17-24.

1988: “The 'Phags-pa Mongolian Inscription of *Toyon-temür qayan's* Edict” , *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 46, pp. 1-6.

Vreeland, H.H.

1957: *Mongol community and kinship structure*, Human Relations Area Files, 359p. ブリーランド著、愛宕松男抄訳「西北蒙古ナロバンチン寺領における遊牧モンゴルの経済・社会生活（上）（下）」（『遊牧社会史探究』第16冊pp.1-37、1962年及び第26冊pp.1-59、1964年。内陸アジア史学会編『内陸アジア史論集第二』国書刊行会、pp.253-349、1979年に（上）（下）とも再録。）

キリル文字蒙文文献及びロシア語文献

Авирмэд,Э., Дашцэдэн,Д, Совд,Г

1997: *Монгол хууль*, Улаанбаатар, 108 р.

Батсайхан, О., Лонжид, З., Хажидсүрэн, Ч. (ed.)

1995: *Зарлигаар тогтоосон Монгол улсын хууль зүйлийн бичиг*, Улаанбаатар, 274 р.

Баярсайхан, Б.

2001: *Монгол цаазын бичиг*, Улаанбаатар, 419 р.

2004: *mongyol cayaajin-u bicig*, Улаанбаатар, 376 р.

Бира, Ш

1975: *X VI зууны нэгэн монгол цаазны бичиг, Шинжлэх ухааны академийн мэдээ, нийгэмийн ухаан*, 1975-3, Улаанбаатар

Бичурин, Иакинф (Никита Яковлевич Бичурин また Монах Иакинфあるいは Якинф Бичуринとも)

1828: *Записки о Монголии*, Санкт-Петербург, 2vols., 230 p., 339 p. (国会図書館及び国立民族学博物館所蔵)

Болдбаатар, Ж., Лүндээжанцан, Д.

1997: *Монгол улсын төр, эрх зүйн түүхэн уламжлал*, Улаанбаатар, 393 р.

Горохова, Г. С.

1980: *Очерки по истории Монголии в эпоху маньчжурского господства (конец X VII - начало X X в.)*, Москва, 131 р.

Дариймаа, А.

1986: *Монгол хуний нэрийн товч толь*, Улаанбаатар, 204р.

Дылыков, С. Д. (ed.)

1965: *Халх джирум*, Москва, 339 р.

1981: *Их цааз 〈Великое уложение〉*, Москва, 148 р.

1998: *Цааджин бичиг*, Москва, 341 р.

Дэндэв (ed. by Б. Баярсайхан)

2002: *Монголын эрт эдүгээгийн хууль цаазны туухийн сэдэв дэвтэр*, Улаанбаатар, 103р.

Ермаченко, И. С.

1974: *Политика маньчжурской династии Цин в Южной и Северной Монголии в X VII в.*, Москва, 195 р.

Жалан-аажав, С.

1958: *Халх журам бол Монголын хууль цаазны эртний дурсгалт бичиг*, Улаанбаатар, 115 р.

1996: *Улаан хацарт*, Улаанбаатар, 52р.

Златкин, И. Я.

1957: *Очерки новой и новейшей истории Монголии*, Москва, 299 р.

- Липовцов, С.В.
1828: *Уложение китайской палаты внешних сношений*, Санкт–Петербург, 2vols., 362 р., 319 р. (東洋文庫所蔵)
- Навааннамжил, Г.
1956: *Өвгөн бичээчийн угуулэл*, Улаанбаатар, 287 р.
- Насилов, А. Д.
2002: *Восемнадцать степных законов-----Памятник монгольского права X VI- X VII вв.*, Санкт-Петербург, 159 р.
- Нацагдорж, Ш.
1961: *Улаан хацарт*, Улаанбаатар, 139р.
1972: *Сум хамжлага шавь ард*, Улаанбаатар, 136р.
- Норовсамбуу, Г.
1975: *Монголын архив–албан хэрэг, тууний бичгийн хэв*, Улаанбаатар, 135 р.
1979: *Албан хэргийн баримт бичигт архивын боловсруулалт хийх, хадгалах зарим ажиллагаанд зөвлөмж*, Улаанбаатар, 92 р.
- Пучковский, Л. С.
1957(ed.): *Монгольские бурят–монгольские и ойратские рукописи и ксилографы Института востоковедения, том I История, Право*, Москва–Ленинград, 275р.
- Пэрлээ, Х
1974: “Халхын шинэ олдсон цааз эрхэмжийн дурсгалт бичиг” , *Монгол ба Төв Азийн орнуудын соёлын туухэнд холбогдох хоёр ховор сурвалж бичиг*, pp.3-139, Улаанбаатар.
- Ринчен, Б
1979: *Монгол ард улсын угсаатны судлал хэлний шинжлэлийн атлас*, Улаанбаатар.
- Рязановский, В.А.
1931: *Монгольское право ----преимущественно обычное*, Харбин, 306 р. リヤザノフスキイ著、東亜經濟調査局訳『蒙古慣習法の研究』（財団法人東亜經濟調査局、1935年、450р.）
- Сазыкин, А. Г.
1988(ed.): *Каталог монгольских рукописей и ксилографов института востоковедения Академии наук СССР, том I*, Москва, 506р.
- Содовсүрэн, Б.
1989: *Хувьсгалын өмнөх Монголын төр ба хууль цааз (1911-1920)*, Улаанбаатар, 110 р.
- Сономдагва, Ц.
1961: *Манжийн захиргаанд байсан уеийн ар Монголын засаг захиргааны зохион байгуулалт (1691–1911)*, Улаанбаатар, 131р.
- Сэржээ, Ж.
1991: *Монгол хуний нэрийн лавлах толь*, Улаанбаатар, 52р.
- Цэдэв, Д.
1964: *Их шавь*, Улаанбаатар, 92р.

Чимид, Ө.

1958: *Манжийн турэмгийлэгчдийн үе дэх Монголын эмэгтэйчүүдийн дарлагдал*,
Улаанбаатар, 64р.

Шархүү, Ц.

1984: “Дөрвөн аймгийн засаг хошуудын засаг ноёдын товч шастир”, (大阪外国語大学
『モンゴル研究』 7, pp. 119-210.)

清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究

(平成13～16年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (2) 研究成果報告書)

課題番号 13610420

萩原 守著 神戸大学国際文化学部

2005年3月30日発行